

平成29年第4回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（12月4日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 認定第1号 平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	17
11. 日程第5 認定第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	29
12. 日程第6 認定第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	29
13. 日程第7 認定第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	29
14. 日程第8 認定第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	29
15. 日程第9 認定第6号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	29
16. 日程第10 認定第7号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	29
17. 日程第11 認定第8号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	29
18. 日程第12 認定第9号 平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	29
19. 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度志布志市一般会計補正予算（第3号）)	40
20. 日程第14 議案第54号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	41
21. 日程第15 議案第55号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい	

		て .....	42
22.	日程第16	議案第56号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	44
23.	日程第17	議案第57号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について .....	45
24.	日程第18	議案第58号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について .....	46
25.	日程第19	議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について .....	48
26.	日程第20	議案第60号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について .....	60
27.	日程第21	議案第61号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について .....	61
28.	日程第22	議案第62号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について .....	62
29.	日程第23	議案第63号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について	63
30.	日程第24	議案第64号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について .....	63
31.	日程第25	議案第65号 財産の取得について .....	64
32.	日程第26	議案第66号 学林地の立木の処分について .....	65
33.	日程第27	議案第67号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号） .....	68
34.	日程第28	議案第68号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） .....	76
35.	日程第29	議案第69号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号） .....	77
36.	日程第30	議案第70号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号） ..	78
37.	日程第31	議案第71号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号） .....	79
38.	日程第32	同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて .....	81
39.	日程第33	同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて .....	82
40.	日程第34	同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて .....	82
41.	散 会	.....	83
<b>第2号（12月5日）</b>			
1.	議事日程	.....	84
2.	出席議員氏名	.....	85
3.	欠席議員氏名	.....	85
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	.....	85

5. 議会事務局職員出席者	85
6. 開 議	86
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	86
8. 日程第2 一般質問	86
野村 広志	86
小野 広嗣	103
八代 誠	128
9. 延 会	137

### 第3号（12月6日）

1. 議事日程	138
2. 出席議員氏名	139
3. 欠席議員氏名	139
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	139
5. 議会事務局職員出席者	139
6. 開 議	140
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	140
8. 日程第2 一般質問	140
持留 忠義	140
平野 栄作	152
丸山 一	170
鶴迫 京子	183
9. 散 会	199

### 第4号（12月7日）

1. 議事日程	200
2. 出席議員氏名	201
3. 欠席議員氏名	201
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	201
5. 議会事務局職員出席者	201
6. 開 議	202
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	202
8. 日程第2 一般質問	202
小園 義行	202
9. 日程第3 議案第72号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す	

		る条例の制定について	223
10. 日程第4	議案第73号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	224
11. 日程第5	議案第74号	平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	225
12. 日程第6	議案第75号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	226
13.	散会		227

## 第5号（12月20日）

1.	議事日程		228
2.	出席議員氏名		230
3.	欠席議員氏名		230
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		230
5.	議会事務局職員出席者		230
6.	開議		231
7. 日程第1	会議録署名議員の指名		231
8. 日程第2	報告		231
9. 日程第3	議案第55号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい て	231
10. 日程第4	議案第56号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	232
11. 日程第5	議案第57号	志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制 定について	233
12. 日程第6	議案第58号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条 例の一部を改正する条例の制定について	234
13. 日程第7	議案第59号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	236
14. 日程第8	議案第60号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について	237
15. 日程第9	議案第61号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について	237
16. 日程第10	議案第62号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について	237
17. 日程第11	議案第63号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について	237
18. 日程第12	議案第64号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管 理者の指定について	243
19. 日程第13	議案第65号	財産の取得について	244
20. 日程第14	議案第66号	学林地の立木の処分について	245
21. 日程第15	議案第67号	平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	246
22. 日程第16	議案第68号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	253

23. 日程第17	議案第69号	平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	254
24. 日程第18	議案第70号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	255
25. 日程第19	議案第71号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第2号）	256
26. 日程第20	陳情第7号	「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」 が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書	257
27. 日程第21	議案第72号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について	260
28. 日程第22	議案第73号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	262
29. 日程第23	議案第74号	平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	263
30. 日程第24	議案第75号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	266
31. 日程第25	発議第5号	道路事業予算の総額確保等に関する意見書について	267
32. 日程第26		閉会中の継続審査申し出について（総務常任委員長）	268
33. 日程第27		閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）	268
34. 閉 会			268

平成29年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月 4日	月	本会議	開会 会期の決定 28年度決算関係（委員長報告・討論・採決） 議案上程
5日	火	本会議	一般質問
6日	水	本会議	一般質問
7日	木	本会議	一般質問
8日	金	委員会	常任委員会
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	休 会	
12日	火	休 会	
13日	水	休 会	
14日	木	休 会	
15日	金	休 会	
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	
19日	火	休 会	
20日	水	本会議	委員長報告・討論・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度志布志市一般会計補正予算(第3号))
議案第54号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第60号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について
議案第61号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第62号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について
議案第63号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第64号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
議案第65号	財産の取得について
議案第66号	学林地の立木の処分について
議案第67号	平成29年度志布志市一般会計補正予算(第4号)
議案第68号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第69号	平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第70号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)
議案第71号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)
議案第72号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

議案第75号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

陳情第7号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

発議第5号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

閉会中の継続審査申し出について

（総務常任委員長）

閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）



### 3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 野村 広 志	1 人口減少社会への向き合い方について	(1) 本市が取り組んでいる人口減少対策について、平成31年度までに掲げた目標値を達成できるのか、また、若年層の転出抑制とUターン促進戦略は効果的に機能しているのか問う。  (2) 現在、本市の子供たちが「高校生が残したくなる地域づくり」について主体的に話し合いを進めているが、そのような声を聞き、施策の参考にする考えはないか問う。	市 長  市 長 教育委員長
	2 農業振興について	(1) 本市が進めてきた農業政策が、どの程度効果的に機能し、農業者の所得に反映されてきたのか、効果と検証について問う。  (2) 農業生産工程管理（GAP）認証の取得について、本市の現状と今後の取り組み方について問う。	市 長  市 長
2 小野 広 嗣	1 2025年問題について	(1) 2025年には、これまで国を支えてきた団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、各種社会保障の給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとの指摘がある。本市ではこの問題についてどのように認識しているのか。  (2) 本市の「地域包括ケアシステム」の現状と今後の更なるシステム構築に向けて、どのように考えているのか。	市 長  市 長
	2 ヘルプカードの普及促進について	(1) 障がいや難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめカードに記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して周囲に伝える「ヘルプカード」を作成、配布する動きが全国の自治体で広がっているが、本市も取り組むべきではないか。	市 長
	3 教員の働き方改革について	(1) 文部科学省が発表した公立小中学校教員の勤務実態調査で、1か月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が小学校で34%、中学校では58%もいるなど過酷な勤務実態が明らかになったが、本市の小中学校の教職員の勤務状況と負担軽減に向けた取り組みについて示せ。	市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
3 八代 誠	1 政治姿勢について	(1) 今任期4年間の総括について問う。 (2) 6月定例議会において出馬表明されたが、次期市長選挙に向けての思いを問う。	市長 市長
	2 リサイクル・ごみ分別について	(1) 民間が経営・管理している戸建住宅や集合住宅における現状と、今後の対策について問う。	市長
4 持留 忠義	1 園芸振興について	(1) 本市のいちご栽培面積は、10年前と比較すると約5割程度に減少している。そこで、今後の対策について見解を問う。 (2) いちごについて、ブランド産地としての指定は受けられないか問う。	市長 市長
	2 飼料稲（WCS）の管理について	(1) 市内の飼料稲（WCS）の作付面積について問う。 (2) ここ数年、飼料稲（WCS）については病害虫が発生し、近隣のほ場にも病気の転移が見られる。病害虫防止策とその指導体制はどのようなになっているか問う。	市長 市長
	3 鳥獣被害の軽減対策及び地域活性化について	(1) ここ3年間の市内の鳥獣別の被害状況について問う。 (2) 阿久根市では有害鳥獣捕獲事業補助金として、捕獲活動事業や活動犬見舞事業、イノシカ流通対策事業を実施しているが、本市でもこのような事業に取り組み、解体処理施設の設置を検討する考えはないか。	市長 市長
	4 茶業振興について	(1) お茶の価格については、依然として低迷が続いている。過去5年間の価格の推移について問う。 (2) 茶業における活動火山周辺地域防災営農対策事業、産地パワーアップ事業の実績とその効果について問う。 (3) 緑茶輸出のための残留農薬検査に係る支援や、国内外の販路拡大の現状について問う。 (4) 市内では、大麦若葉栽培が拡大してきているが、市場価格の変動に備えた保険制度の活用について問う。	市長 市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
5 平野 栄作	1 住宅政策について	(1) 有明地区では、児童数の減少対策及び地域活性化を図るため、民間活力を導入し、地域活性化住宅の建設に取り組んできたが、15年の期間到来により、用地が住宅建設者の所有地になることから以下の点について問う。 ① 本事業については、居住者に対するアンケート等が実施されているが、今後の事業の流れについて問う。 ② 本事業進展後の本市における定住策の推進をどのように進めていくのか問う。	市 長
	2 消防災害支援隊の拡充について	(1) 市消防災害支援隊設置要綱は平成21年6月24日に施行されている。これまで八野地区において組織されているが、以下の点について問う。 ① これまでの出動実績について ② 他地区での組織化に向けた取り組み状況について ③ 隊員の枠が消防団員の退職者に限定されているが、消防職員や自衛隊OB等へも拡充する考えはないか。	市 長
6 丸山 一	1 松くい虫対策について	(1) 日南海岸国定公園内の飛砂防備保安林としての市有林や、隣接する民有地の松が大量に枯れ始めているが、現状の認識と対応策について問う。	市 長
	2 道路行政について	(1) 東九州自動車道の野井倉地区にーフインターが開設されるとのことだが、そこへ接続する飯山・通山1号線と一丁田・宇都鼻線の交通量増加が懸念される。これらの路線の利便性向上と市民の安全性確保のための整備が急務であると考えるが、今後の対応策について問う。	市 長
7 鶴迫京子	1 公共施設の整備について	(1) 安楽、志布志、香月地区の公民館は条例公民館であるが、他の公民館との違いについて問う。  (2) 安楽地区公民館の年間行事と、生涯学習課が所管する講座等を含めた利活用の状況について問う。	教育委員長  教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 鶴迫京子	1 公共施設の整備について	<p>(3) 26～28年度までの3年間の利用者実績数と、今後の利用見込みについて問う。</p> <p>(4) 公民館を利用される方の、駐車場に対する認識の把握について問う。</p> <p>(5) 駐車場として、安楽分団消防詰所跡地、隣接する民有地やJ Aそお鹿児島安楽事業所跡地などの利活用は考えられないか。</p> <p>(6) 公共施設の設置の在り方として、公平性を保つためにも、公衆トイレと駐車場を完備した公園の設置が望ましいと思うが、その考え方について問う。</p>	<p>教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p>
	2 交通行政について	<p>(1) 志布志小学校周辺地域の「ゾーン30」実施について、平成28年6月に一般質問したが、その後の進捗状況を問う。</p> <p>(2) 志布志高校に通う市内生徒に限り、バス代を補助しているが、定期代の負担の大きさが近隣市町からの通学のネックになっている。地域活性化とともに大隅半島の教育振興を図るという大きな視点での生徒確保策として、市外生徒への補助は考えられないか。</p> <p>(3) 香月地区公民館の利用者による駐車場内での事故が発生している。事故発生後の防止策はとられているのか問う。</p>	<p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p>
8 小園義行	1 政治姿勢について	<p>(1) 庁舎等在り方研究委員会の議論と結果について問う。</p> <p>(2) 検討委員会を30年度に設置する、また選挙には明確な意思を持って臨むと以前答弁されているが、考えを問う。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p>
	2 教育行政について	<p>(1) 市報10月号に、教育委員会に対する外部評価委員会の評価が公表されている。生徒指導推進事業の評価と意見で「いじめや不登校問題はすべての児童生徒に起こり、いつどこで発生するか予見することは大変難しい」と評価され、意見として「不登校は家庭の要因が大きいと思われる」と述べている。このことに対する市長、教育委員長の見解を問う。</p>	<p>市長 教育委員長</p>

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8小園義行	3 職員の勤務の在り方について	(1) 本市のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に対する認識と現状を問う。 (2) パワーハラスメントに関しては規程や規則が無いが、制定する考えはないか問う。	市長 市長
	4 農業政策について	(1) 米の直接支払交付金が来年度廃止になるが、その影響について問う。 (2) 来年度以降の対策について問う。	市長 市長
	5 商業振興について	(1) 店舗リフォーム助成制度について、来年度以降も継続するべきと思うが、今後の方針について問う。	市長

## 平成29年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成29年12月4日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度志布志市一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第14 議案第54号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第55号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第56号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第57号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第58号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第60号 志布志市民センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第61号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第62号 志布志市老人憩の家指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第63号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第64号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指

定について

- 日程第25 議案第65号 財産の取得について
- 日程第26 議案第66号 学林地の立木の処分について
- 日程第27 議案第67号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第68号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第69号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第70号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第71号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第33 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長補佐 黒 川 晃	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松 山 支 所 長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広
港湾商工課長補佐 金 澤 利 男	松 山 支 所 産 業 建 設 課 長 中 吉 広 志

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹



午前10時00分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成29年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの17日間に決定いたしました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。  
陳情第6号は総務常任委員会へ、陳情第7号は文教厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第26期事業報告書及び決算書、第27期事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

#### 日程第4 認定第1号 平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、認定第1号、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（野村広志君） ただいま議題となりました認定第1号、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、10月5日、6日、10日、11日、12日の5日間にわたり、執行部から関係課長ほか、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告申し上げます。

はじめに、教育総務課・学校教育課について報告いたします。

教育総務課長、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小・中学校施設改修事業について、今後の年次的な整備計画は立っているのか、また、学校施設は対象も多いが、学校からの要望等については反映されているのかとただしたところ、小・中学校の施設改修については、平成28年度から計画的に実施している。各施設の調査結果を踏まえながら、学校の面積やこれまでの整備経過等を考慮し、優先度の高いものから年次的に、小学校2校程度、中学校1校程度ずつを整備していく計画である。施設整備については、毎年11月に学校要望ヒアリングを実施しており、管理の適正化、施設の安全性確保に資する整備が要望されていると認識しており、実施の可否の判断についても、安全性確保につながる整備を優先すべきであると考えているとの答弁でありました。

タブレットパソコン等の導入事業について、学校間及び教師間での習熟度に差が出ないような研修等は実施されたのかとただしたところ、研修については2回実施した。また、指導主事による年間30回から40回の学校訪問を実施し、活用状況の確認、校内研修を行っているとの答弁でありました。

学校・家庭・地域連携協力推進事業について、市内全ての小・中学校は、平成30年度から地域が参画するコミュニティ・スクールへ移行していくこととなっている。地域力や地域の人材によって、学校間の教育格差が生まれることが懸念されるのではないかとただしたところ、これまでの学校評議員制度から変わっていくことについて、地域の理解を深める必要があるため、先進的に取り組んだ学校の事例を研修会等で広報している。また、市内各地域の方々にも参加いただいた先進地視察等も実施したところである。新たな制度の理解を深めるよう計画的に取り組んでいくとの答弁でありました。

土曜学習教室事業について、受講者が117名となっているが、全中学生の何%になるのか。また、対象教科を数学・英語に絞った理由は何かとただしたところ、受講者は、全中学生の14.2%となっている。対象教科については、導入時において教師、生徒の意向を反映した結果であるが、教科数を増やして欲しいとの要望もあったため、29年度から自習時間に数学・英語以外の教科の学習を加え、講師への質問や教え合い等も許容する形に移行しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、生涯学習委託事業について、内容の固定化、見直し等が問題と認識されているが、講座内容の充実や人材確保についてどのように考えているのかとただしたところ、内容については、マンネリ化している部分もあると認識している。幅広い年代を対象としたアンケート等が必要であると考えており、29年度は、職員を対象にどのような内容の講座が望まれているかの、アンケート調査の実施を考えている。その結果を踏まえ、参加の少ない40代、50代に興味を持っていただけるような講座設置について、生涯学習センターと協議していきたいとの答

弁でありました。

サッカーフェスティバルの今後の開催については、国体開催に向けたグラウンド改修により使用できるグラウンドが制限されるが、30年度以降のサッカーフェスティバルの規模が縮小されるのかとただしたところ、29年度については、8コートを利用して開催された。30年度については、国体に向けた芝の休養や改修等も想定される。経済団体等からも縮小しないように、との要望等もあることから、6コートから8コートでの開催が可能となるよう会場を探していきたいとの答弁でありました。

志布志市校区公民館連絡協議会支援事業について、自治会未加入世帯の増加に伴う、運営費補助金算定基準の見直しが問題点として認識されているが、協議会内ではどのような声があるのか。また、支援事業の在り方について検討すべきではないかとただしたところ、公民館長からは、運営費補助は世帯割となっているため、自治会への加入促進や、世帯数の減少により補助金が少なくなることについて見直しを求める声が多くあった。支援の在り方については、所管課だけでなく市全体での取り組みが必要と考えており、市長からの指示等もあり、自治会活動の在り方等について今後研究していくとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、津波避難用ソーラーライト設置事業の財源については、県の「再生可能エネルギー等導入推進基金」に基づく補助金を全額充てているとの説明だったが、基金の現状についてただしたところ、基金は国の事業を基に県が造成したもので、それを原資に市町村に対して事業の募集を行っている。本市でも申請を行ったところ、2年連続で採択されてソーラーライトを設置したものである。平成29年度は基金残高が無いということで、新たに基金が積まれた時は、県から連絡をいただくことにしているとの答弁でありました。

長期保存文書電子化事業については、毎年度新たな長期保存文書が発生するため、続けていかざるを得ない事業だと思うが、今後も同一事業者へ委託していく方針なのか。また、災害等で電子化した文書のデータが失われないよう、クラウドに保管するとか、他の自治体とデータを保管し合うといった対応はとっていないのかとただしたところ、この事業については、これまでの実績を持つ同じ事業者へ委託したいと考えている。データは現在、庁舎内のサーバーのみで保存しており、今後、事業者等と災害時の対応を協議し、次年度の予算で何らかの対応をしていきたいとの答弁でありました。

消防団資機材整備事業について、28年度にAED3台が導入されている。各分団の消防車両へのAEDの設置はされているのか。また、消防団員に対して、AEDの使用についての研修は行われているのかとただしたところ、28年度は、AED3台を本庁・各支所の指揮車に設置した。現在、29年度から5か年計画で、各分団の消防車両にもAEDを設置するよう取り組んでいる。また、毎年、消防署に普通救命講習を依頼し、方面隊ごとに講習を行っていただく中に、AEDの取り扱いについても含まれており、そこで消防団員は研修を受けているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、告知放送端末管理事業について、28年度末と現時点での告知放送端末の設置状況について、また、自治会放送や校区别放送の減少の理由を、どのように分析しているかとただしたところ、28年度末で設置率85.2%の1万3,399台、平成29年8月末現在では、1万3,439台の設置になっている。自治会放送の運用については、各自治会に委ねており、パスワード・放送時間を入力して放送するが、自治会長が交代する際、パスワード等が引き継がれていないため、減少しているものと思われる。使い方について、引き続き3月の役員改選時期での周知徹底に努めたいとの答弁でありました。

行政放送番組の問題点として、手話による放送ができないかという点が挙げられているが、そのことについて28年度中にどのような協議をされたのかとただしたところ、行政放送番組を審査する行政放送番組審査会の中で、SBS元気告知版を手話で放送して欲しいという意見があった。BTVとも協議しており、市内の手話通訳士の確保や経費の問題も含めて、担当課となる企画政策課へ業務を引き継いでいるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

農政畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、茶機能実証事業の予算執行について、監査委員の意見書では、「検討課題を要する事項があったものの、おおむね適正に執行されている」とあるが、本委員会で不明な点はただしていく必要がある。決算後の監査までの状況、並びに今後の対策について、課内でしっかりと構築されているのかとただしたところ、今回の事案については、年度をまたいでの事業執行が、不適切な支出であることに対して認識が足りなかった。検査自体は、新年度予算が無い中で執行ということが判明し、関係課との協議の結果、27年度予算の一部返納を行い、28年度補正予算で対応することとなった。今回の件を受け、担当課としても反省し、今後は適切な執行をしていかなければならないと考えている。年度を越えての執行はできないことは当然のことであるので、基本に戻ってしっかりと課内で共有していくとの答弁でありました。

農業施設復旧支援事業については、共済等の加入推進が課題となるが、加入率の調査と、広く推進していく必要性についてただしたところ、共済組合などの加入率はかなり低いと聞いている。詳細は把握していないが、御指摘のとおり補助事業を受けた者は、共済加入が要件になっているので、調査して加入を推進していきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用済み紙オムツ再資源化事業について、28年度においては、技術的実証作業にあわせて、11月から市内3自治会、2介護施設を対象としたモデル回収を実施しているが、本格稼働時の処理施設の規模や設置場所も検討されているのかとただしたところ、市内、あるいは大隅半島域を回収対象とした場合、どの程度の施設が必要になるか、施設規模について

は検討しているが、設置場所については、処理に必要な水の確保、排水等の課題を含め検討中であるとの答弁でありました。

ごみ収集運搬・処理業務委託事業について、高齢化が進む中、ごみ出し困難者対策事業での救済もできなくなってくるのではないかと。また、分別排出の負担が要因となった市外への転出や、市外からの転入抑制につながっているという声が聞かれる。市民の意見を全て反映させることは不可能であるが、ごみ出しに対する市民の率直な声を聞き、方向性の見直し、検討が必要な時期に来ているのではないかとただしたところ、市民が住みやすい、暮らしやすい環境の確保が一番だと考えている。衛生自治会理事会や議会においても議論いただいているが、市民が暮らしやすい、出しやすいごみ出しを第一に、衛生自治会においても、その在り方を議論している。具体的な実行の段階には至っていないが、アンケートによる市民のニーズ調査や、意見の把握等に努めていくとの答弁でありました。

浄化施設の老朽化対策に関する議論の進捗についてただしたところ、曾於南部厚生事務組合、大崎町、本市で協議をしている。これまでに検討会を2回、福岡県大木町、熊本県八代市での先進地視察を1回実施している。今後の施設の在り方について結論は出ていないが、鹿児島県技術協会の専門家も交え、広域化も視野に入れた検討を行っているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

監査委員事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員研修が毎年行われているが、先進事例を含め、監査に係る最新情報は入手していないかとただしたところ、最新情報として、地方自治法等の一部改正により、平成30年から議会選出の監査委員について、自治体の意思により選出しないということが可能になる。これにより首長の判断で、より専門性の高い監査委員を置くことができることになる。また、これまで各自治体で内規的に定めていた監査基準は、今後、必ず策定しなければならない、などの情報があるとの答弁でありました。

策定が必須となる監査基準については、各自治体間で異なるものになるのかとただしたところ、監査基準については、自治体間で大きな差があるものではなく、国からある程度の基準が示されて、各自治体の監査委員が作り上げることになるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会だより発行事業について、27年度も問題点として、議会だよりの配布先と、それぞれの配布数について検討が必要としていたが、この1年間でどのように調査・検討されたのかとただしたところ、54か所の配布先のそれぞれの残数の調査を行い、予備分を含め各号平均で374部の残数があった。配布場所には目立つような工夫を行っているが、今後は印刷部数の検討も必要であると考えており、平成30年度の予算に反映させたいとの答弁でありました。

政務活動費を導入したことについて、事務局として業務量が極端に増えたということはないか。また、政務活動費に係る事務処理について、監査での指摘は無かったかとただしたところ、事務

量としては増えているが、条例に基づき交付するもので、職務として全うしなければならない。特に平成28年度は交付の初年度であり、事務局としては、いろいろと調べながら事務を執行しなければならない面もあったが、政務活動の交付により、一般質問等に、その成果が顕著に表れていると感じている。今後も議員間・会派間で協議し、より使いやすい交付金にしていきたいと考えている。監査では、ホームページで決算を公表していることもあり、事務処理上で特段の指摘は無かったとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コピー用紙代が年間260万円程度であるとの説明があったが、全庁分の購入なのかとただしたところ、本庁で使うコピー用紙は、会計課で一括購入している。平成28年度は265万円弱で610万枚分の購入を行った。それ以外にも各課で独自に購入している分はあるが、課長会を通じて、両面印刷や裏面の再利用など、用紙の節約について呼び掛けているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地の宅地転用について、以前から農地法の規制により、住居を建てるのが難しいが、農家住宅だけでなく、一般の方も転用可能な緩和措置は講じられないかとただしたところ、農地法の適用で宅地転用は難しい部分があるが、地域農業の振興に関する計画が2年前に策定され、条件がそろえば1種農地での農家住宅の転用が可能となった。しかし、一般住宅の転用は依然厳しい状況である。農地法による近年の緩和措置はないが、窓口相談があった場合は、許可要件の説明や建てられる場所についての助言などを行っているとの答弁でありました。

農業者年金支給業務委託手数料について、年金加入状況と委託業務の内容等についてただしたところ、現在、年金制度への加入者数は66人、受給者数は582人、28年度の新規制度加入者数は5人であった。12月から加入推進月間が始まるので、一人でも多くの方が農業者年金に加入できるよう取り組んでいきたい。農業者年金は、農業者の育成という観点で、農業委員会の業務となっており、掛け金は2万円から6万7,000円までの範囲となっている。収入の委託手数料については、農業者年金業務にかかる賃金、需用費、役務費に充当できるとの答弁でありました。

新しい農業委員会制度について、準備を進めていると思うが、今後のスケジュールと、農地最適化推進委員の具体的な業務内容についてただしたところ、10月、11月の市報で農業委員募集の周知を行う。11月14日から12月14日までを募集期間としている。今回の農業委員会制度改革の大きな趣旨は、農地等の利用の最適化の推進ということで、担い手への農地利用の集積、集約化を図ること、遊休農地の発生防止、解消を図ること、新規参入の促進を図ることが挙げられている。これらにより、農地利用の効率化、高度化の促進が図られるように農業委員、農地最適化推進委員、共に連携して進めていくことになるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成28年度の県下での徴収率の順位についてただしたところ、現在、28年度は、現年課税分・滞納繰越分を合わせた徴収率が95.92%で、27年度より徴収率は上がっているものの、県内43市町村の中では27年度と同じ8番目である。県内19市の中では3番目であり、27年度から順位をひとつ落としているとの答弁でありました。

納税における口座振替の推進状況と、コンビニ納付件数の動向についてただしたところ、市税全体の納付方法の割合は、口座振替が51.38%、納付書が30.84%、コンビニ納付が17.41%である。窓口での手続きの際や、納税相談の際にも口座振替を案内し、市報等での周知にも努めているが、加入率は伸び悩んでいる。年に一度、新規課税前の3月頃に、税目と対象者を絞って推進文書を送っている。平成28年度は、宮崎県、鹿児島県内の志布志市以外の方を中心に、固定資産税の課税者約750件に対して推進文書を送付したが、結果は48件程度の新規加入と厳しい状況であった。

コンビニ納付の割合は年々上昇しており、それに伴い、わずかではあるが口座振替の割合が減少している。財政面を考慮し、取扱手数料の安価な口座振替を今後も推進していきたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予防費、健康づくり費、母子保健費の委託料の不用額についてただしたところ、予防費については、インフルエンザ予防接種者の減が要因であるが、予防接種にかかる予算については、まん延防止のため残しておく必要があるため、不用額となっている。健康づくり費については、がん検診受診者の減が主な要因である。母子保健費については、14回分の検査受診券を発行している妊婦や乳幼児の健康診査受診者の減が主な要因であるとの答弁でありました。

曾於医師会夜間急病センター、都城救急医療施設事業費、大隅広域夜間急病センターそれぞれの負担金により、医療確保に努めているが、関係医療機関の専門医が対応できない症例発生時の救急医療の現状についてただしたところ、28年度の曾於医師会夜間急病センターの利用者数890人のうち、志布志市の利用者数は478人であった。来院時間については、19時から22時までが81.5%、23時から0時までが4.6%、0時から1時までが3.5%、1時から7時までが10.4%であり、19時から23時までには医師会会員医師による輪番制、23時から7時までには、曾於医師会勤務医による診療となっている。専門外の救急外来においては、専門医不在により応急処置ができず、救急隊による受入病院の確保に時間を要しているのが実態である。曾於医師会についても同様であり、県内で一番搬送時間を要している状況にある。鹿屋医療圏、都城医療圏と連携を取っているが、改善には至っていないとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、定住促進対策事業について、先進地ではワンストップ窓口を置き、総合的に施策を展開されている。本市でも、各課にまたがる施策をまとめた窓口を作る検討はされていないかとただしたところ、9月の一般質問を受け、定住促進の課を設けられている先進地の取り組み状況を電話で確認した。市民活動に直接関わる業務については組織化が必要であると考えている。自治会在り方検討委員会の委員と先進地研修に行っており、市民に分かりやすい窓口の在り方を含め検討を始めているとの答弁でありました。

自治会には、担当職員が配置されているが、自治会長との連携が取れている所とそうでない所がある。もう少し前向きに取り組むべきではないかとただしたところ、課長会では積極的な参加を職員に呼び掛けているが、ふるさとづくり委員会や自治会活動への参加率には一部差がある。30年度当初には、自治会担当職員に自治会に出向いてもらい、市の事業などを周知できるような形をとっていききたいと考えており、総務課とも協議を行うとの答弁でありました。

第2次志布志市総合振興計画策定事業について、問題点に計画の進行管理を挙げている。現在は、毎年7月頃にマネジメントシートで事務事業の評価を行い、決算に反映する流れが整理されているが、今後、計画期間中の事務事業の達成度合いが分かるような、視覚的な資料が必要である。各課では、所管する事業の進捗が分かるような、また、市長にも説明しやすい形の進行管理の在り方に取り組むべきではないかとただしたところ、目標に向けた進行管理が大切であることから、今年度は振興計画の目標達成度合いを測るためのシートを作成していく。毎年度で区切って達成度を点数化するもので、成果指標の捉え方も整理している。地方創生関連事業とあわせて作成しており、そのシートを使って計画の進捗状況を毎年度報告していきたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道伐採業務について、問題点として、伐採に係る費用が今後増えていくものと予想されるとあるが、具体的な対策は検討しているのか。機械化などを含めた、今後の対応を示せ。また、伐採時の飛散防止の対策など、作業員にどのような指導を行っているかとただしたところ、市道伐採業務については、ふるさと協議会への委託や、幹線市道維持管理業務、自治会へ依頼している集落伐採や、作業班による伐採を行っているが、一般質問での指摘も受け、担当者協議を行っている。集落伐採も参加自治会が減っている状況のため、作業班を増やすことや、幹線市道の委託本数を増やせないかなど、30年度予算に向けた協議を行っていく予定である。また、除草剤については、現在も使用しているが、IPM農法によるお茶への影響が無いような形で進めていきたい。機械化については、現在バックホーを本庁・各支所に1台ずつ、刈払機を一人1台ずつ配置しているが、機械の購入が難しいため、必要な場合は借りるなどして対応している。まずは作業員一人ひとりの技術指導を徹底していきたい。飛散防止対策については、ベニヤ板を使用して作業を行っているが、必ず使用するよう再度、指導を行った。また幅員が狭く、通行の妨げになるような道路などでは、現場の状況判断や危険予知をしながら作業を行



うよう指導したとの答弁でありました。

都市計画マスタープラン策定業務について、都市計画区域周辺では臨海工業団地の拡張に伴う企業誘致などが進められる一方で、若浜住宅、松波住宅が防災上の問題から棚上げ状態になっている。人口の集積を駅周辺と工業団地周辺で図りながら、その真ん中を更地で残すという考え方はどうなのか。そろそろ結論を出す時期にきているのではないか。マスタープラン策定にあたっての検討状況とあわせてただしたところ、マスタープランの進行状況については、示された全体像を基に、関係課との庁内会議や若手職員によるワークショップを開催し、若浜、松波住宅の問題も含め、コンサルタント業者の協力も得ながら協議している状況である。現時点では具体的な方向性は示されていないが、今後は、まちづくり委員会や都市計画審議会にも諮って、意見を求めていきたい。東日本大震災以来、若浜、松波住宅の件については、足踏み状態が続いている。周辺整備が進めば動線も変わっていくので、防災計画見直しの情報も共有しながら、関係課と連携して取り組んでいくとの答弁でありました。

公営住宅解体整備事業について、老朽化した公営住宅の入居者に対して、移転先を見つけるなど積極的な働き掛けはできないかとただしたところ、老朽化対策の一つとして、移転した場合に5年間の家賃助成を行う、家賃低廉化補助金を交付しており、これらの取り組みにより28年度も8世帯が移転した。今後も市内全域で移転推進を図っていきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会福祉協議会関連運営事業について、市民センターは社会福祉協議会の支所となっているが、老朽化により建物の傾きが見られる。そのような環境下での業務については、人体への影響も懸念されるが、対策は考えているのかとただしたところ、市民センターの現状については、御指摘のとおりである。昭和48年に建設され、耐震基準もクリアしていないので、現在、社会福祉協議会とも協議中である。市民センターをはじめ、福祉課が所管する施設については公共施設総合管理計画に基づき検討していくことになるが、社会福祉協議会が利用している現状を踏まえ、市民サービスへの影響等についても考慮しながら総合的に検討していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

保育所・認定こども園整備事業について、待機児童解消を目的としているが、整備後のみどり保育園及びあゆみ保育園の定員、市全体の待機児童の状況、定員に対する充足率についてただしたところ、みどり保育園の定員については、今後の見込等も考慮した上で、60人のままとしている。あゆみ保育園の定員については、整備前の40人から50人に増員した。本市においては待機児童はおらず、平成29年4月1日現在、市全体で103.4%の充足率となっているとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、車両管理事業について、外部講師による安全運転講習会や、自動車

学校での安全運転教育を実施しているが、どのような内容で、何人程度が受講しているのかとただしたところ、職員を半数に分け、隔年で外部講師による安全運転講習会と、実技による講習会を交代で受講してもらっている。また、実技講習に参加できなかった職員は、自動車学校での実技・講習を受けてもらっている。講習会の参加人数は、平成28年度は2回開催しており、それぞれ嘱託職員等を含め205名と356名が参加している。実技は6月29日から7月4日まで実施し、179名が参加している。自動車学校での安全運転講習には11名が参加しているとの答弁でありました。

公共施設等総合管理計画策定支援事業について、計画を進めていくために庁内検討組織の設置が必要としているが、今後、計画に基づく公共施設の管理をどのように進めていくのか。また、管理している公共施設が本庁、各支所合わせてどれくらいあり、個々の施設についての管理方針はどうなるのかとただしたところ、この総合管理計画に基づき、個々の建物について平成32年度までに個別施設計画を立てるよう国から要請が来ている。県内の先進地である南九州市に伺い、庁内検討組織の立ち上げ、進め方、年次計画の策定に至るまでを研修した。計画書策定時点で、公共施設の建物を858棟保有しており、今後は計画期間内の建物の除去など、数値目標に沿った年次計画を作っていくことになる。長寿命化を図るのが計画の目的であるが、耐用年数があるので、地域住民の利便性や利用頻度を勘案しながら進めていくとの答弁でありました。

本市の財政状況について、財務課としての見解はどうか。また、ふるさと納税が本市の財政に大きく寄与しているが、使われ方を含め、市民に分かりやすく示す必要があるのではないかとただしたところ、市税については増収となっているが、地方交付税については、平成32年度までに合併による割り増し分が無くなって1本算定になり、約7～8億円減額となる。それに加え、国としての地方交付税の減額が見込まれている。そういう状況の中、本市でも、平成27年度からふるさと納税に取り組んでおり、貴重な財源となっている。本市の基金については、現在21あり、県内18市で積立がされている中、本市だけが積み立てができていない。平成30年度の当初予算に向けて、基金についての考え方を整理したいと考えており、総務課、企画政策課とも協議した。また、ふるさと納税の用途については、ホームページでも掲載しているが、担当課とも協議しながら、分かりやすい形で公表していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長からの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷指定管理料について、28年度はパターゴルフの利用者が少ない状況であるが、28年度以前の利用状況はどうか。また、指定管理者からパターゴルフ場に代わる新しい提案が出されているとのことだが、どのような内容なのかとただしたところ、パターゴルフ場の27年度の利用者は15名だった。利用率が低く、担当課としても用途変更を含め協議している。指定管理者からの提案・意見の中では、グラウンド・ゴルフ場への切り替えや、ピーク時に駐車場が不足しているため駐車場に替えるといった内容の提案もいただいております。蓬の郷とも協議して、利用率の高い施設の検討を行うとの答弁でありました。

観光特産品協会について、ふるさと納税等の各種事業を実施されており、事業ごとに臨時職員

を雇用されているが、雇用体系が見えづらい。市から出向している職員、常駐職員、臨時職員のそれぞれの人件費、役員の報酬はどこから支出されているのか。あわせて商工会の現状についてもただしたところ、観光特産品協会は、志布志支所の2階に事務局があり、局長と次長の2名が市からの出向職員、協会採用職員が1名、嘱託職員が2名、臨時職員が1名の計6名が勤務している。サンポートしぶしアピアの2階では、ふるさと納税の返礼品発送等の物産振興業務を行っており、協会採用職員が1名、嘱託職員が2名、臨時職員が4名で繁忙期には2～3名を増員している。また、志布志駅の観光案内所に2名の臨時職員、サンポートしぶしアピア1階の港湾通りで3名の臨時職員を雇用している。それぞれの人件費については、観光案内、観光PR、ふるさと納税等の委託事業の中で対応している。役員については19名おり、一般社団法人であり、基本的に収益を分配しない団体として届け出ているため報酬は無く、各種会議に出席する際の費用弁償のみを支出している。商工会については、本所、有明支所、松山支所に分かれており、職員は14名、うち2名が臨時職員であり、プレミアム商品券発行時には2～3名の臨時職員を雇用している。また、職員のうち支所に常駐は各1名となっている。役職としては事務局長、広域経営指導員、経営指導員、経営支援員、記帳指導員などである。役員は会長、副会長、理事を合わせて19名であり、役員報酬は出ていないとの答弁でありました。

志布志駅舎等整備事業について、会派で阿久根駅の調査を行った。木材がふんだんに使われており、コンパクトながら図書館や多目的ホール、カフェなど、旅行者だけでなく市民や学生も使いやすいように上手にレイアウトされていた。志布志駅については、一旦駅舎全体の計画案が示されており、現在、その中のバスターミナル部分だけを先行して整備している。今後、駅舎部分については全体計画から内容を変更することは可能なのかとただしたところ、現在、バスターミナル工事で歩道工事の発注が終わったところである。今後は、バスターミナルの利用者の声、検討会やワークショップ等の意見を聞きながら、ニーズに応じた駅舎について調査・研究を進めていくとの答弁でありました。

プレミアム商品券発行事業については、一部大型店舗でも使用できるが、使用先の状況について検証しているかとただしたところ、28年11月に販売した商品券については、大型店舗での使用割合が12%であった。29年11月に販売する商品券については、市民の様々な声を聞き、12枚のうち5枚を大型店舗でも使える形で発行することを、商工会と協議しているとの答弁でありました。

ふるさと納税推進事業業務委託について、29年9月定例会において10億円分の増額補正があったが、納税額等の現状について示せ。また、年末にかけて繁忙期を迎える中、職員の勤務体制についてただしたところ、7月末現在で28年度比約10%の伸びであったことから、30億円は達成できるのではと予測し、9月定例会で10億円分の補正予算を計上させていただいた。そういった中、総務省からの高額商品や返礼割合の見直しについての通知で、全国的にどの自治体も寄附額が落ち込んでいたが、現、野田総務大臣の「ふるさと納税制度については地方に任せるべき」という発言により、再度返礼品を見直す自治体も出始めている。間もなく総務省からの新たな指針が示されると思うので、本市でも指針に基づく見直しを行っていききたい。10月10日現在で、8億7,875

万5,801円、4万2,261件の納税状況である。勤務体制については、昨年4月より推進室という体制をとっていただき、職員5名と嘱託職員で対応している。28年度も10月から臨時職員を雇用していたので、29年度も補正予算を計上し、募集をかけているが、応募が無い状態である。庁内で協議し、他の課の臨時職員から協力をもらえるよう調整している。職員が負担にならないような体制をとっていききたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣捕獲事業について、阿久根市では有害鳥獣対策に関する先進的な取り組みを行っているが、本市ではこうした取り組みについて、どのような議論がなされたか。また、以前研修で有害鳥獣対策の講演を聴いたが、イノシシ等を寄せ付けない対策内容として、非常に参考になった。本市の研修でも、この講師を呼ぶことはできないかとただしたところ、阿久根市ではジビエ加工の施設があり、主にシカやイノシシを処理して、市場へ出していると聞いているが、維持費の負担など運営面での課題があるようだ。本市においては猟友会と話す機会もあるが、地元でジビエを食べることがあまりないため、ジビエを活用した施設にまでは及んでいない。講師については、外部の講師であるため、費用が発生することや、予算措置をしていないため、今のところ費用負担の無い、県のアドバイザーへの講師依頼を予定しているとの答弁でありました。

特用林産物（枝物）振興事業について、補助事業でハンマーナイフモアや動力噴霧機などの機械導入も図られ、効率的に取り組んでいるようであるが、その他に、枝を裁断する機械も新たに補助の対象となったのか。また、生産技術の向上と高齢化による労働力の問題について、今後どのように取り組んでいくのかとただしたところ、枝を裁断する機械は28年度に県へ要望したところ、29年度に1台分が採択となり、現在購入の準備を行っている。購入後は花木生産組合で使用する予定である。労働力については、組合員の平均年齢も65歳程度と高齢化が進んでいる状況である。今年度、神奈川県から来た地域おこし協力隊がこの事業の研修中であり、その他にも、別の分野の担い手が特用林産物に魅力を感じ、取り組む意向を示していることから、これらをきっかけにIターン、Uターンによる若返りが図れればと考えている。生産技術については、シキミ、ヒサカキなどは当初反当400本植えであったが、所得向上を図るため、800本植えを推進している。4年後の成熟期に所得が増えることを期待したいとの答弁でありました。

災害復旧の対応等について、災害復旧による自己負担についてのガイドラインが示されているが、災害が土地改良区内の農地で発生した場合、所管課や土地改良区、多面的機能支払交付金事業実施団体など、どこで対応するのか明確にされていない。組織間で認識のズレがあるのではないか、所管課の統一した見解を広く周知すべきではないかとただしたところ、土地改良区や多面的機能支払交付金事業実施団体と協議は行っておらず、すみ分けはされていないが、本庁・各支所の担当者間では協議は行っている。40万円を超えた場合、公共災害復旧の申請ができるため、そこでの判断となる。今後、本庁・各支所及び関係組織との協議の場を設けていきたいとの答弁

でありました。

以上、耕地林務水産課分を終了し、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論は無く、採決の結果、認定第1号、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩根賢二君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、11時まで休憩いたします。



午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。



日程第5 認定第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

いずれも、平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告を申し上げます。

本委員会は、10月20日、23日の2日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民健康保険税が高いという認識が多い中、担当課の努力によって医療費が抑制されていることについての分析結果を明確にし、次年度に生かしていかなければならないが、運営が県へ移行する30年度以降、国保で取り組んできた保健事業については、これまでと変わりなく市の計画どおり実施できるのかとただしたところ、国民健康保険の財政運営については、平成30年度から県へ移行するが、特定健康診査、健康づくり等の保健事業については、今までと変わらず市が業務を担っていくことになる。特定健康診査については、受診率60%に向け取り組んでいくとともに、健康づくりについても、転ばん体操等の推進により筋力低下防止等に努め、医療費抑制に努めていく。更に、28年度においては、各種がん検診の受診率を含む全ての保健事業を対象に点数化され、交付金が増減される保険者努力支援制度の下、県内で8位、全国で113位となり、特別調整交付金が加算されたことから29年度以降についても、この制度を活用した事業展開をしていきたいとの答弁でありました。

ひっ迫した国保会計の現状をお知らせする広報の在り方についてただしたところ、28年度において、本市の医療費は抑制されているが、県内においても抑制されている自治体が多くなっている。制度改正に先立ち、本市の国保会計の状況等について、更に広報していきたいとの答弁でありました。

特定健診の受診率が上がらない要因をどう捉えているのかとただしたところ、特定健診受診率については、平成26年度が54.8%、27年度が53.6%、28年度については、54.0%程度になると見込んでいる。27年度実績に比較すると数ポイントは上昇すると思われるが、28年度において、嘱託職員2名、地域おこし協力隊1名が過去3年間の特定健診未受診者を対象とした訪問受診勧奨を実施した成果であると考えられる。また、5月の特定健診実施前の、健康づくり推進員等による受診勧奨も受診率向上の要因と捉えているが、目標とする60%には、ほど遠い状況であるため、継続した推進が必要と考えている。受診勧奨等の推進業務については、日中の実施となっているため、時間帯を考慮した推進の在り方を検討しているとの答弁でありました。

4,124人が受診した各種がん検診において、7件のがん発見につながっているが、検診で100%発見されるのかとただしたところ、がん検診において、100%発見できるわけではないが、がんが疑われるような結果については、精密検査を受けていただく必要があるとの答弁でありました。

乳がん、骨粗しょう症の検診受診者が増加している中で、がん検診受診者総数は5.4ポイント減少している。がん検診受診率向上に向けた受診の在り方について、巡回実施等は検討されたのかとただしたところ、がん検診については特定健診とあわせて実施しており、特定健診の受診率向上が、がん検診の受診率向上につながると考えている。受診については、現在、旧町単位で1か所ずつの集団健診を実施しており、合併後には、受診者の利便性向上のため送迎車両の運行にも努めたが、利用者が少なかったことから停止した経緯もある。現状としては、個別健診の推進を検討しているところであるとの答弁でありました。

特定健康診査等事業において、特定保健指導が必要な対象者366人のうち、330人が利用されている。利用されていない36人への対応についてただしたところ、検査結果を渡す際、特定保健指導の必要性等を説明しているが、人から指示されることを嫌われるなどの理由等により利用されていない状況もある。次年度の受診のお願いや精密検査受診確認の了解を得るように努めており、了解が得られた対象者に対しては、各地区担当の保健師による受診確認に努めているとの答弁でありました。

所得0円の方の納税割合は90%を超えているが、無理をした中での完納になっているのはいか。また、低所得者の滞納について、どのように考えているのかとただしたところ、低所得の滞納者については、厳しい状況にあると認識している。そのため、実態調査、納税者との面談、所得や財産に関する調査を行い、状況に応じた分納誓約等、個々に応じた対応に努めているとの答弁でありました。

消費税増税等により低所得者の負担増が見込まれる中で滞納者、滞納額の増大が懸念されるが、減免制度の見直しは考えられないかとただしたところ、減免措置だけでなく、常に実施している実態調査等で財産の有無、生活の困窮度合い等を把握し、執行停止の制度の適用について検討し、対応していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療保険料の中で発生している収入未済についてただしたところ、後期高齢者医療保険料の収入未済額については、納付書、口座振替により納付される普通徴収対象者が納期限までに納付できなかった保険料である。納税相談等を受けているが、納付が困難な方がいるということである。年金から天引きされる特別徴収については、100%の徴収

となっているとの答弁でありました。

広域連合納付金として、3億7,610万円程度が支出されているが、広域連合の運営等について所管課で把握できるようになっているのかとただしたところ、広域連合については、一部事務組合になっており、組合議会により議決された予算により運営されている。詳細な運営状況等については把握できていないとの答弁でありました。

今後、消費税の増税が見込まれる中、普通徴収対象者の保険料滞納が増加傾向にあることを考慮すると、ますます厳しい状況になるのではないかと感じるが、滞納徴収業務に直接携わらない広域連合に対し、徴収業務を担う地元自治体としての考えを連合会に上げていく必要があるのではないかとただしたところ、現状を踏まえ、広域連合に対しては声を上げていきたいとの答弁でありました。

滞納者の現状をどのように捉えているのかとただしたところ、同一納税者が複数の税において滞納となっている現状がある。そのため、複数の税目に渡る滞納者に対しては、延滞金発生による納税者の負担増とならないよう配慮した納付額の充実に努めているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療特別会計の決算認定に当たっては、広域連合の会計の在り方、決算の状況など認定の可否を判断できる材料が具体的に示されなければならないと思うが、当局も理解されておらず、不透明であると言わざるを得ない状況である。制度開始後間もない中で発生している滞納の問題なども含め、後期高齢者医療広域連合は努力すべきであり、そのことが不十分である現状から後期高齢者医療特別会計の決算については認定には当たらないとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、28年度に地域包括支援センターが本庁へ移動したことによる影響は無かったのかとただしたところ、志布志支所にあったときは、志布志地区の方の相談が多く、移転後は有明地区の方の相談が増加している。志布志地区、松山地区については、本人、または民生委員を介した相談や電話での相談対応のほか、センター職員が支所窓口に出向いての対応となっている。移転したことに関する苦情等は特に寄せられていないとの答弁でありました。

28年度において実施された地域密着型サービス施設5施設に対する指導、助言については、消防法に基づいた実地指導のほか衛生管理、服薬管理、介助法、事務手続きなど多岐にわたる内容で実施されているとの説明であったが、それ以外の施設への対応についてただしたところ、介護施設の指導、助言については、3年に1回のローテーションによる実地指導を基本に実施している。不適切な状況が多く確認された施設に対しては、是正が確認できるまで連続して実地指導を



行った事例も過去にはあるとの答弁でありました。

特別養護老人ホームの入所待機者146名のうち、要介護3以上の入所待機者は112名との説明であった。入所待機者への対応についてただしたところ、特別養護老人ホームの入所待機者への対応については、地域包括支援センターで訪問し、実態調査による介護の状況等を含めた現状把握に努め、相談に応じているが、入所先を特別養護老人ホームに限定される相談は少ない。在宅での介護が困難なため、入所に至るまでの期間の介護サービスについての相談が多く、地域包括支援センターでは、相談者の介護度合にあわせて、使える施設の紹介、調整を行っているとの答弁でありました。

家族介護継続支援事業の申請件数に対して、却下件数が多くなっている理由についてただしたところ、家族介護継続支援事業については、非課税世帯を対象とした介護用品支給事業であるが、課税、非課税を問わず対象とする介護手当支給事業も一般会計で実施している。支給対象要件が異なる二つの事業について、同時申請されるケースのうち、課税世帯の申請分が却下となることが要因であるとの答弁でありました。

介護保険特別会計で実施している、住宅リフォーム事業で施工可能な工事内容と業者の選定についてただしたところ、介護保険による住宅改修については、基本的には手すりの設置となっている。その他、床材変更等も可能であるが、あくまでも、本人の状況に応じ必要と認められる改修が対象となる。事業費については、20万円を上限としているが、介護度が2段階重くなった場合には、再度の利用が可能である。20万円以内であれば、分けて使うことも可能であり、介護度については要支援以上の認定を受けた方なら誰でも利用可能である。業者の選定について、市内業者に限定するなどの条件は付けていないが、5万円以上の改修については、2社以上の見積書提出をお願いしている。介護保険による住宅改修の対象以外の改修等あわせて希望される方に対しては、建設課のリフォーム事業とのセットでの活用を案内しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業集落排水への接続率についてただしたところ、平成29年3月31日現在、野井倉地区79.85%、通山地区94.71%、蓬原地区74.82%、松山地区68.74%、全体で81.86%となっているとの答弁でありました。

一般会計からの繰り入れをせず、本特別会計を運営していくために必要な接続率を何%と見込んでいるのかとただしたところ、今まで70%を超えることで動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託料等の経費を賄えると試算し、70%の接続率を目標に加入促進に取り組んできた。接続率が81%を超えた平成28年度の使用料収入は約7,213万6,000円、70%を超えることで賄えると

試算していた経費の合計は6,862万8,000円となり、350万円程度のプラスとはなっているが、施設建設に対する借入等の償還があることから接続率が100%になっても使用料収入のみでの本会計の運営は困難であり、一般会計からの繰入金については必要であるとの答弁でありました。

一般会計からの繰入金については、償還金等に充当されていると理解してよいのかとただしたところ、繰入金のほとんどは、償還金に充当されている。なお、28年度の繰入金の財源については、借り入れに対し措置されている交付税9,500万円程度が主なものとなっており、残りの7,600万円程度が市の持ち出しとなるとの答弁でありました。

起債等借り入れの償還年月日についてただしたところ、建設当時の借り入れ分の最終的な償還年度は平成45年度となっているが、償還のために毎年借り入れている資本費平準化債の償還年月日については毎年度延びていくことになる。直近の平成28年度に借り入れた資本費平準化債の最終的な償還年度は、平成48年度となっているとの答弁でありました。

人口減少社会の到来が想定される中、接続休止等の動向をどのように予測しているのかとただしたところ、平成33年度までは人口が減少しても新規接続が想定されるため接続率は上がっていくと見込んでいる。33年度以降は、新規接続を想定しても、現状維持もしくは接続率低下に転じていくと予測しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と計画について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、工業団地の整備が進められている中で、公共下水道が現在休止状態となっており、今後の環境整備については企業誘致などが見切り発車的なことにならないよう慎重な議論が必要と考えるが、県や国からの指導はあるのかとただしたところ、基本的には市の考え方に基づくことになるが、県の基本構想の見直しが予定されており、県からは公共下水道についての結論を出すよう要請されている。シミュレーションを行いながら財政的な問題や加入率などを踏まえた慎重な判断を行っていくとの答弁でありました。

対象区域は空き家や高齢者世帯も多く、今後の負担なども考慮する必要があると思うが、実態調査を行う考えはないかとただしたところ、一般住宅向けのアンケート調査や合併浄化槽の設置状況などを踏まえて協議を行っていくとの答弁でありました。

複数の世帯をまとめた小規模単位での合併浄化槽設置についての計画や、それに対する国の補助などはないのかとただしたところ、生活排水処理施設の助成事業には、市町村設置型の合併浄化槽もあるので、県がまとめる基本構想の見直しに向けて今後、慎重に議論していくとの答弁でありました。

志布志町志布志三丁目周辺は空き家も多く、異臭が発生している状況もあるが、臭いを消す菌

を流すなどの対策はできないかとただしたところ、浄化槽による、し尿処理に問題は無く、手洗い場から流れる米カスや油などが影響しているようである。特に梅雨時期に異臭の苦情が寄せられており、その際には、そおりサイクルセンターで作成した「天恵緑汁(てんけいりょくじゅう)」というヨモギの発酵液を上流から流しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第6号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリの宿泊施設の稼働率と、29年度の売り上げ状況についてただしたところ、宿泊施設の稼働率は、27年度が54.5%、28年度は53.0%である。29年度は事業計画に基づく運営ができており、若干宿泊客が増えている。宴会部門の集客は減少しているものの、上期では施設全体として利益を出しているとの答弁でありました。

現指定管理者が決定された時の議会への説明では、選定委員会での選定の一番の決め手は、利益の20%分の追加納付金であったとのことだが、28年度は、利益が出なかったため追加納付金が無く、2,000万円の納付金だけだった。このことをどのように捉えているかとただしたところ、現指定管理者から提出された計画書どおりの運営ができなかった部分について、更に指導していくことで、29年度は追加納付が目指せるのではないかと考えているとの答弁でありました。

この事業は観光を目的としているが、志布志市の観光行政をどのように進めていくか、全庁的に真剣に議論しなければいけない。これまでにそのような議論の場があったかとただしたところ、本市の豊かな自然は、観光資源にすることができると考えている。今後は観光振興の在り方について課内でも検討し、全庁的な協議の場を設けていきたいとの答弁でありました。

国民宿舎ボルベリアダグリに対しては、市の一般会計から毎年繰り出しを行い、また、バスを購入して貸すなど、市側は一生懸命後押しをしている。もっと市民が利用しやすいような体制整備について指導すべきではないかとただしたところ、利用者は、管理者が変わっても今までと同じような運営を求めており、環境が変わらないように、計画書どおりの運営を指導しているとの答弁でありました。

次の指定管理者選定委員会には、現管理者の実績や過去の指定管理者の実績も示しながら判断してもらうべきではないかとただしたところ、選定委員会には、現管理者の実績について所管課の評価だけでなく、庁内の検討委員会の意見を付けた総合評価を行って、資料として示しているとの答弁でありました。

指定管理者から市への納付金は、初回募集時は6,500万円、次に4,500万円、そして2,000万円と減額された経緯があり、議会ではこれまでも納付金を増やしていく方向での議論もされている。一般会計からの繰り出しを少しでも減らすという考え方で、例えば、売り上げの20%の納付金と

いったことを条件として次の指定管理者を募集しても良いのではないかとただしたところ、納付金額については選定の大きなウェイトを占めている。本委員会で出された意見や指導については選定委員長につなぎ、現管理者の状況を選定委員にも詳細に示しながら、しっかりと判断していただく体制をとっていきたいとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第7号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、工業団地1工区は物流倉庫業を行うということで販売されているが、操業開始までの期間が決められていたと思うが、操業開始のめどは立っているのかとただしたところ、土地の売買契約の中で、所有権移転が終わってから3年以内に操業開始することを義務付けている。1工区は上組から購入していただいております、建設計画が少し延びていたが、今回計画が整い、10月31日に立地協定式を行う。提出された建設計画の中では、30年度当初に飼料原料を保管する8,000㎡の普通倉庫を1棟、31年度当初に米、青果物、飼料原料を保管する8,000㎡の低温倉庫1棟の建設に着工し、3年後までには操業できる計画となっているとの答弁でありました。

工業団地の売却にあたり、悪臭等の公害対策について売却先とは協議されているのかとただしたところ、着工する前に立地協定を結ぶが、協定の中に「環境に対して悪影響を与えない」という項目があり、企業として環境保全に努めていただく。また、騒音や臭いに配慮した建物で運営していただきたいという申し入れも行っていくとの答弁でありました。

造成工事に係る盛土は、1工区は公共工事の残土だったが、2工区分については、28年度は原材料費による購入なのか。また、購入であればその1㎡当たりの単価についてただしたところ、1工区は全て公共残土で造成し完成した。2工区は国や県の道路建設工事関係の予算がつかず、公共残土が少なく2年目に完成しなかった。そのため、3年目にシラスを購入して仕上げた。購入土は1㎡当たり830円で、運搬費用を含む現場渡しの価格であるとの答弁でありました。

工業団地の整備には盛土材として相当な量の土砂を使うため、土砂をどこから持ってきているかを把握しておくべきである。国土利用計画法に基づく届け出など、しっかりと手続きされているか、調査を行うべきではないかとただしたところ、港湾商工課には技術職がおらず、建設課等の技術職員との連携が必要である。公共残土を優先する方針であるが、盛土材を購入する場合は、建設課等と情報を共有しながら、許可手続き等に漏れが無いよう確認・指導に努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第8号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第9号、平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査意見書ではおおむね経営は良好との見解であるが、人口減少に伴う供給単価の見通しなど、今後の推移をどのように捉えているかとただしたところ、現在のところ経営は順調ではあるが、経営ビジョンの中で、この料金体系がいつまで続けられるか検討を行っており、2030年度頃には改定が必要な時期が来るのではないかと考えているとの答弁でありました。

決算報告書に今後も新たな水源確保に努めるとあるが、現状において水の確保は十分ではないということかとただしたところ、新たな水源の確保については28年度上水道と簡易水道を統合したことで地形的条件に合う箇所での水の供給が可能となったため、水質等の条件があまり良くない箇所については、閉鎖して別水源からの取り入れを行っている状況であるとの答弁でありました。

市の水道が通水していない箇所が市内にあるのかとただしたところ、四浦地区の後谷、岩郡、田之浦地区の中山、上東谷が集落水道として使用しているとの答弁でありました。

漏水対策について、27年度は寒波による影響があったので、単純に比較できないが、28年度は26年度と比較して年間漏水量が増えている。年次的に老朽管の更新を行っているが、漏水量が減らない状況をどのように分析しているかとただしたところ、40年の耐用年数で更新するとなれば、全体の2.5%に当たる15km程度の老朽管を毎年更新する必要があるが、現実的には不可能のため、長寿命化計画に基づく老朽管を含めた漏水多発地点の更新を優先的に行っているのが現状であるとの答弁でありました。

実際に漏水が減っていない状況であるが、漏水の多い箇所を早めに発見することが重要ではないかとただしたところ、大口漏水については、集中監視で把握できるようになったが、通報による発見に頼らざるを得ない部分もある。また漏水量については単純に箇所数だけの問題ではないが、調査を行いながら優先順位を付けて更新を行っていくとの答弁でありました。

水道料金の未収金が年度末時点で3,176件の751万4,830円となっているが、その後の状況と未収金となった主な理由は何かとただしたところ、未収金については、9月末現在で70名の294件で56万3,730円となっている。4月から9月末までに未収金額の92.5%が収入済みとなった。未収金となった主な理由については、給水中止の際、精算金未払いで転出されたケースや無断退去、死亡などであるとの答弁でありました。

県内の市レベルで2番目に水道料金が安いということだが、高い所や安い所の金額はとただしたところ、1t当たりの供給単価で1番高い自治体は西之表市の243円である。1番安い自治体は指宿市の105円で2番目が志布志市と出水市の112円であるとの答弁でありました。

当初予算で出資金を3,375万円計上していたが、補正で全額を減額した理由についてただしたところ、当初予算では石綿管改修事業に充当するための一般会計からの出資金を見込んでいたが、

企業債で対応することとなったためであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第9号、平成28年度志布志市水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号までの報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから、認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから認定第2号について採決します。  
認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。  
本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。  
次に、認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから、認定第3号について採決します。  
採決は起立によって行います。  
認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。  
本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]

○議長（岩根賢二君） 起立多数です。したがって、認定第3号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。  
これから、認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから、認定第4号について採決します。  
認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。  
本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号については、委員長の報

告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度志布志市一般会計補正予算（第3号））

○議長（岩根賢二君） 日程第13、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、衆議院選挙の実施に伴い、緊急に平成29年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成29年9月28日に、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるとしております。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260億2,973万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金は、衆議院選挙費交付金を2,113万6,000円、最高裁判所裁判官国民審査費交付金を12万1,000円それぞれ増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を169万9,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の選挙費は、執行選挙費を2,295万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第14、議案第54号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第14 議案第54号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第54号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正による同法の条項の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第15条第1項第2号の認定こども園法の引用条項名を「同条第9項」から「同条第11項」に改めるものであります。

なお、この条例は関係法律の施行日と同じく、平成30年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

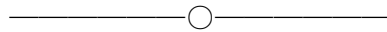
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第15 議案第55号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第55号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における、公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） 議案第55号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

公営住宅の家賃は、毎年度収入申告を基に算出しております。収入申告とは、入居者及び同居者の氏名を記載する収入申告の提出及び添付資料である所得額証明証の提出、もしくは課税台帳の閲覧によることになっております。

今回の公営住宅法の改正の概要であります。毎年度収入申告書を提出する必要がありますが、省令第8条第1号、認知症である者、第2号、知的障害者、第3号、精神障害者、第4号、前3号に掲げる者に準ずる者で、収入申告が困難と認める場合は、収入申告義務の緩和が措置されるものであります。

なお、その場合、「入居者の雇主、取引先その他関係人に報告を求める方法又は官公庁に必要な

書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法」で把握するものであります。

それでは、付議案件説明資料の3ページの新旧対照表をお開きください。

主な条例改正を説明申し上げます。

第15条第1項、ただし書き中、「場合」の次に「(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)」の条文を加えます。

第16条第1項に、次のただし書き、「ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第32条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない」の条文を加えます。

次に、同条第3項中、「申告」の次に「(同項ただし書きに規定する場合にあっては、省令第9号に規定する方法による。)」の条文を加えます。

最後に、第29条第2項中「第8条第2項」の次に「(第16条第1項ただし書きに規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)」の条文を加えます。

以上で、補足説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回非常にいいことですが、この「介護保険法の第5条の2第1項に規定する認知症である者」となってるんですけど、介護保険法でいうと、これだと要介護という、そういう認識でいいんですかね。要支援という形で判定をされる人はですよ、判定をする側から見たときに、今のシステムだと要介護3になったり、1になったり、いろいろしますね。その関係で要支援1・2という判定がされた場合に、あくまでも介護保険法でいうところの要介護1そこからですよという、そういう認識ですか。

○建設課長（假屋眞治君） ここで定めました省令第8条の中の第1号の介護になるわけですが、その他の精神障害者とか含めまして、この申請が困難な方につきましては、基本的に収入申告義務の免除となる者は、「認知症である者、知的障害者、精神障害者、その他、これらの者に準ずる者である」と。その確認につきましては、認知症である者等であるか否かについては、医師の診断書、療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳等を確認して、対象者を認定するということになっております。

また、これらを持っていらっしゃる方の場合については、医師の診断書等が無いために上記の認知症である者であるか否かについて確認できない場合については、医療や介護等の事務に従事する職員からの意見書等を求めながら困難であるということを確認して対象者とするように取り扱うよう通知がきているところでございます。

○18番（小園義行君） 介護保険法の「第5条の2第1項に規定する者」ということ、認知症という、この判断はですよ、非常に難しいですよ。要支援1とか2の方々でも、いわゆる調査員が判定するわけですから、その人が「この人認知症でないよ」というケースもあるんですね。そういう場合も、ここに緩和という意味で申請が困難ですよということであると、該当するとい

うふうに理解していいのかということ、ちょっと聞いてるんです。

後の療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の方は明確ですのでね。ただ介護保険のこの部分だけが「認知症」という、それを判断する人によっては、いろいろ違うわけですね。だから、あくまでもお医者さんが、無いと駄目ですよという、そこですか。

○建設課長（假屋眞治君） 今までの状況から申し上げますと、大体490戸ぐらいの方が収入申告書を出されまして、その中に認知症の方とか、介護の方もいらっしゃるようではございますけれども、今のところは困難であるかもしれないけれども、皆さん申告をされているのが現状でございます。

ということで、基本的にそういうことを、私は困難であるということを示されれば、そこについては、なるべく、そういうふうに広げるようにということで、この限りでないということはあるんですけれども、そういうふうに申告を緩和できるように取り扱っていくような方向でございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時03分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。



日程第16 議案第56号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第56号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、地方公共団体が設置する都市公園に設ける運動施設の敷地面積に関する基準については、同令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） それでは、議案第56号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条

例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、付議案件説明資料の5ページをお開きください。

都市公園法施行令で運動施設率、いわゆる都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合のことでございますが、「100分の50を超えてはならない」となっております。一方で当該基準により、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際に、その敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により、敷地面積が増加するなど、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じていることから、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、100分の50を参酌して、条例で運動施設率を定めるものであります。

それでは、付議案件説明資料の6ページの新旧対照表をお開きください。

字句の訂正などありますが、主な改正条文を説明いたします。

第6条、「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。」を新設するものであります。

なお、付議案件説明資料の7ページから8ページは、この第6条を新設したことに伴って条例を繰り下げるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第17 議案第57号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第57号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、指定管理者による志布志市やっちくふるさと村の施設の管理の範囲を明確にし、同施設の適切な運営に資するため、志布志市やっちくふるさと村の施設の名称及び位置を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松山支所産業建設課長（中吉広志君） 議案第57号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の9ページをお開きください。

志布志市やっちくふるさと村の施設配置図でございます。赤い円で示されているものが、やっちくふるさと村を構成する施設として、やっちくふるさと館の他、宿泊施設、ふれあい広場、多目的広場、駐車場となっているところでございます。

また、やっちくふるさと村と、市道飯野・松山線を挟んで北側に位置する水色の線で囲まれた温室は、合併前の松山町においては、やっちくふるさと村を構成する施設の一つとして取り扱っていたところでございます。

当該温室は、平成18年9月の指定管理者制度導入以前から行政財産として民間へ貸し付けを行っていたことから、現在やっちくふるさと村の指定管理施設として協定書におきましては、指定管理の対象施設として含まれていないところでございます。

現在の条例においては、公の施設の名称として、志布志市やっちくふるさと村と、その代表地番しか規定していないことから、志布志市やっちくふるさと村の施設の管理の範囲を明確にし、同施設の適切な運営を図るため、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正するものでございます。

10ページの新旧対照表をお開きください。

字句の訂正などありますが、主な改正条文を説明します。

第2条の改正規定において、やっちくふるさと村施設の範囲が明確でないことから、同条の表を改めるものでございます。

同条の表の左欄にやっちくふるさと村の施設の名称を「やっちくふるさと館、宿泊施設、ふれあい広場、多目的広場、駐車場」とし、同表右欄に、それぞれの施設の位置を定めるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議していただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第18 議案第58号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第58号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園に人工芝サッカー場が新たに整備されることに伴い、志布志運動公園多目的広場を廃止するとともに、人工芝サッカー場を使用に供するため、その名称、位置及び使用料を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（若松利広君） 議案第58号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料11ページをお開きください。

志布志運動公園施設の配置図でございますが、現在の志布志運動公園多目的広場の位置に人工芝サッカー場が新たに整備されることに伴い、使用に供するため、その名称、位置及び使用料を定めるものであります。

12ページをお開きください。

まず、第2条の改正規定につきましては、志布志運動公園多目的広場を廃止し、新たに整備される人工芝サッカー場の名称を志布志運動公園人工芝サッカー場と、位置を志布志市志布志町安楽201番地13と定めるものでございます。

次に、別表の改正規定につきましては、別表6の表中、「志布志運動公園多目的広場」を削り、別表7として、新たに「志布志運動公園人工芝サッカー場使用料」の表を加えるものでございます。

志布志運動公園人工芝サッカー場の使用につきましては、1時間単位での全面使用を基準とし、使用料を定めるものでございます。

13ページをお開きください。

使用料は、入場料を徴収しない場合と、入場料を徴収する場合とに区分し、入場料を徴収しない場合にあつては、高校生以下の児童生徒は1時間500円とし、その他の者として、児童生徒以外の一般の利用者は1時間1,000円とするものでございます。

その他の場合とは、アマチュアスポーツ以外の利用、いわゆるプロスポーツのチーム及び選手が利用する場合を想定しており、1時間2,000円とするものでございます。入場料を徴収する場合にあつては、アマチュアスポーツの利用の場合は、1時間3,000円として、その他の場合は、1時間6,000円とするものでございます。

次に、照明施設につきましては、利用者の負担軽減を考慮して、半面につき1時間1,000円とし、全面利用した場合は1時間2,000円となるところでございます。

次に、その他の設備につきましては、サッカーゴール、ベンチ等の利用を無料とするものでございます。

次に、備考につきましては、別表6の表の備考の規定を準用するものでございます。

12ページをお開きください。

内容につきましては、1は児童生徒の定義、2は1時間を超える場合の端数の取り扱い、3は市外利用者に関する規定、4は入場料を徴収する場合の加算に関する規定、5は入場料の定義、6は入場料のみなし規定となっており、それぞれ準用して適用するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第19 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長補佐に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料の14ページをお開きください。

まず1、指定管理者に管理を行わせる施設の概要ですが、名称は「ダグリ公園の公園施設」で、施設内容は、国民宿舎ボルベリアダグリの各施設と展望台となっております。

2、指定管理者に行わせる業務の範囲ですが、公園施設の利用に関する業務と、施設及び設備の維持管理に関する業務です。

3、指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとなっております。

4、指定管理者候補者の概要ですが、所在地は東京都新宿区西新宿三丁目20番2号。

名称は、株式会社グリーンハウス。

代表者名は、代表取締役、中舘亨。昭和34年2月20日の設立で、ホテル、旅館並びに附帯施設の経営及び受託運営並びに飲食店の経営等をされております。



5、募集の概要ですが、今年の7月24日から募集要項等の配布を始め、9月8日は3団体の参加を得て募集説明会を行い、10月4日までに2団体から応募していただいたところです。

6、選定経過の概要ですが、選定委員8人で10月13日、書類審査、10月27日、面接審査、採点等を実施したところです。

採点は、募集要項で示された選定の基準に基づき、各委員が事業計画書、収支計画書等の内容を点数化し、採点した結果、候補者が1,600点満点のうち、1,337点を獲得されたところです。

以上のことから、株式会社グリーンハウスが、2団体中、最高点を獲得し、評点も総点の70%に達しており、当該施設の指定管理者として適正であると判断されたところです。

選定委員会からは、明確な経営方針と施設の現状を分析しており、安定した管理運営が期待できると判断されたところです。なお、委員会においては、「食」を中心に地元との連携を図り、自主事業の実施計画どおりに運営を行うよう、との意見が付されたところです。

7、指定管理者候補者の事業計画ですが、経営方針として、「人に喜ばれてこそ会社は発展する」を社是として、食を中心とした幅広い分野で事業を展開している。指定管理施設は8か所、ホテルは全国18か所を運営。業績の改善、お客様満足度の改善、食品衛生をはじめとする安全管理と確かなリスク管理により、大切な施設の資産価値向上に貢献する。

1、お客様の幸せを思い、日々の生活に喜びをもたらすよう行動。

2、働く皆が互いに尊敬し、助け合い、思いやりの心を持って行動。

3、社会に食とホスピタリティを通し奉仕し、食べる喜び、創る楽しさを伝える。

4、地球環境に優しく、資源を節約・再利用し、環境保全活動に取り組む。の四つの信条を掲げる。

施設の維持管理業務は、ビルメンテナンスの専門会社である太平ビルサービス株式会社に委託し、それぞれの持ち味を発揮することで、高い相乗効果を生み出し、本施設の利用者ニーズに応えられる運営を実現する。公の施設であることを念頭に公平な運営に取り組み、利用者の平等な利用を確保し、いつでも快適に利用できる管理運営を行う、とされており。

今回指定を受けようとする理由は、「人に喜ばれることを企業理念としており、施設運営を通じて本施設の設立趣旨でもある、市民のふれあい交流促進と、観光の拠点施設の実現に、これまでの豊富な経験を基に貢献できるものと考えている。志布志市内外から多くのお客様を呼び込むことで、志布志市の活性化と観光振興に寄与できるよう施設運営を心がけていく」とされています。

組織及び人員配置については、支配人を総括責任者として運営体制を構築するとし、合計43人の配置を計画されています。年間の事業計画としては、宿泊部門、料飲部門等で様々な取り組みを計画されています。

宿泊部門におきましては、魅力的な宿泊プランを観光特産品協会等と連携し作成する。県内外エージェントセールスを実施する。SNSを活用し情報発信する。ネット予約による個人客の増加を図る。合宿奨励金や、さんふらわあ利用助成の積極的なPRをする。さんふらわあとの魅力的なツアープランを企画する。

料飲部門におきましては、ダグリオリジナルの特色ある料理の企画を提供する。健康促進を提供するイベント「ウェルネスフェア」を開催し、管理栄養士が健康づくりの支援を行う。料理メニューがマンネリ化しないよう、季節ごとにメニューを見直すとともに、市内のイベントと連動した期間限定の特別ランチ及び宴会料理を提供する。日帰り入浴・売店などの部門におきましては、日帰り入浴は、備品及び消耗品の交換を定期的実施し、清潔で快適な利用を心がける。回数券やポイントカード等のサービスを導入し、リピーター利用の向上を目指す。売店では、志布志市の観光特産品コーナーの品ぞろえを強化する。宴会場、中庭等のスペースを活用し、演奏会、展示会、体験教室等を開催することで、集客につなげるとされております。

サービス向上の方策としては、利用満足度及び接客サービスレベルの向上を図る。ホテル部門総料理長がメニューを監修し、料理品質を向上させる。地域食材を使用した地域特性あふれるメニューを提供する。リゾート感あふれる夕食メニューを作成し、地域の方々にとっても利用しやすい宴会プラン及び定食類を用意する。

ポイントカード発行によるリピーターを確保し、四季を通じた歳時ごとのイベント食を提供する。宿泊用のレディースセットの用意、セルフエステ機器の貸し出し等、女性へのサービス向上を図る。客室備品及びベビー用品の貸し出し備品の充実を図り、障がい者へのサービスの向上及びスタッフ接客サービス向上のための研修を実施するとされております。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議していただきますようお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（小辻一海君） この議案第59号におきましては、常任委員会の担当でもありませんので、ここで少し3点ほど質問をさせていただきます。

ダグリ公園指定管理については、先ほど補佐の方からる説明があったわけですが、選考委員会の中で選定基準が設けられて、安定した管理運営ができるなど、評価をいただきまして選定され、このような結果になったわけですが、近年、指定管理者指定の議案上程の度に指定管理者が変更になってきておりますが、具体的に前の指定管理者の事業計画、経営方針からどのような改善が行われたのか。

2点目に、議案第60号、これからあるわけですが、60号、64号の指定管理については、今回の指定管理について、平成25年から30年の総合評価が提示されているわけですが、議案第59号、ダグリ公園は、公園施設の指定管理についても、事業計画や、いろいろ経営方針などについて、選定されていったわけですが、その経営の現在までの宿泊部門、入浴、売店、レストランについての総合評価が、どのように判断されたのか、ここについて提示されていませんので、なぜ提示されなかったのか、お伺いいたします。

最後に、この指定管理者を利用する、維持管理業務において、ビルメンサービスの専門会社が太平ビルサービス株式会社ということになっておりますが、これは地元の業者であるか、3点ほどお伺いいたします。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 宮交ショッピングアンドレストランが現在指定管理者で、管理をしていただいているところでございます。

宮交さんの実績等につきまして、私どもも随時、月1回以上のペースで管理指導を行っているところですけれども、宮交さんにおきましては、この2年間で熊本地震とか、相次ぐ台風の襲来で努力の甲斐無く、収支では赤字であったところでございますが、納付金については、しっかりと納付されて、施設の運営に努力されたものと認識しております。それを踏まえまして、次期指定管理者、もし決まれば、その方々にも、それ以上の努力をしていただく、計画どおりに実施していただくように指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、総合評価の判断でございますけれども、所管課での意見ですけれども、当初の計画と管理者の営業面に問題がある。宿泊、宴会の集客に対して課題があるので、所管課も管理者と協力して解決するため、定例会などで協議を行っている。料理や金額に対して、地元利用者からの評価がかぐわしくなく、宴会、ビアガーデンは利用者が減っている。また、宿泊、宴会は前管理者の利用者人数から大幅に減少している。収支は、連続赤字で初期投資が多かった昨年度より赤字幅が増加、そのため追加納付の実績は無い。また、過去の指定管理から考えて、現状の指定管理期間3年での黒字化は、かなり難しいと考える。

レストランのバイキング営業は、周知が進んだことにより利用者が増加している。ただし、クーポンに依存する状況は拡大しており、全体的にコストも高いなどの問題も抱えている。従業員の高齢化問題があり、求人も反響が少ない。営業面、ネット関係に強い人材がおらず、特定の人員に負担が集中している課題もあるといったことを総合評価として、選定委員会に諮ったところでございました。

最後の太平ビルサービスは、どこの業者かという問いですけれども、本社は熊本にある会社でございます。

総合評価を資料として添付しなかった理由ですけれども、これにつきましては選定委員会の方に、お諮りして、提供している資料でございまして、その中の結果に基づいて、今回議案上程をさせていただいているところでございます。

○5番（小辻一海君） 最初、選考委員会の中でも、いろいろと安定した管理経営が期待できるというような形で、前の選考委員会の資料も持っているんですけれども、そのように提示されているんですけれども、前回もなんですけれども、なかなか同じ人が同じような選考委員会での評価があって、それもやはり何回となくその評価があったにもかかわらず、その経営方針の協議が何回となく、月1回ですか、されているにもかかわらず、経営が、こういうずさんとは失礼ですけれども、こういう経緯になっているというのは、事務局側のちょっとした協議事項の無さが指摘されるんじゃないですか。

それと他の所においては、総合評価が提示されているわけですよね。今から出てくる60号から64号ですかね。それにもかかわらず、先ほどの説明では総合評価はできないと、その選考委員会の中で提示しているからできないということだったのですが、そのあたりの、なぜこの中に、

やはり議員の皆さんも一つの判断の資料になると思うんですよ、どういう経営をされていたかですね。そういうようなのが、なぜここで示されなかったのか。

それと、太平ビルサービス株式会社ですか、これは地元じゃなくてということですが、前は地元の企業でやっていらっしゃったわけですが、なぜ地元の企業をという指導ができなかったのか、その点お伺いいたします。

**○副市長（外山文弘君）** まず、総合評価のこの表の添付についてですが、この点につきましては、提案している指定管理指定の候補者についての総合評価でありますので、今回は候補者が変わっておりますので、資料には付いていないということでございます。

それから、地元企業のビルメン関係の会社が入ってないかということは、これはあくまでも現時点での、手を挙げてこられたところの提案でございますので、そういう中で、この会社が、そういうふうにビルメンメンテナンスの会社とコンビでやっているということで、そのことについては、選定委員会でも了としたところでございました。

**○5番（小辻一海君）** その総合評価については、会社が変わったからできなかった、していないということですね。

そうすると、太平ビルサービス株式会社、この会社は指定管理者と一緒に仕事をされて、その会社が指定をしているということでございますけど、やはり、せっかく志布志にもビルメン、前回はされていたわけですので、地元の事業者の雇用の場というようなのもありますので、そのあたりの指導も、この会社の方にはお願いしたいと思います。

**○副市長（外山文弘君）** 今回御提案申し上げておりますグリーンハウスの説明の中でもあったんですが、実際に試しの宿泊もされておりました。当然、何回かそこを訪れまして、いわゆる掃除の行き届きの指摘もされたところでございました。

そういう点で、これについては、いわゆるフロント部門と、メンテナンス部門、ここが徹底しないとお客様にはサービスが提供できないと、本当に満足した形で宿泊していただくためには、そういうメンテナンスも徹底したいということで、これまで公共施設にしても、民間のホテルを受託されている場合も、この会社とコンビでやっているという説明でございました。

**○議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はありませんか。

**○8番（西江園 明君）** 私も、この1点だけをちょっとお聞きしようと思ったんですけど、今、副市長の方から説明で、向こうから提案されて、そういうふうに導入する。それを上げているということでの説明でしたけれども、具体的に16ページの資料の中にですよ、ここだけが具体的な名前が出てきているわけですね。結局、これは向こうから出てきた資料というふうに理解していいんですかね。そういう先ほどの説明ですね。そうなった場合に、ここだけ具体的に太平ビルサービス株式会社というふうに出ているわけですけども、これを見た時に、向こうの会社の意思とかですよ、結局、選考委員会の中でも議論されて了とされたということですけども、今の説明ではコンビでやっているというか、同系列の会社なのかというのが1点と。

具体的に、こうやって、ここだけを、これだけは、うちは譲れませんというふうに私は受け取

ってしまうんですけど、この会社の提案したこれを具体的に、ここに委託するんだという名前がですね。この辺の、その表現の仕方については、執行部としては、これを了としたのはなぜだったのか、普通は全部他の所を見ても、こういうのは抽象的な表現というのが多いんですけども、具体的にここだけが出たということに対しては、何も異論というか、執行部の中でも議論は無かったんですかね。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 太平ビルサービスが同系列の会社なのかというところですけども、詳細については確認はしておりませんが、他の施設でも、この太平ビルサービスさんと一緒に経営をされているということをごさいますして、全てグリーンハウスさんが提案されました事業計画書の中に、しっかりと明記をされているところをごさいますしたので、今回資料の中に明記させていただいたところをごさいます。

○8番（西江園 明君） それは分かるんですよ。だから、それに対して具体的にこうやって議案の中に出すと、資料ですけども、ということに対しては何も議論は無かったんですかね。じゃあ、これに対して我々議員が一番言いたいのは先ほど出ましたけれども、やっぱり地元の企業、他のところなんかは「地産地消」という表現がありながらですよ、ここだけが、こうやって具体的に出ていると。それに対しての議論というのは何も無かった、無かったら無かったでいいですよ、無かったんですか。その確認です。

○副市長（外山文弘君） この点につきましては、提出された提案の中でも具体的に、この会社のことを、太平ビルサービスにつきましては、お客様の立場で、お客様第一主義を企業理念とし、より良い施設、快適空間と長期資産価値維持のためにサービスを提供するというので、具体的にこの会社のことを説明されて、そのことについても前回も、この会社につきましては、手を挙げられているんですが、その中でもこのことを一緒にですね、一緒にトータルソリューションカンパニー、一緒にいろんな施設の中で、こういう部門は、この会社とペアでやっている、一緒にやっているということで、提案も前回も受けたところでしたけれども、今回は特に、これまで地元がどうかあれですけど、とにかく掃除のメンテナンス関係については、ちょっとお客様からも苦情も若干あったと聞いております。

そういう中で、この会社と徹底して、効率的にやっていくということで提案も受けて、当然選考委員会の中でも説明を受けた上で、この点については了とされたということでございまして、執行部内でもこの点については問題は無いということで、判断して提案したところをごさいます。

○8番（西江園 明君） では執行部としては、地元企業の採用とかについては、相手が言ったとおりということで、地元の企業の提案というのは無かったということで理解していいんですかね、確認です。

○副市長（外山文弘君） そのとおりでございます。

○17番（東 宏二君） 従業員数というか、パートまで入れて43名という人員で事業を始めるといことなんですか、現在どのぐらい従業員がおられるのか、パートまで含めてですね。

それと、一つ気がかりになるのが、今、志布志の方でサービス業という一番忙しい事業が人手

不足で、どこも人がいない、いないということで、大変苦勞されているんですが、この新しく採用されるアルバイトということも書いてありますが、なかなか厳しいのではないかと思うんですが、まず今の現在の職員人数、パートまで入れてどのぐらいいるのか。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 現在の職員体制はパート、臨時職員まで入れまして38名というふうになっております。

○17番（東 宏二君） ということは、新しく今度指定管理者が変わるわけですね。今までの従業員が全部が全部ということではないと思うんですが、今38名ということで、5名を採用するというので人数的に言えば、そういうふうになると思うんですが、私が一番心配しているのは、その計画上は、東京みたいに人口の多い所であれば、こういうのは簡単に人数は集まると思うんですが、今、志布志の状況を見ると、なかなか厳しいのではないかということで、何か対策をとられているのかということなんです。今の職員の人たちが残られるとは思っているんですけども、その辺の考え方ですね、どういうふうに努力されて、どういうふうな募集をされていくのか。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） まず従業員の関係ですけれども、基本的には、引き続き雇用されるように、募集要項等でもお願いをしていたところでございます。

グリーンハウスの申請書の中におきましても、「地元雇用の創出及び本施設の円滑な引き継ぎを実現するために、現在就業中の従業員の方を最大限お引き受けできるよう配慮する」というふうに明記をされております。

また、グリーンハウスさん、太平ビルサービスさんの方からも責任者等で職員が配置されるというふうに聞いております。

○17番（東 宏二君） 今のことを答弁いただいたんですが、やはりですね、そういう志布志の今の状況も、次の指定管理者に伝えて早く手を回さないですよ、4月1日からは、もう営業されるわけですので、そのことははっきりしていただかないと、営業ができなくなってしまうことになりますので。

あそこは本当に志布志の旧志布志町の夏井地区の寄附行為で頂いた土地でございますので、その辺もですね、やはりしていかないと。夏井地区の方々にもですね、昭和32年頃ですかね、33年だったと思うんですが、無償で旧町に提供されて、今の現在のダグリ公園、岬ずっと一帯がですね、今、市の観光地の中心というふうになっているわけですが、その辺も夏井の方々にも、そういう説明とか、やはりそういうことを聞くことがございますので、ぜひ公民館長なり、いろいろな方々に文書なりでも配布するような形で、指定管理者が今度変わりましたということで、お知らせするのが当然だと思っておりますので、その辺も心遣いということでもありますので、ぜひそれもしていった方がいいというふうに思っております。

従業員のことは、アルバイトとか志布志はいけませんので、パートはいるかもしれませんがけれども、アルバイトはいけませんので、ぜひそういうことも早く指定管理者のグリーンハウスの方にお伝えして、体制を強化してやっていただかないといけないと思いますので、その辺をもう一回し

っかりと伝達をするような形でやっていただければと思っております。

○**港湾商工課長補佐（黒川 晃君）** スタッフの確保につきましては、本会議で議決をいただいた後に速やかに取り組んでいきたいというふうに、グリーンハウスさんとも打ち合わせをしているところでございます。

○**副市長（外山文弘君）** 公民館につきましては、また年内に可決いただきましたら、公民館長の方にはお話をしたいと思っております。

○**議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はありませんか。

○**18番（小園義行君）** 今回のこの提案ですけれども、今、出ていました従業員の関係ですね、それぞれ志布志市内で今飲食業が閉店、そういうのが続いています。そういった中で、今担当の方から答弁として「議決後にやる」という、そういう答弁でしたけど、きちんと今の人たち、希望される人は、ここで再雇用しますよという、そういったもの強い意志を持って、やっぱりグリーンハウスさんとは臨まないといけないと思うんですよ。そこを明確にしてください、1点。

それとあわせて、この太平ビルサービス株式会社というのに委託をするということですね。指定管理8か所、ホテル全国18か所ということで、全てこの会社に、こういう施設のビルメンテナンスを会社は契約しているのかというのが二つ目です。

三つ目に、今回のこの提案の中で総合評価として、選定の基準が三つありますね、このビルの施設の維持管理業務というのを仮に、今議員の方からも出ていますように、この太平ビルではないという状況で提案を、提案といたしますか、いろいろ意見が出ますね。それを受けて、この三つの中の評価が太平ビルさんと違うということに今後なったときに、点数の評価がどう変わるんだろうかというのがあって、一切それは、この太平ビルサービスに委託をするということの中で、この三つの、たぶん2番目か3番目ですかね、この候補者の評点のところに出てきていると思うんですが、これが仮に変更が可能なのかどうかという、そこについては、いかがですか。

○**港湾商工課長補佐（黒川 晃君）** まず一つ目の従業員の引き続きの雇用につきましてはですけども、募集要項等でも当然引き続き雇用をお願いするという事で申し上げておりますし、グリーンハウスさんが出した事業計画書の中にも「できるだけ受け入れをする」というふうに明記されておりますので、そちらについては、強く今後も要望していきたいというふうに考えております。

二つ目の太平ビルサービスさんが、全ての指定管理の物件について、ビルメンテナンスを請け負っているのかという問いですけれども、すみません、詳細につきましては、確認をしていないところでございます。

○**副市長（外山文弘君）** 評価が変わるかどうかということですが、今回この評価の中で、この項目につきましては、年間の事業計画ということで、「維持管理が適切に計画されているか」という項目がございまして、その中でもグリーンハウス、宮交との比較につきましては、このグリーンハウスさんの方が評価が高かったという内容でございました。

ということは、やはり委員の皆さん方、それから主管課の報告等の中で、やはり施設の維持管

理が適切に若干人材コスト等もあって行き届かなかった部分があるんじゃないかという指摘もございましたので、そういう中で、このビルメンテナンスとのペアでの作業につきまして、記載があったと、高かったという評価ではなかったかというふうに感じているところでございます。

**○18番（小園義行君）** 今回、このグリーンハウスさんが、わざわざですよ、この施設の維持管理業務はビルメンテナンスの専門会社である太平ビルサービスに委託しますよと。そのことは実際に自分たちが今26か所ですか、全国で展開している、その中で、この会社だと絶対的信頼があるよというね、そういうものがあってのこれだったらいいけど、1か所しかしておりませんか、ゼロですか、そういうのはね、少し説得力に欠けますよ。そういった意味で、この26か所されている中で、この太平ビルサービスがグリーンハウスとの間で、どういった委託契約が何か所結ばれているというのが無いとですね、こっちとしても信用できないということになるわけですね。そこについては、明確に答弁してください。

そして今、私が3点目に言いました、仮にこの太平ビルサービス株式会社でない者になったときに、提案されています三つの基準ですよ、ここが点数が例えば661点という所なのか、474点という所になるのかね、これが仮に10点、20点下がったら逆転しますよ、これ。そういうことが可能なんですかと、いやもう絶対それは評価の点数としては太平ビルサービスということで、こちらは、今私が言ったどれぐらの委託契約を26か所のうち結んで、ここだと絶対大丈夫だと、これまでのビルメンテナンスをされている会社よりかは、それが良いという評価があったら、こういうことになってますということでないで理解ができませんよね。

今後、仮に太平ビルサービスでない者でしたときに評価が下がったり上がったりするということがあるわけですよ。だから、最初言いましたどれぐらのところを契約して、絶対この会社だといいいよという立場に立っているのか、そういう立場で評価がされたのかということなんですよ。今後、仮に別な太平ビルサービスでない会社になったときに、グリーンハウスとしての信頼性というのが、きちんとそのビルメンテナンスで大丈夫なんですかとということを問われるわけで、変更が仮にあったときに、総合の評価というのはどうなるんですかとということを聞くんです。できないならできないでいいんですよ、そうおっしゃれば。

**○副市長（外山文弘君）** まず、この評点の関係で申し上げます。

この項目につきましては、満点で80点の項目でございます。ですから、それぞれ数字を見ますと、これが大きく変わっても差は、結局逆転まではいかないと、あと二、三十点で満点となりうるような状況ですので、そういうことであれば、逆転はないということは申し上げておきたいと思えます。

あと、細部につきましては調査をしておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思えます。

**○18番（小園義行君）** 副市長ですね、2社あって1,206点ですよ、1,337点ですよ、今回の提案になっているところはね。先ほど言いました太平ビルサービスは絶対的信頼をグリーンハウスが持っている、そういう中で、ここの例えば2番目なのか3番目なのか分からないけれども、「公



の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。」「事業計画に沿って管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。」このね、多分3番目だと思うんですよ、私が今この出てきている太平ビルサービスということにするとですよ。だから、そこが本当に大丈夫ですよというものが無いとなると、ここが評価が変わってくるということになりませんか。だから、その委員会の中で、どんな議論がされて、この26か所全国展開している、このグリーンハウスが、この太平ビルサービスだったら絶対にメンテナンスの問題は無いよということで、全体の評価としては変わりませんよということになればいいんですよ。だから、何か所委託契約されてて、どういう状況なのかというのが分からないと、説得力に欠けますよ。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○  
午後1時59分 休憩

午後2時04分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 太平ビルサービスがグリーンハウスとともに、ビルの維持管理を行っている数につきましては、指定管理施設8か所のうち4か所、ホテル全国18か所のうち1か所を太平ビルサービスさんが請け負っているというところでございます。

[小園義行君「議長、特にお願いします。4回目」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 特に許可いたします。

○18番（小園義行君） 今答弁がありましたように、5か所をグリーンハウスとやっておられるということですね。先ほどから出てますように、ここに採点の評価として委託することも含めて、この評価になっているわけですね。そういった意味で、この4か所と1か所、5か所をされている中で、このグリーンハウスとしては、きちんとした信頼が持てると。そのことで総合評価とさせていただきますよということで、仮にこれが他の業者さんだったら、このどこかの点数が上がったり下がったりするわけですね。本来は、そのことをも委員会の中で、ここで議会から質疑がきたからそういうことじゃなくて、きちんと委員会の中で、そういった議論はされてないと、本来おかしいですよ。そして、質疑がきたら、それに対して明確にパチンで答弁が返ってくるようではないと、本当にそういう議論をしたのというふうには不信感を持ちちゃうわけですね。

これは最後答弁求めますけど、このグリーンハウスさんのそういったものというのは、この選考委員会の中で、あまり議論にならなかったというふうな理解をしてしまうんですけど、今の当局の対応を見ているとですね。でも、ここについては、しっかりと、この評価が下がるようなことではいけないわけで、全体としてのですよ。選定委員会の中での議論としては、この維持管理のここについては、あまり正直やってなかったんですね、そこについてはね。そのことをあえて

問うというのは、委員会が開かれるでしょうから、それに付託になるでしょうから、そこで議論してもらおうとして、本来は提案される際に、そういった大事なところについてはですよ、全て大事なんですけど、きちんとした答弁が即答できるようなものでないと本当に信頼できるような議案の提案の仕方だったのということをちょっと感じたものですから、そこについては委員会等で、しっかりと議論していただきたい。質疑ですので、答弁として終わらないとおかしいからですよ、きちんと議論されたんですか。

○副市長（外山文弘君） この件につきましては、主管課からの報告、そして、ビルメンテナンスについてのグリーンハウスからの提案、指摘等がございまして、現在のメンテナンスにつきまして、非常に不備があるという指摘の中で、今回こういうメンテナンス会社を使って一緒にやりたいという提案の中で評価した結果が、こういう形になったということでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（上村 環君） 所管でございますが、お聞きしたい点がございまして、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの同僚議員の質問にも関連をするわけですが、今回、前回そうですが、この選定委員会の評価にあたっては計画書、いわゆる事業収支計画書について採点をするという方式をとっております。そうした場合に、恐らくAの業者が既存の業者であったとした場合に、今回新しい業者については、どこまで調査をされたかというのが非常に大きなウェイトを占めると私は思っております。例えば、テレビ等の通信販売を見た時に、非常に良い宣伝がございまして、実際使ってみたら不都合な部分も出てくるといったことがございまして、人を採用するとか、物を購入するとかいうのは非常に難しいというふうに思っております。

だからこそ、今指摘がございましたように、既に全国等で、こういった展開をしている業者であれば、やはりその施設の調査、地域の評判等を十分に調査した上で、間違いが無いということを提示していただきたいと思っているわけですが、その点から担当課長、もしくは副市長、市長なりは、どういった調査をされたか、お伺いをいたします。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） このグリーンハウスさんにつきましては、近隣でいいますと、福岡県芦屋町にあります「マリンテラスあしや」というのを指定管理を受けていらっしゃいますけれども、そちらの方を研修に行つて実際現地を確認し、施設の清掃作業、また支配人等と意見を交わす中で、いろいろ確認をさせていただいたというところでございます。

○19番（上村 環君） 冒頭の質疑でもございましたように、このダグリにつきましては、指定管理の更新時の度に相手が変わるといったようなふう感じております。そういった点から、もう失敗はできないんだという強い気持ちがあるとすれば、市長にしても、自分の目で確かめていくということが当然必要かと思いますが、そのことについての答弁がございませんでしたので、再度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、指定管理の度に管理をお願いする方々が変わってきているというこ

とについては、誠に残念だなというふうに思っています。

ただ提案をする度に新しい管理者になってきているということは、その提案の中で承認された業者の方が期待どおりに、この私どもの大事な施設について、期待どおりに運営がされてないということが見られるということでございまして、次も仕方がないのかなというような思いで新たな業者に管理をお任せしているというようなふうになってきているんじゃないかなと思っています。

今ありましたように、そういったことを重ねてきているから、私自身で次をお願いする候補については、十分に調査をした方がいいのではないかなということについては、まさしくそういったことではなかったかなというふうに思っています。

しかし、残念ながら私自身も今回新たな業者についての視察等の研修はしておりませんでした。

ただ担当の方、そしてまた、選定委員会の方々も十分そのことについては配慮をしながら、そして、今回においては必ず前回よりいい形での運営がお願いできるというようなふうで選定されたということですので、そのような形での皆様方の御理解をいただければというふうに思います。

**○19番（上村 環君）** この議案が提案されて審議決定する段階では、必ずそれは当然のことです。最もいい業者を選定して委託するわけです。市長自身が非常に行動的にあちこちを見られるという市長であることは評価しておりますけれども、このことについて現地等を確認されなかったということは、少し残念でございます。

その上で、前回の業者は3か年でありましたが、今回5か年にすると、私は、ただいまの質疑等の状況から見ても、やはり3か年にして、その状況を見ながら5年にしていくというのが最も妥当のやり方ではないかと、なぜ今回5年とされたのか、お伺いします。

**○総務課長（武石裕二君）** 今回の指定期間の5年ということでございしますが、これは全協等でも説明を申し上げたところでございしますが、今回指定期間、それから業務評価等の評価の在り方等について、これまでも議会の皆様方から種々御指摘をいただいたところでございします。その中で、見直しを図ったところでございまして、原則として5年を指定管理の期間とすると。これにつきましては、「安定した経営状況を阻む要因がある」というような業者の方からも意見をいただいたところでございします。長期的な展望、計画性がなかなかできないということ。それから、運営面においても3年では短いと、5年であれば、ゆっくりとを計画運営もできるということ。それから、人材育成の観点からも長い方がいいと、専門的な人材も雇用ができるとした場合もございました。

それから、当初の設備の投資についても、やはり3年よりは5年の方が、例えばリースの場合も5年とか6年とかという設備等もございしますので、そういったこともございまして、この委員会の中で種々期間も含めて、今回見直しをして、ダグリ公園のこの施設についても5か年というふうに決めたところでございします。

**○議長（岩根賢二君）** 特に許可します。

**○19番（上村 環君）** 様々な懸念がある中で、やはり3年として、そして、その経営状況を見ながら、次回は5年にしていきますというふうに業者にもしたしながら、成績の向上を図っていくということが、私は一番無難なやり方ではないかと。

ただいま担当課長が申しあげましたような、長いほど計画的に投資もしやすい、人材も育成しやすいというのは当然のこととございまして、そのために3年から5年になったというのは、よく理解しておりますが、従来このダグリの経営については、何回も何回もこういった提案がされてきますので、やはり慎重を期すべきであったと。にもかかわらず副市長、市長等ですね、今回提案されている会社についての綿密な調査がちょっと不足していたなということを考えておりますが、その点について、最後に答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 指定管理の期間につきましては、今課長の方で答弁したとおりでございます。

施設の運営につきまして、より安定した形で長期的な視点をもって取り組んでいただければ、サービス向上が図れる計画が立てられるのではないかなということを、私どもが、この指定管理制度に取り組みまして10年間経って、そのことについてそのような方向性が望ましいということの結果でございます。

今議員の方からお話がありましたように、このダグリの施設については、本当に毎回毎回、こうして皆様方には様々な面から御心労をいただいているということでございまして、何をおいても、その指定管理をお願いしている機関において、様々な多方面からの要望、苦情等がきているというようなことで、そのことにつきまして、担当の方では、その都度指導をしていながら改善を図っていただくようしてきているところでございますが、なかなかそこが行き届かなかったということではないかなというふうに思っています。

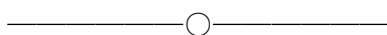
改めて指定管理を受けていただく方に、このような経緯があったということを十分お伝えして、そしてまた、今後においては更に指導を徹底しながら、この市民の負託に応える、要望に応えるような、本当に誇りうる施設の運営にさせていただくよう指導をしまいたいというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第20 議案第60号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第60号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市市民センターの指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成30年4月1日から平成32年3月31日までとするものであ

ります。

公の施設に係る指定管理者制度に関する指針に基づき、非公募による指定管理施設に係る指定期間は、原則5年間とされているところではありますが、指定管理者となる団体である社会福祉法人志布志市社会福祉協議会において、今後2年間で財源計画、組織体制等の見直し等の事業計画の変更を行い、具体的な措置を講じる必要があるため、指定管理の期間を2年間としたい旨の申し出があったところでもあります。

市としましても、社会福祉協議会の取り組みを支援するとともに、指定管理施設の適切な運営を図り、住民サービスの向上に努めるため、指定の期間を2年間とするものであります。

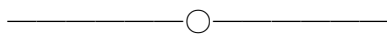
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第21 議案第61号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第61号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市老人福祉センターの指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成30年4月1日から平成32年3月31日までとするものであります。

なお、当該施設の指定の期間につきましては、議案第60号で説明申し上げたとおり、2年間とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（上村 環君） 社会福祉協議会の財政につきましては、今朝ほども説明があったところでございます。

有明地区におきましては、介護事業等の自主事業がよく展開されておりまして、まだその必要性は高いというふう感じておりますが、松山地区におきましては、そういった事業がほとんど無いところでございます。

そのような中で、今回この提案がなされたわけですが、そこで、この5年を2年にしたという

大きな理由といたしまして、社会福祉協議会が本庁方式へ移行したいという考えがあるということ。そしてまた、本市の公共施設等総合管理計画の中でも、「こういうことは当然議論となっていく」という説明がございましたが、この公共施設等総合管理計画というのは、いつ策定されるのかお伺いします。

○財務課長（仮重良一君） ただいま議員の御質問でございます公共施設等総合管理計画でございますけれども、本年29年3月に策定済みでございます。

○19番（上村 環君） 策定済みということであれば、今後この組織について、公共施設等総合管理計画の中で議論するということが無いということですかね。

○財務課長（仮重良一君） この公共施設等総合管理計画の中に、今後の方針というのを記載しております。施設におきましては、「老朽化及び利用者の今後の見込みと、施設に関する今後の方針を検討いたします」ということで、庁内の検討委員会等をまず立ち上げて、今後、平成32年までに個別の計画を作っていくというようなことで、今現在作業を進めているところでございます。

○19番（上村 環君） いわゆる本庁方式への移行はやむなしとして、今回2年にされた、その大きな理由というものが分からなかったわけでございます。

今回の様々な申請概要調書等の中身を見てみますと、「組織再編計画の方向性による適正配置を実施する」ということは、この中で、どんどん職員の配置に踏み込んでいくんだよということと30年度からスタートするのか、もしくは32年度まで待つてやるのかということがよく分からなかったわけでございます。直ちに、その方向性でいくとすれば、1年の指定管理でもよかったですのではないかというふうに感じたわけでございます。その点を再度答弁をお願いします。

○福祉課長（折田孝幸君） 議員のおっしゃいます組織の再編につきましては、社会福祉協議会の方で当然進めていくという形になります。

これにつきましては、当然理事会、評議員会等に説明しながら進めていくこととなります。

先ほど説明がありました公共施設等総合管理計画につきましては、市の計画でございますので、老朽化している施設については、その計画を参考にしながら進めていくと。ただ社協の、そういった職員の配置につきましては、社協の方で随時進めていくということになります。

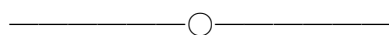
ですので、2年間という最大の期間を設けさせてもらいまして、その中で組織再編等について議論を深めていくということになります。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



## 日程第22 議案第62号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第62号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人憩の家の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市老人憩の家の指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成30年4月1日から平成32年3月31日までとするものであります。

なお、当該施設の指定の期間につきましては、議案第60号で説明申し上げましたとおり、2年間とするものであります。

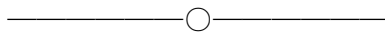
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第23 議案第63号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第63号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市健康ふれあいプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものであります。

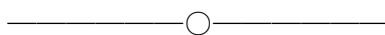
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第24 議案第64号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指

## 定について

○議長（岩根賢二君） 日程第24、議案第64号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者となる団体を公益財団法人志布志市農業公社とし、指定の期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第64号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

2時45分から再開いたします。

—————○—————

午後2時32分 休憩

午後2時43分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

## 日程第25 議案第65号 財産の取得について

○議長（岩根賢二君） 日程第25、議案第65号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地開発事業用地を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字川尻330番6ほか31筆、計1万2,773.10㎡を随意契約により、志布志市土地開発公社から3,352万9,387円で買収するものであります。



よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第26 議案第66号 学林地の立木の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第26、議案第66号、学林地の立木の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、学林地の立木の処分について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田小学校PTA会長及び伊崎田中学校PTA会長の連名による学林地の立木処分の願い出があったことから、当該学林地の立木を処分するにあたり、志布志市学林地条例第5条本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（徳田弘美君） 議案第66号、学林地の立木の処分について、補足して御説明申し上げます。

今回、平成29年10月10日付けで、伊崎田小学校及び伊崎田中学校の両校PTA会長から共同で管理されている学林地の立木処分の願い出があったところでございます。

学林地の立木の処分につきましては、志布志市学林地条例第5条本文におきまして、「議会の議決を受けなければならない」と規定されていることから御提案させていただくものでございます。

伊崎田小学校及び伊崎田中学校、両校PTAが共同で管理されている学林地の所在地は、有明町伊崎田字川本5261番、面積は5万6,528㎡。

処分する立木の種別及び数量は、杉、約3,500本、約1,925㎡の他、計約5,800本、約2,475㎡でございます。

処分の理由につきましては、学校PTA会員が減少するとともに、森林作業の経験が無い会員が増加していることに伴い、学林地を管理することが困難になったためでございます。

続きまして、付議案件説明資料の52ページを御覧ください。

伊崎田小学校及び伊崎田中学校の両校PTAが共同で管理されている学林地の位置図でございます。伊崎田の字尾交差点から松山方面へ向かう市道飯野・松山線の途中から右折いたしまして、宮塩方面に向かう市道飯野・宮塩線の間辺りで、市道から約150mほど入った赤い線で囲んでいる部分でございます。

なお、処分による収入金につきましては、契約に基づく分収林とは異なり、志布志市学林地条例第6条におきまして、「学林地の立木は当該学校PTAの収入とする」と規定されているところ

でございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（上村 環君） 委員会では、更に詳しい資料が出されるかと思いますが、所管外でございますので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、提案理由の中身でございますが、伊崎田小学校PTA会長及び伊崎田中学校PTAという二つの学校にまたがる連名ということでございますが、これは今、議案説明がありましたように、伊崎田の1中1小という特殊性から、こういった管理がされてきたものと推察をするわけでございますが、第6条の中に今回処分をされた収入は、「当該学校PTAの収入とする」となります。そうした場合に、2校にどのように配分がされていくものなのか、お伺いします。

それと、この議案説明資料の中に書いてあります木の種別、数量を見たときに、極めて大径木だなというふうに思いますが、何年ぐらい経過している物なのか。その2点をお伺いいたします。

○教育総務課長（徳田弘美君） 先ほど申し上げましたように、収入金につきましては、PTAの方の収入となるところでございますが、両校におきましては、学林地の通帳をお持ちでございます。名称が「伊崎田小・中PTA学林地」という通帳口座がございますので、そちらの方へ入金されるというようなふうに伺っているところでございます。

分配につきましては、私どもちょっと確認していないところですが、収入金については一つの通帳に収入金として入金されるということでお聞きしているところでございます。

それと樹齢につきましてですが、今回の処分する木の種類につきましては、杉、ヒノキ、クヌギ、雑木でございますが、最も早いもので、昭和31年頃に植林しており、林齢といたしましては、50年から60年ほど経つ立木とのことでございます。

以上でございます。

○19番（上村 環君） この事前の調査につきましては、森林組合等がされたものかと思いますが、今回議決をいたしますと、その後の処分、益金配布までのスケジュール等については、どのようにお考えか、お伺いします。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回、願い出にあたり、両校PTAは森林組合等に見積等を依頼されておりまして、処分についての仮契約のようなものも結ばれているようでございます。

今回議決いただきましたら、この契約に基づきまして、30年1月から31年3月までを伐採搬出期間というようなふうに予定をされておると伺っているところでございます。

○19番（上村 環君） これだけの面積、そして、数量でございますと、伐採搬出の期間を長く設けたほど有利な販売ができるというふうに伺っておりますので、今後この期間の中で延長願い等につきましては、なるべく購買者側の意に沿った形で進めることを願います。

そして、その後、市有林として、もともと市有林でございますので、市に返還をされるのか。また、その際はこういった形で返還されるのかお伺いします。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回、立木処分後の管理につきましては、処分の理由にございましたとおり、会員の減少、森林作業の経験が無い会員が増加しているということで、学林地の管理が困難になってきているということもございますので、処分後につきましては、PTAの意向といたしましては、市への返還をしたいと考えていらっしゃるとお聞きしているところでございます。

その後につきましては、市有林の担当でございます耕地林務水産課の方で管理されることとなります。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今教育委員会の方で伐採予定の所につきましては、今後調査いたしまして、再生林の方向で考えています。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） これだけの面積で、しかも山間部の中央にある学林地を杉の木、クヌギ、雑木まで全部刈ってしまうというのはいかがなものかなと実際思うんですね。所管でありますので、1点のみをお伺いします。

今現在、四浦地区辺りの山も残らず全部切ってるんですよ。四浦の神社がある裏山あたりもほとんどの木が無くなっている。あれだけの山の木を全部切ってしまうと山崩れ、がけ崩れ、土砂災害等の元になると思うんですね。

それを鑑みますと、これだけの学有林でありながら、せめて杉、ヒノキぐらいは分かるんですけども、後のクヌギとか雑木林に関しましては、できれば残しての方が山の保全のためにも、景観のためにもいいかと思うんですね。それで、植えられたものは全部切って、PTAの方に回すんだということは理解できないこともないんですけども、山の保全という面を考えますと、杉、ヒノキの針葉樹林ぐらいはいいんですけども、あとの広葉樹林に関しましては、できれば手を付けないで何とかできないかなと僕は思うんですけども、あとは所管でいろいろ質問はいたしますけど。

○教育総務課長（徳田弘美君） 処分の理由と申し上げましたが、森林作業の経験が無い会員が増加していることに伴い、学林地の管理が全面的に困難となってきているというのが最大の理由でございます。

今、議員御質疑の森林の保全等を勘案すれば、全て処分するのはいかがなものかということではございますが、クヌギ、雑木等も今回提案しているところでございますが、そこを残しても維持管理としては難しくなるというところを御理解いただければと思います。

○9番（丸山 一君） テレビ等を見ていましたら、10日ほど前のテレビ番組におきまして、宮崎県の現状がテレビで放映されました。それを見ていますと、道路から搬入搬出をするのに他人の土地を通り越して中の方を持ち出さなくちゃいけないと。そしたら手前の道路の亡くなっている人の名前で申請を出して、そこを伐採していきながら奥の方までやっていたという、そういう事例が宮崎県では今非常に問題になっているというのがテレビで放映され、今回の場合は、そういうことはないんでしょうけれども、その中で、宮崎県の場合は、台風が来た度に山の中がが

け崩れになって、航空写真なんかを見ますと、真っ白くなっているのがいっぱいあるわけですよ。だから、杉、ヒノキの場合は特に根が立ち根ですから、横に張らないですから、倒れやすいし崩れやすいんですよ。ですから、僕が先ほど言いましたとおり、針葉樹に関しては、五、六十年杉の木であれば、かなりの金額になりますから、それはそれでいいとしても、できれば雑木類というのはですね、山の景観を守るためにも、後で植林をすると、多分するんでしょうけれども、また植林をして5年間は伐採をしなくちゃいけない。そのためには、市が耕地林務水産課が管理をするとすれば、かなりの金額が要るわけですよ。3年後、5年後、10年後に伐採をしながら、間伐をしながら、また手を入れていかなくちゃいけないという事案が発生するわけですよ。そういうことを考えれば、せめて広い面積の中の針葉樹林だけを無くして、広葉樹は残していけばいいと。広葉樹は残したのに対しては、お金は要らないわけですから、残しておけば自然に生えていくわけですから、それで枝が落ちたり、台風で倒れたりしますけれども、また実生で生えていくわけですからね、そういうことを考えれば、そんな手は要らないと思うんですよ。

ですから、針葉樹と広葉樹の伐採の仕方というのは考えられた方がいいんじゃないかと思えます。

実際、先ほど言いましたけれども、四浦辺り、田之浦から四浦に向けての四浦の奥の方の敷地、ほとんどの水源の所まで、ほとんど木が無くなっているでしょう。特に、ああいう所あたりは前川だったり安楽川の水源近くであったりするわけですよ。もうちょっと水源の奥の方です、都城の方ですけどね。ああいうことを考えればですね、ちょっと今のやり方では、どうかなというのがありますので、あとは所管課でありますので、またがんがんいきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） 答弁はよろしいですか。

[丸山一君「難しいでしょうから、いいです」と呼ぶ]

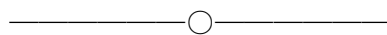
○議長（岩根賢二君） 質疑をしてくださいね。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第27 議案第67号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第27、議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所運営事業、生活保護扶助費給付事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決

を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） それでは、議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に7,296万5,000円を追加し、予算の総額を261億270万4,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、変更は一般単独事業のうち、合併特例事業については、松山支所庁舎空調設備更新事業の完了により、地方債の額が確定したことに伴い、地方債、総務債を140万円減額、9月豪雨により被災した農地及び農業施設を補助災害復旧事業で実施するため、災害復旧債を700万円追加するものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、歳入の12款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、農林水産業費分担金は、農業用施設災害復旧事業の実施に伴う受益者分担金として20万円増額しております。

8ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、保育所運営事業に係る保育士の技能・経験に応じた処遇改善に伴う加算給付額が確定したことに伴い、1,951万5,000円増額、生活保護扶助費給付事業に係る医療扶助費の増大に伴う生活保護扶助費の歳出増加に伴い、2,700万円増額し、計上しております。

9ページの2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度の導入等に係る住民基本台帳システムの整備に伴い、361万8,000円計上しております。

11ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、保育所運営事業に係る保育士の技能・経験に応じた処遇改善に伴う加算給付額が確定したことに伴い、975万7,000円増額。保険基盤安定制度及び財政安定化支援制度の執行見込額に係る繰出金の減額に伴い、691万4,000円減額しております。

12ページをお開きください。

2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、1節、農業費補助金として、活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業・農村活性化推進施設等整備事業の入札執行による歳出額確定に伴い、それぞれ2,548万3,000円、125万4,000円を減額しております。産地パワーアップ事業の実施に伴い、550万円を増額しております。

8目、災害復旧費県補助金は、9月豪雨により被災した農地及び農業用施設を補助災害復旧事業で実施するための補助金として、1,400万円増額しております。

13ページを御覧ください。

3項、県委託金、3目、農林水産業費県委託金は、松くい虫伐倒駆除事業に伴う委託金を820万8,000円増額しております。

14ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、普通財産の払い下げに伴う、土地売却売り払い代金を284万1,000円計上しております。

15ページを御覧ください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整といたしまして、5,004万6,000円減額。5目、地域づくり推進基金繰入金は、民間賃貸住宅家賃助成事業の充当額確定に伴い、600万円減額。15目、ふるさと志基金繰入金は、企業立地促進補助金等交付事業等へ充当するため、6,644万1,000円増額しております。

16ページをお開きください。

21款、市債は、合計で560万円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを説明申し上げます。

歳出補正予算につきましては、平成29年10月に最低賃金の引き上げられたことに伴い、嘱託職員及び臨時職員の報酬及び賃金の見直しを実施した結果、各款・項の歳出予算において不足が生じたため、補正予算を計上しております。

また、人事異動等に伴う給与、職員手当及び共済費に係る各款・項の過不足につき補正をしております。

それでは、各款・項につき御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、松山支所庁舎空調設備更新事業の完了に伴う不用額を272万4,000円減額しております。

4目、企画費は民間賃貸住宅家賃助成事業の不用額を600万円減額、目指せ日本一チャレンジ応援事業の不用額を85万円減額しております。

19ページをお開きください。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、現在使用している氏と旧氏とを住民票に併記を希望する方について、併記できるようにシステムを改修する住民基本台帳システム改修業務委託に361万8,000円を計上しております。

23ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、保険基盤安定制度及び財政安定化支援制度の執行見込額の減少に伴う、国民健康保険特別会計への繰出金を1,664万3,000円減額しております。

24ページをお開きください。

2項、児童福祉費、4目、保育所費は、平成29年4月の税制改正により、新たに制度化された

保育士の技能・経験に応じた処遇改善に伴う加算給付額の確定に係る費用3,903万1,000円を増額しております。

25ページを御覧ください。

3項、生活保護費、2目、生活保護扶助費は、医療扶助費の増大に伴い、生活保護扶助費の不足が見込まれるため、3,600万円増額しております。

28ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は、歳入で御説明いたしました産地パワーアップ事業補助金を550万円増額、活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業農村活性化推進施設等整備事業の入札執行による歳出額確定に伴いまして、それぞれ2,548万3,000円、125万4,000円を減額しております。6目、畜産業費は、出品頭数の確定に伴い、畜産共進会等謝礼事業の報償費用を294万円減額しております。

30ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費は、志布志地区若浜周辺保安林松林から通山押切地区保安林松林までのマツノザイ線虫被害の松が予定した数量より増大したため、伐倒駆除による経費820万8,000円を計上しております。

32ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、経済対策の一環として、志布志市商工会に加盟している商工業者で、制度資金等を利用した者に利子補給金を交付する商工業資金利子補給金交付事業の申請見込額が増加したことに伴い200万円を増額、企業立地促進補助金等交付事業に係る補助金額の確定に伴い、268万8,000円を増額しております。

39ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費は、年度内に市内小学校に入学予定で経済的理由により、就学が困難と認められる児童、新小学1年生の保護者に対し、入学準備金を支給し、保護者の負担軽減を図るための費用、284万2,000円を計上しております。

43ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、9月豪雨により被災した農地及び農業用施設を補助災害復旧事業で実施するため、2,200万円を計上しております。

以上が、補正予算第4号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっと質疑いたしますけれども、今回説明資料、説明の欄を見ますと、嘱託職員のがずらっと出てきますけれども、これは嘱託職員の報酬が変わったというふうに理解というか、上がったということで理解していいのか。その場合に、月どのくらい上がったの

か、その分が、こういうふうに反映されているのかということが1点。

それと職員の分ですが、総務費の中で一般総務費で計上されている各費目、例えば、分かりやすくいえば、23ページの社会福祉総務費なんかを見ますと、先ほど聞きました嘱託職員の次に給与、一般職員の分を減額というふうに、こういうふうになってはいますけれども、時々費目の中で、50万円減額とか、そういう職員の場合減額というのが多いんですけど、この辺は何かそういう理由があったんですかね。逆に児童福祉総務費なんか給料は430万円も増えてますけれども、人事異動があって、あったという話は聞いてないんですけど、こういうふうになる時期になったというのは、どういう理由ですかね。

○総務課長（武石裕二君） お答えをいたします。

職員間についての賃金、それから給与等の御質問でございますが、まずはじめに賃金についてでございますが、今回鹿児島県の最低賃金が改定になりまして、737円というのが最低賃金というふうになったところでございます。

本市におきましては、720円ということでもございましたので、これは10月1日から適用ということでございますので、10月1日においては、マイナスの17円になるわけですので、このことを受けて市長と協議をいたしまして、市長の方で了解をいただきまして、今回賃金については、40円の上げ幅とし、720円から760円としたところでございます。

これにつきましては、平成27年までずっと700円で据え置きでございました。平成28年4月から720円としておりますが、今回、約3%程度の伸びということもございまして、また次年度においても、その引き上げが想定をされるんじゃないかということも踏まえまして計算をいたしましたところが760円と。

それから、19市の各市の賃金の状況を調べてみましたところ、平均が約760円程度ということもございまして、この額に落ち着いたところでございます。

それに伴いまして、当然賃金、それから月額報酬の方と日額報酬の方もいらっしゃいますので、計算をいたしましたところ、嘱託職員につきましては227名、このうち10月から向こう3月までの6月分、半年間これが約798万6,600円の増額となるところでございます。

それから、臨時職員につきましては、40円増ということですので、85名、各時間と日数等、それから月数を掛けまして、214万2,000円ほど、約1,012万8,000円の増額となったところでございます。

これにつきましては、当初からの予算がございましたので、その足りない分等について、各費目間で増額補正したというところが、まず1点でございます。

それから、職員につきましては、4月の異動がございました。今回大幅に4月の異動をしたわけでございますが、これまで6月、9月と大きな減額は無いところでございましたので、今回12月におきまして、4月異動の、この異動に伴う費目間、職員間の差額を出して調整をした結果が、今回、先ほど御指摘がございましたとおり、各費目間でマイナスになったりというところでございます。



以上でございます。

○8番（西江園 明君） ちょっと聞き方が悪かったかな。

嘱託職員は月幾らが幾らぐらいになったのか、今そのパーセントは3%弱ということで、トータルで1,000万円強の増額。

それともう1点、この予算書27ページ、衛生費の塵芥処理費、負担金補助及び交付金の中で、大隅地域紙おむつ再資源化研究会23万7,000円というのは、額ほうんぬんですけれども、これはどういう組織なのかという。これは補正は、中で組み替えをたまたま同じ額があつて、総体的には追加にはなっていないんですけれども、報償費とですね、組み替えになっていますけれども、この運営補助金というのは、今回初めての補助金なのかということをまずお聞きします。

○市民環境課長（西川順一君） お答えします。

27ページの運営費補助金の、大隅地域紙おむつ再資源化研究会に23万7,000円新たに増額し、そして、報償費を同額の23万7,000円減額しておりますが、これは関係がございまして、当初この志布志市が要領を作成して、紙おむつ再資源化研究会の大隅地域の、そういう関係職員、あるいは事業者等を志布志市長がお願いするというようなことは考えておりましたが、それではやはり大隅地域の紙おむつを再資源化していくというようなことには、やはり大隅地域というのが前面に名前にあった方がいいというようなことでありまして、今回この大隅地域紙おむつ再資源化研究会というような、そういう紙おむつの再資源化について研究をしていきたいと思いますというような規約を作りまして、そして、それで運営をしていくというような形をとりました関係で、最初は出会手当等を報償費で組んでいたところを、そういう研究会を作りまして、研究会の方から支出をするというようなことが妥当ではないかというようなことで、今回この組み替えの補正をお願いをするところでございます。

どうぞよろしくお願ひします。

○総務課長（武石裕二君） 失礼をいたしました。

先ほど40円の時間単価の増ということがございましたので、月額報酬については、それぞれの業務で違うわけでございますが、一般事務の方におきましては、月額5,600円増ということになったところでございます。

○8番（西江園 明君） この報酬の場合は、補助団体は別として、市の曾於南部厚生事務組合とか介護保険組合とか出先がありますよね、そういう所の分も、こういうふうに嘱託職員の報酬は改定、10月に遡って改定されたのか、その辺のところを確認です。

それと紙おむつ研究会、今課長の説明では謝礼金じゃなくて、運営費というふうに組み替えをしたということですが、それですと、出会費用というふうにはっきり分かるんですけれども、運営費となると何に使われているのか、何を使ってもいいよというふうに理解、受け取ってしまうんですよね。何で謝礼金じゃなくて運営費でないといけなかったんですかね。

○市民環境課長（西川順一君） やはり謝礼金を一般会計で直接支出するとなると、志布志市長が、この委員をお願いして、そして払うというような形になってしまいます。それよりも、やは

り自分たちで、この大隅半島の人たちが集まって、この紙おむつの再資源化について協議をしていくんだと、研究していくんだといった方が、この全てのモデル回収も今実施しておりますけれども、そういう形で自分たちのまちも主役となって一緒にやっていきたいと思いますというような形にできるだけ近づいていけるんじゃないかというような判断もありまして、こういうような紙おむつ再資源化研究会というのを立ち上げて、そこでみんなで同じ土俵に上がって、やっていきたいと思いますよというような形で、こういうふうに組み替えたところでございました。

よろしく申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 14ページの不動産土地売却収入、これは全体的に中身を少し教えてください。

○財務課長（仮重良一君） 14ページの土地の売却収入の御質問でございます。

これにつきましては、土地の所在が志布志町安楽小瀬4648番地3ということで、株式会社萬來の現在駐車場になっている場所でございます。そこにつきまして、会社の方から今現在駐車場として使わせてもらっている所に建築物を建てられないかというようなことございました。その件で、不動産運用検討委員会の方では貸付地についての建築物について、いままでに承認はしていないというようなことございまして、協議をいたしまして、建築物を建てることはできないが、売却、購入をされる希望があれば、そちらの方については検討していきましょうというようなことで、協議結果を会社の方に伝えましたところ、売却を希望するというようなことで、ここにつきまして、不動産鑑定を行いまして単価等を決定いたしまして売却をしたということで、面積が1,557㎡でございます。平米単価1,690円で売却をしたものでございます。

○18番（小園義行君） いわゆる、そういう市の財産、土地処分審議会等とちゃんと手続きを踏んだ上で、こういう形になってるんですね。今の答弁を聞くと、建物を建てちゃったとかね、いろいろあったと。そういうことを勝手にやっていいものですかということもちょっとあって、順番があるからですよ。逆に全然手順を踏まずに勝手に、そういうのを法人でもやっていたら、まずいでしょう。だから、そこをきちんと正してあるんですね、ということもあわせて聞きたかったです。いかがですか。

○財務課長（仮重良一君） ここにつきましては、先ほど申しましたように、その駐車場に建築物を建てたいという要望がございました。このことにつきまして、不動産検討委員会の方で協議いたしまして、貸付地における建築物については承認できないということになったところでございます。

そして、その部分につきまして、その会社の方からは売却をできるものならしていただきたいというようなこともございましたので、そのことにつきましても、この不動産検討委員会の方で協議をさせていただいたところでございます。

それもちまして、先ほど申しましたように単価等の決定につきましては、不動産鑑定を行いまして決定をし、売却をしたというような経過でございます。

○18番（小園義行君） 今後のこともありますよ、いわゆる向こうがもう勝手に建てちゃったわけね、そうじゃないの、今の答弁だとそう聞こえるよ。

それであれば始末書など、いろんなものがあって、手順どおりちゃんとやらないと、勝手にそういうことではいけないよということを聞いているわけですよ。

○財務課長（仮重良一君） 駐車場として利用されていた土地でございまして、建物を既に建てたとか、そういうことじゃなくて、希望として、そこに建てたいというような申し出があったということでございます。

この協議をするまでは、駐車場で利用していたというような土地でございます。

[小園義行君「手続きは順番を踏んでるんですね、ちゃんとね」と呼ぶ]

○総務課長（武石裕二君） 申し訳ございません。答弁漏れがございました。

先ほど西江園議員からの御質問で、他の一部事務組合の賃金等についてでございますが、曾於南部厚生事務組合、それから介護保険組合も同様に賃金等を含めて上げてあるということの確認が取れたところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（上村 環君） 先ほどの27ページの紙おむつ再資源化についてやり取りがございましたが、本会議でございますので、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁によりますと、謝礼金から運営費補助へ、いわゆる組み替えをしたということですが、ここで指す大隅地域というのは、いわゆる4市5町等のイメージがあるわけですが、その構成市町をどのように捉えているのか。

そしてまた、そうなった場合に、この当初志布志市だけで組んでいた予算ですが、その全く同じ額が今回運営費となっておりますが、その積算基礎についてお示してください。

○市民環境課長（西川順一君） 構成市町は、大隅地域の4市5町でございます。

そして、志布志市使用済紙おむつ再資源化推進協議会というのを立ち上げております。約17名程度参加していただいております。各収集運搬業者をはじめ、いろんな排出者、そして病院・介護関係、そして行政機関、そのようなのを含めてやっております。

そして、その他に今回新しく13名程度、大隅地域のそういう代表的な収集運搬事業者、そして、ある町の衛生自治会の方、そして他に各市町の廃棄物の担当課長も9名入ってもらっております。そうした中で、その会議は、この志布志市の既存の協議会と同じ日に開催しようというような形で考えておりました、従来の志布志市の協議会を発展的に大隅地域の研究会にやっていけたらというような考えもございまして、同じ日に開催をするようにしております、そして、今回新たに、そういう行政機関から、この会議に出てくるものについては、そういう出会手当というものは出しておりませんが、業者さんとか、あるいは学校の先生とかいうのは新しく発生してくるものですから、その方の分について新たに入ってくる行政機関以外の方の数名分についての出会手当を23万7,000円と見込んでおりました。それを今回、負担金補助及び交付金の方から支出をするというふうに考えているところでございます。

積算根拠につきましては、2回協議会を開催し、その方の1人は東京の大学の方を2回ほど来てもらって、この協議会に出会してもらおうということ、あるいは東串良町ですけれども、東串良町の衛生自治会の会長さん、あるいは鹿屋市にある収集運搬業者さんに2回ほど来てもらおうと。出会手当が発生するのは、その方たちの分だけでしたので、その分が合わせて23万7,000円の2回分というようなことで積算をしております。

○19番（上村 環君） 現在これまでの組織については、会議は1回はされたんですか。

○市民環境課長（西川順一君） はい。1回は11月8日に開催をしました。

○19番（上村 環君） 予算を作られて、そして、議会で説明されて、それが年度の途中で変えていくというのは、これはいかなものかというふうに感じるわけです。やはり、そういったものを踏まえて、来年度にしっかりとした態勢をつくっていくと、そこで新たに予算を出すというのは理解はできますが、今聞くところによりますと、年度の中で内容を変えていくということで、謝礼金から運営補助金に変えていくと。これは取り組み、やり方としては大きな変更になると思います。なぜ年度途中でする必要があったのか、説明はありましたけれども、あえて年度内に変更しなければならなかったその理由がちょっと理解できません。再度、答弁をお願いします。

○市民環境課長（西川順一君） この件につきましては、9月議会をお願いして可決いただいたところでしたが、その後、実際研究会を立ち上げるにあたって、やはり各市町の紙おむつ再資源化に取り組む、紙おむつ等に対する温度差もありました。その点において、最初は志布志市長から、こういう研究会を設立するというようなことも考えておりましたが、やはりそういう、先ほども答弁しましたが、何と申しましょうか、大隅半島全体でやっていくんだというような、そういう意識を持っていくためには、やはりこの研究会というような、みんなで規約を、こういう規約でいいかというようなことを話しあって、そして、やった方がいいというような判断をいたしました。

それで、そのことの方が、より紙おむつの再資源化が進むんじゃないかなというようなことに、考えを変更したものですから、当初は報償費でと考えておりましたけれども、やはりこの事業の推進上、こっちの方が4市5町の協力をもらえるのかなと思って、今回お願いしたところございました。

よろしくをお願いします。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第28 議案第68号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第28、議案第68号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者高額介護合算療養費、一般管理費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,664万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億1,629万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を1,005万4,000円、財政安定化支援事業繰入金を658万9,000円、それぞれ減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般会計費を31万7,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高齢療養費は、一般被保険者高額介護合算療養費を38万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第29 議案第69号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第29、議案第69号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、一般管理費、任意事業費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億1,765万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金を98万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を221万6,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を319万6,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は、任意事業費を100万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第30 議案第70号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第30、議案第70号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,394万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3万4,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を3万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第31 議案第71号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第31、議案第71号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、工業団地整備事業費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,879万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を1,000万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の事業費は、工業団地整備事業費を1,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 2点ほどお尋ねします。

まず、内容は補正予算の中身は理解しますが、1,000万円の増額、これは起債を充当しますが、この充当率は幾らだったのかというのが1点。

それと、今回この議案第71号で提案されておりますけれども、今市長が提案理由も読み上げられましたけれども、この予算書の中には、第2表に債務負担行為が入っていますよね、その説明は一切無かったんですけれども、こういう予算の提案の仕方でいいのかなど。補正予算書の説明資料の中には、3ページに「第2表 債務負担行為」、平成32年まで約2億7,200万円という債務負担行為が提案されているわけですよ。

でも、提案理由の説明にも無いし、今の市長の登壇での説明でも無かったんですけれども、予算の執行上、初歩的な質問ですけれども、こういう提案の仕方でいいのか、債務負担行為なんかは、あえて言う必要がないのか。そういうところを伺います

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 起債の充当率について、お答えいたします。

起債につきましては、地域開発事業債を採っております、充当率は100%となっております。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後3時52分 休憩

午後3時54分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 債務負担行為について説明が不足しておりました。

債務負担行為につきましては、予算書の3ページになりますが、工業団地の5工区を新たに整備することに伴い、志布志市土地開発公社に対し依頼する用地の先行取得に対する経費について、期間を平成32年度まで限度額2億7,213万5,000円を計上しているところでございます。

「第3表 地方債の補正」でありますけれども、限度額を1,000万円増額いたしまして、6,020万円という形で限度額の補正もしているところでございます。

申し訳ございませんでした。

○8番（西江園 明君） これを見れば分かるんですけども、この議案の提案の仕方として、市長の提案理由がここにありますけれども、ここにもそういう債務負担というのは一切出てこないんですけども、これを見れば、今まで議論してきました一般会計とか特会の予算と同様のことですよ。ここに、こういう工業団地整備事業費に要する経費を補正するために地方自治法うんぬんというふうに提案理由が述べてありますけれども、これには、この債務負担行為のこれも含んでいるというふうに理解していいんですかね。

○議長（岩根賢二君） 時間がかかるんですか。

しばらく休憩いたします。

○

午後3時58分 休憩

午後4時00分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初の私の提案理由の説明の中で、この第2表の債務負担行為について、説明をすべきところでしたが、その説明につきまして、欠けておまして、誠に申し訳ございませんでした。

今回、第2表の債務負担行為につきましても、提案をするということで、よろしく願いいたします。

そして、市債につきましては、地域開発事業債を1,000万円増額するというので、第3表で補



正をさせていただくということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務常任委員会へ付託いたします。

○

○議長（岩根賢二君） お諮りします。日程第32、同意第3号から日程第34、同意第5号までの3件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号から同意第5号までの3件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第32 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第32、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成30年2月22日をもって任期が満了する川邊繁久氏を引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

川邊繁久氏の略歴につきましては、説明資料の53ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第33 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第33、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成30年2月22日をもって任期が満了する福留勉氏を引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

福留勉氏の略歴につきましては、説明資料の54ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第34 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第34、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、説明を申

し上げます。

本案は、平成30年2月22日をもって任期が満了する下野太志氏を引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

下野太志氏の略歴につきましては、説明資料の55ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後4時08分 散会

## 平成29年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成29年12月5日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

八 代 誠

持 留 忠 義

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長補佐 黒 川 晃	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広
港湾商工課長補佐 金 澤 利 男	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

○議長（岩根賢二君） 昨日の議案第59号の答弁において、執行部より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○港湾商工課長補佐（黒川 晃君） 議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、昨日ありました小園議員からの質問に対する私の答弁に誤りがありましたので、修正させていただきます。

小園議員から「太平ビルサービスがグリーンハウスから委託を受けて維持管理を行っている施設は幾つあるのか」という質疑に対して、「指定管理施設8か所のうち4か所、ホテル18か所のうち1か所」と答弁申し上げましたが、ホテルの1か所はPFI事業を活用した事業での取り組みであり、ホテル18か所の中に含まれないものでございました。

おわびして訂正申し上げます。よろしく願いいたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。真政志の会の野村広志でございます。

早いものでして、今回の12月定例議会において、この場に立たせていただくようになりまして、4年の歳月が経過しようとしております。

正直申し上げまして、初めの頃は、この場で非常に緊張にしたことを、ついこの間のように思い出されるところでございますが、質問の中身においても十分に精査されないまま、粗くぶしつけな質問ではなかったのかなと、市長以下、担当職員の方々には、本当に御苦勞をかけたなど、今更ながらに反省をいたすところであります。

しかしながら、議会議員として市民の負託を受け、市民の声の代弁者として、こうして質問の機会をいただいている以上、そのことを十分に生かしていくことは与えられた大きな使命と強く感じております。その気持ちは今も変わっておりません。核心に迫った質問は、なかなかまだできておりませんが、自分なりに、自分の言葉で、しっかりと市民の声を届けてまいりたいと考えております。

今回も最後までお付き合いいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告をしておりました2点について、質問をしてみたいです。

今回の任期中4年間の一般質問の中で16回、重複点も含めながら、26項目にわたる質問をさせていただきました。その中で、自分なりに、これから5年先、10年先を見据えた志布志市にとって最重要と思われる項目について、前回までの質問を踏襲しながら、市の考え方について質問をさせていただきたいと思います。

まずは、人口減少社会への向き合い方についてお聞きしてみたいです。

このことは、平成27年3月と28年12月の議会で同様の質問をさせていただいておりますが、まずは、この人口減少社会への向き合い方についての総体的な取り組みの現状について、お聞かせをいただけますか。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、野村議員の御質問にお答えいたします。

人口減少社会の総体的な取り組みでございますが、まず平成27年10月に策定しました「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」におきまして、平成32年の人口目標を3万人とし、四つの基本目標の中で各施策を展開しております。

まず基本目標1の「志布志にしごとをつくり、安心して働けるようにする」ということにつきましては、高校生や大学生、保護者を対象にした合同企業説明会の実施など、地元就職推進プロジェクトをはじめ、臨海工業団地の造成・分譲などの企業誘致プロジェクトに取り組んでいるところでございます。

基本目標2の「志布志への新しい人の流れをつくる」ということにつきましては、定住促進事業補助金や定住促進用住宅用地の分譲などの移住・定住拡充プロジェクトをはじめ、スポーツ合宿受け入れや、スポーツ施設の整備などの団体受け入れ拡大プロジェクトに取り組んでおります。

基本目標3の「結婚・出産・子育て・健康・教育の希望をかなえる」ということにつきましては、不妊治療費助成などの「ウェルカム赤ちゃんプロジェクト」をはじめ、高校生までの医療費助成や、多子世帯の給食費無償化などの子育て支援や、多子世帯応援プロジェクトに取り組み、また土曜学習授業や、キラリ輝く「しゅっ子」育成事業などのころざしアップ教育推進プロジェクトに取り組んでおります。

基本目標4の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」ということにつきましては、使用済み紙おむつの再資源化事業などの環境に優しいまちの推進プロジェクトをはじめ、住宅リフォームや空き家リフォームの助成事業などの空き家対策推進プロジェクトに取り組み、また消防団の車両や資機材の整備、自主防災組織に対する活動支援事業などの地域防災力強化プロジェクトに取り組んでおります。

以上の事業等につきまして、実施しておりますが、今後も効果・検証を行いながら進めてまいりたいと考えております。

**○3番（野村広志君）** 今市長の方から総体的な取り組みについて、お示しいただいたところですが、では若年層、若者に地元へ帰ってきてもらう回帰の推進の事業についてですが、この作成

されました「まち・ひと・しごと ころざし人口ビジョン」の創世戦略の中にもいろいろございますけれども、以前にも同様の質問をしてまいりましたけれども、具体的な事業別の効果について、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地元回帰推進の事業としましては、地元就職推進プロジェクトの中で四つの取り組みを展開しています。

一つ目が、鹿児島労働局との雇用対策協定に基づく運営協議会におきまして、各課へ実効性ある施策の事業促進を依頼しております。

二つ目としまして、地元高校生に関する志布志の経済、雇用、賃金等のPR事業実施やインターンシップの推進につきましては、地元高校生や大学生及び保護者を対象に市内企業による合同企業説明会を実施しております。

本年5月に市内企業40社が参加しまして、80人が来場していただきました。三つ目のWebを活用した地元企業の情報発信支援事業につきましては、合同企業説明会に参加した20社の企業概要をホームページに掲載しまして、情報発信に努めたところであります。

四つ目の進学のため市外、県外に転出した若年層に向けたUターン政策の実施につきましては、本年2月に都城広域3市1町の行政と民間企業が連携して、福岡市で学生等を対象とした移住定住促進のための移住U・I・Jターン就職座談会を開催しました。20社の企業が参加し、80名の参加があったところです。来年2月に同様の就職座談会を開催する予定となっております。

以上の取り組みを行っているところであります。

○3番（野村広志君） 今、四つのプロジェクト事業についての効果の説明等をいただいたところですが、では高校生、大学生、または一度市外や県外の方に出られた本市の若い方々にですね、この様々展開をされている今示していただきました四つのプロジェクトの転出抑制策、Uターン促進戦略等々ですね、これらの事業、それらの方々にどの程度認知と申ししますか、伝えわたっているのかということは把握というか、どの程度、市の方で、その情報を得ているかというのはお分かりでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

若年層の転出抑制とあわせまして、Uターン促進戦略の認知度についてでございますが、平成27年10月に策定しました志布志市「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」につきましては、策定しました年の12月に市内各世帯へ概要版を自治会使送便により配布したほか、市のホームページに掲載して周知を図ったところであります。

また、合同企業説明会や、都城広域3市1町の行政と民間企業と連携して実施した移住U・I・Jターン就職説明会につきましては、市のホームページや行政告知放送により周知したところであります。

今後につきましては、成人式などの機会にも成人者や保護者の方も含めまして、企業説明会やUターン促進情報を伝えながら、知名度を高めてまいりたいと考えております。



○3番（野村広志君） 以前もお話いただいたとおり、成人式等でも、そういった展開をしていただくということでしたが、実際に市内の若者たちが多く、市外、県外に就職ないしは進学等が出ていっているわけですが、そういった方々、市内に帰ってきたいという希望等もアンケートの中で多数出ているようでございますけれども、そういった方々の把握と申しますか、そういった方が、どの程度どちらにいらっしゃってという、コンタクトが取れるような状況にあるのか、ないしは把握されているのかということについてお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年市内の高校を卒業される学生は、約350名程度でございます。進学等のために市外、県外に転出した若年層の把握につきましては、住民票の異動届がなされていれば把握は可能であると思っておりますが、異動届がされずに市外等へ転出された方についての把握ができていないところでございます。今のところ対象者の具体的な把握はできていないところでございます。

○3番（野村広志君） やはり効果的に、若い方々に市内へ帰ってきていただく、Uターンをしていただくというような戦略の中では、その対象者となる方々、若い方々を把握するということが一番重要なのかなと。もちろん出ていく前に、そういった方々へのアプローチをしていくということも非常に重要かと思っておりますけれども、実際に多くの若者が市外に出て就職であったりとか、進学で出ていっているわけですので、そういった方々に市内の情報を十分に提供しまして、市内で就職ないしは、帰ってきていただくというような戦略については、この対象者を把握する方法というのを、もう一回構築していただければなと思っておりますが、何か具体的な方法というのは何か事務局の中、当局の方では検討はされているでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、就職支援のU・I・Jターン事業につきましては、それぞれ効果的な時期に実施しているということでございます。

まず、大学生の地元回帰を促すため、就職活動が本格化する前の2月に福岡市において、大学生や移住者を対象としました移住U・I・Jターン就職座談会を都城広域の2市1町と連携して開催しております。

次に、高校生の三者面談が始まる前の5月に参加企業40社による就職合同説明会を開催しております。

次に、高校生の求人解禁となります7月に参加企業11社合同での市内外14校への学校訪問をし、早期の求人申し込みを実施しております。

続いて、高校生の企業面接が開始される9月に企業概要や業務内容、求人情報を記載しました企業ガイドブックを作製し、市内中学校から九州内の大学など、90か所に配布、あわせてホームページへ掲載し、企業の情報発信を実施しております。

今後、新たな取り組みとしましては、先ほど申しましたように、成人式に合わせた企業紹介ブースの設置も予定しております。参加される学生や就職希望者に、また親世代にも地元企業を理解していただき、多くの方に地元での就職を促してまいりたいと考えて取り組みをしております。

○3番（野村広志君） なかなか、今市長答弁いただいた中では、現在今、行われていることと  
いうことでしょうか、把握しづらい、把握できていない対象者についてのアプローチの仕方とい  
うのは、なかなか現実的には難しいのかなという気がいたしているところですが、先ほど都城の  
3市1町との取り組み等も紹介いただいたところでしたけれども、こういったところで、合同で  
というお話は再三今あったところですが、合同でこういったことも協議をしながら、実際に、こ  
の3市1町にとっても、市外に出ている市内の方々というのは、多く九州圏内、全国にいるわけ  
ですので、そういった方々を、どうやって把握をして、その方々に効果的にアプローチしていく  
のか、ないしは地元の情報を提供していくのかということ、ぜひともですね、この合同体があ  
るのであればですね、この合同体を活用しながら、共同でも、こういったものを取り組んでい  
ただけるといいのかなと思います。

この南大隅、この志布志、曾於、鹿屋、都城と、いったこういった地域に多くの若い人たちが  
呼び戻すというような戦略については、やはり本市、志布志市だけの取り組みでなくて、合同で  
様々な取り組みを行っておりますので、そういったことも含めながら、ぜひとも市長、前向きに  
このことについては、取り組んでいただきたいと思いますが、どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、答弁しましたように都城広域3市1町ということで、広域的に、この企業の説明会をしよ  
うということについての取り組みが始まったところでございます。

これにつきましては、この地域に企業の進出が増えてきている。そしてまた、それに伴って求  
人を重ねる中で、なかなか思うような応募が無いということの悩みが共通してあったことから、  
このような流れになっているということでもございまして、今後また都城志布志道路等が開通して  
いけば、なおさら、そのことについては、企業の進出が高まってきて、そしてまた、募集を更に  
濃密にしなければならないということになろうかと思えます。

ということで、現在立ち上げたばかりですので、今このような、こちら側の情報等の提供をど  
うすればいいかということに努めているところでございますが、今後につきましては、先ほどか  
ら御質問がございましたように、その対象者についての把握ということについても十分取り組みを  
していきながら、この事業に取り組みをしていきたいと考えております。

○3番（野村広志君） この地方創生、人口の減少という問題については、やはり地方自治体  
にとっての生命線であろうかと思えますので、ぜひとも、効果的な対策について積極的に進めてい  
ただければなと思っております。

今の若者の現状の中で、前回の9月の定例会の質問の中でもお話をしましたけれども、「学生の  
学び方が変わっていく」というお話をしたところでした。国が求めている将来像と照らし合わせ  
てみても、大学自体も社会が必要とするこれからの学生像を新たに描きつつある中で、企業も必  
要とする人材の在り方が変化しつつあるのではないのでしょうか。そういったリサーチについて企  
業が必要としている人材が変わってきているということについてのリサーチ、当局として、そう  
いった状況を社会の変化に伴いながら、そういった状況が今顕著に出ているわけですが、

そういったことをどの程度リサーチされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人材の在り方に対するリサーチにつきましては、平成27年に本市の創生戦略を策定する段階で、市内の事業所190社を対象にアンケート調査を行ったところでございます。

その内容に基づきまして、創生戦略にプロジェクトとして盛り込み、現在事業を展開しているところでもあります。その後のリサーチにつきましては、事業者に対するアンケートは実施していませんが、商工会をはじめ、港湾振興協議会や、まち・ひと・しごと創生戦略協議会等におきまして、事業所等からの意見の聴取は行っているところでございます。

現在、鹿児島労働局の発表によりますと、景気は回復基調にあり、企業の人手不足による求人が年々増加しており、全国的にも同様の状況にあるとされております。

市内外の高校によりますと、全国の手企業から求人が多数あるため、どうしても県外の条件の良い企業を希望する者が多い傾向にあるようです。

こうした状況の中、本市と立地協定を締結した企業においては、計画する新規雇用者の獲得に向けてハローワークへの求人申請とともに、学校訪問や募集広告等の求人活動を実施しておりますが、応募は少なく、人材確保に苦慮しているというふうに向っているところでございます。

○3番（野村広志君） 今市長からありましたように、景気が上向いているということで、求人は非常に今多いというのが現状です。新聞等々を見ますと、高校生の就職率であるとか、大学の就職率等々が出ていますのでございますが、非常に高い、この近年にない数値を示しているということで、まさに就職については求人は非常に高いような状況なのかなと思っております。

やはり就職する側にしましても条件の良い大手企業であったりとか、県内の企業に流れる傾向があるということで、県内の大手企業の方々の中でも、優秀な人材がどうしても県外に流出してしまうというような懸念があるということも聞いておりますけれども、そういった中で、やはり学生の中にも、やはり地元で就職したいという思いの方が、このアンケートの中にも出ていて、多くあるわけですね。そういった方々が地元で就職しようとする時に、就職しようとする者と、就きたい職業との間を埋める、俗に言うマッチングということでしょうけれども、そういったことが円滑に行われているのかなというのが、すごく心配されるわけですが、高校生にしては、これは県外ですけれども、県外に就職した子供たちの多くが3年以内に離職する率が非常に高いというようなデータも出ております。若年層においては、やはり就職して、なかなか職が長続きせずに離職する方もいらっしゃるというようなこともありまして、マッチングにいろいろ課題があるのではないかとというような懸念も聞こえるところでございますけれども、そういったことについては、本市としてはどのような取り組みをされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年から新たな取り組みとしまして、地元企業を理解していただけるよう、企業概要や業務内容、求人情報を記載した企業ガイドブックを作成しまして、市のホームページに掲載するとともに、冊子を市内の中学校や市内外の高校、九州内の短大、高専、大学の約90か所へ配布したとこ

るであります。

また、都城広域の3市1町で連携して雇用拡大と、移住・定住の促進を一体的に推進するため、都城広域移住・定住促進パートナーシップ事業を昨年度より実施しております。この事業は、移住者、U・I・Jターン者や、地元高校生等を積極的に採用する意向のある地元企業を募って、パートナーシップ企業に選定しまして、当該企業と連携して大学生や移住者を対象とした移住U・I・Jターン就職座談会を来年度2月に福岡市で開催するものです。

来場された中では、鹿児島県、宮崎県出身者が多く、ふるさとに帰りたいと考えている学生が相当数いることが把握はできております。

また、希望する企業や業種が固まっていない時期でありますので、様々な業種の地元企業が一堂に会し、更に1対1のディスカッション形式での座談会は、とても効果的であると評価をいただいております。

これらの事業を推進しまして、マッチングを進めてまいりたいと考えております。

**○3番（野村広志君）** 今ありました本市が作った企業のガイドブックですかね、私も少し見させていただいたところでしたが、非常にすばらしい物ができたなと思っていますところ。今、90か所に配布してあるということでしたが、ぜひともですね、そういったものを多くの子供たち、ないしは、その保護者の方が目にするというような状況をもっともっと作っていただければなと思っています。

地元の子供たちが、その親も含めて、地元就職、近くに居ていただければ、すごくいいなと思いつつも、なかなか地元はどういう企業があり、就職の地として地元が選択できるのかということに対して不安を感じている保護者の方々、また子供たちも多くいるということも、いろんな話の中で聞かれます。そういったものも含めながら、本市の中には、これだけの企業がありますというようなガイドブックを広めていただいて、就職の地として、志布志市が地元がしっかり選択されるような施策をとっていただければなと思っています。

今、進めている推進戦略が一定の効果を示しながら、目標の達成に向かっていっていると思われませんが、今お聞きしたとおり、社会の変化とともに、時代が求めている人材も変化しているのかなと感じざるを得ないわけですが、そこには、若者の思いや考えがより良く反映されているのかなということもすごく思っているところ。県内や県外に進学等で転出した地元の出身者の思いや考えに、どの程度市の方でも寄り添っていけるのかなということが、非常に重要なのかなという気がいたしております。

そういった中で、現在志布志高校の1年生、2年生を中心に鹿児島国際大学の馬頭ゼミと、本市の地域おこし協力隊の協力の下、高校生が残したくなる地域づくりについて、四つのグループワークによって取りまとめに向けた活動が行われております。

次の世代を担う子供たちが、志布志市の将来について真剣に考えて、「こんなまちにしたい」とか、「こんなまちを残したい」と活発な課題や意見、将来の展望が語られております。この取り組みについては、志布志高校における総合学習としての取り組みの中で、子供たちが主体的に、対

話的に、能動的な学び方として、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れながら、新しい学び方の中で進められ、高校生が主体的に活動し、大学生が、それをサポートしながら地域おこし協力隊の意見など、アドバイスを受けて進められております。

また、この国際大学の大学生の中には、志布志高校の出身者が2名ほどおまして、大学生の先輩が母校に戻り、後輩の高校生と一緒に志布志の、地元のですね、未来、将来について議論をしていくという、まさに理想的な取り組みではなかろうかなと思っております。こういった声をしっかりと市の方でも受け止めていただき、耳を傾けていただきまして、ぜひそういった声を市長の方にも、そういった声を聞いていただければなと思っておりますが、どうですか市長、お聞きになって感想、お気持ちがあればお聞かせいただきたいんですが。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

昨年度に引き続きまして、鹿児島国際大学のゼミ生と志布志高校の生徒が連携して、高校生が残りたくなる地域づくりをテーマにして取り組みをしているということにつきましては、お話は伺っているところでございます。

野村議員と鹿児島国際大のゼミの先生と面識があるということ、そしてまた、本年度からは志布志高校においても地域づくりをテーマにした総合学習の授業の一環として、お互いに求めるものが合致して、高大連携の取り組みになったようでございます。

これから先、将来の地域を、日本を背負っていく若者が地域に目を向けて、普段当たり前に思っていることなどについて、学生から気付きを与えてもらい、地域のことについて改めて見直す機会になり、興味・関心を持ってもらうということは非常に有り難いことだというふうに考えております。

**○3番（野村広志君）** この活動は、昨年から取り組みを始めて、今年度3回、4回程度実施できればということで、今進んでいるところでございますけれども、現在は高校生と大学生という形での高大連携による活動でございますけれども、この先には可能であれば中学生が主体的に、学びの中で中学生が残したくなる志布志についての意見の取りまとめ等ができればと、そのことを高校生がサポートして進んでいければなということで、中・高の連携ができれば、更に理想的な活動になると考えております。ぜひともこういった取り組みについても理解をいただきまして、行政としても積極的に協力をいただきたいと思いますと考えております。

将来的にはと申しますか、次年度でも今回の成果を踏まえながら、ぜひとも中学生の方々とも、こういった志布志市のことについてしっかりと、志布志市の将来についてしっかりと議論ができるようなステージというか、場を設けていただければなと考えておりますけれども、市長いかがですか。あわせて教育長もお聞かせいただければなと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

高大連携の取り組みをモデルにしまして、中高連携による同様の取り組みについてということでございますが、現在鹿児島国際大学と志布志高校において、高大連携の取り組みがされておりますので、こちらの取り組みを参考にさせていただきながら、中高連携の取り組みを行うとす

るとしたときに、授業時間数のことや、志布志高校であれば、県の教育委員会が所管となりますし、どのような課題があるのかなどにつきまして、教育委員会と協議させていただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。

本議会においても、教育委員長からの答弁依頼がございますので、私の方でお答えいたします。

地域に関する学習としては、小・中学校の9年間の中で環境教育や郷土教育などに取り組んでおり、児童生徒は豊かな体験活動を通して志布志の自然や歴史、文化等を理解するとともに、ふるさとの良さを見つけ、いつまでも大切にしていこうとする心情を高めています。

また、4月24日の「しぶしの日」には、志布志の歴史、民話、郷土芸能、産業などについて、それぞれの学校が特色ある活動を行うなど、志布志の良さに気付いて、自分たちにできることを話し合ったり、市の活性化に向けた提言を考えたりする取り組みも行われています。

高校生が中学生をサポートをしながら、相互の学びを広げたり、深めたりしていく学習活動の在り方については、現在の各学校の取り組みを基本として、更に学習方法や内容の工夫、充実が図れないものか、中学校、高校、教育委員会の間で研究や協議を進めていくことは意義のあることだと考えております。

以上でございます。

○3番（野村広志君） 高校生が残したくなる地域づくりについての意見の取りまとめを今後していくわけですが、ぜひともですね、市長、教育長はじめ、関係職員の方々にも御参加いただきまして、発表する場が設けられればよいなと思っております。

子供たちの主体的な活動の成果が発表の場として、本市の若者の率直な意見を聞いていただきまして、次の世代の施策への一助になればと考えておりますので、ぜひともお願いをしておきたいなと思っております。

では、人口減少社会への取り組みの所に戻りますけれども、財源の観点から、国の交付金、地方創生先行型交付金に依存するような形で推し進められておりますこの事業でありますけれども、財源が十分に確保できない場合、この事業自体取りやめると申しますか、こういった方向性に行くのかなということが、すごく心配されるわけですが、精査して事業を集中していくのか。また、一般財源を活用しながら引き続き進めていくのか。その前にどの程度の財源を確保しながら支出が見込まれるのかということについて、この財源の観点から少しお伺いしたいと思いますけれども、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方創生推進につきましては、毎年度PDCAサイクルを行いながら、効果検証を報告して進めております。それらのプロジェクトごとに5年後の目標値を定めておりますが、毎年度その年における達成状況を検証しております。

具体的には、マネジメントシートを活用しまして、事業の評価も行っておりますので、5年後の目標値につきましては、一部においては、成果指標の見直しや事務事業の廃止・統合も必要

であると感じております。

事業の実施につきましては、財源の確保が重要でございますので、費用対効果等についても十分検証しながら補助事業、交付金事業の活用、そして基金の造成などを工夫しながら一般財源の効果的な活用をしてまいりたいと考えております。

**○3番（野村広志君）** ということは、今市長ありましたように、基金等を上手に活用しながら、一般会計からの繰り出しも行いながらということによろしいわけですか。

**○市長（本田修一君）** ただいま答弁しましたように、この事業につきましては、毎年度PDC Aサイクルの効果・検証を重ねながら推進していくと。そしてまた、この事業につきましては、全体的な予算が毎年限られてきたと、限られた形での事業推進になっているということでございますので、私どもとしまして、そのことを十分認識しながら、このことが当初計画したとおりに、推進されるかどうかということも検証を重ねながら事業推進には努めてきていると。

そして、そのことが検証されまして、必要となれば、様々な形での予算措置を工夫しながら事業推進をしていきたいということでございます。

**○3番（野村広志君）** 予算をかけたから人口のこの問題が解決するかということは、それだけということではないかと思えますけれども、市長の考えとして、少しトーンダウンしたのかなというような、少し感じ取ったところでございますけれども、必要な資金については、効果的に投入していかなければならないのかなと、私は思っております。しっかりとした計画の下で、当然事業を精査しながら効果的、実効性のある事業の推進を図っていただきたいということは、市長が申すとおりであろうかと思えます。

先ほども申しましたとおり、地方の自治体にとっての人口の問題については、非常に生命線ではなかろうかなと思っております。そういったことを総体的に含めながら、このところ最後にお聞きします。

人口減少の対策、市長自身のお考えとして、自身のマニフェストの中において、どのような位置付けの中で、この人口減少の問題については取り組んでいくお考えなのか。限られた財源ということは当然理解するところでありますけれども、市長自身が、このことについては、どういう思いを持ちながら今後取り組んでいくのかということについて、思いの方を少し聞かせていただきたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この地方創生事業の推進につきましては、当初本当に素晴らしい事業が国より提示されて、そして、そのことで、まさしく地方の活力が再び生まれるというような期待感があったところがございます。

そのものが政策推進のとおりに進められるためには、やはり予算の裏付けが必要ということでございますので、当初の予算に基づいた形で、私どもも様々な事業の提案をして、そして採択をされ進めてきたところがございます。

しかし、毎年毎年そのことについては、その成果について問われまして、そして年次ごとに予

算が少なくなっているという現状がございますので、私どもが当初提案して、そして採択された分については、しっかりとやっていくという基本的な方向性でやってきているところでございます。

しかしながら、毎年毎年その成果については、見つめ直しをしまして、そして、予算の獲得をまず第一に取り組みを高めていくということで推進をしてきているということでございます。

**○3番（野村広志君）** しっかりとした、こういった人口ビジョンの創生戦略等を策定されて事業を進めていらっしゃるわけですので、こういった計画が骨抜きにならないように、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

もう再三申し上げますように、地方にとっての人口の問題については、最重要課題であろうかなと思っております。しっかりと受け止めていただきたいと思います。地方の生き残りをかけた大きな課題であろうかと思っております。私自身もこういった情報を得ながら、今後もしっかりと勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

では、次にまいります。農業振興について、お聞きしてまいります。

このことについても、4年間通しまして様々な角度から質問をしてまいりました。農業全般を取り巻く環境は、やはり夢や希望が、そして、やりがいや生きがいといった、長く農業に従事できるためにも、もうかる農業への転換が不可欠であると思っております。

そこでまず、本市が進めてきた農業施策が今どのような形で効果的に機能して、農業者の所得に反映されてきたのかということについて、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

農業は、本市の基幹産業でございますが、国・県の事業を活用するとともに、本市の特長を生かすために、市独自の事業を展開してまいりました。

農業者の所得は、気候や相場の影響を受けやすく、一概に比較することは容易ではございませんが、市で把握しているデータでは、平成24年の農業所得は301万5,000円、平成26年には312万4,000円、平成28年には338万6,000円でございます。

**○3番（野村広志君）** 今、農業所得を数値で示していただきましたけれども、今、報告の中では毎年上昇はしているようでございますけれども、では、市の産業別の就業者数の割合の中で農業者が全体の中で約44%と最も多く占めているようでございます。

そこで、現在の農業者数は、ここ数年どのような数値をたどっているのでしょうか。農業者の数ですね、そこについて少しお示しいただけますか。

**○市長（本田修一君）** 農家数は高齢により、離農などの理由で減少しておりますが、5年に1回実施されます農林業センサスでは、販売農家数で平成22年が1,775人、平成27年が1,324人となっております。

**○3番（野村広志君）** 22年と27年で比較しますと、450名程度が5年間で減少しているということですので、年間で90名ぐらいが減少しているのかなと、今の報告の中で読み取れるわけですが、では、今減っていく数をお聞きしましたけれども、では新規に就農される方、また後継



者として農業に従事される方の数について、お示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市で把握しております後継者を含む新規就農者は、平成26年度では10名、平成27年度では18名、平成28年度では18名となっております。年によって増減がございますが、近年においてほぼ横ばいというような状況でございます。

○3番（野村広志君） これは、近隣の自治体と比較した数値は持っておりませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於市においては、平成26年度で15名、平成27年度で22名、平成28年度で14名。

大崎町においては、平成26年度で9名、平成27年度で3名、平成28年度で5名となっております。

○3番（野村広志君） 今数字をいただいたわけですがけれども、減っていく数と新規に就農される方、後継者として農業に従事されていく方の端的には数字比較できませんけれども、減る方と増えていく方ということで数字を見ますと、やはり100名程度ぐらいつ年間減っているというような数字が推測されるわけですがけれども、やはりなかなか厳しい状況が本市の中でもあるのかなと。

また、近隣の自治体においても同様のようなことが言えるのかなというような数値が見て取れるわけですがけれども、では、この農業が魅力ある職業として選択されるためには何が不足しているのでしょうか、何が必要なのでしょうか、そこについての見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業は、屋外の過酷な条件下で作業しなければならないこともあります。また、価格や作柄が天候などで左右され経営が安定しないことなどから、そういった面からも敬遠されてきたということではないかなと思います。

そのようなことから、機械化による労力の軽減、働きやすい基盤の整備、価格安定対策の充実などが必要かと思えます。国においても高性能機械の導入、生産基盤整備、収入保険制度の創設、新規就農者の支援など、農業者への支援も充実してきておりますので、各種制度を活用しながら魅力ある農業のための条件整備に努めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） この収入保険制度についてですがけれども、新たに導入される制度のようでございますけれども、少し詳細について御説明いただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまでは、作物や家畜の価格が低下した時だけの品目に対する価格の補てんでございましたが、収入保険制度においては、農家経営全体の収入が減少した時に、減収部分の一定割合を補償するもので、病気で仕事ができなかった時や、資材が高騰して減収する場合も適用になります。

過去の農業収入を補償の基準とするため、青色での税申告が条件で、肉用牛のマルキン（肥育経営安定特別対策）事業や野菜価格安定対策事業などとの重複加入はできませんが、30年の秋より加入手続きが始まりますので、事務取り扱いをする農業共済組合と連携して周知を図ってまい

りたいと考えております。

○3番（野村広志君） この収入保険制度、すばらしい制度ができたのかなと思っております。30年の秋から加入が始まるということですが、これは農業者であれば、誰でも加入ができるものでしょうか。

○市長（本田修一君） 農業者においては、様々な作物を生産されるわけですが、農産物の作物は問わずに、どなたでも加入できるということになりますが、先ほどもお話ししましたように、肉用牛など他の所得保障がある作物品目については対象にならないということでございます。

○3番（野村広志君） これは保険制度ということでございますので、ちなみに保険料というのは、どの程度の保険料になるのか、数字が出ておりますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保険料につきましては、青色申告の平均収入を基準に設定されているため、いろいろなケースがございますが、一つの例で申し上げますと、平均収入が500万円で限度額の80%、支払い率90%ということのケースを選択した場合に、国から半分の助成がございまして、年3万6,000円の保険料になるところでございます。

○3番（野村広志君） 国から半分の補助があるということで、3万6,000円程度ということでございましたけれども、この制度については、周知というか、実際に生産者の方々への周知については、もう図られているわけでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 収入保険制度につきましては、所管する共済組合の方で3月から各町、各校区ごとに説明会を開始してまいります。

まず、農政畜産課としましても数回、課で所管する会議等で、るる説明を少しずつ始めているところでございます。

○3番（野村広志君） 非常に効果的な、すばらしい制度が導入されるようございますので、ぜひともですね、生産者の方々への周知徹底を図っていただきまして、この保険に加入できるような形で、進めていただければなおお願いしておきたいなと思います。

いずれにせよ、魅力的な農業を職業の選択としていただくため、本市の基幹産業として、そして、農業をどのような方向性に持っていくのかという、産業の育成ですね、産業としての農業の育成の考え方について、市長の見解を少しお聞かせいただきたいんですが。

○市長（本田修一君） 現在の農産物の流通につきましては、市場流通と市場外流通ということが混在しております。消費者の方々ニーズも多様化しておりますが、このような販売環境にも迅速に応えられるような産地力を形成する必要があるかと思っております。

そのために、それぞれの生産形態に応じたきめ細かい支援、安心・安全な農産物の生産、更に栽培技術はもとより、自己の経営を冷静に分析し、変革を先読みできる農業経営者の育成が必要ではないかと考えております。

○3番(野村広志君) そういった分析等を生産者と共有をしながらですね、十分な営農指導を行っていただき、産業育成に資していただければなと思っております。

では、2020年に開催が予定されております東京オリンピック・パラリンピックの開催の中で、世界中から多くの選手団や観光客の来日が期待されるわけですが、その際日本産、とりわけ志布志産の農畜産物を食べてもらうにはどうすればよいのでしょうか。そのためには、いち早く農産物の供給体制を確立していく必要があると考えるわけで、このオリンピックに供給をする農畜産物の食材調達には、いくつかの基準が設けられているようです。俗に言う農業生産工程管理「GAP」の取得が必要とされているようでございますが、現在この国際水準に適用するGAPの取り組みについては、なかなか進んでないというのが現状のようでございます。

そこで、お聞きいたしますが、市内の生産者において、このGAP、様々ございますけれども、K-GAPであるとかJGAPであるとかですね、項目別の取得はどの程度進んでいるのか、お聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

GAPは、農業生産活動に関する食品安全、環境保全、労働安全などの点検項目を定めまして、その実施、記録、点検、評価を繰り返し生産工程の管理や改善を行う取り組みであるということでございますが、本市では、鹿児島版のK-GAPが177経営体、日本版のJGAPが27経営体が取得をされております。

○3番(野村広志君) 市内でも取得されている方々がいらっしゃるということでございますが、東京オリンピック・パラリンピックの大会では、「持続可能性が満たされる生産が行われること」が必須の要件とされているようですが、環境への配慮のみならず、人権や労働、生産多様性や公正な取引の実態など、およそ原材料の生産から流通まで、あらゆる意味で適正であり、将来にわたり地球や社会に、人類に悪い影響を与えないこととし、まさに、この東京オリンピックの大会を契機に日本の農産物を世界に示すチャンスと捉えているようであります。ぜひともですね、本市の基幹産業は農業として、本市の農産物を積極的に提供するというような取り組みを生産者とともに進めていくと、そういった方々を育成していくという考え方について、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会では、GAPの取得を食材の調達の条件として定めております。東京オリンピック・パラリンピックには、世界中から多くの国の人たちが来日されまして、その方々に本市の農産物を提供することは、志布志市をPRできる絶好のチャンスであると考えておりますので、生産者の皆さんへ周知を図り、取得の支援をしてみたいと考えます。

○3番(野村広志君) 畜産物については、JGAP国産畜産物の輸出環境整備事業として別に調達基準が示されているようでございますが、このことは、今年度から運用が開始されるということでございます。畜産についても本市では基幹産業として生産者も多くいらっしゃるわけでは

けれども、こういった取り組みについても情報を得て進めていただきたいと思いますと思いますが、この辺の情報については得ていらっしゃるでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

東京オリンピック・パラリンピックへ畜産物を供給するには、J G A Pの取得が必要なことから、畜産農家へ情報を提供しながら周知を図ってまいります。

まずは、12月14日に開催される市枝肉共励会で説明をしてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 今月行われます枝肉の共励会あたりで、そのことについてももしっかりお伝えいただきまして、ぜひこういった取り組み、大会が開催され、すぐ始めても、このG A Pの取得はできるようなものではないということと、また生産家畜、農産物にしてもそうですし、すぐにその基準に達するという事ではないということですので、早い段階からその取り組みをしていただければなと思っております。

もう一つ、農林水産省の平成29年度の予算で実施されていますG A Pの取得に対するチャレンジシステムについて、お伺いたしますが、生産者がいきなりハードルの高いG A Pの取得に取り組むことは難しいということを受けて運用が開始されているようでございますが、こういった取り組みへの情報については得ていらっしゃるでしょうか。このG A P取得チャレンジシステムということについてでございますが、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、J G A Pでは、食品の安全性、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、家畜の福祉などの実施点検項目があり、いきなり取得することは、かなりハードルが高いことから、日本G A P協会では、W e b上で自らが生産工程や生産環境等をチェックできるチャレンジシステムを今年から運用をしております。

本市の職員も操作方法の研修を受けておりますので、このことについても畜産農家へ周知を図ってまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 指導者としても、職員もそういった研修等を受けているようでございますので、このシステムを活用しながら、しっかりと取っ掛かりにさせていただけるといいのかなと思っておりますので、お願いしておきたいなと思っております。

あと、東京オリンピック・パラリンピックの大会後となりますけれども、せっかく海外の方々やメディアの方々が、日本の農産物の優秀さを認識して、ぜひとも欲しいと、輸出して欲しいというような要望等があった場合、国際流通の切符ともいえる、このG A Pの認証が無いと、みすみすチャンスを逃してしまうことになるのかなと思っております。仮に、今すぐ輸出ができなくても、このオリンピックの大会等を契機に国内流通においてもG A Pの認証を求める動きが加速化していることも予測がされます。G A Pの認証が新たな産地間の競争の重要な要素の一つになってくるのが十分に考えられます。

また、本市は志布志港という国際バルク戦略港を抱える地元の自治体として、やはりこのことはいち早く取り組みを進めていかなければならないと思っております。

また、GAPの取得に対する生産者の支援等も国の方で様々に講じられているようでございますので、そういった情報をしっかりと取っていただきまして、生産者と一緒になってこのことに対して市としても取り組みを深めていただきたいなと思いますけれども、もう一度市長、お考えというか、お気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

国際レベルの農産物の流通は、既にGAPの取得が取り引き要件になっております。

おっしゃるとおり、今回のオリンピック・パラリンピックを契機に国内でもGAPの取得が流通に必要な基準となることが考えられますので、K-GAP、J-GAPを含め、推進を図ってまいりたいというふうには考えます。

○3番（野村広志君） 本市の農業政策のバックグラウンドとして、今も触れましたとおり、志布志港の効果的な活用については、やはり切っても切れない話なのかなと思っております。

先ほどの話に少し戻りますけれども、農業者の所得の向上や若者が就農するであるとか、また産・官・学による農・商・工連携など、新たな産業の創出にも可能性を含むのではないかなと強く感じております。

そこで、もう一度市長の方にお聞きしますけれども、この重点施策の中での位置付けとして、本市の舵取りを担う市長として、今後の農業政策、先ほどの人口減少の問題についても、非常に大きな問題、施策としての大きな問題、この農業政策も、本市としても基幹産業である上の非常に大きな政策の一つの柱であろうかと思っております。市長としての今後の農業政策についての考え方をぜひともここで聞かせたいなと思っております。最後にお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市では、温暖な気候、広大な大地を生かしまして、園芸、茶、畜産など、様々な形態の農業生産が展開されておりますが、一方では、生産者の高齢化が進み、農家人口が減少し、農業従事者の減少が懸念されるところであり、後継者、新規就農者など担い手の確保は重要な課題であると考えております。

国の農業次世代投資事業、農の雇用事業などを活用しながら、担い手の育成確保に努めてまいりたいというふうに思います。

また、先月末には農業公社の研修事業の拡大に伴いまして、松山町尾野見地区に国の支援を受けて、1.2haの研修ハウスが完成したところであります。

研修制度では、市内外の農業を志す若者が研修を受け、地元で定住し、小学校の児童数も増えるなど、地域の活性化が図られております。

また、国内の産地間競争や輸出に目を向けますと、一層のコスト低減、農産物の高品質化を図る必要があることから、国・県の事業を活用し、ビニールハウスや農業機械などの生産施設、土地改良区による大区画化など、生産基盤を整備することといたします。なかでも畑地かんがい施設の利用につきまして、より安定した生産が図られておりますが、IPM（総合的病害虫管理）や有機農業の推進に役立っており、茶の輸出にも寄与してきているということでございます。

今後とも、志布志市の強みを生かした政策を展開しまして、農業による志布志市の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） やはり市長の思いを、生の声で、農業政策ということをどのように捉えるか、非常に大事なことなのかなと思います。

実際に農業に従事している方々が市内には多くいらっしゃいます。そのことも基幹産業であるということも十分に捉えながら、市長自身もそのことは十分に認識されていらっしゃるかと思います。どうか強い思いで、このことについて、長い言葉はいりませんので、思いのことだけを少し気持ちの中をお聞かせいただければいいのかなと思いますので、もう一度すみません、お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、農業は本市の基幹産業でございます。その基幹産業が、しっかりと今後も生産が維持されて、そしてまた、先ほどの答弁にありましたように、毎年それらに従事される農家経営される方々の所得が伸びていくことが必要というふうに考えているところでございます。

そのためには、どのような政策が必要かということにつきましては、議員もこの議場の場で何回もお尋ねになり、そのことについて、私どもでも答弁をしてきたとおりでございます。そのことを更に精査しながら、今言いましたような環境というものを更に更に高めていって作ってまいりたい。

そして、この地が、まさしく農業においても先進地というような位置付けがされるような政策の水準までもっていきたいなというふうには思っているところであります。そのようなことが達成される環境が十分に醸成されている地域ではないかなと、その一つの大きな柱が志布志港でございます。志布志港は今まさに、今後5年間において国際バルク戦略港湾が整備され、それが大きなバネとなって海外へ輸出する農業が、この地で生まれてくるのではないかなというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 市長の思いの丈の一端が聞けて、少し安心したところですがけれども、人口減少社会への向き合い方から農業政策について、お聞きしてまいりました。

本市が抱える喫緊の課題については、まだまだ多くあるかと思えます。人口減少の社会に、どう向き合って挑戦していくのかは、まさに、何回も申しますように地方自治体の生命線であろうかと思っております。

また、今ありましたとおり、農業政策においては、やはり本市の基幹産業であります。成熟された政策の実現が求められていると思えます。

年が明け、来年1月には改選を迎えるわけでございますけれども、引き続き、この山積する課題に対して、市長も取り組みの手綱を決して緩めるわけにはいかないと思えます。私自身も自らを律しながら、しっかりと手綱を強く締めてまいることをお誓いして、私の一般質問を終了したいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

○  
午前11時15分 休憩

午前11時27分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様こんにちは、公明志民クラブの小野でございます。

早速、質問通告に従って本題に入らせていただきます。

はじめに、2025年問題について質問をいたします。2025年問題は、これまで様々な角度から問題視されクローズアップされてまいりましたが、いよいよ現実味を帯びてまいりました。

2025年には、これまで国を支えてきた団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、各種社会保障の給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとの指摘がなされております。

そこで本市では、この問題について、どのように認識をされているのか、まずもって伺いたいと思います。

次に、2025年問題にも絡みますが、地域包括ケアシステムの構築について質問をいたします。

2025年問題への対策の中で、今後大きなウエートを占めるのが、「いかに指定地域包括ケアシステムの構築を図るかにある」と言われております。地域包括ケアシステムの構築の要は、医療と介護の連携や、切れ目のないサービスが構築をされ、高齢者福祉が充実しているかどうかが鍵となってまいります。

そこで、本市の地域包括ケアシステムの現状と、今後の更なるシステム構築について、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、ヘルプカードの普及促進について質問いたします。

障がいや難病を抱えた人が、必要な支援をあらかじめカードに記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成し、配布する動きが全国の自治体で広がっております。

本市では、同じような趣旨で曾於市、大崎町と一緒に、曾於地区自立支援協議会で試行的ではありますが、ホープカードとして取り組みを始めているようではありますが、一般的にはあまり知られておりません。

全国でヘルプカードの導入の動きが見られる中、今後、広域に使えるようにするためにも、統一したカードとして普及促進を図るべきであると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、教員の働き方改革について質問をいたします。

文部科学省が発表した公立小・中学校の勤務実態調査によると、過労死の目安とされる週60時

間を超えて働いている教員は、小学校で33.5%、中学校で57.7%に上っており、過密な勤務実態が明らかになりました。平成26年にも子供に寄り添う時間が教職員に無いことから、負担軽減に向けた取り組みについて質問をいたしました。その後、どのように改善されたのか、現在の本市の小・中学校の教職員の勤務状況と負担軽減に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、2025年問題についてでございます。

2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、全国的にも、そして本市におきましても、ますます高齢化が進むことが想定されております。平成27年10月に策定した志布志市「まち・ひと・しごと ころざし人口ビジョン創生戦略」における2025年の推計人口は、総人口が2万7,952人で、そのうち65歳以上の人口は、1万473人と見込まれております。このうち、75歳以上の後期高齢者の人口は5,876人と見込まれ、創生戦略策定時、2015年で6,026人ですが、これと比較しますと、後期高齢者の人口は減少するものの、90歳以上の人口は増加するため、医療、介護、福祉サービスなどの需要が高まり、社会保障費の増加や、生活に必要なサービスが不足することも予想されております。

その対応策として、社会保障改革と地方創生を一体的に進めていき、住み慣れた地域において医療、介護、福祉サービスを充足させるとともに、就労の場を創出、拡充し、年少人口及び生産年齢人口を維持していくことが重要課題であると認識しているところであります。

次に、地域包括ケアシステムについてでございます。

地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援、サービス提供体制を構築することとされております。

平成27年度から本年度までが介護保険事業計画の第6期の期間になりますが、取り組み状況としましては、介護サービスにおいては24時間対応の住宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業を整備したところであります。

医療と介護の連携につきましては、大隅地域で取り組む「退院支援ルール」の作成を進めており、退院後の介護や在宅生活にスムーズにつながるよう連携方法について協議しております。

介護予防につきましては、「ころばん体操」の普及を図っているところでありますが、市民が主体となった身近な通いの場づくりの拡大を目指して取り組んでおります。

生活支援につきましては、高齢者の生活支援サービス体制づくりのための検討会を実施し、介護保険外でも実施可能な生活支援サービスについて検討を行っているところであります。

地域包括ケアシステムの構築には、医療、介護、福祉の専門職員によるサービスだけでなく、高齢者の社会参加を通じた介護予防、住民同士の支え合いなどの多様な生活支援、生活の基盤である住まい、そして高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯が主流となる中で、高齢者本人や家族がどのような生活を送りたいのか、しっかりと考え、そのための心構えを持つことが重要であります。



今後も様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、連携を図り協議を重ねながら、身近な所で必要なサービスが受けられるような地域づくりを目指して、地域包括ケアシステム構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、ヘルプカードの普及についてでございます。お答えします。

本市では、ホープカードという名称で、平成26年度に障がいや難病等を抱えた方の支援策の一環として、志布志市、曾於市、大崎町に統一したヘルプカードの導入を行うために、曾於地区自立支援協議会に検討を行う専門部会を立ち上げ、本導入を見据えた試験的な運用を平成27年11月から平成28年2月まで行いました。

運用に当たり周知ポスターの掲示を店舗、医療機関、公共機関、金融機関等、156か所に行い、制度への理解、配慮を求めたところです。

また、ヘルプカードは、障害福祉サービス利用者130名へ配布し、活用についてをお願いをしたところですが、議員がおっしゃるとおり、市民への制度周知については、現在のところ十分とは言えない状況であると認識しているところでございます。

まず、利用者が県内どこでも安心して社会参加できるよう、県内で統一したヘルプカード制度の普及・促進が必要と考えています。

次に、教員の働き方改革についてでございます。お答えします。

現在志布志市の小・中学校には、約300人程の先生方に勤務していただいております。本市の児童生徒の教育活動に熱心に取り組んでいただいております。4月に行われる転入教職員の宣誓式に今年も出席いたしました。意欲にあふれた先生方に赴任していただいております。大変感謝しているところであります。

全国的に教員の過酷な勤務状態が問題になっておりますのは、議員の御指摘のとおりでございます。

本市において、現在そのような過酷な勤務実態が常態化しているとの報告は受けていないところでございます。

詳細につきましては、教育長に答弁させます。

**○教育長(和田幸一郎君)** 教員の働き方改革についての御質問にお答えします。

今回、文部科学省が発表した勤務実態調査の結果から、全国的に教員の過酷な勤務実態が存在するということが分かりました。このことは学校の抱える課題が、これまでよりも複雑、多様化してきており、その解決に多くの時間を要しているという実態を示しているものと考えております。

本市においても、同様の課題を抱えているわけですが、各学校における課題に対しましては、学校の全教職員が協力するとともに、専門的な関係機関等とも連携を図りながら、課題解決にあたり教員1人だけで課題を抱えることがないように、各学校長にお願いしております。

お尋ねの本市における時間外勤務の実態ですが、10月における月80時間の勤務時間を超えた教員は、小学校で0.6%、中学校で8.6%となっております。

次に、負担軽減の取り組みとしましては、会議の回数を減らしたり、会議資料をデータ化して、作成作業の効率化を図ったりしております。

また、「ノー部活デー」と称する休養日を週2回、職員の定時退庁日を設定するなどして、リフレッシュや休養に努めるようお願いしております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** それぞれお答えをいただきました。一問一答で2025年問題からお聞きをしてみたいと思います。

市長の方からも先ほど認識については、ごく簡潔に簡単にお述べをいただきました。

先ほどありましたように、2025年問題、団塊の世代が75歳以上になっていくと、いわゆる戦後のベビーブームによって生まれた世代ですので、途方もなく数が多いですね。市長も、その世代にあたられるんだろうと思います。そういうことから見れば、この問題に対しての認識も深いものがあるかというふうに思うわけですが、この2025年問題というのは、本日、先ほども質問がありました人口減少社会の状況からも考えていかなきゃいけない問題でもありますが、単に2025年で終わる問題ではありません。その先も、ずっと問題を抱えていかなければいけない。その前にも、もっと考えなきゃいけない問題も迫ってきております。

そういった状況の中で、この2025年問題に対応できる態勢が本市においてしっかりととれているのか、それは大丈夫なのか、そのことが一番聞きたい質問の趣旨でありますので、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、私も昭和23年生まれで、まさしく団塊の世代でございます。

この団塊の世代が幼少時から団塊の世代ということで、ずっとその時期その時期に、この世代間の動向が注視され、そして、それに伴いまして、日本社会全体が、どのような動きになるかということについては、この団塊の世代、まさしく日本の行く末を象徴している世代になっているんだというふうに思っております。

この世代が、今まさにお話がありますように、高齢者になり、そしてまた、今後後期高齢者になっていくということで、その時代において、今までに考えられていないような負荷がかかる社会をどのような形で乗り切っていくかということについては、大きな日本全体の課題であるというふうに考えられているところでございます。

しかし、そのような大きな課題ではございますが、その世代世代、その時代時代によって、この課題が克服されて、そして、豊かな日本社会が構築されてきたということも、まぎれもない事実ですので、これから、この世代に対する今後の後期高齢者、あるいは更に100歳になるまでの時代において、100歳以降の時代においても大きな団塊というふうになっていくわけですので、このような課題については行政としては、しっかりと見つめながら取り組みが必要ということについては、議員の御指摘のとおりでございます。

しかしながら、まだ現実的には、そのことについて志布志市においても、そのような観点から

の今後の取り組みについての備えについての取り組みということについては、とられていないところがございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今市長、自分の言葉で答弁をしていただいて有り難いなと思いますが、まさしく、そこをしっかりと捉えていかないと、それに対する計画、そして組織づくりも当然できていかないわけですね。そこで、今市長言われました、人類史的に見ると様々な課題があつて、そこをやっぱり知恵を絞りながら乗り越えてきた歴史もあつたんだろうというふうに思いますね。

今年6月に発売になりました「未来の年表」という、今ベストセラーになっている本がございます。約40万部ぐらい売れているという本でございます。人口減少日本で、これから起きることというのが、いわゆる年度ごとに、特にここ20年ぐらいは年度ごとに全部分析していったら、100年ぐらいを推定していったらという本でございます。そうしていったときに、今市長が言われたように様々な大きな課題を抱えているという認識はおありです、団塊の世代の一員としてね。ただ、こんなに急激に人口減少が起きているという、この日本です。これは世界的にも無いし、世界の歴史上でもいまだかつて無いんですよ、日本のこの人口減少のスピードというのは、そういう特異な時代に我々は生きているんだという認識がないと、このことに対応する施策はとれないというふうに思うんですよ、そこを御感想をお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

超高齢化、そしてまた超人口減少社会ということでございますので、その時代というものは、今までに経過してきた時代とは違うんだということでありますので、その時代に適応した新しい福祉政策というものを構築しなければならないということで、国、県、そしてまた私どものまちということで、十分注視しながら対応していかなければならない課題だというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 恐るべき日本の未来図を時系列的に、あるいは体系的に描いています。読んだ人たちが恐ろしくなったというぐらい怖いことも書かれていますね。その代わり対応策もしっかり書かれています、当然ですね。

そして、そういった時に、この書物、ベストセラーだからすぐ飛びつくということでは僕もありませんけれども、この本に関しては、多くの政治に関わる方々、あるいは人口減少社会に関わる学者の方々、様々な各界の方々が「必読書だ」というふうにまで言われています。現に40万部までベストセラーになっているんですが、市長、このご本読まれてはいないですよ。

この職員の中で、ここにいらっしゃる執行部の中で、これを読まれている方は一人、二人はいらっしゃるかなと期待しているんですが、どうですか。読まれた方、目を通された方、ちょっといらっしゃったら手を挙げて欲しいんですが、いらっしゃらないですね。確率としては、かなり悪い確率です。データの的に見るとですね。それを責めるとかいうことではないんですよ。

やはり、志布志市の今後の2025年問題だとか、先ほどありました人口減少社会に対する対応方というのを考えたときに、常に、そういった意識を持っていれば、こういった本が売れている。そして、手に取って読んでみようかという意識になりますよ。我々もその責任を感じているから、しっかり読んで今お話をしているわけですね。そういったことが少し弱いというのが残念です。

が、市長ちょっと御感想を述べていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えします。

「未来の年表」なる本につきましては、読んでいないと、また、私どもの職員においても、ここには読んでいる職員はいないということにつきましては、私自身もそうですが、他にもたくさん読む、見るというものがあるということで、その意識が、そのような形で向いていなかったから、この本については手に取ることがなかったんだなというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 以前、もうはるか昔になりますけれども、養老先生が「バカの壁」という本を書かれましたね、その時に、今まさしくそうですよ、市長が今言われたようなことになるんですよ。そのことに意識があれば、そこに落ちている10円玉でも、たばこが吸いたければ落ちてるたばこでも拾って吸いたいという。そちらの方に行くんですよ。やはり、その意識が常ないと、そういうところに目が届かない、耳が届かないということになるですね。そこは今後、市長と一緒に仕事をしていかれる執行部の皆さんですので、そういった意識をしっかりとって仕事をしていって、また市長を支えていただきたいなというふうに思いますので、これは要請をしておきたいというふうに思います。

先ほど市長が今後の社会保障等の問題も含めて、るる言われました。ただ、人口が減る、そして高齢者が増えていく、そういったところでどういう問題が出てくるのかということ、介護不足があるという大きな問題もありますね。前も介護者の育成ということも質問したことがありますけれども、今後、市長、マスコミ等でも、テレビ等でも報道されておりますので、当然御存じであると思いますが、この老々介護の問題がすごく言われてきています。高齢者が高齢者を支えなきゃいけない。その支える高齢者が要支援だったり、要介護だったりするという、そういった厳しい時代状況が生まれていますね。

そして、もっと最近言われているのは、認知症の患者が2025年には5人に1人になるというふうに言われています。そうすると、認知症の患者が認知症の方を支えるという、認々介護と言われるですね、これが出てくる。ですから、認知症の方が介護をされますので、うまく仕事ができない、おむつを替えることもスムーズにいかないとか、薬を飲ませることも上手にできない。あるいは、介護を自分がしたのかどうかさえ忘れてしまうという、もうきみまるさんの話が笑いごとではすまない、そういう切実な時代に、2015年に向けて迫ってきているということですね。

そういう意味では、そういう問題を抱えている中で解決策はないのかといった時に、先ほど市長が言われた本市でも取り組んでいる介護予防の取り組みがありますね。その答えの一つは、解決策の一つは、介護予防だというのが答えとして大きなくくりの中には入っています。その介護予防の中で本市も取り組んでいますけれども、どういった効果があるのかというのを本市でもやはり、先進地の勉強等をしていただいて、どんどん取り入れて、この介護予防に力を入れていただくことが、解決への大きな一歩かなと思います。うちも筋トレとか、もうやっていますよね。

あと歩くことが、すごく大事だということは、俗に言われています。自治体によっては「1日1万歩」というのをうたってるんですね。そして、それを20歳から65歳ぐらいまでの方が10人に1

人でやった場合、これは県単位で見た時は100億円の年間予算を確保できるというふうに試算が出ています。ですから、事業を行っていくとき、様々な取り組みをしていく時、この「1日1万歩運動」とかですね、しっかりやっていって、本市が、それを取り入れた時に、どれだけ、いわゆる市民の税金でございませけれども、そういったものを含めて抑え込むことができるのか。そういった捉え方をして、やはり事業展開というのはしていただきたいなと思いますが、市長、私の今話を聞いて、どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護予防で1日1万歩市民運動ということが、かなり効果があるんだということにつきましては、またもう一度勉強させていただきまして、取り組みが可能かなというふうに思ったところでございます。

現在においては、「ころばん体操」の普及を図っているということでございまして、まだまだそういう意味からすると1万歩どころか、これが1,000歩もいくのかどうかという内容になっておりますので、今御提唱になった事業については、勉強させていただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、足腰が弱くなった方々、そういった方々がリハビリでですよ、そういうことをやられることもですが、20代のうちから、それを市民運動としてやっていくと、そういう結果が出るということですからね、それは可能なんです。そういう運動が根付いていくというのは、全ての人に根付くとかいうのは無理ですけども、たった10人に1人がやっただけで、すごい効果が医療費を抑制する効果が生まれるということでございますので、前向きに考えていっていただきたいというふうに思います。

あと、この医療費というか、先程来出ていますけど、国もこういった事情に鑑みて、地域医療構想、地域医療ビジョンの策定ということを県に求めていますね。そして県が、それを求めたのが一昨年で、鹿児島県としては、昨年その策定をしました。それを見ていくと、志布志市のことは後ですが、やはり各医療圏ごと、こちらでいえば曾於医療圏ですね。志布志市と曾於市と大崎町という、ここを出している、もう既に合併して以降12年で3万人も減ってるんですね、人口が。

そして、この2040年ぐらいになってくると、約半分近く、5万ちょっとしかいないんですよ、この地域に。合併し、いわゆる曾於市と志布志市と大崎町をあわせて10万強あったわけですが、全く半分になるという、こういう状況は、先ほど冒頭言ったように、本当に日本特異の状況であるし、日本の中でも我々、こういった地域に住む課題であるんですね。お医者さんの数にしても一番少ないという、この県がですね。もう当然市長が御存じのとおりです。この曾於医療圏は、鹿児島県の医療圏の中で一番低いレベルにあるというのが何項目もありますよ。そういったことを捉まえて、市長もそれぞれの場で努力されていると思うんですが、こういったことに対するこれまでの取り組みについて、簡潔にお述べいただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於地区においては、今議員の御指摘のとおり、極めて医療の内容が危機的に悪い状況でござ

います。そのことにつきまして、少しでも回復すべく取り組みをしているところでございますが、市単独では、もちろん困難ということがございますので、広域的に取り組みはしていると。まずもって、曾於地区におきまして、平成25年度に設立しました曾於地域医療確保対策協議会で鹿児島大学の方に医師派遣の要望活動を行ってきております。

また、大隅地域全体では、特に不足している産科医療体制を確保するために設立しました大隅4市5町保健医療推進協議会において、平成28年度から産科医及び助産師を確保するため、補助金等の支援に取り組んでいるということがございます。

そのような取り組みの成果でございますが、曾於地区においては、平成26年4月から非常勤の先生ではございますが、曾於医師会の方に腎臓内科医の先生に来ていただくことができたところでございます。

また、大隅の4市5町保健医療推進協議会においては、産科医の先生を1人確保できたところでございます。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○13番（小野広嗣君） 先ほど地域医療ビジョンにおける、この曾於地域の医療、医療圏ですね、ここでの問題点については、市長の認識をお伺いしましたので、あとですね、あまり知られていないんですけども、2014年の医療法の改正において、その法律の中で、医療法第6条の2の3項に「国民の責務」という項目がうたわれたわけです。何を言いたいのかといいますと、医療法においてですよ、「国民の責務」というものが入ったのは初めてなんです、これまで。特異なことなんです。そこについての市長の御認識があればお聞かせをください。

○市長（本田修一君） ただいまお尋ねになりましたことにつきまして、認識していないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長が認識していないからどうだっという思いではありません。お仕事も多岐にわたっておりますのでね。

市長、ここです、お役所言葉ですので、ちょっと固い言葉になってますけれども、少し読み上げますね。「国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない」という国民の責務をうたったんです。すごく難しそうに聞こえますけれども、結構多大な責任を国民に負わせるように聞こえるかもしれませんが、要はですね、こうやって条文に国民にとって必要な情報

というものをしっかり国民も求めていかなきゃいけないし、調べていかなきゃいけないという責務をうたったんですよ。でも、そのことが国民にあまり知られてないわけですので、そのことを行政の側から、どうやって国民、あるいは本市においては市民の皆さんに知っていただくかという努力を行政はしなければならないということになるんですね。そこについて、当局が医療法改正3年後になってますけれども、こういったことに関しての務めを果たしているかどうかを確認したくて質問をしております。

**○保健課長（津曲満也君）** ただいまの御質問でございますけれども、医療選択の責務について、国民にも与えるということでございますけれども、その件につきましては、国民健康保険係の方で重複・頻回や薬剤師のかかりつけ医を今後徹底するように、今保健課といたしましても検討しているところでございます。

その件につきましても、市の広報等によりまして周知はしてるんですけども、なかなか浸透してなくて、その件については、今後も周知していきたいと考えております。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。ぜひですね、そのことに関しては、全然市民の皆さんお知りになっていないようでありましたので、周知徹底を努めていただければというふうに思います。

あとですね、市長、基本的に住み慣れたまちで、安心して老後を暮らせる。あるいは終のすみかまで亡くなっていくことができるということが、ひとつ地域包括ケア、あるいは今回大きく問うている2025年問題を考える上で大事な視点であります。そのことにおいては、医療機関と介護事業との連携ということで、27年以降、地域支援事業として本市でもスタートしていますね。それまでは、この医療に関して、あるいは病床の問題だとか、こういった数の問題等々は、どちらかという県が担うべき事業だったわけですね。それを市町村単位にお願いをすると、そういったことの背景、また、そのことによる意義。そして、市に求められる責務と役割といいますかね、そういったものをどのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせを願えればと思っています。

**○保健課長（津曲満也君）** 今の議員のおっしゃったとおり、県の方での地域医療構想の策定をしまして、その件につきましては、曾於医療圏、鹿屋医療圏との協議を進めているわけですが、病床の数を減らすということでございますけれども、その件につきましては、居宅介護でのサービスの在り方についても、今後検討していかなければならないということで、医療と在宅介護等の在り方について、今、三師会とか、三師会というのは、医師、歯科医師、薬剤師の会でございますけれども、そこに在宅の介護支援、ケアマネジャーとか、介護を担っている介護士とか、その方々が集まって在宅医療についての検討を今進めている段階でございます。やはり弱者が在宅で安心して過ごせるような形を作り上げるということで、今、曾於医師会、曾於市、大崎町、先ほど申しました介護事業者との意見を連携して詰めているところでございます。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** 今、課長が答弁いただいたことは、少し勉強させていただいていますので、十分理解をしていると思っているんですが、今、市長の方に問うたのは、今、課長の答弁の

中にもありましたが、実際市町村はですよ、在宅医療の基盤整備の実施主体となったわけですよ。それまで県が担っていた事業を我々がしなければいけなくなったわけですよ。その背景がどうだったのかと、そして、その意義、そして市に求められている責務、そして役割、何なのかと、そこをお答えいただきたいわけですよ。私の方で簡潔に申し上げることも可能なんですけれども、今回のタイトルになっている「2025年問題」、団塊の世代が75歳以上に入る、この時の医療、これに対応するための施策ですよ、簡単に言っちゃえば、それを市長に答弁して欲しいんですが、認識はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、2025年問題については、認知しているところでございますが、その内容について、本市で、それぞれの事業で医療、介護、福祉の事業で具体的にどう展開するかということについては、まだ捉えてないところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 繰り返しますが、市が、この在宅医療等の実施主体になったというのは、2025年問題に対応しなければならないから、市が実施主体になったんだという認識を、やはり深く持っていただきたいと。そこからスタートして、やはり施策を展開し、保健課、あるいは福祉課とか、様々な所とのヒアリング等をやる時に市長の認識が、そこからやっぱりスタートをしていただきたいなと思いますので、そこはそういう認識でいていただければ有り難いというふうに思います。

あと地域包括ケア、行ったり来たりしますけれども、これがしっかりと構築されていくためには、自治体がしっかりとその実態というものを把握していかないと、なかなか対応ができないという問題がございます。

そういった中で、この地域包括ケアシステムの構築が、どの段階まで今行っているのか。取り組むべき事業とかありますね、五つぐらいの事業があります。そして、八つの視点とか様々あります。そういった所から見たときに、本市の地域包括ケアシステムは、10段階で言えば、何段階ぐらいまで今進んでいるのかと、そういったものを収めて、第7期介護事業計画が始まりますので、そこらをちょっとお示しいただければ有り難いと思います。

**○保健課長（津曲満也君）** 今の現状でございますけれども、在宅医療・介護連携推進事業の取り組み状況でございますが、平成28年度から曾於市、大崎町と協議を行い、曾於医師会に委託し実施しているところでございます。

本年度は、先ほど申し上げました医師、歯科医師、薬剤師による三師会や、管内の介護事業所等での代表者等との連絡協議会を開催し、曾於地域での医療と介護の連携についての協議を行っているところでございます。

また、介護予防といたしまして、「ころばん体操」事業の取り組みを行っているところでございます。地域の互助、自助を充実させ、世代を超えた交流の場を推進し、健康維持や介護予防、生活参加の促進を図るため、住民が主体となった高齢者の通いの場として、今年度から事業に取り組んでおります。現在までに松山地区が1か所、志布志地区が3か所、有明地区8か所、合計12



か所で実施しております。

今後も説明会等を実施いたしまして、開催地域が増えるよう取り組んでいきたいと考えております。

生活支援体制整備事業の取り組みの状況でございますが、本年の2月から検討会を立ち上げまして、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、生活支援サービスを実施している事業所等の職員で検討会を実施しております。高齢者のごみ出し支援や送迎の課題や対策について検討を始めております。

今年度に入りまして、昨年度のメンバーの他に福祉課、市民環境課も加え、これまで検討会を4回実施しているところでございます。

次回からは、企画政策課も参加してもらい、関係各課、事業所、地域住民など、検討会の参加を呼び掛けながら、高齢者の身近なニーズに合った支援や提供体制、資源開発について、継続して検討や働き掛けを進めていきたいと考えております。

あと、認知症対策についても、認知症集中支援チームとか、地域支援推進員などを養成し、また認知症サポーターも養成しながら認知症対策にも努めているところでございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今課長の方から、いろいろと取り組んでいる状態については御説明がありましたので、理解はしているんですが、市長、今のお話、やり取りを聞きまして、今後この地域包括ケアシステムを立ち上げていくためには、人材育成ということの観点が、すごく大事になってくるし、人的配置、こういうことも大事になってきますね。

そして、そこに対するこういった事業、それぞれに対応する予算付けという問題が出てきますね。そして、もっと言えば、そこで仕事をする方々の人的配置の中で特化して仕事をしてもらわなきゃいけないという問題、異動をさせてはならないというような問題。こういったこともありますけれども、こういったことをひっくるめて、予算措置も含めてですよ、ますます必要になってくるわけですが、どのような認識をお持ちなのかお聞かせをください。

**○市長（本田修一君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターなるものを設置するということになるかと思いますが、それにつきましては、それぞれの要件が決められております。

1号被保険者3,000人から6,000人ごとに保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士を1名ずつ配置すると。更に、その上の段階では3職種が、それぞれ2人ずつの配置が必要ということが示されております。

本市の地域包括支援センターでは、保健師が専任1人、兼務8人、主任介護支援専門員が専任1人、兼務3人、社会福祉士が専任1人、兼務2人となっております。

専門職を募集しておりますが、希望者がいない状況が続いているため、保健対策、保健支援係の保健師の兼務で配置を行っております。体制としては、厳しい状況にあると。

高齢化の進展に伴う相談件数等の増加等も勘案しまして、業務量に応じた人員配置を行い、地

域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進していくよう、地域包括支援センターの機能強化の方向性が国からも示されておりますので、今後においては、この方向性に合致できるように適切な配置をしていかなければならないというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 今の市長答弁は、よく理解をできます。そういった検討を加えながら、今後の課題に対応していきたいという流れだと思うんですね。やっぱり、募集も含めて、ちょうど今は職員採用の時期でしたけれども、そういったことも応募の中にあるんでしょうけれども、なかなか人が集まらないということですね。こういったことに携わる専門職が、なかなか来てくれないというのが大きな課題だろうと思います。そういった中で転職をすると。まして、この高齢化は進んでいく、今回やり取りをしている問題に対しては、ますます大きく広がっていく中で苦慮されるべき問題ですね。

そういったことを考えたときに、どの自治体も地域包括ケアシステムを構築するのに苦慮されているんですね。そういった意味では、様々な施策を展開する中で試行錯誤して進んでいっているのが、日本の大体の自治体の在り方かなというふうには思っているんです。本市だけが、そこに極めて遅れているということでもないわけで、ただですね、これはしっかり、これを構築していかないと、それでも足りない事業なんですね。

市長、どう思われます。様々な国がいろんな施策を打てと言ってますね、それに対して、対応できることとできないことが、地域性もあってありますね。そうすると80歳とか85歳という平均年齢の中で、こういった高齢者の方々が、お一人暮らしの方、あるいはお二人で暮らされる方、この人たちが間違いなく在宅で医療を受けられると、そして、在宅で亡くなっていくことができるのかと。かなり厳しいなと思っています。でも、それをやっていこうというのが目標ですね。率直に今の志布志市の取り組みを考えた時、2025年問題も含め、その先も見つめた時に、今の在宅医療の在り方、こういった国が進めている在り方で、どこまでカバーできると思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、地域包括支援センターを設置しなければならないという流れの中でも、この人員の確保が極めて厳しいということがございます。

ということでございますので、まずもって私どもは、そちらの方の人員を確保しながら、本市の施策推進をしていかなければならないということではありますが、先程来の答弁もありますように、まずもって医師が足りない、そしてまた、保健師が足りない。そしてまた、介護士が足りない。そしてまた、様々な介護支援センターの職員が足りないということで、相対的にも、どの部門においても現状において足りない中で、こういった事業を立ち上げなければならないということについては、また国とか県にこのような現状について、相談をしながら要望を申し上げて、そのことについては対応が必要なのかなというふうに思うところであります。

○13番（小野広嗣君） 今市長そのように答弁されました。理解はするんですけども、そういった方向で、国へ、あるいは県へ連携を取りながらですね。国がやっぱり「市町村に対して支援をしていく」ってうたっているわけですので、さっきのビジョンでもですね。あの構想を見てい

くと、かなり県が手を差し伸べてくれるんだらうなって思うんですけど、結構そうになっていないかと、市長もそう思っているらっしゃるみたいですが、そこら辺も是正されていかなければならない問題だと思います。

先ほど課長から答弁いただきましたけど、本市の地域包括ケアシステムは構築途中ですよ。2025年度までに完成を目指していくわけですが、どんどんどんどん深めていかなきゃいけない、そういった状況の中で、どの自治体もその構築にあたっては苦慮しているという状況ですね。その状態が、どんな状態なのかというのは、お答えいただいてませんね。事業の中身だけ言われましたね。そのことと、苦慮している自治体があって、そのための専門のプロの講師を呼んで、どう構築できればいいのかというのをしっかりやって、何回も学びをやって、そして、構築をしていって成功している自治体もあるんですよ。そういった取り組みはなされているんですか。

**○保健課長（津曲満也君）** 介護に携わる介護職員、保健師等につきまして、専門の講師をお招きいたしまして、在宅の在り方等について検討、協議を重ねているところでございます。

それと、先ほどの包括ケアシステムのところで、ちょっと申し上げておりませんでしたので、今、大隅地域で取り組む「退院支援ルール」の策定を進めているところでございます。これは医療機関から在宅へ患者が退院するに際して、退院前から医療と介護が連携して、退院後の生活や療養を支えなければならないというところでございますけれども、医療機関からの退院連絡が直前だったり、あるいは必要なサービスについて、調整する時間が無かったり、退院する患者、家族が担当の介護支援専門員や介護支援の事業所を認識していない。また、担当の介護支援専門員がいても、情報提供や来院が無いため連携が図りづらいなどの問題が生じているところでございます。

退院する患者や、その家族が自宅での療養生活で困らないように、介護保険の適用が考えられる患者等の情報を、漏れなく医療機関から介護支援システムにつなぐ退院支援ルールの作成等について、現在、県と曾於市、大崎町、志布志市、あと介護事業所に携わる方と一緒に退院支援ルールについて策定を協議しているところでございます。

先ほどの苦慮している問題点につきましては、やはり包括支援センターの職員の問題、あるいは介護人材の問題とかいろいろありまして、そのことについて、どう地域資源を生かして、今後の地域包括ケアシステムの構築をするかということも今問題となっております、その方面について、地域資源について、担当課といたしましても全庁的な取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 考え方としては、今述べられたことは分かるんですが、先ほどの答弁、少し僕の質問した角度と違うんですね。

いわゆる保健師さんとか、あるいはケアマネジャーであるとか、本市が抱えている職員に対して、単体で研修等はやっているということではありますが、僕が言いたいのは、地域包括ケアシステムを構築するために、現場スタッフをはじめ、あるいは行政職員もはじめ、様々な職種の方を一堂に集めて情報を共有しながら、このシステムの構築へ向けた講演会というか、学び場を設

けてますかということです。

○保健課長（津曲満也君） 講演につきましては、介護支援専門員、保健師、市民の方々についての講演会につきましては、認知症に関する講演会はいたしておりますけれども、在宅うんぬんということは、いたしてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今回の2025年問題に対して、大きな役割を担っていくのが地域包括ケアシステムの構築であるというふうに言ってますね。そういった意味では、そのことを情報共有するためにも、今言いました専門職の方をはじめ、現場のスタッフ、そして、この問題に関わる行政職員、こういった方を対象にして、どうやったらこのケアシステムの構築ができるのかということ専門的に分かっている方を一度呼んで、しっかりそのイメージ化を図って、一緒にスタートしていくということが大事なんです。単体では、みんな分かるんですよ、研修会で学んで自分がやるべき仕事というのは見えるんですね。だから、総合的な視点でのスタートというのを切らないと、この地域包括ケアシステムの構築というのは、なかなか難しい。だから、どの自治体も苦慮しているわけですね。

そして、先ほど市長が言われた専門職の問題、医療の問題、医師の数が少ないとか、様々な問題を抱えながら、じゃあそういう問題を抱えている所では、どういった取り組みをやっているのかと、そこをどうクリアしようと努力しているのかと。そういったことをしっかり講義できる人たちがやっぱりいるんですよ。僕のところにもちゃんとありますけどね、専門の方々の情報もね。

だから、市長そういったことに対する取り組みもしっかりやるべきじゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に各部門で将来を見つめたときに、極めて悲観的、危機的な状況になってきているということでございますので、それを解決すべく、今後の地域包括ケアセンターというものを設置しながら対策をとっていくと。そして、それは取りも直さず全体を見つめながら課題を解決していく流れにしなければならないということでございますので、今お話があったような形での、それぞれの分野の方々が、相対的な理解ができるような研修というものについては、必要かというふうに思っております。

ただ、じゃあしからば、何をすればいいのというふうに考えた時に、議員の方で始めに提案がございました1万歩歩くというのが、とりあえずは、まずスタートできる内容かなというふうにも思ったりするところがございます。そういうようなものの成果が、どういった形で、どんなふうに出てきているのということが見つめられることになれば、理解が一気に高まるんじゃないかなというふうに思ったところがございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の方からも、まず一步が大事だということで、本来は、この一步というのは、もう3年前にスタートしていなければいけない一步だったんですね。その確認も含めて、今質問をさせていただいているわけですが、じゃあもう少し視点を変えて質問したいと思っておりますけれども、先程来、課長も答弁していただいて、それなりに地域包括ケアシステムの構築に向けて頑張っていらっしゃるんですが、もっと総合的な視点に立って、やはり取り組んでいた

だきたいなと思うんです。それはどういうことかという、福祉全体ですね、福祉全体で捉えて  
いて、地域包括ケアシステムも、その中に入り込んでいると。そして2025年、そして、その後  
に向けて進んでいていただきたいと。

だから、地域福祉という視点に立った地域包括ケアシステムの構築というのを僕は目指してい  
っていただければなというふうに思うんです。

そうすると、高齢者のみならず、障がい者のみならず、障がい児のみならず、様々なところへ  
の施策が福祉計画としては、うたってあるわけですね。そういったことの一つ一つが実現して、  
2025年問題もクリアできるわけでしょう。そういった総合的な視点に立った計画、システムの構  
築をやっていただきたい。

そして、その先にあるのは、その先にあるのはですよ、市長。前1回この本会議場でも言っ  
てますが、箱物をがんがん造れという思いはありません。ただし、こういった時代のニーズに即  
していくためには、やはり行政が縦割りではなくて、地域包括支援センターだけが単独であって、  
保健課と福祉課が近づいているから連携が取れますって市長も言われて、それはそれでいいでし  
ょう。だけれども、市民ニーズはもっと高いですよ、多いですよ。そういったことに対応するた  
めには、地域福祉計画をしっかりと位置付けて、その中で、いわゆる志布志市福祉総合センター  
みたいなものをですね、どこかに構えて、一番いい所に構えて、この施策をやっていかないと、  
今後の少子高齢化対策としては追いつかないんじゃないかというふうに思うんですが、大きなく  
くりの質問になりますけれども、その点について、市長どう思われているのか、答弁を求めてお  
きたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 来年の1月21日告示、28日投票ということで、それらとの関係で、本当  
は言いたいところがあるんですが、ちょっと言えないところがございます。

しかし、私自身は総合福祉センターなるものは、本当に必要だなというふうには、いつもいつ  
も考えて、そこを設置していきたい。そしてまた、それは、今おっしゃったように市役所全体の  
事業とも関わってまいりますので、新しい市役所と新しい福祉センターが欲しいよねというこ  
とは、お話は申し上げているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 一応市長の、この胸の内にあるものは、今吐露されましたので、もうそ  
れ以上は聞きませんけれども、そういう思いがあるとするならば、僕の今回の質問の中身もです  
ね、それが将来、実現するかしないかは別にして満たされるのかなという気はしますね。

そこは、ここでのやり取りは、そこまでにさせていただければと思います。

あと、この件に関しては、今後、高齢者保健福祉計画、あるいは第7次の介護保険事業計画を  
今策定中ですね。市民ニーズを推し量るということが一番大事で、本当は、もっと言えば全数調  
査をやるぐらいの意気込みがないといかんというふうに思ってるんですけど、なかなか3年ご  
との改定、そのためだけの準備、それで終わってしまったのかなという気がして、でも今回は  
違いますよ。2025年へ向けての施策をしっかり詳細に見極めながら、点検もしながら出してい  
くというのが、この7期の事業計画ですので、この7期の事業計画の中で、特にこれをポイントに

やるんだと、これを目玉として取り組んでいくんだというものが、現在おありでしたらお示しをください。

○保健課長（津曲満也君） 第7期の計画でございますけれど、現在までに6回ほど開催いたしております。

第7期の介護保険計画の重要案件といたしましては、先程来から言われています高齢者の増加に伴って、要介護認定者も増加いたします。介護サービスの利用は伸びると想定されていますけれども、一方、働き手の人口減少が見込まれるため、介護人材の確保が必要となってくるわけですが、そのためボランティアや元気な高齢者が活躍できる場をつくり、多様な担い手による生活支援や、地域の支えを促進していくことが重要であるかと考えているところでございます。

また、「我が事・丸ごと」の実現に向けた地域共生社会についても、縦割りから丸ごとへの転換を図って、更に個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援を図ることなどが、求められているわけですが、このような「我が事・丸ごと」の取り組みも検討してまいりたいと考えております。その一環というか、例えば、高齢者サロンとか、子育てサロンと区別せずに、一緒の場所で誰でも参加できて、参加者それぞれが交流しながら役割を發揮できる社会を作っていくということも考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。今課長が言われた点は、僕が今から質問するところを全部言われてしまいましたので、「我が事・丸ごと」の地域福祉計画の推進と、これを今からお聞きしようと思っていましたけれども、そういう意識があられますのでね、当然今後の7期の事業計画を進めていく上で、こういった視点がなければ駄目なわけですので分かるんですが。

先ほど申しました地域福祉計画の充実というのをもう少し図っていかなくちゃいけない。縦割りというものを排除していくために、今課長が言われたとおりであります。そういったものを受けていく中で、先ほどは志布志総合福祉センターみたいな角度でも質問しましたが、その前段としては、この地域包括ケアシステム推進室みたいなものをですね、しっかり立ち上げて取り組んでいくというところが、やっぱり全国的に増えていますね。増えていく中で、先ほど推進室を立ち上げながら、いわゆる福祉全体を見れる視点、それをその推進室でやっていくんだという取り組みが広がりつつあります。そういう考え方について、即答えが出るわけじゃありませんけれども、市長お話を聞きになって、どう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話を受けまして、時代はそういったものが必要な時代になってきているというふうには、十分認識したところでございます。

○13番（小野広嗣君） この人材育成、あるいは職員の確保、専門職の確保、そして様々な問題をクリアするためには、一つの企業体というふうに捉えればよいと思うんですよ。そうすると、そのことを推進するための推進室というのが必要になってきていると。特に、これ2025年で終わる問題ではなくて、その後も続く問題ですから、そういった取り組みとこののをしっかりやっていただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

では、次へ移ります。

先ほど、今回ヘルプカードの普及推進という角度で質問通告をしておりました。そういった中で、本市では大崎町、曾於市含めまして、平成26年に協議をし、スタートは平成27年ですけれども、ヘルプカードではなくて、ホープカードとしてやってみようかという議論があったわけです。

そして、各事業所等にも、その啓発を図るための動きはあったわけですが、その後全く無いと、ストップしているという状況があったわけですね。それはなぜかということ、市長が答弁で申されたように、やはりこれは広域にわたって活用していかなければならない問題で、スタートは東京都ですね、東京都からスタートをして、全国に広がりを見せていく。そういった中で、鹿児島県そのものも、そのことについて動いていってもらわないと、この曾於地域単独で完結する問題ではないというふうに私も思っております。そういった意味では、今、全国的にそういった普及が深まっています。ましてや、このヘルプカード、それぞれに自治体においてですね、本市だけではなくて、それ以前に形は違えども、その趣旨に沿ったような在り方というのはやっている所があったんですよ、東京都内においてもですよ。

しかし、やはり自治体を越えて、3・11以降、様々な被害が生じ、広域的に被害者、あるいは転出を強いられる。そういったことがある中で、やはり広域的に使える物でないといけないということで、見直しがあって、ヘルプカードということで統一をされて、今普及推進が広がっている。そして、その中にあるヘルプマークですね、ヘルプマークについては、3月に議論されて、今年の6月か7月でしたか、いわゆるJ I S規格として乗つけられるようになりました。

そして、世界中から見えられる方々、オリンピック・パラリンピックを目指して、その普及啓発を図ろうということで、いま様々な乗り物等に、このヘルプマークが貼られて意識啓発が図られている。そういった状況の中にあっては、こういった取り組みをしっかりとらみながら、今後庁内でしっかり検討を加えていっていただきたいなと思っておりますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、このヘルプカードにつきましては、まだ現在ホープカードという形で事業推進をしたところがございますが、全県的に統一した形での事業の推進が必要ということで、県の方に要望をしているところがございます。

その後、県の方でも検討すべき事案であるということの回答を得ておりますので、それが県全体で推進されてくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） これは障がい者の方に限ってのことではなくて、我々の側においても十分このことを知って行動を起こしていかなければいけないなというふうに思うんですが、市長、今県の方の動きのことも言われました。当然、県の方にも、こういった働き掛けを我々公明党の議員の方からも、今後必要に応じていくことによって、県また国からの広がりもあって、国からの広がり、県の受け止め、そういったものを見ながらということになろうかと思っております。ただですね、このヘルプカードに関しては、今そういう状況に至っていますので、少しその情報待ち、あるいは状況の見極めというのが必要です。そういう状況の中で、そんな税金を投入するという

ことも問題でありますので、ただヘルプマークのですよ、この周知徹底というか、啓発というのは大事だったと思うんですよ。そのマークを見ることによって、知ることによって、我々が障がい者に優しい接し方ができるということが大事。バッグ一つとか、ちょっとした物に貼ることだってできますからね。そういった取り組みというのはできると思うんですよ。それらは、どう考えますか。一対にならせる必要はないんですよ、ヘルプマークの運用、あるいは啓発運動、こういったのは今でも取り組みができると思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

利用される方が、県内どこでも安心して利用できるという形での統一した取り組みが必要というふうには思っているところでございます。

今後においても、県に引き続いて要望を申し上げまして、この普及啓発の推進を図っていこうというふうには考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、ヘルプマークのことと、ヘルプカード、一体的なものでもありませんけれども、切り離しても考えてくださいね。そこをちょっとよく分かっていらっしゃらないところがありますけど、課長、答弁できますか。

○福祉課長（折田孝幸君） 議員がおっしゃるとおり、ヘルプマークにつきましては、それを利用される方だけではなくて、市民全体に、これを周知していく必要があるというふうに考えております。

同時に東京都において導入した段階で、そういったマークを付けた方が何かと被害を被ったという案件もありましたので、障害者差別解消法、そういったものと一体的になって市民に周知していく必要があるというふうに理解しております。

○13番（小野広嗣君） 新しい事業に取り組む時、様々な角度で配慮をしなければならない。特に、この問題については、配慮が必要であります、やはりよくよく見ていくと、ヘルプカードを持っている、あるいはヘルプマークを持っていることによる安心感といいますかね、そういったものが受け止められる側にはあるようであります。それに対して、言葉はあれですけど、我々の側から健常者の側から見ていった時に、そのことをしっかり周知していかないと、差し伸べる手も出せないという状況でありますので、お互いがそのことを知り合っているというまちづくりといいますかね、まちにしていかなければならない。少なくとも、それは全国的に、もうJ I S規格にのっとって広がっていているわけですので、ますます東京オリンピック・パラリンピックが開催される年には、もう全国に広がっているでしょう、間違いなく。誰もが、それを見て分かるでしょう。そういった時だけを待つのではなくて、いち早く、やはり先程来言っています福祉のまちづくりということを考えたときには、そういった手立てが大事なのかなというふうに思うんですね。やっぱりカードを見たり、出されたり、そしてマークを見たときに、ハッと気付いていく、このことがすごく我々の方でも、例えば慣れていかないと、その理解が進まない、勇気を出して手を差し伸べていくということが難しいと思うんですよ。そういったものも解消していかなければいけない課題であるから、時間をかけて待つのではなくて、今からできることをや



っぱりやっていくべきだというふうに思うんですね。

近年の心理学では、他人に手を差し伸べることによって得られる幸福感というのが自分の中に生まれるらしいんですね。だから、「情けは人のためならず」とよく言いますが、自分のためなんですね、これはある意味で。そういった共通認識を持ちながら支え合う福祉社会を作っていかなきゃいけないというふうに思います。

再度、市長の答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、本市と曾於市と大崎町で統一したヘルプカードの導入ということで、進められてきているようでございます。

それが試験的な運用ということで、平成27年11月から平成28年2月まで行ったということで、それを機に、また県に申請していると、そしてまた、デザインについては、東京都に申請を行い、継続できるような承諾を得られているということでございますので、そういった流れの中での取り組みが深まってくる機運があります。

今お話がありましたように、今後、東京都において、オリンピック・パラリンピックが、どんどんと間近に迫ってきますと、このカードについての認知度が当然高まってくるというふうに思われます。そのようなことで、本市においても、また本県においても、このことについては、更に積極的に推進していきたいというふうに思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） ヘルプカードの前にヘルプマークということも含めて、市長が積極的に推進を図るということですので、理解をいたしました。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

市長の方からも答弁をいただきましたけれども、主に、多分教育長とのやり取りになるのかなというふうに思います。そのやり取りの中で、どうしても市長に聞きたいことがあったら、またお答えいただければと思っております。

お互い共有しているんだろうなと思いますけれども、平成26年の時にも子供のいじめの問題の見極め、そして、子供の相談事等に対応できない状況、そういったことも含めて、いわゆる教員の方々の負担、これがあまりにも大きくなってきていると、それに対して、しっかり対応して欲しいと。主に当然、子供を守るための視点と、そこには教員を守るための視点というのがありましたけれども、今回は特に、この4月に発表になって以降、すごい問題になってきていまして、我々党としても、この対応策を練らなきゃいけないということで、安倍総理の方に緊急提言を行って、安倍総理も「大変重要な問題であるから、早急に手を打ちたい」ということがあったわけですね。

そういった状況の中で、先ほどもありました部活動指導員の配置というのが、この推進というのが今年の4月から国の動きの中で出てきたわけですが、ここへの捉え方をどのように教育長お考えになっておりますでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 働き方改革、業務改善ということにつきましては、これ国の動きも

そうですし、県の動きもそうですし、それを踏まえて、私ども市の方も積極的に取り組みを進めていかなきゃいけないなというふうに思います。

今回の4月の実態調査、それから7月の緊急提言の中で、共通して出てきているのは、やっぱり部活動の問題であります。教職員が勤務時間の一番大きな、特に中学校は、たくさんの時間を費やしているのが部活の問題であるということで、その部活の問題というのは、勤務時間の問題だけではなくて教職員の健康の問題ということにもつながっていくんだろうと思っています。

そういうことを踏まえて、中学校の先生方が部活をすることによって、土曜、日曜も無いような状況がある。ましてや、今度は自分の家族ともなかなか一緒に生活することができないような状況もある。そういうことを踏まえて、国の方が今回部活の外部指導員を導入していくとか、あるいは部活の手当を増やすとか、そういう方向で、できるだけ教職員の負担を軽くしていこうという動きは学校にとっては非常に有り難い、そういう取り組みであるだろうと思っておりますので、ぜひ来年度4月以降、この部活の改善に向けて、国が積極的に動いていただける、あるいは県の方も、それに基づいて動いていただけるということは、学校にとっては、こんなに有り難いことは無いなと、そういうふうに認識しております。

**○13番（小野広嗣君）** 教育長が、そういう理解であられることは、当然僕もそうだろうなというふうに思うわけですが、まさしく、この部活動の負担というのが大きい。いわゆる人材不足といたらおかしいですけど、担当になった先生にも、その濃淡はあるかと思いますが、ほとんど一生懸命していただいていますね。

志布志中学校を見ても、本当に部活の担当になっている先生が一生懸命される。部活以外のことまでも一生懸命されて、いろんな冒険的な取り組みまで関わっておられる先生がいて、大変だなというふうに思って、良くしていただいていると。

だけれども一方で、肝心の授業は大丈夫なのかと、子供と触れ合っている先生はいいけれども、そうでないところの子供はまたどうなるんだと。部活によっても違いますからね、先生によっても違いますね、資質によって、熱意によって。

そういったことを考えた時、全体的に負担軽減を図るということが、まず先だろうというふうに思うんですね。そういう意味では、今ありました、この部活動指導員制度がスタートをすると、したわけですね、4月以降。これに対しても、本市もしっかり取り組んでいっていただかなきゃいけないということで、文科省が部活、例えば野球であるとか、卓球であるとか、そういった様々なスポーツを地域の方々が指導員となって、支えてくださっている様子をホームページで公開していますね。そういった部分をしっかり学んでいただいて、どう我が地域では活用できるのかということをやりに進めていっていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 部活の問題はいろいろありまして、例えば、学校が小さければ、今ある部活で、それを専門にする先生がなかなかいないと、でも誰かが担当しなきゃいけないということで、全くその部分に、運動に対して知識、理解が無いままに担当をするような場面というのもあって、その先生の負担というのも非常に大きいものがあったりする。そういうことで、部

活というのは本当に様々な問題を抱えていると思います。そういう意味では、どうしても校内で担当する先生がいない場合は、現在でも学校によっては外部の方々に協力をもらって実際実施をしている中学校が本市は5校ありますけど、4校ほどはサッカーの手伝いをもらったり、バレーの手伝いをもらったり、そういう体制というのができています。でも、これは法的にきちんと位置付けられたものではないので、今後文科省が、先ほど言いましたように、外部指導者ということできちんと位置付けができれば、学校ももっと外部指導者について、積極的な取り組みができるのではないかなど、そういうふうに思っております、地域一体となった部活の運用というのができてくれれば有り難いなと、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 方向性としては、そういったことが望ましいけれども、課題はあるわけですね。人材の確保ということもあるし、そういったことで関わっていただける方が、どれだけ本市、あるいは近隣にいらっしゃるのかという問題等もあると思いますね。

そういった中で、部活動の支援員といいますかね、そういった部分に関しては、本年度4月からスタートをし、本市においては、5校において、これまで法的な位置付けではないけれども、協力をいただいた方々もいるわけですので、そうであれば、法的な位置付けも定まったわけですので、それをしっかりと推進をしていただきたいというふうに、すぐ短兵急にできることではないというふうには思いますが、しっかりと取り組んでいただきたい事業の一つかなというふうに申し上げておきたいと思います。

あと、学校業務が大変だということで、このICTの活用によって、業務の効率化を図る、先生の負担軽減を図る、こういった取り組みというのは今後ますます推進していかなくちゃいけないと。その部分は一部分は図られていると思いますよ。だけれども、その活用がまだ足りないというのが一つと。

あとは、今言われた部活動の補助員ではありませんけれども、支援員という形ではなくて、本来の先生の職務を支える専門スタッフみたいな、そういったものもしっかり今後付けていくんだという国の方針も出ておりますので、そういった観点での答弁を求めておきたいと思います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 議員御存じのように、教員の仕事というのは、非常に多岐にわたっております。

この業務改善をするにあたっては、大きく二つの視点があるんだろうと思います。

一つは、学校の中で業務改善を図れるところは、どんどん図っていくということでありまして。例えば、様々な行事がありますけれども、今のままではなかなか難しいので、行事を精選したり縮小したり、そういう取り組みも必要であるだろうと思います。

それから、今ICT機器を使った校務の効率化ということが言われましたけれども、これは非常に教員にとってみても、例えば、一つの行事をするにあたって、お互いがICTを使って情報を共有していくとか、あるいは授業をするにあたって、教材研究をする時に、今までは例えば、具体的な例を言いますと、子供たちの教具の準備として、模造紙にいろんな資料を準備する、そういうのが今回、例えば、書画カメラ等によって、パッと撮すことによって、教材の準備という

のも非常にスムーズにできるというようなこと。そういう校内で、学校で取り組める業務改善と  
いうのがあるのだらうと思います。

でも、学校だけでは、なかなかできない業務改善として、教育委員会として、どのような業務  
改善が必要かということだと思いますと、今議員言われましたように、例えば、支援員とか、そう  
いう人的な配置を充実していくということだらうと思います。特別支援教育で、特に支援を要す  
る子供たちというのが、毎年本市においても増えている状況がありますので、毎年毎年支援員に  
ついても、市当局の方にもお願いしまして、増やしていく。それから、スクールガードとか、あ  
るいはスクールソーシャルワーカーとか、そういう方々も、できるだけたくさん本市なりに導入  
して、先生たちの負担を軽くすると、そういう取り組みとか。

あるいは、今年度からストレスチェックというのを本市は導入しておりまして、今までは市の  
職員だけが対象でしたけれども、どうしてもやっぱり教員のストレスというの、きちんと実態  
を把握をしなければいけないだらうということで、本年度から本市の教職員、全てストレスチェ  
ックというのを導入しまして、教職員のストレスの状況というのを把握しながら、各学校長に具  
体的な指導をしていただくと。そういう取り組みで、学校がやるべきことと、それから教育委員  
会としてやるべきことというのを、きちんと見極めながら、今後とも取り組みを進めていきたく  
いなど、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 本当、教職員の皆さんにかかる負担というのが、年々大きくなって、  
本当は数値的に10年ぐらい前と本市はどうなのかと、合併当時とね、というまで言いたかった  
んですけど、それ別段、急に言ったって出ないでしょうから、それはよしとして、増えているこ  
とは、まず間違いないというふうに理解するんですが、今言われました健康チェックといいま  
すかね。先生たちの健康不安みたいなことで、そういった先生たちからの相談というのは、ここ  
数年の中で、どんな状況でしたか。相談等があると思うんですよね、やっぱり自分の健康を通  
じて、どうなのかというのはね。そこらは、どういうシステムになってるんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 教職員の健康管理ということにつきましては、各学校、衛生推進委  
員会というのを必ず毎学期実施をしなければいけないというふうになっておりまして、その衛  
生推進委員会の中で、学校長がそれぞれの教員の健康状況、負担の割合、そういうことにつ  
いて、その都度把握をして、指導するということになっております。

今回ストレスチェックを実施いたしました。このストレスチェックで要面接というような教  
員については、こちらの方に連絡がきておりまして、今回1名の教員が要面接ということで、こ  
ちらの方に連絡をいただいている、そういう状況でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 労働基準監督署も機能しない状況の中で、そして、様々なくくりが用意  
してありますけれども、そういったものが正確に把握できるのかという疑問が僕にはあるんです。

そして、こういったものを捉えて、俗に一般的に言われている企業体でいえばブラック企業と  
いう言葉がまかり通ってますけれども、まさしく学校現場がブラック企業だなというふうには僕  
は思ってるんです。そういったところに、しっかりメスを入れていかないと、教育委員会が、それ

をやらないといけない。逆に教育委員会が忙しくさせてても、また問題ありですよ、これは。いろんな報告をいっぱい教育委員会が求めていくことによって、先生たちは忙しくなるわけですから。そういった配慮をやっぱりしていかないと、真っ当な声というのは上がってこないというふうに思うんですが、どうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 確かに言われるとですね、学校というのは本当に、何と申しますかね、きりがないといえますか、子供たちに向き合うために頑張れば頑張るほど時間を要してしまうという、そういうきりがないというところがありましてですね、そういう部分で本当に教員が一生懸命頑張っているというのは、それはそれで有り難いんですけども、しかしながら、それで健康を害するというようなことがあったら、これは子供たちに対しても申し訳ないということになるんだろうと思います。

したがいまして、私どもは教育長会でも県の方にも、例えば、調査物、これが非常に多いということについてお願いをして、できるだけ重なりのあるもの、少なくする方向でやってもらいたいということをお願いしていますが、教育委員会の方も会の持ち方とか、それから調査物とか、そういうことについては、やっぱり精選をしていく方向でないと、職員、学校側の負担というのは、本当に大きいものがあると思いますので、こういう国・県、全ての動きが業務改善ということで、今働き方改革で向かってますので、このことを踏まえながら、来年度の例えば、諸研修会を持つにあたっては様々な削減を含めて、負担ができるだけ無いような形で進めていきたいなど、そういうふうに今考えております。

**○13番（小野広嗣君）** 今、教育長の答弁でありますので理解するんですが、働き方改革を国が進めていますね。そういった中で、国が進めている中教審、学校における働き方改革、これが審議をずっとされているわけですが、現場の職員の方からは、それに対して全てノーではありませんけれども、「十分に満足できている議論ではありません」という声が挙がってます。挙がっている中で「現場職員が抱える五つの問題」というふうに絞り込んで言われていることは、当然教育長がつぶささに感じていらっしゃるのだと思いますが、まず一つは、「授業を準備する時間がありません」と、事細やかに書いてあります。それはもう省きます。「休憩時間があまりありません」というのがありますね。そして、「教員には原則残業を課さない」という法律がありますので、こういった年間1兆円もの不払い残業もあるんだと、実はね。

そして、意に反して、先ほどの問題ですが「部活の顧問が強制をされます」と、なり手がいないもんだから。そして、先ほどちょっと言いました「労務管理が機能していません」と、労働基準監督署は学校の現場には入らないと。学校には人事委員会とか、公営委員会であるとか、様々ありますけれども、機能していない、ほとんどが。どうやって、こういった違法な実態を見つけることができるのか、把握することが教育委員会にはできるんですかという問題提示にもなってるんですね。そこらを含めてどうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 学校は、他の一般の公務員と違いまして、時間外勤務手当というのがございません。どれだけ長く学校に残って仕事をして、別に時間外勤務手当というのが付く

わけではございません。その代わりに教職調整額ということで4%、これは一律どの教員にも付いているわけです。そういうことが、一つはやっぱり、どうしても労務管理というのができてないところにつながってるのかなと思います。

市の職員の場合は、時間外勤務手当というのがありますので、それを基にきちんと労務管理というのはできるんだろうと思うんですが、教員の場合は時間外勤務手当がございませんので、そういう意味で、ついついそこら辺がですね、おろそかになっているところがあるんだろうなど、そういうふうに思っています。そういうことを踏まえながら、やっぱりどうしても、先ほどもちょっと言いましたけれども、教員というのは、子供たちのためにということで、学校でできなかった仕事をうちに持ち帰ってもやらなきゃいけない。そういう非常に責任感といいますかね、そういうのを持った教員もたくさんおまして、ある面有り難いと思うけれども、しかしながら、やっぱりそのことによって、教員が健康を害したり、精神的にいろいろな病気になったり、そういうことがあってはならないわけですので、こういう今回の働き方改革の提言とか、そういうことについては、再度管理職を含めて十分一人ひとりの職員が、ああ大分変わってきたよなど、そういう思いになるような、そういう取り組みを私としても強力にしていきたいなど、そういうふうに考えております。

**○13番（小野広嗣君）** いろいろと申し上げたいことはあるわけですが、そういった教育長の答弁ですので、理解をいたしますけれども、これまでやり取りをする中で、今回特に言いたかったことを述べさせていただきたいと思います。

何というのかな、現場が今教育長とのやり取りをする中で、いかに疲弊しているのかというか、疲れ切っているのかということが、教員の皆さんへの負担というのはすさまじい。それは取りも直さず、そこと接する子供たちの利益にもならないという状況ですね。いじめの状況、そして、子供がどこで悩んでいるのか。学力的には、どこが弱いのか、どこに手を差し伸べてあげれば、この子は変わるのか。そういったところにも先生が不健康であれば、あるいは時間が無ければ対応できないということがあります。そういったことがある現場に対して、国であるとか、ここはうちは市長がトップに立ってますけれども、自治体のトップであるとか、今は教育分野にも口を出せますので、いろんな改革をしろって言うわけですね。こんなことはできないか、あんなことはできないかということ言うわけですよ。ただでさえ大変なのに、そういったことを言ってきている現状、その中で、やはり教育委員会にしっかりして欲しいというのは、学校現場でできないようなことをどんどん言ってきている中で、守備範囲はどこまでですよ、というものをですね、しっかりバリアを張って守ってあげなきゃいけないというのが今回の質問の僕の主旨なんです。そこについて、しっかり対応していかないと、今教育長がまさしく答弁されたように、先生たちが燃え尽きてしまいますよ、本当に。

だから、そこをしっかりとですね、日常の教育委員会の仕事ということではなくて、日常の学校との関係ということではなくて、そこに目配り、気配りをしっかりといただいて対応していかないと、ひいては教師のみならず、本市の未来を担う子供たちにも悪影響を与えていく現実が、

ここにあるんだということ、やはり捉えて仕事をしていただきたいと思いますが、どうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 私が教員になった頃は、そんなに多くの教育課題というのは特に、もちろん子供たちを目の前にして、一生懸命取り組む態勢というのは、もうずっと、これまでも持ち続けてきたわけですが、だんだんだんだん時代が変わるにつれて、学校に課せられる課題というのが、限りなく増えてきているという状況がございます。

例えば、環境教育、租税教育、防災教育、ありとあらゆる教育が学校に課せられているという状況がございます。いろんな団体から、こういうことについてもお願いしたい、こういうことについてもお願いしたいということで、次から次に様々な課題というのが学校に押し寄せてくる状況がございます。でも、限られた弁当箱の中に、もういっぱい詰まっている状況で、また新たな課題が入ってくるということで、もう本当にですね、そういう意味では学校というのは厳しい状況がございます。もう少し具体的な例を言いますと、来年度から外国語活動が、また入ってきます。3・4年生が新たに外国語活動をしなきゃいけない。そして、5・6年生の英語科は、また時数を増やさなきゃいけない。減らすものは無いのに、新たにまた入ってくるという。こういう厳しい状況の中で、いったいどこで時間を生み出すのかということについて、もう本当に今学校は苦慮している状況がございます。

もちろん、世の中が変わっていくわけですので、学校に課せられる課題というのは、いっぱい出てくる。これはやむを得ないことなんだろうと思いますが、それをいっぱい、全てを学校が受け入れることは難しいわけなので、学校の方としても取捨選択しながら、自分の学校で特に取り組まなきゃいけない課題は何なのかという、そういう精選する立場で、この後、教育課題に向き合わなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っています。

先ほど議員が言われましたように、教師が疲弊しきった状態では、多分子供たちには明るい笑顔で向き合うことはなかなかできないだろうと思います。そうしますと、子供の小さな思いとか、悩みとかを受け止めることというのも、なかなかできないだろうと、そういうふうに思っていますので、教師が明るく、元気に笑顔で子供たちと向き合える環境が少しずつでもできるように、私なりにまた努力をしていきたいなど、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 理解できる答弁でありましたので、これで終わりたいと思いますが、まさしく子供を守る上でも、そして、教職員の健康。そして、負担を軽減するためにも、主眼は教育ですね、授業も含めてですね。個々の支え手である教職員をしっかりと教育長を中心に、その守り手であると、意見は言ってもいいですよ。でも、守り手であるという観点を常に堅持しながら対応していただきたい、そのことを要請して終わりたいと思います。

終わります。

**○議長（岩根賢二君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

2時30分から再開いたします。



午後2時15分 休憩

午後2時29分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして皆さん、こんにちは。会派、真政志の会、八代誠でございます。

市長をはじめ、私たち議員も残された任期が約2か月余りとなりました。今任期中、最後の一般質問となります。

自分自身振り返ってみますと、4年間というものが、あっという間に過ぎ去ってしまったというのが実感でございます。まだまだ未熟で訳が分からず、ただただ前に進むことだけを考えて行動してきたような気がしております。

しかし、私自身一人の人間として、心から信頼できる仲間と表現したら失礼なのかもしれませんが、同僚議員、更には各課長さんをはじめとする職員の方々、多くの方々と知り合うことができました。そして、様々な場面で助けていただいたというような気がします。当選したての頃は、皆さんの名前と顔が一致しない、名前を顔を覚えるのに必死だった、そういったことを思い出します。この4年間の経験を生かしながら、初心を忘れることなく、更に前に進んでいきたいというふうに考えております。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答により質問してまいります。

まず、政治姿勢についてであります。6月議会においても、同僚議員、野村議員の方から同じ質問がありましたが、半年が経過いたしました。

市長は、この4年間でどんなふうに総括されているのか、捉えておられるのかをまず伺いたします。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

今任期4年間の総括についてでございますが、市長就任後、3期目の最終年度を迎えているわけございまして、私は、これまで「市民のための市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」の信念の下、少しもぶれることなく、「志あふれるまちづくり」を基本理念として、「共生・協働・自立のまちづくり」に取り組んできたところであります。

先の6月議会において、これまでの公約の振り返りについて答弁させていただきましたが、今回、公約実現の検証を行ったところ、広域的に取り組まなければいけない事業を除いては、目的を達成したもの、一部で目的を達成したものを合わせますと、8割以上の目標を達成できたのではないかなというふうに思っております。

五つの公約を掲げておりましたので、それらに沿っていくつか事例を申し上げますと、はじめに、「市民が輝く志あふれるまちづくり」については、市民憲章の制定や「学力向上日本一」に向けた取り組みや、小中一貫教育の推進に向けた整備などを進めてまいりました。



2番目に、「循環する経済により産業が発展するまちづくり」については、企業誘致に積極的に取り組み、この四年間で14社との立地協定締結、そして、臨海工業団地の整備を更に進めてきている。一次産業の更なる振興、農業公社研修ハウスの拡充、お茶の輸出に向けたトップセールス等に取り組んできたところであります。

特に、全国和牛能力共進会において、日本一の栄冠に輝いた志布志の和牛が全国的に広くPRされるとともに、今後の更なる畜産振興への大きな励みになったのではないかなというふうに思っております。そしてまた、一昨年からは、ふるさと納税の取り組みについては、特に取り組みを深めまして、その成果が着々と出つつあるということでございます。

3番目に「人とものがゆきかう豊かなまちづくり」では、国際バルク戦略港湾の新規事業化と、都城志布志道路や東九州自動車道の整備促進、そして、バスターミナルの整備等に取り組んでいるところでございます。

4番目に、「安心・安全でぬくもりあふれる元気なまちづくり」では、高校生までの医療費の無償化、第3子以降の給食費の無償化、危機管理室の新設、女性消防隊の設置、城山総合公園テニスコートの増設、大隅地域で初めてとなります人工芝サッカー場の整備に、今取り組んでいるところであります。

最後に「行財政改革が進んだ健全なまちづくり」については、行財政改革大綱や集中改革プランによる財政健全化への取り組み、職員の接遇向上等に取り組んできました。

その他、地方創生の国の交付金を活用しました紙おむつ再資源化事業や、岩ガキ等養殖ブランド化事業など、本市の地域資源を最大限に生かした取り組み、そして定住政策のための泰野地区、伊崎田地区における定住促進住宅用地整備事業が展開されているところでございまして、泰野地区においては、10区画全て完売されたということでございます。

また、目指せ日本一チャレンジ応援事業では、市民参画による様々な日本一づくりが取り組まれ、大変話題性を持ったところでございます。

以上が、五つの公約に基づき取り組んだ主なものでございますが、これらの取り組みが実現できましたことは、ひとえに市民の皆様の多大な御協力により達成できたものであると、深く感謝する次第でございます。

これまででも、市民の皆様や議員各位の期待に応えられるよう、誠心誠意努力してまいりましたが財政状況等厳しい中で、一部において、お応えできなかったものもあるということでございます。

しかし、それでも、全体的には「共生・協働・自立のまちづくり」が浸透し、行政と市民が一体となって取り組んできた結果、このような成果となり、市民の方々が志布志市に生まれて良かった、住んで良かったと思えるまちづくりが確実に進んできたのではないかなというふうに思っております。

この3期目においては、特に日本一づくり事業に挑戦をしまして、様々な分野で日本一のものが出現したということにつきましては、今ほど申しましたように、市民の方々の全面的な推進の

たまものがあつたということで、このことにより、今や志布志市は本当に鹿児島県下では元気のあるまち、そして、話題の豊富なまち、事業推進が進んでいるまち、そして、市民が元気なまちというふうには評価されるようになったというふうには思っているところでございます。

○4番（八代 誠君） 市長は、五つの公約を掲げられたということでありましたが、今の答弁では、「公約達成できた割合が8割以上であつた」ということではありますが、その成果について、お答えいただいたと、言い替えれば了とされた部分については、お伺いできたわけなんです、最後の方に「財政が厳しい中、期待に応えられない部分も一部あつた」というようなお答えがあつたわけなんです、公約達成できなかつたこと、あるいは市民の皆さん方の要望に対して応えることができなかつたこと、これは、私は課題になっていくのではないかなというふうには考えるわけなんです、市長が考えられる達成できなかつた課題、主なものがあるとすれば、それはどうということなのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第2次志布志市総合振興計画では、志布志市の将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」としております。まだまだ発展していくためには、いくつかの課題もあるということで、この総合振興計画を策定する段階で、市民の満足度に関するアンケートを実施しておりますが、その中で、まちづくりの課題としまして、都市基盤と産業経済の分野について、満足度が低くなっております。中でも商店街のにぎわい、公共交通の便利さ、雇用・就労の場の確保、医療体制の充実等において、満足度が低い状況になっております。

このようなことから、志布志港の整備促進や道路網のインフラ整備、公共交通機関の利便性の向上、後継者など担い手の育成確保、農林水産業などの第1次産業の振興、生産基盤の整備や、安全・安心な食の提供等の分野について、課題があると認識しております。

これらの課題につきましては、議員各位、関係機関、団体、市民の皆様方、まさしく市民と行政、事業所が一体となって取り組み、「さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して」、共生・協働・自立による志あふれるまちづくりに、引き続き取り組んでいきたいということでございます。

○4番（八代 誠君） 第2次総合振興計画を作成する際に、アンケートを取られて、満足のない部分については、ちゃんと捉えているんだというようなことではありましたが、商店街のにぎわい、あるいは公共交通機関の利便性、それから雇用、あるいは就労の場の確保等、課題があるということだったんですが、医療体制についても先ほどありました。ここについても、これから頑張っていくということでしたが、この課題については、特に頑張っていけるつもりなのか。もう一回そこをお願いしたいと思います。引き続きやっていきたいということだったんですが、課題が見えてきたので、特にこの部分については力を入れていただきたいんですが、そこについては市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 計画を作成する段階で、アンケートを取った中で、評価が低かつたものについて課題ではなかつたかなというふうにお話申し上げたところでございます。

特に、医療体制の充実ということについては、かなり広域的に取り組まなければならない課題でございますので、このことが市民の皆さん方にとって、まだまだ要求が高いというような内容になっておりますので、これは引き続いて取り組みが必要だというふうに思っております。

雇用就労の場の確保においては、今、志布志港を中心として、企業進出が進んでおりますので、これが確実に今は雇用就労の場の確保ができておりますので、アンケート作成当時とすれば、環境が変わってきているというふうには評価いたしたいと思えます。

そして、更に雇用就労の場が進んでいくと、むしろ逆に雇用する人材がいるのかどうかというようなことの心配をしなければならない状況になっているということでございます。

道路網のインフラ整備につきましては、昨日も全協でもお話ししましたとおり、日程が示されるぐらいまでに整備が進められてきているということにつきましては、長い期間、皆さん方とともに整備の推進について要望を重ねてきた結果が、このようなことになってきているということでございますので、これも同じようにアンケートを収集した段階では、まだまだ見えてきてなかったんだなということでございますので、これは、更に推進していくことで、市民の皆さん方の満足度が高い内容になっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

**○4番（八代 誠君）** 引き続き、第2次総合振興計画に沿って頑張っていきたいということで、この点については理解しました。

それでは次に、市長は6月定例議会において、出馬を表明されたわけなんですけど、次期市長選挙に向けての思いをここで伺いたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** 思う存分お答えしたいところですが、一部支障があるところがございしますので、差し障りない形でお話をさせていただければと思えます。

6月議会におきまして、次期の市長選、4期目の市長選について、出馬したいということの表明をさせていただきました。

そのような中で、先ほども申しましたように、本年3月に策定しました本市の最上位の計画でございます今後10年間のまちづくりの指針となる第2次志布志市総合振興計画を定めたと、私自身が定めたとということでございますので、当然、次の期においては、この振興計画の推進、そして実施、そして、それによる成果を上げることが私の課題ではないかなというふうに思っています。

総合振興計画自体は、前期5年、後期5年というふうになっておりますので、そういう意味で言えば、次期の4年間の中で達成できるかということについては、若干懸念するところでございますが、方向性としましては、そのような方向性をもってまいりたいということで、この新しい第2次総合振興計画を「未来へ躍動する創造都市 志布志」というふうに、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の第1次に比べまして、更に進展するまちづくりをしていくんだというような方向性を出しているというふうに思っているところでございます。

このことにつきましても、また市民の皆様方、また議会の皆様方、当然市の職員の方も一緒になってまちづくりに取り組んでいただければというふうに思うところでございます。

○4番（八代 誠君） 4年前、私も初めて、この議場に入りました。その際に、市長は所信表明の中で「3期目に挑戦するにあたり、改めて市内を歩いてみました。高齢化、あるいは少子化が進行して、暗たんたる思いがした」と、更に「け死ん限り頑張らんないかん」というような文面になっていたわけなんです、市長、本当に4期目に対しても全力で頑張っていかれるのか。そのことをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほどお話になられました3期目の所信表明でございますので、当然その時には、はっきりといろんな政策について、このような形で進みたいということをおこの議場で申し述べることもできたということでございます。

また、次の挑戦によりまして、市民の負託を得られることができましたら、同じような形で、その時に所信をはっきりと申し上げたいということでございます。

○4番（八代 誠君） ここでは、詳しいお話は聞けないということですので、頑張っていくということでしたので、期待したいと思います。

それでは、次の質問に移っていきます。

リサイクル、ごみ分別について伺っていききたいと思います。

私が体験したことでありますが、普段の議員活動において、また要望などがあってですね、市内の至る所に伺っていきます。そうすると、たまに見かけるんですが、1戸建て住宅、あるいはアパートやマンション等の集合住宅において、いったん出されたはずのごみが、ごみステーションの周りに散乱している光景を目にすることがたまにあります。どんな動物が、その散乱することに関わっているのかは分かりませんが、特に真冬、今の時期ですね、暗くなるのが早いです。夕方になると電線には多数のカラスが止まっている地域があります。私には、孫がいるのですが、「じいちゃん怖い」と、自分自身も恐怖すら感じる場合があります。このごみステーションの周りに散乱しているごみ。当局は、この現状をどのように把握されているのか。また、その対応については、どんな手法をとっておられるのか、対策について、まずはお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1戸建て住宅やアパートやマンションに設置されているごみステーションで、ごみが散乱しているところを20か所程度把握しているところでございます。

議員御指摘のとおり、一部のごみステーションにおいては、分別の悪いごみが残っている状況でございます。

市におきましても、管理者及び入居者から求めがあれば、入居者へのごみ分別に関する勉強会を開催し、適正なごみ出しの説明、指導を行っておりますが、今後発見された場合は、オーナー等に対しまして積極的に指導を行い、改善を求めてまいります。

最終処分場の延命化に資するごみリサイクルの推進「混ぜればごみ、分ければ資源」という趣旨を御理解いただきながら、今後も確実なごみ出しがなされるよう努めてまいります。

○4番（八代 誠君） 実は、今年に入ってからになるんですが、ごみステーションの周りにご

みが散乱していた時のことです。そのステーションの奥100mぐらいだったと思うんですが、そこには昔から自治会に所属しておられる方がおられまして、そのごみステーションのことではなくて、他の用事で相談があるからということで連絡を受けたので伺いました。

しかし、その相談を受けた後、最後には、その散乱しているごみの話になったわけです。その方が言われるには、「ここは通学路なんだよね」と、「そこを通る子供たちがかわいそうだから、地元の人たちが誰ともなく自主的に、ごみ拾いをしてるんですよ」という話を伺ったところですよ。出入りが激しいのか、「特に引っ越しの多い年度末がひどい」というような言い方をされたことが、頭に残っています。

ごみステーションに、市長は先ほど「分別が悪い」というような話をされましたが、ごみステーションに1回出されたごみ袋のごみが、散乱することについては、ごみ袋がステーションに残されて、何らかの不可抗力によって散乱していく、そういうふうにあります。

先ほどは、ちょっと動物の仕業というような言い方をしたんですが、散乱する以前のごみ袋が、どうしてそこに放置されてしまうのか。どのような原因で、ごみ袋が収集運搬されて持って行かなければならないごみが、どうしてそこのごみステーションに残ってしまうのか。業者が回収していかないのか、その原因とか頻度については、当局はつかめているんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市の委託する収集運搬業者が回収しないごみというのは、指定ごみ袋以外の袋のもの、回収できない種類のもの、名前が書いていないものになりますが、そのほとんどは、分別が正しくなされていないものになっております。

シールに理由を書いて、ごみ袋に貼って置いていくわけですが、アパート、マンション等の違反ごみのほとんどは、名前が書かれていないこともあり、そのまま放置されるものも多いところです。通常、自治会の場合は、自治会長さんが違反ごみの処理をされておりますが、アパート、マンション等の場合は、それがなされていないので、あのような状況になっていると思われまして。

自治会に加入する住民の皆さんは、正しいごみ出しの意識が高いと思われまして、アパート、マンション等に入居する方々については、「分ければ資源、混ぜればごみ」「出すごみに責任を持つ」ということへの理解が進んでいないのではないかと考えております。

頻度につきましては、担当課長が答弁いたします。

**○市民環境課長（西川順一君）** 頻度につきましては、その収集運搬業者から、毎月1回、前月のごみの収集状況を報告してもらっています。それによって、どこの自治会と、どこの自治会から、こういう警告シールを貼ってきましたというようなことで、その状況はつかめております。その状況を見ても、やはり、こういう所が圧倒的に多いというようなところでございます。

また、多い所につきましては、その管理者の会社、あるいは、自治会長さんに連絡をさせていただいて、ちょっと寄せていただけませんかというようなことも案内をしているところでございます。

**○4番（八代 誠君）** 放置されてしまう原因と頻度については、分かりました。

それでは、ここでちょっと少し視点を変えて質問をしていきたいと思います。

本市の廃棄物政策は、行政と志布志市衛生自治会という外部団体があるわけなんですけど、共同して行われております。この政策は、日本全国から評価されて、その取り組みについては、本当に全国から多数の団体等が視察に来られているわけなのですが、この衛生自治会、1世帯が年間会費200円負担することで、年度末に還元される分別報償金という仕組みがあるんですけど、その仕組みについてお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の皆さんが分別に御協力をいただいた結果としまして、缶、ペットボトル、瓶、紙などの資源ごみの売却収入が毎年一千数百万円ございますので、そのうち700万円の予算で、市衛生自治会から単位衛生自治会に対しまして、分別補償金をお支払いしております。

昨年度も各衛生自治会ごとに3,000円の均等割と、1世帯当たり533円の世帯割を合わせてお支払いしており、396衛生自治会、1万937世帯数でございますが、こちらの方にお支払いをしております。

○4番（八代 誠君） 今、その仕組みについて、市長の方からあったわけなんですけど、この仕組みというのは、会費を納入している自治会、あるいは民間が管理している1戸建て住宅や集合住宅にも適用されているんですかね。つまり、会費を普通の自治会であれば、自治会があって衛生自治会を作ってくださいよというようなことで、自動的に行くわけなんですけど、民間の場合は、住宅ができて、そこに住まわれる方がいないと、衛生自治会というか、ごみステーションも造れないわけですので、私が聞きたいのは、会費を納入されている戸数と、報償金の支払いを実施されている数字というのは、これは同数なんですかね。会費は頂いていも、もしかしたら、民間が管理されているところについては、その報償金というのは払われてないんじゃないかなというふうに感じているところなんですけど、そこはどうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

適用されているということでございます。昨年で60のアパート、マンション等の646世帯から会費の納入がございまして、同数の世帯に分別報償金をお支払いしております。

○4番（八代 誠君） それでは、更にお聞きしたいことがあるんですけど、衛生自治会というのは、こんなパンフレットがあるんですけど、その衛生自治会の補助事業として、環境学習事業というのがあります。民間が管理されている1戸建て住宅、あるいは集合住宅等に出向いて、この環境学習事業というのは実施された実績があるんですかね。そのことについて、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の衛生自治会が実施しております環境学習会事業につきましては、おおむね10名以上の参加があれば申請ができて、市衛生自治会から会場に出向きまして実施するものであります。1回当たり5,000円の補助金を交付しております。

民間アパート等での実績につきましては、過去には2回ございますが、今年度においては申請が無いところでございます。

○4番（八代 誠君） この私が持っている資料には、市衛生自治会が行っている補助事業には複数あるんです。例えば、ごみステーション整備充実事業、これは先ほどお話ししましたように、ごみステーション自体はあります。ごみを出す金網というんですかね、そういう施設はあるんです。ところが、分別が悪くて収集する業者が違反があるので持っていけないということが原因で散乱するということだったんですが、先ほどの民間が管理される戸建て住宅、あるいは集合住宅については、こういうごみステーションを設置する、あるいは、そういう環境をつくっていく、下地をコンクリートでならずとか、そういうことだと思うんですが、上限3万円まで補助金があるというふうに示してあるんですが、先ほどもちょっと言いましたが、民間が管理されるというか、使われている、そういった衛生自治会については、もともとあった自治会ではなくて、建物が先にできて、そして、後から入居者が入ってこられる。市長の言葉の中に「10名以上」ということがあったわけなんですけど、最初は1人、2人の入居者が入ってくるというようなことになって、まず、ごみステーションに対する補助事業、3万円交付されるわけなんですけど、民間が管理される戸建て住宅や集合住宅には、この補助事業、ごみステーション補助事業の対象になるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の衛生自治会が実施しますごみステーション整備充実事業については、単位衛生自治会のごみステーションが対象ですので、衛生自治会を組織しておられれば、民間のアパート、マンション等も対象となります。

平成25年度以降で、アパート、マンション等においては、鉄かごの新設、看板の設置等で4件の申請がございまして、合計7万60円の補助金が交付されております。

しかしながら、多くの場合、アパート等を建設する際に、ごみステーションも同時に設置されておまして、補助金は活用されていない状況です。

これは、入居者10名以上で衛生自治会を組織してからごみステーションを設置し、補助金を申請することが現実的に難しいことが原因ではないかなというふうに考えております。

○4番（八代 誠君） 実績はあるということなんですけど、市長が最後言われたように、「10戸以上の衛生自治会員がないと補助対象にはならない」というようなことでありました。ですので、民間が管理される戸建て住宅とか、集合住宅については、ごみステーションの設置時期というのが問題なのかなと思います。

先ほどもお話ししましたように、もともと住民がいて、そこに自治会があって、衛生自治会を立ち上げていきましょうという地域と、もともとの地域と。住宅が先にできてしまって、住民が徐々に埋まってくる民間主導の場合は、条件が違ってくるのではないかなという気がいたします。

市長が言われたように、1人でも入居者がおられると、ごみが出てくるわけですので、民間管理会社というのは、ステーションをどうしても先に設置しなければならない。事後の補助金申請になってくるのであれば、そういったところについても本当は、こういう補助事業がありますよということで、特例として、例えば1年以内に申請があれば補助事業を活用できますよというよ

うなことがあってもいいんじゃないかなというふうに、私としては考えています。

1世帯当たり年間200円の負担を頂いているのであれば、やはり補助事業を適切に受けられないというのは、どうしたものかなというふうに思います。他にも住宅用照明LED化とか、太陽熱温水器、生ごみのコンポスト購入費支援とかありますので、全ての事業でということが可能なのかどうか分かりませんが、当初お話ししましたように、志布志市衛生自治会は行政の外部組織として活動されておりますので、市長、何とかしてくださいよというのは、ちょっと相手が違うのかもしれないかもしれませんが、やはり民間主導で組織されている衛生自治会については、注意とか指導だけ繰り返していくのではなくて、補助事業についても積極的に取り組んでいるんですよという、そういったものも周知していかなければいけないのではないかなというふうに考えています。

何回も言いますが、外部組織ですが、しかし、志布志市と連携して行動をされておられるわけですので、市長の方から、あるいは当局の方から、そういった提案等をできないのか、そのことについて、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この補助事業につきましては、市の衛生自治会が実施するというございますので、直接的には市の衛生自治会の判断になるところだというふうに思います。

しかしながら、市の廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例に「共同住宅を建設しようとする者は、ごみステーションの設置に関し、事前に市長と協議しなければならない」と定められております。この協議の際に、ごみステーション整備充実事業補助金についての説明を行い、市衛生自治会への加入を前提に補助金を交付できるよう、市の衛生自治会へ提案したいと考えております。

また、既存のアパート、マンション等についても、管理する不動産会社等を集め、説明会を開催し、確実なごみ出しができ、周辺的生活環境が保全されるよう意見をいただきながら、対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○4番（八代 誠君） 私の今回のこの一般質問は、「ごみ分別」というふうに書いてあるんですが、衛生自治会では、やはり環境に負荷をかけないんだという、先ほどのLEDとか、太陽熱とかいうのも含まれています。最終処分場の延命化ということを市長は言われたわけなんですけど、やはり「環境にやさしいまち」ということでいかれるのであれば、先ほどもお話ししましたように、そういう補助事業があるわけですので、志布志市内に住まわれる方、負担をいただいてないのであれば、こういうことは言いません。しかし、同じように負担をいただいているわけですので、負担をされているのが個人なのか、その管理者なのかということは別にして、その戸数分いただいているのであれば、やはりここは同じように還元していかなければならないというふうに私は考えますので、変更してくださいということではないんです。検討する余地が十分ありますよねということを申し上げたいところでした。

市長もう一回、そこについて、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。



今ほどお答えしましたように、「共同住宅を建設しようとする者は、ごみステーションの設置に関し、事前に市長と協議しなければならない」ということを市の廃棄物適正処理減量化及び資源化等に関する条例に定めているところでございます。

このことで、業者の方々は事前に協議はなされているところだと思いますが、その際に入居者について、衛生自治会加入というものを積極的に指導していただいて、入っていただいて、そして、ごみステーションの利用をしていただくということについては、業者の方で更に強力に進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、折を見て、私どもの職員についても、このごみ出しについての説明会等が開催されれば、むしろ開催させていただきまして、この事業について理解をいただきまして、そして、衛生自治会に全戸の方々が加入されて、環境が保全される住みやすいまちづくりについて、一緒になって取り組みをしていただけるような市民の方々になっていただければというふうに思いますので、今、折から志布志市においては、特に高速道路の整備が進みまして、そしてまた、志布志港の整備が進んでいる、それに伴って様々な企業の進出があるということで、1戸建ての住まいや、あるいはマンション等の共同住宅が盛んに設置されておりますので、このことについては、今のこのチャンスを含めて全ての入居者において、衛生自治会に加入していただけるような形での事業の推進を努めていくことが、本当に市全体の衛生環境について、そしてまた、住環境について気持ちのいい志布志市になって、安心・安全な志布志市になっていくということにつながってまいりたいと思いますので、更に積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○4番（八代 誠君） 今市長のお答えにもありましたように、やはりこちらから足を運んで行って、今の仕組みを十分お伝え願えるということも大事だと思います。そういった形で、ぜひ努力していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 次に、お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これにて延会します。

御苦労さまでした。

午後3時15分 延会

## 平成29年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成29年12月6日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

持 留 忠 義

平 野 栄 作

丸 山 一

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長補佐 黒 川 晃	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広
茶業振興推進監 樋 口 雅 彦	高 速 道 路 対 策 監 中 村 由 紀 美
危 機 管 理 監 河 野 穂 積	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許可します。

まず、6番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○6番（持留忠義君） 皆様、改めまして、おはようございます。

会派の真政志の会の持留でございます。

振り返りますと、私ごとでございますが、大変恐縮でございますが、平成26年2月の初当選以来、早くも4年が経過しようとしています。

この4年間、振り返りますと、私なりに一生懸命地元のために取り組んできたつもりです。たくさん勉強、研修もしてきました。このような立場にさせていただき本当に感謝しているところでございます。

なかなか目に見える成果は出せていませんが、今後機会を与えていただければ、引き続き誠意を持って様々なことに一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

さて、言うまでもありませんが、議会は市民の代表機関であり、市長の市政運営が適切に行われるかのチェックを行い、市政の重要な方針を決定するとともに、市民の意思が市政に的確に反映されるように、市長に政策などを提案する場でもあります。

一般質問を通して、少しでも民意を反映し、より良いまちづくりにせねばと考えております。

さて、皆さん御承知のとおり、志布志市は農業のまちでございます。全国的にもお茶、畜産、園芸など、その他にたくさん誇れるものがあり、私も一農家として日々農作業に励んでいるところです。今回質問させていただく内容は、主に農業に関するものです。周りの方からのお話や、自分自身で感じたことをお伺いしたいと思います。

それでは、まず1番目には4項目でございますけれども、園芸振興について。2番目に飼料稲の管理について。3番目に鳥獣被害の軽減対策について。4番目が茶業振興についてでございます。

それでは、通告に基づきまして、一問一答方式で進めてまいります。過去の質問と重複するところがございますが、それだけ重要ということで、誠意を持って答えていただかなければならないと思います。

それでは、最初に1番目、まず園芸振興について質問させていただきます。

先ほども申しましたが、志布志市は県内有数の園芸地帯であり、特にピーマン、いちごは、他の市町村のお手本となる感じでございます。

聞くとところによりますと、ピーマンは農業公社で実施している農業研修の取り組みが功を奏して、毎年面積と部会員が増加していると聞きます。一方、いちごについては、年々面積、部会員数が右肩下がりであり、10年前と比較しますと、約5割程度に減少していると聞きます。この問題は、いちごに限ってではございませんが、この状況に歯止めとなる市としての今後の対策をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

持留議員の御質問にお答えいたします。

本市のいちご栽培面積は、生産者の高齢化に伴う廃作により減少傾向にあります。

また、他品目に比べて労働時間が長く、特に出荷時期のパック詰め作業の負担が大きいことが規模拡大や新規参入の妨げになっていると思われま。

いちごの栽培は、有明地区、松山地区を中心に行われており、被覆施設や省力化機械等への助成を行い、栽培面積の維持拡大を図っておりますが、今後の新たな対策として、いちごを作物とした研修制度を検討中であり、農業公社、J A、志布志市の三者で研修方法及び課題等について協議をしているところでございます。

○6番（持留忠義君） ただいま志布志市でも、特に今J Aあおぞらと、それから松山ですか、この地区が主に盛んなところなんですけれども、確かに、今志布志のピーマンはブランドということになっておりますけれども、今実際10年前とすると、確かに5割程度、以前は118軒ございました。それが現在は59軒ということで、確かに戸数と面積は減っておりますけれども、単価的には、ある程度維持をしているということで、以前は6億円、7億円という売り上げがあったんですが、現在は5億円を下回っております。ただ、県の基準としては、いろいろあると思えますけれども、今後、今の面積を維持して、良い品物を作るということになれば、J Aあおぞらが中心に、県内の面積は大体25町歩ぐらいあるんですけども、その中の半数以上は松山とJ Aあおぞらが占めております。大体13町歩から14町歩ぐらいだと思っておりますけれども、そういうことで、もう今からは、この2町で確かにやっていくということで、ぜひ今後その対策をしていただきたいということでございます。

そういうことと関連がございまして、次の質問に入ります。

皆さん、ブランド産地指定という言葉をお聞きだと思いますが、県では安心・安全で品質の良い物を量をまとめて安定的な出荷ができ、市場や消費者から信頼される産地づくりを目的として、県内他産地のモデルとなる品目と産地を「かごしまブランド」としています。「かごしまブランド」は、この産地で生産され、一定基準以上の品質を持つ農畜産物のことをいい、消費者に自信を持ってお届けするため、生産者の方々は誇りを持って日々一生懸命取り組んでいらっしゃるということです。

先ほど申しましたが、ピーマンは志布志市のピーマンとして産地指定を県から受けています。

それだけの理由で良い方向に進むわけではございませんが、少なからず底上げの要因の一つとなっているのではないのでしょうか。そこで、条件やクリアをしなければならぬ問題がたくさんあると思います。県、市、農協が一体となって、いちごについては、ブランド産地として指定を受けられないかということをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「かごしまブランド」は、安心・安全で品質の良いものを安定的に出荷でき、一定の基準で市場や消費者から信頼される品目を県が認定するものであります。

現在、19品目が「かごしまブランド」と指定されています。

志布志市のいちごの栽培規模であれば、産地指定の申請は可能であると思いますが、かごしまブランドに指定されるということは、それなりに産地の知名度が上がるというメリットがある半面、しっかりした物を計画どおり市場へ送らなければならないという責任も伴ってまいりますし、指定を受けるには、何よりも生産者の意向や熱意が必要ですので、産地指定の申請の意向を生産者やJAに確認しながら進めたいと考えております。

○6番（持留忠義君） ちょっと私は資料を持ってこなかったんですけど、野菜ブランドの指定基準がございますけれども、その中で、やはりある一定の量を出さなければならないと。先ほど市長が言われたように、品質の良いもの、大体市場としては千葉とか、JAあおぞらについては、メーカーとか、それから茨城、石川に出しています。その中で、大体JAあおぞらも2億円か3億円の量を出しておりますので、ある程度の信用はあるんじゃないかということがございますので、そこで野菜のブランド産地の指定の基準というのがあるんですけど、それが分かれば教えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） ブランド指定の要件でございますが、1番目に当該品目が系統共販額を満たしていることで、いちごは5億円以上でございます。現在のところ、JAあおぞらと、JAそお鹿児島を合わせまして、一応5億円は超えているということがございます。

2番目に「かごしまの農林水産物認証制度に基づく認証（K-GAP）」を受けていること。

3番目に品質、名称、規格、出荷資材及びそれらのデザイン等が統一されていること。

4番目に品質が高位平準化され、他産地に比較して優位な評価を得ていること。

5番目に指導体制や集出荷体制、検査体制が整備され、計画的に出荷されていること。

これらが要件となっているようでございます。

○6番（持留忠義君） ただいま市長から五つのいろんな基準を申されましたけれども、先ほど言われたように、JAあおぞらと松山の場合は5億円、大体JAあおぞらで5億円弱ですかね、それと松山はちょっと分かりませんが、それを合わせたら、クリアしているということがございます。

それと、JAあおぞらの場合は大体は95%ぐらい共販をしているということがございます。そういうようなことで、いろんな条件がありますので、こういう算定基準に沿った出荷をしているということがございますので、ぜひ今後ですね、やはりこれは今後確かに高齢化で生産は確かに

減っています。でも、JAあおぞらの場合は、ある程度良い品物を出し、そして、市場というところは、ある程度計画的に数量を出さないと、なかなか良い価格で買ってくれないというのが条件でございます。その点は、ちゃんとしてるんじゃないかということでございますので、今後はぜひ、有明町の産地の一つ、畜産、園芸、お茶の中で、特に園芸というのは、確かに市場関係で価格がちょっと安いと言われておりますけれども、特にいちごについては、消費は伸びているということでございますので、ぜひこれをブランド化して、今後いちごで生活できる志布志市のいちご農家ができればいいなというふうに思いますので、ぜひそういうことにつきましては、ブランド指定ということで、市の農政畜産課の方でも努力していただきまして、このブランドの産地化というのをさせていただければ有り難いと思っています。

以上でございます。

次が、飼料稲のWCSの管理についての質問に移ります。

現在、畜産は志布志市においても盛んなんですけれども、飼料用稲の果たす役割は、非常に重要となってきております。飼料用稲（WCS）は、栄養価が高く、牛の食い込みも良いと評判です。

また、畜産農家、WCS栽培農家で相互連携することにより、効率的な生産が可能になっていきます。しかし、飼料として、やはり牧草がまだまだ主流ではございますが、生産の拡大が必要だと考えています。

そこで、まずはじめに現在の飼料用の稲の作付け面積をお示ください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

飼料用稲（WCS）の作付け面積につきましては、平成26年産で158ha、平成27年産で166ha、平成28年産が178ha、平成29年産につきましては、190haの計画となっております。年々増加しているということでございます。

○6番（持留忠義君） 今、それぞれ26年度から29年度の面積を、年々面積は増えていきますけど、ただですね、いろいろと市内を私も調査してみましたけれども、非常に病気の発生が見られると。無人の航空ヘリの散布が大体普通稲の場合でも7月、8月と、それから9月に行われますが、この飼料稲についての管理、これが非常に最近病気が発生しまして、例えば、いもち病とか、そういうことについて、非常にあるものですから、稲の発育が悪くて、非常に減収しております。

そういうことで、やはりこの条件というのは、ある程度量が採れないといけないし、また機械の作業、ロールとか、それからラップの作業をして、はじめてこれを収量を確保するというのが条件だと思いますので、現在は病気が非常に多いです。それで量も採れません。確かに牧草の代替えとして、牧草が主流なんですけど、最近、米を国が調整するというので、こういうWCSの稲の指導をしているわけですので、病気については、非常に困っているということでございます。

そういうことで、次は近辺の自家用米にも非常に転移しているということで、これでは非常に自家用米については、非常に迷惑をしているということで、どのような管理をされているか、そ

れがちょっと分かったら、病害虫の管理がどれだけされているかということを知りたいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

飼料用稲（WCS）の水田に発生しましたカメムシが近隣の水稲に被害を与えているということではないかということにつきましては、生産者や関係機関の皆さんから御指摘をいただいているところであります。

管理の不十分な飼料用稲（WCS）のほ場にヒエなどの雑草が生えると、多くのカメムシが生息し、大量発生してしまうことが原因であると思われま。

生育不良やヒエの除草が不十分な飼料用稲については、転作による交付金の対象外となるほか、近隣の水稲の成育に悪影響を与えるため、定期的に行っている転作調査時に実態を把握し、畦の草払いや、ヒエなどの除草の周知徹底を行っているところであります。

次年度におきましては、飼料用稲（WCS）の団地化を推進しながら、畦払いや除草の徹底をお願いし、更に早期米について、無人ヘリ防除を1回から2回に散布回数を増やすこと。そして、飼料用稲においても防除を徹底できるようにしていきたいと考えております。

○6番（持留忠義君） 早期も無人ヘリでやってるんですけど、ただ普通作地帯は年に3回ぐらいあるんですけど、その前に非常に病気が発生してるんですよ。ですから伊崎田地区についても私はちょっと身内がありまして、私も散布に協力しましたが、そういうことで、例えば苗箱に普通水稲の場合は、植え付けする前に農薬を入れるんですよ、それを恐らくしてないんじゃないかと思うんですよ。ただ条件としては、飼料用稲も恐らく指導としては、植え付けする前に普通水稲と一緒に農薬の散布をして、そして植え付けるということなんですけど、そのあたりは調査して分かりませんか、どのぐらいされているのか。それをお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 普通水稲のいもち病につきましては、市内の地域で今年発生が見られました。苗を供給するJAを含め、育苗の段階で施薬をしていただきたいというような話もしたところです。それにつきましては、若干薬効が続くか続かないかということで、今検討しておるところで、なるべく飼料用稲の苗箱にも施薬をしていただくというような話を今進めているところです。

それから、基本的には1回発生してしまうと、その流域に菌がまん延して、流行するというようなことをございます。

自主防除も含めて、今回の夏の案件につきましては、地域で振っていただくという指導をJAと一緒に進めたところをございます。

○6番（持留忠義君） 大体この飼料用稲はロールと、それからラップの作業をしてはじめて、以前は8万円ぐらいの支給があったということなんですけど、今少しは変わっているのかなと思うんですが、その辺はどうですか。大体10a当たり8万円ですかね、そのぐらい支給がされてましたよね。少しは上がったんですかね。

○農政畜産課長（重山 浩君） 水田の転作の交付金としましては、10a当たり8万円の交付で



ございます。

**○6番（持留忠義君）** ただ、この場合、管理機、作業機、トラクターを持っている方はいいんですけど、全部、一応ロールしてラップしないと、それが交付の条件だと思います。

やはり頼む人については、結構経費がかかるんですよね。ちまたでは、いろいろ8万円もらうのはいいなと喜んでいらっしゃる方もいらっしゃいましたけど、裏を返せば結構経費がかかるということで、今後ある程度の量を作らないと何も意味が無いわけですよね。

ですので、今後こういう薬剤散布の指導については徹底して、やはり少しでも量が採れないと意味がございませんので、ぜひその点は指導をしていただきまして、農協とも一体となっていただければ有り難いと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

稲のことについては、以上です。

以上と言いましたけど、もう1点ですね。

確かに自家用米が、かなり今不足しております。農協に出荷する分については、これは以前従価販売になりましたので、今は大体個人的に販売される方が多いです。我々の地区とか曾於地区については、非常に自家用米も不足しておりますので、やはり量を採らないと何もなりませんので、そういう点でも徹底した指導をしていただきたいというふうに思います。

飼料用稲については、以上です。

次は3番目です。

鳥獣被害の軽減対策及び地域活性化についての質問に移ります。

以前の議会の一般質問で、これは数名の議員から出ていましたが、ここ数年前から鳥獣被害、特にイノシシ被害が年々増えてきています。特に、稲、唐芋などに被害が大きく収量ダウンだけでなく、生産者の精神的なダメージが非常に大きいところでございます。

そこで、10月に真政志の会と公明志民クラブによる合同の研修で阿久根市に行ってまいりました。大変勉強になりました。あとの質問で少し触れたいと思います。

それでは、まず、ここ3年間市内の鳥獣別の被害状況について、お伺ひしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

有害鳥獣被害面積でございますが、ここ3年間、市内の鳥獣別被害状況でございます。単位はhaでございます。イノシシで、平成26年度が11.98、平成27年度が21.62、平成28年度が22.47haです。

カラスで、平成26年度はございません。0です。平成27年度が0.43、平成28年度が1.04。

タヌキです。平成26年度が0、平成27年度が0.03、平成28年度が0。

うさぎであります。うさぎが平成26年度が0、平成27年度が0、平成28年度が0.08です。

次に、アナグマです。平成26年度で1.02、平成27年度で1.3、平成28年度で0。

カモです。平成26年度で0.12、平成27年度は0、平成28年度0。

ヒヨドリについては、平成26、27、28、3年次とも0です。

合計でいきますと、平成26年度で13.12、平成27年度で23.38、平成28年度で23.59であります。

○6番(持留忠義君) この数字は確かに、阿久根市では一番多かったのは、シカだそうです。その次がイノシシということでございますけど、本市におきましては、確かにイノシシとアナグマですかね、カラスは、そうでもないんですけど、特にイノシシというのは最近すごいです。この全体を見て今年も我々の地区とか、曾於市の境がございまして、曾於市の畑もこっちに入っているという、入り交じっております。そのことで、今年も普通水稻については、10a当たり全然採れなかったと思います。そういうことで、今後ですね、この調査はどの範囲までされたのか、それを聞きたいです。志布志市は全部回ったのでしょうか。

○市長(本田修一君) ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 今市長が答弁いたしましたこの面積につきましては、被害届があった箇所の面積の合計となっております。

○6番(持留忠義君) 被害届が無ければ分からないわけですけど、それと特にイノシシは非常に大変な動物でございまして、なかなか簡単には捕獲できないということで、確かに今猟友会のそういう専門の方がなかなかもういなくなっていると、うちの地区でもほとんどいなくて、わなが主なんですけど、やはりこれを今後どうしても、やっぱり地区によっては、なかなか被害が止まっておりませんので、ぜひですね、特に水稻、唐芋については、ひどいもんです。特に今年は唐芋については、人によっては半分しか収量がないということで、行って見れば、かなりイノシシにやられてるということで、被害届を出してないのかは知りませんが、この数字を見ますと、少しは増えていますよね。だから、今後ですね、地区外とか、私の所は地区外に入りますが、そういう所は特に多いですので、今後私もいろいろな方には、ちゃんと被害届を出してくださいと、それで何とかしてくれということなんですけど、被害届を出さないと駄目ということですので、ぜひ出して、できれば、こういう調査は年に1回ぐらいはしていただきたいというふうに思います。

そこで、阿久根市の事業についてですけど、こういう今の事業を本市でもですね、阿久根市では、有害鳥獣捕獲事業補助金として、補助金をどれぐらいというのがあるんですけど、本市ではどのぐらい出しているのでしょうか。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 捕獲金につきましては、イノシシが5,000円、上乘せ分が8,000円で、1万3,000円となっております。あとタヌキ、アナグマにつきましては、3,000円ということで、それぞれの動物によって単価を設定いたしまして、報償金として支出しているところでございます。

○6番(持留忠義君) 今、イノシシが5,000円と言われましたけど、それからタヌキは3,000円ですか。阿久根市においては、これ以上の金額を、ちょっと資料を持ってこなかったんですけど、結構多額の金額を出していらっしゃると思います。そこでこういう事業をしているということです。

今後これを少しでも増額すれば、猟友会の方もやる気が出るんじゃないかというふうに思います。

次が、捕獲活動事業や活動犬見舞金の事業、これについては、確かにイノシシの場合は、犬を

養ってないと、イノシシの捕獲というのは、なかなか難しいですので、そういう犬の見舞金とか、そういう事業については、どれぐらいされているのか。お願いしたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 阿久根市が活動犬見舞金ということで、約年間幾らか出しておられるということですが、志布志市におきましては犬についての補助金は、現在のところ手当ては無いところでございます。

○6番（持留忠義君） 私の近辺は曾於市なんですけど、その中で犬を飼ってらっしゃる方が実際にイノシシと格闘してけがをするんですよね。その場合に必ず何十万円の治療代がかかるということで、例えば、5人でやった場合には、5人で面倒をみるというのが実情だそうです。それで、この場合は犬を飼っている場合には非常に経費もかかるということで、やはりこういう事業というのを志布志市ではできないのかなと思うんですけど、その点はどうですか。今やってないということでしたので。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、今まで対応してないということで、担当課長の方から答弁したところでございますが、また今後においては、猟友会の皆さん方の御意見を聞きながら、そのことについては、対応ができるかどうか検討してみたいと思います。

○6番（持留忠義君） たしかにこれは、阿久根市の場合は、一般の法人ということでございますので、ここではちゃんと大体5万円ぐらいのをやっているということでございますので、ぜひ今後ですね、やはり犬を飼うにはかなりの経費が要るということで、やっぱりイノシシの捕獲をするには、どうしても犬が必要だということを聞いております。ですので、犬がないと、またあの犬をそれだけ育てるには、かなりの経費もかかるわけですけれども、なかなかそういう人が今は少なくなっているということで、イノシシの捕獲をするためには、少しでも被害を少なくするためには、どうしてもわなだけではですね、やっぱり犬も使わないと捕獲できないというのが現状でございますので、ぜひこの問題につきましては、市でも取り組んでいただきまして、少しでも被害が少なくなるようお願いしたいというふうに思います。

次は、本市でこういうイノシシとかを捕獲した場合に、後の処理が、曾於市でも名人の方もいらっしゃるんですけど、後の処理が困ってるんですよね。

阿久根市では、解体処理施設というのを3,000万円ぐらいかけてやっているということで、この点について、志布志市でも考えられないかということをお示してください。

○市長（本田修一君） 解体の処理についてでございますが、阿久根市も含め、3か所県内ではされているということで、昨年3月に野生鳥獣被害防止マニュアルも改定されまして、捕獲鳥獣の食肉等活用の処理について、示されております。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にはじまり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法。そして、平成26年に厚生労働省が策定しました野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）、あるいは県が定めた指針に原則従って、徹底した衛生処理、活用をしなければなりません。そしてまた、安定した捕獲量、処理加工施設の維持及び販路など、課題が多い状況でございます。

広域連携で実施することも考えられますが、輸送など、各猟友会と加工業者が一体となるための多くの検証が必要ということであるように思われます。

このことから、本市単独での解体処理施設の設置や阿久根市で実施されています「イノシカ肉流通事業」の実施は難しいものと思われませんが、一市町では十分な対策がとれないことから、県と隣接市町との連携など、広域での十分な対策が図られるよう、県が主体となって、捕獲対策や処理加工施設などの広域での取り組みを推進するよう要望してまいりたいと考えます。

**○6番（持留忠義君）** 今市長が申されましたけど、やはり志布志市だけでは厳しいということなんですが、阿久根市でも確かに、鹿児島県ですので、そういうのをやっているわけですので、特に隣の曾於市でもいろいろなことをやっていますけど、いろんな猟友会の方の話聞けば、そういうのが欲しいんだけど、なかなか曾於市だけではできないということですので、今後志布志市と連携しながら、県の指導を仰ぎながら、ぜひこの処理施設も必要じゃないかと思えます。

やはり今後、土地改良区なんかでも今から講習を受けて、わなの免許を取って、猟友会の高齢化が進んでおりますので、ぜひこれをして、志布志市だけでは厳しいとなれば、曾於市とか連携で施設を造っていかなければ、今後こういう鳥獣被害というのはなかなか減少はできないんじゃないかというふうに思えますので、ぜひしていただきたいと思えますので、これはぜひお願いしたいと思えます。

次が、最後の4番目ですけれども、これは以前も茶の振興については質問しました。

市長が、これは平成29年第1回の定例会で、施政方針において、「茶業振興につきましては、品質・量ともに優良茶産地の実現を目指し、本市の温暖な気象条件や広大な畑地等恵まれた立地条件を最大限に生かし、生産・加工施設の整備、環境に配慮した栽培技術の実践に取り組み、低生産コスト・高品質茶生産に努めるとともに、「安全・安心でクリーンなお茶づくり」を徹底し、関係機関・団体と一体となって「志布志産茶」の銘柄確立を図ってまいります」と述べられました。

志布志市の基幹作物であるお茶の重要性は、もう御承知だと思いますが、もちろん市長も茶業振興については、最も重要な取り組みの一つとして位置付けられていると信じているところでございます。

近年ペットボトルでの消費が多いですが、リーフ茶については、なかなか消費があまり回復していないという現状でございます。

このリーフ茶の消費というのが伸びない関係で、お茶の消費も非常に今は伸びてないんですが、市としては様々な対策を講じていらっしゃるというふうに思いますが、お茶の価格については、依然として低迷が続いております。

そこで、まずはじめに、過去5年間の価格の推移について、お示してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

茶業経営は、消費者のリーフ茶離れにより、価格の低下や生産コストの高騰、更に資金繰りの難しさにより、依然として厳しい環境にあります。

平成25年からの5年間を見ますと、平成25、26、27と3年間連続で年間の平均荒茶の単価は1,000

円を割っております。平成25年で987円、平成26年度で950円、平成27年で872円でありまして、昭和55年から統計を見てみますと、1,000円割れは4回でありまして、その中で3回が、この5年間の間ということで、大変厳しい状況でした。

平成28年で1,010円、平成29年で1,099円と、若干上向き傾向にあります。一番茶は依然として伸び悩んでおりますが、平成29年においては、2番、3番茶及び番茶の価格が堅調だったことによりまして、生産額自体は前年費115%になる見込みでございます。

○6番（持留忠義君） 確かに、私も5年間の数字を示してもらいたいということで質問しましたけど、29年度で1,099円ということで、これではなかなか大変だなと、お茶農家についても、「これでは生活はできない」という声が多いんですが。

そこで、今まで市長がいろんな事業をするということで申されました。前回の市長の答弁にもありましたけれども、ハード事業ですが、茶業における活動火山周辺地域防災営農対策事業、産地パワーアップ事業の実績と、その効果をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過去5年間、茶業に関わる活動火山周辺地域防災営農対策事業は29件、産地パワーアップ事業は7件実施しております。

活動火山周辺地域防災営農対策事業は、主に摘採機能付き除灰機を導入しております。導入することによりまして、降灰による茶の生育への被害や、降灰除去作業などの生産コストを削減し、降灰防止、降灰除去が効率的に行われ。生産コストを「削減」ではなく、「軽減」でございました。すみません。軽減し、降灰防止、降灰除去が効率的に行われ、高品質な茶葉が生産されています。

産地パワーアップ事業においては、てん茶用加工施設や、てん茶用の遮光率の高い被覆資材を導入しておりまして、てん茶加工施設の整備により、海外輸出や高収益栽培体系への転換などに取り組み、新たな茶種の生産や、現行の契約販売数量を増加させ、収益性の向上を図っているところであります。

○6番（持留忠義君） 活動火山周辺地域防災営農対策事業なんですが、これは降灰の除去というのは、ちょっと私が理解できないんですけど、どういうことですかね。

○茶業振興推進監（樋口雅彦君） 摘採機能付き除灰機というのは、主にブラシを使って茶用の茶葉から灰を取り除くことができます。大体1時間1反歩当たり30分ほどで除去できるんですけど、完全除去ということではできずに、8割から9割ぐらいの除去が可能であり、その後に洗浄、脱水機をするということで、摘採機の回転刃等の傷みを軽減することもできるので、非常に役に立っているところでございます。

○6番（持留忠義君） はい、分かりました。

やはりクリーンなお茶を作るためには、そういう事業をされたということで、非常にいいんじゃないかというふうに思います。

次に、今言われた産地パワーアップ事業、このことについての実績ですけど、やはり、これは確かに効果は出ているのかなと思うんですけど、私もちょっと、まだ勉強不足なんですけれども、

今後こういう事業をしながら、良いクリーンな、みんなが安心できるお茶を提供できればいいのかなというふうに思います。そういうことで努力はされているんじゃないかというふうに思います。

次に、先ほどの質問にありましたハード事業の重要性はもちろんですが、やはり同時にソフト事業も進めなければならないということです。これも施政方針で述べられましたが、「茶の輸出推進するために生産者、流通業者、販売者と一体となって、輸出相手国の食品安全基準に対応した生産体制を構築し、緑茶の輸出に係わる残留農薬の検査などの支援を行う」ということなんですが、この残留農薬の検査ですね、この支援というのは、どのような支援を行ったのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本県茶業において、有機栽培、農業生産工程管理（GAP）などの第三者認証制度取得者は、毎年残留農薬検査を受けることが必須とされております。

本市では36工場が取得し、残留農薬検査を行っております。県茶市場出荷の生産者は、県経済食品総合研究所に分析を依頼しております。分析内容としては、300成分について残留基準値を満たしているか検査するものであります。

また、県外の茶商との相対取引や海外へ直接輸出する生産者は、400から450成分の検査を課せられております。

茶業経営が低迷する中で、検査料も高価であることから、平成27年度より今年度まで茶輸出支援対策により、分析料金の一部を支援してまいりました。

また、国内外の販路拡大については、価格の安定したペットボトル用茶葉の契約栽培面積を増やしたり、近年需要が多く、収益性の高い抹茶の原料となるてん茶の生産量が増加傾向です。主な輸出先は、米国、EU、フィリピン等となっております。

**○6番（持留忠義君）** 以前市長がアメリカにも2回ほど茶の販売に行きましたよね。その中で、やはり言われたのが、やっぱり農薬の基準だということで、去年も会派の方で衆議院の野村先生のところに行って、いろいろ要望もしましたけど、何ととってもやっぱり農薬が一番だと、農薬の基準というのが、どうしても日本のお茶の場合は高いということで、なかなかスターバックスも、その点については非常に敬遠しているということでございますので、今後これをする場合に、その基準を守ってやっていただくということでいいじゃないかというふうに思います。

次は、確かにアメリカの方へも2回ほど行かれて、お茶の販売はなかなか厳しいということだったんですけど、今は東南アジアを主にされていると思いますけど、国内外の販売開拓の範囲といますかね、その辺はどれぐらいされているのか、それをお伺いしたいと思います。

**○茶業振興推進監（樋口雅彦君）** 輸出にあたっては、志布志市の場合は、主に米国、EU、フィリピンとなってるんですけど、鹿児島県としては、煎茶は米国の方に、有機茶系はEU、ドイツの方に、あと番茶等を台湾の方に輸出しております。

まだ輸出にあたっては、量的には増えてないんですけども、志布志市においては、8工場で

約70 tを輸出しております。

○6番（持留忠義君） 確かに抹茶と両方ありますけど、この場合、アメリカの場合はなかなか厳しいということですが、今EUとか台湾とかへ、8工場で70 tということですが、まだまだ量としては少ないと思うんですよね。やはり今後、価格を維持するのは非常に厳しいのかなということで、今後ぜひそういう販売のルートといいますか、それを少しでも増やしていただきまして、価格の方もなかなか厳しいんですけど、それを伸ばしていただければ有り難いと思います。

そういうことで、ここ5年間、価格もなかなか非常に低迷が続いているということで、今志布志市の特にあおぞら農協では、市内では大麦若葉栽培が急速に拡大しているということでございます。

この事業につきましても、やはり市場価格の変動が厳しいということで、その中で大体量が、単価でいえば歩留まりが10 a 当たり大体12.4%ぐらい、単価にして895円ぐらいしかないということで、全体としては1500 t ぐらいですかね、採ってるということなんですけど、農協でいえば300 t ということでございますので、まだまだ価格の方がどうももう少しパツとしないということで聞いてみますと、今後なかなか拡大は難しいということで、今後は、お茶の冬場の代わりとしてですね、確かに今は農家の皆さんも雇用を利用しているわけですね。冬になると少しは、農繁期が過ぎて仕事も少ないということで、どうしても何かその代わりをしなきゃいかんということで、大麦若葉の栽培が非常に増えてきているんです。

その中で、非常に価格の方も厳しいということで、今後暴落するんじゃないかということでございますので、そのために収入保険制度というのがあるんですね。これは多分御存じだと思うんですけど、昨日も同僚議員が言われたように、他の部分でも収入保険制度が適用されるということだったんですけど、お茶につきましても、国が2分の1かな、それと農家の方の負担が2分の1ということで、非常に農家にとっての負担が大きいということで、いろんな農家の方から、いろいろ御意見を承りましたけれども、そのことで今後ですね、やはり少しでも農家の負担を支援できないのかなということで、市としての支援はできないかということ、その見解をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大麦若葉は、お茶の仕事に余裕のある秋から冬に栽培され、収益性の高いことから生産が拡大しております。

販売価格は契約で値決めされており、安定しておりますが、県内でも作付けが拡大しつつあり、原料がだぶついてくると価格が低下することも予想されます。

今のところ大麦若葉に対する価格補償制度はありませんが、国が平成30年度より農業経営全体に対しまして、収入保険制度を創設することとなっております。

また、事務を取り扱う農業共済組合が3月に説明会を計画し、31年度に制度がスタートとなっておりますので、市でも周知に努めてまいりたいと思います。

○6番（持留忠義君） 今31年度と言われましたけど、まだまだ時間がございすけれども、農家を回って見ますと、最初は専門の方は「大麦若葉を作ればお茶が売れない」という声も多かったんですけど、やはり今後経営する以上は何ととっても、お茶の価格はなかなか改善されないと云えばちょっとおかしいんですけど、なかなか厳しい状況でございすので、その中で、こういう事業をされていますので、ぜひですね、農家の負担というのも結構大きいので、この保険制度を県・国に今後要請していただきまして、1年でも早く、こういう事業が達成できることをお願いしたいというふうに思います。

そのようなことで、4点ほど申しましたけれども、なかなか中身の濃い質問はできませんでしたけれども、今後ですね、最初言いましたように一番目に園芸振興について、それから2番目が飼料用稲の管理について。それから3番目が鳥獣被害、特に、この鳥獣被害については、地方でもかなりの被害を受けておりますので、ぜひ少しでも減少できるような対策をしていただきたいということです。

最後に、お茶の問題は毎年何回か私もしましたけど、依然としてなかなか厳しい状況にありますので、この問題についても、市長もぜひこの問題に取り組んでいただきまして、少しでも改善できれば有り難いと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほど鳥獣害の答弁の中で、「タヌキが3,000円」と申しましたが、これにつきましては、「タヌキ・アナグマが、それぞれ3,500円」となっております。

答弁の訂正をお願いいたします。

[持留忠義君「以上で終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。



午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） 改めまして、こんにちは。非常に微妙な時間帯に、今なっぴまいました。時間配分をどうしようかなと、今考えているところですが、市民の皆様方の御意見を述べる絶好の機会でありますので、この時間については有効に活用させていただきたいなと思っております。

真政志の会に所属しております平野栄作です。よろしくお願ひします。

今回は、2点質問をさせていただきます。

まず住宅施策についてなんですけど、これは市内の中でも有明地区独自のものですので、



他の地区で、ちょっとなじみが無いのかなと思っています。これまで、この住宅問題というものに関しましては、何回か質問をさせてもらっておりますけれども、有明地区におきましては、農業振興地域であるということ。それとまた、畑かんの整備が進んでまいりまして、ほとんどの農地に畑かん施設が設置されていると。そのような関係で農地、自分の物であっても家を建てるのができないというような制約が加えられております。確かに農業後継者、それと施設につきましては、一部緩和措置が施されているところなんですけれども、当地区を見ますと、今農業をされている方の息子さんたちにおいても、ほとんどがサラリーマンというような形の就業体系になってきているのかなと思っています。そうすると、自分の土地を持っていても家は建てられないというような形になっていくのかなと思っています。

こういう問題が、ずっと続いてきているわけなんですけれども、また、それに加えて点在しております集落、有明地区は街が無いまちと昔は言われたもんですけれども、通山だけが大きくて、他はこぢんまりとした分散した集落が点在していたということで、そういう今もその名残があるんですけれども、その地区地区に行きますと、もう高齢化が進展してきている状況があります。

そしてまた一方、空き家問題ですね、今問題になっておりますけれども、空き家も大分目立ってきております。そしてまた、若者については、ほとんどもう、我々以下の年代の方というのが、すごく少なくなっているのが、現状ではないかなと思っています。

このような中におきまして、合併前の旧有明町におきましては、民間活力を導入し、児童数の増と地域活性化を目的とした地域活性化住宅を伊崎田、蓬原、野神、原田校区に設置されました。これまでの間、趣旨であります児童数の増や、地域交流の推進といった面で、ある程度の効果を発揮してきたのではないかなと思っています。

この活性化住宅につきましては、市有地を民間に貸し付けると。そして、その土地に民間活力、民間の事業者が住宅を建設する。そしてまた、建設した住宅につきましては、住民に貸し付ける。その貸し付けについては、町、今は市ですけれども、市が公募をする形になっている。そういう特殊な状況の住宅であります。

しかし、この中の志布志市地域活性化住宅条例第3条にありますように、「市有地の貸付期間が15年」というふうになっております。期間満了後につきましては、「当該住宅の所有者に譲渡する」とあります。来年度以降、順次期間が満了を迎えるわけなんですけれども、このことを踏まえて、市では今現在入居していらっしゃる方々に対しまして、今後どういう形で、この住宅を活用していかうか、そういうもののアンケートを取られているというふうに聞いているところであります。

しかし、現在の入居者の皆様方におかれましては、このことについて非常に不安というんですか、突如として、そういうアンケートが来たということで、「この先どうなるんだろうか」というような不安を持たれている方が結構いらっしゃると、何件か相談も受けているところであります。このことは、市当局だけではなくて、今現在住宅を所有、設置していらっしゃる民間事業者との協議が十分必要になってくるということは十分認識はしておりますが、しかし一方では、今まで入居をずっと継続されてきた方、そういう入居者にとりましては、今後この交渉が、どうい

う形で進展して、これまでどおりの賃貸としての活用ができるのか。あるいは、買い取りといった形に変わっていくのか、非常に気をもんでいらっしゃるようです。そこでお尋ねをいたしますが、現在市におきましては、アンケートにより現入居者のニーズを把握し、入居者の希望に添うべく、また一方では、所有者との要望調整を行い、今後の活用策を協議されている段階だと推察しますけれども、入居者には、いつ頃の時点で具体的な方向性が示されていくのか、この点について、まずお聞きいたします。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

活性化住宅の今後のスケジュールについての御質問ですが、まず現在に至るまでの経緯について御説明申し上げたいと思います。

平成29年9月中旬、活性化住宅の居住者42世帯全てを対象とした契約期間満了に伴う意向調査、アンケート調査を実施しました。

意向調査の結果、土地・建物の購入希望、オーナーとの新たな賃貸契約希望など、居住者それぞれの意向が示されたところです。

御承知のとおり、本市としましては、契約満了後の利活用については、直接的に関与できませんので、計2回のオーナーとの協議を踏まえ、それぞれのオーナーが意向調査の結果に配慮しながら、直接居住者宅を戸別訪問するとの方向性が11月初旬に決まったばかりでございます。

今後は、それぞれのオーナーが契約満了期限を見据えながら、随時戸別訪問をしていくと聞いている次第ですが、現時点では流動的な部分もございます。

御承知のとおり、活性化住宅は、平成30年9月をはじめとして、平成30年度に20戸、31年度に12戸、32年に10戸が契約満了となります。

本市といたしましては、居住者に御迷惑をかけない形でのスムーズな移行をしていきたいと考えております。

また一方では、住まいは生活の基盤であることを念頭に置きながら、本市として情報発信できる部分については、居住者への早めの情報提供をしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） 大体流れというのは分かりましたが、3年でほとんどもう満期になるということですね。

今オーナー数は何者ぐらいあるんでしょうか。

○市長（本田修一君） オーナーにおかれては、7者でございます。

○7番（平野栄作君） 意向調査も踏まえて、そのことについては、オーナー会議の中で調整が進んでいるということで、そうすると、この7者のオーナーの方々につきましては、この取り扱いというのは、統一的な形で、やられるということよろしいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど「7者」と申しましたが、8地区のうちだぶっておられる業者がおられまして、6者ございました。失礼しました。

オーナーにおかれては、先ほど御説明申し上げましたとおり、それぞれの居住者の意向を確認されながらするというございますので、様々なパターンでの内容になっていくんじゃないかなというふうには思っております。

○7番(平野栄作君) 地元の原田の活性化住宅ですね、ここが今3戸空いているようです。今、入居は止めているということで、この入居不在の間の家賃等については、市が負担をしなければいけないということで、来年の9月までは、その3件については市が家賃補助をしていかないとはいけない状況ですよ。

それと一方、オーナーさんについては、土地の賃借料を支払っていかないとはいけないというようなことになるんですが、となると、この先が見えない中で、もし今居住していらっしゃる方が、どんどん他に出ていかれるというようなケースになった場合は、これが市の持ち出し負担が大分増えてくるんじゃないかと危惧するんですが、その点について認識はどうお持ちですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

契約満了後については、オーナーの責任ということになるわけでございますが、契約満了前においては、市の方で空き家については対応しなければならないということでございます。

○7番(平野栄作君) 十分分かるんですけども、ただ、来年20戸ですか、それと、その次は12戸、32年で10戸という形ですけども、もし先々を見据えた時に購入というような条件が付された場合には、もう今の段階で移ろうかというふうに考えられる方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。

そうした場合に、この方々が全て撤去された場合については、家賃の収入が無くなるわけですね。ということは、その分については、全て市が負担をしなければいけないというような形になるかと思えます。

それと、今の時点で出ていかれるということは、もう期間が迫っておりますので、後の方の入居はできないというような対応をされているというのを聞きましたけれども、そうなっていくと、今後また、市の持ち出しが結構負担になってくるんじゃないかなというのを、ちょっと私は危惧をするんですが、そこの不安というのは無いというふうにございますか。

○市長(本田修一君) ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長(假屋眞治君) 今議員申されましたとおり、空いている状態でも、私どもの方はオーナーさんと約束しました借上料を4万5,000円とか4万1,000円とかいろいろありますけれども、それは払うことに契約上なっております。

そして、土地代については、私どもは入ってなくても土地代は賃借料としていただくというふうになっている状況でございます。

そして、今言われてましたとおり、今の時点で例えば、契約が切れる半年前に出ましたと、そしたら、それを空けておきますよということにつきましては、市長を含めて、皆さんリスクのことやら相談はしたところですよ。

といたしますのが、借地借家法の問題もありまして、1年未満を入居させることについては、借

地借家法上契約ができないということもございます。そして、また、もし入った場合に、半年間ない者を入れた場合には、その方に、また出ていただかなければならないということの、今度は入居された人への迷惑もあるという場合のことを考えまして、私どもおおむね1年を残した場合については、普通の空き家の状態で政策空き家として取り扱いたまおうということと詰めて、そのように今、行っているところでございます。

○7番（平野栄作君） その点については、十分理解をいたしたところで。

ただ、今この流れの中でですよ、結局市はアンケートを取ってオーナー会議にかけました。賃借をするか、販売にするか、それはオーナーさんが決めるんですよというような話のようですけども、これが分かるのはいつになるんですか。

○建設課長（假屋眞治君） 私どもが一番大事に思っていることが、入居者さんが本当にスムーズに移行したり、いろいろ迷惑がかからないようにするということは考えているところでございます。

最初に期限が来るのが来年の9月末でございます。ということで、最低限でも借地借家法の観点からいきますと、6か月以上前には契約はできませんよということを正式に通知しないとけないということがありましたので、今年の初めから動いておまして、まずオーナーと協議をしましょうと、それを8月に、まずしまして。というのが15年前にどういう話になって、どういふふうになっているということの確認をしたところでした。

その中で、市との意向の下、活性化の下やりましたということと。あと、15年後はちゃんと返すんですよということもありました。オーナーさんが結局は、最終的には返してもらって、いろいろ考えますということも、その時、15年前に話があったようでございます。

それを受けて、そしたらオーナーさんから入居者の方は、どう考えているんだろうかということが聞かれたもんですから、私どもはやっぱり早めにアンケートを取ろうということで、アンケートを取ったところです。ですから、そのまま家賃が上がっても住みたいのか、それとも売ってくださるのであれば買うのか。それから、退去するのかとかいうような意見を聞いてアンケートを取ったところでございました。

ということで、そのことについて、また11月にオーナーさん6名お呼びしまして、オーナーさんと市役所の会議をしたところでした。その中では、オーナーさんもいろいろ思いがあって、借家にしたい人、売りたい人、いろいろありましたので、それを受けて、もう1回売らなったら幾らで売るとか、貸すらなったら幾らとか、はっきりと団地ごと、土地の値段も違いますので、そこら辺を踏まえて協議してくださいということで、それをまた御報告くださいというところまでいっているところでございます。

それが11月24日に行われたということで、その辺の整合性については、正式に12月の末に、またオーナーさんと市役所と協議をもってすり合わせをするという予定になっているところでございます。その後、また入居者さんには何らかの報告ができるかなというふうに思っています。

それと、今回の9月に切れる人ではなくて、全ての入居者の方に同時にアンケートを、オーナ

一さんが回ってきますよとかいうのは連絡するように考えているところでございます。

以上です。

**○7番（平野栄作君）** 今そこまで進んでいるということで、結局賃貸になるのか買い取りなるのかが、まだ分わかっていない。だから、今現に住んでいらっしゃる方は、9月だから3月までには、もう先のことを考えないかんわけですよ、出るのか、出ないのか。出るんだったら他の場所を見つけないといけないんですよね。

だから、そういうのがあるから今危惧されてるんですよ、どうなるんだろうと。そしてまた、一方では「買ってでもいいよ」と言う方もいらっしゃったです、確かに。ただ、今度は相場がどれぐらいなのか、それが全く分からない、まだ今の現時点では何も示されていないと。それで、いつそういうのが提示があるんだろうかと、そういうものをすごく気にしていらっしゃるんです。ですから、そのアンケートを取るのが悪いと言うんじゃないんです。ただ、そこまで配慮してあげないと、現に入っている方についてはですよ、自分の直近の問題なんですよ、1年先というのはですよ。そこらあたりのちょっと配慮が足りないんじゃないかなと思って、数回私も足を運んだんですけども、やっぱりちょっと自分でも納得できないところがあって。また一方、入居される方は、なおさら分からないだろうというのがあったもんですから今回取り上げたんですが。

それでは、いつぐらいまでに、それは正確なものというのが把握できて、情報提供ができるのか。その点について、お示しいただきたいと思います。

**○建設課長（假屋眞治君）** 先ほど申しましたとおり、12月の末にオーナーさん6名が、オーナーさんだけの会議もされていますので、その結果を受けて、できれば年明けには何らか報告ができるようにしないとけないというふうに考えているところでございます。

それと先ほど申しましたとおり、借地借家法の問題があるので、最低限6か月前には通知、1年でするので、そこへんも踏まえて8月ぐらいからは動いている状況であることは御理解いただきたいと思います。

**○7番（平野栄作君）** はい、理解いたしました。

1月ですね、明けてすぐには、もう情報が出るということです。

それともう1点ですが、今家賃については、同居する子が中学生になると3万5,000円、小学生であると月3万円ということですよ。ただし、業者の方については土地代を払っているということになりますから、その差額になると思うんですが、もし今後賃借となった場合に、家賃が上がるとかというような話もあったということを知っているんですが、この条例の中では、これは条例が多分その時点では効力は無くなるんですけども、価格として中学生の場合は3万5,000円。これが上がるとしたらどれぐらいまで上がっていくのか、それとも据え置きなのか、そこらあたりが分かれば、お示しをいただきたいと思います。

**○建設課長（假屋眞治君）** 価格については、アンケートの中では、現在から1万円から1万5,000円は上がる可能性がありますねというようなアンケートの取り方をしているところでございます。

といいますのが、この事業の先進事例が南九州市の川辺町という所が1年早く、この活性化住

宅というのをやっています、その時がやはり3万から3万5,000円ぐらいの家賃を取っていたみたいです。それが結局、旧川辺町の場合は不動産屋さんを通して、また今度はオーナーさんから借りるというような格好になったみたいで、その時が1万円ぐらい上がって4万円ぐらいになったということがあったので、そういうようなアンケートの取り方をしたところでもございました。

実際に幾らになるかなというのは、今度の24日の時点で、受けてから私どもも発言した方がいいのかなというふうには思っているところですが、基本的にはオーナーさんの意向は上がる方向かなというところでもございます。

○7番（平野栄作君） それではですよ、築15年の物件の相場というのは、それぐらいなんですか。

地域性があるというのは十分考慮していますから。

○建設課長（假屋眞治君） 相場につきましては、私どもも専門ではありませんので、実際鑑定もしていませんし、そこについては何とも申し上げられないんですが、オーナーさんが、もともと不動産屋さんをやったりしてですね、地道にそういう情報収集をされているようではございますので、その値段なりも今度の12月末には、ある程度説明があると思いますので、そこについては、私市長からも言われているんですが、ちゃんと精査をして、ちゃんと市としては立場もちゃんとしなさいということがありますので、そういうふうに議論はしていきたいというふうに思っております。

○7番（平野栄作君） 全て1月には、判明すると、情報も提供できるということで理解させていただきます。

この賃借が終わります。もしですよ、買い取り、全棟買い取り、買い取りの方向で話が進んだ場合、今現在、借りていらっしゃる方々というのは、転居が必要になってくるわけなんですけれども、これまでも、15年の間、最初からいらっしゃる方もいれば、途中で変わった、この施策が良かったか、悪かったかというのが、明確に言えないところが若干あるんですけれども、結構今の現状では、子供たちも増えまして、非常に効果があったんじゃないかなと思っています。途中で、すぐ出ていかれるというようなことで、ちょっとネックになった部分もあったんですが、最終的には良しの方向じゃないかなと思うんです。

ただ、今までこの地域に住み続けてこられまして、大分地域の方々との接点も大きくなってきております。校区の行事等にも率先して出てきていただいているのが現状なんです。そしてまた、子供たちも、いろんな活動に近いものですから、積極的に参加をされております。もし、今の住宅を出ていかなければいけないような状況、家賃の問題であったり、購入の問題であったりというのになると思うんですけれども、市としてはですよ、その後のサポートというものは何も考えていらっしゃるのか、その点をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今現在入居されておられる方は、この住宅については、活性化住宅で市の補助で利用者の方々も賄われているということについては、十分御承知の上で入っておられるということでもござい

す。

そして、それが今後期限がきまして、その後について、どのような形で、この住宅、住まいの環境が推移していくかということについては、今担当の方で申しましたように、アンケート等を取りながら、そしてまた、業者の皆さん方の御意向を賜りながら方向性をリードしていければいいというような形にしているところでございます。

ということで、その経緯については、流れについては入居されている皆さん方が、不安感を持たれないような形での対応はしなければいけないよということは、担当の方には申しておりますので、その後の転居後というか、その後について、また御希望等があれば、そのような意見も十分承りながら、このことについては、安心できるような展開にしていきたいと思いますというふうに思っております。

**○7番（平野栄作君）** その点も十分配慮していただきたいと思うんですよ。せっかくなじまれて交流が深まってきている中で、どうしてもこういう状況で出なくてはならなくなる可能性がある方も大分いらっしゃるんじゃないかなと、私はちょっと危惧しているところなんです。

というのが、買うとなるとなかなか難しい、これ以上家賃が上がると、なかなか住めないよなというような方も若干声を聞いたりするものですから、ですから、そこらあたりをですね、やはり市としても、その後のサポート等をですね、情報提供とか、そういうことまで含めた形で、やっぱりこの事業を終結させるにあたって、やっていただきたいなと思います。そこについてはどうですか、再度お願いします。

**○市長（本田修一君）** 先ほど議員の方から、この活性化住宅の政策についての評価というものについては、いろいろ述べられたところでございます。

私どもとしましては、この活性化住宅を設置した結果、そこに住まわれる御家庭が、子供さんをお持ちのところについては優遇するというので、してきておりましたので、その地域の学校については、かなりの面で貢献ができていないかなというふうに考えるところでございます。

ということで、今後において、また住宅について定住政策を更に続けなければならないと、そして、本市全体の人口減について、少しでも歯止めをかけていきたいというような面からも政策として取り組んでいかなければならないというふうに考えますので、この活性化住宅については、できれば今後もそのような形での家庭の方々に住まれて、学校が維持できるような形になれば有り難いというふうに思っておりますので、また、今回の契約満了に伴う中で、居住者、入居者、そしてまたオーナーの皆さん方の御意見を賜りながら、今ほど申しましたような定住化政策に沿うような形での展開にしていきたいと思いますというふうに考えております。

**○7番（平野栄作君）** 特異な例ですね、民間の方々も自分たちの不利益になるようなことは多分なさらないと思いますけれども、やはり公的な立場で、最初こういうのを建てているわけですから、やはり最終責任としては、市がですね、やはりバックアップをしていかないといけないのかなと思います。

それでは、大体流れとしては、つかめましたので、次に移らせていただきますけれども、本事業が進展していく中で完了を迎えます。そうすると、どうしても今後においては新規の定住政策が必要になってくると考えるわけなんですけれども、伊崎田については団地造成とか、松山とかですね、行っております。原田、野神、蓬原、そこらあたりについても何らかの施策が必要になるのかなと、前、持留議員が「山重の方でできないか」といったら、「まだできない」ということをはっきり言われましたけれども、私は、それではやはり疲弊していくのかなと思っております。

ただ、この計画の策定におきましては、先般全協の中でも話がありました。空き家対策計画について説明を受けたところなんですけれども、これの説明を聞いた時に、この空き家についても行政側が手を出していく、先に手を出していくということではできないというのが原点ですよ。あくまでも相手がやる、それを行政がサポートして行って対策を講じていくということになるんだなというのを、また理解したところなんですけれども、そうなっていきますと、どうしても所有者の協力が必要となります。しかし、所有者は補助があつたにしても経費をかけて解体をすることになりますね。そうすると、解体した後の土地については、固定資産税がまた上がっていく。そうなってくると、なかなか理解が得られるのかなというのを説明を聞いた時にですね、非常にどうなのかなと思ったところです。

それともう1点は、そういう所がたくさん今後は発生している、しているというか、もう現にあるわけですから、これを改善をしていかないといけない。

そういう中で、やはりこの住宅問題、どうにかしてクリアをしていかないといけないと思うんですが、市長は、今後この活性化住宅が終結した後、今ある所、原田、伊崎田、野神地区、山重地区には無いですよ。そこについての施策というのは何かお考えがあるのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

定住対策につきましては、今年度において、本市のまちづくりの構成や特性に応じたまちづくりの実現に向けました志布志市都市計画マスタープランの策定と、住環境づくりの方針となる志布志市定住生活基本計画の策定作業を行っている状況でございます。

今後の移住・定住政策を含め、新たな住宅政策の方向性を示すことが、必要だというふうに考えております。

特に少子高齢化、人口減少が著しい中山間地域などの農村部については、本計画において実現可能な方策を示して取り組んでいきたいというふうに考えております。

そして、活性化住宅がある地区の今後の定住政策についてでございますが、各地区の老朽化した公営住宅が空き家となった場合、用途廃止を行い、空き地や既存団地周辺空地を利用した住宅用分譲地として活用を図ってまいりたいということでございます。

以上です。

○7番（平野栄作君） この実現可能な方策ってどういう施策になるんですか。



○市長（本田修一君） お答えいたします。

誠に申し訳ございません。政策としては実現を目指して施策をあげるわけですので、実現可能な方策というのは、ちょっと引いたような表現になってしまい申し訳ございません。

政策を示していくということは、その政策どおりに実現してまいりますので、よろしく願います。

ただ、今御承知のとおり、定住に向けて昨年度あたりから本市においては、松山の地域において泰野の団地を造成しました。そして、次に伊崎田の団地をまた造成しております。販売を間もなくするところです。

そしてまた、それについて尾野見の方においても、そのことが、できる段階までできております。

ということで、各地域において定住政策を掲げながら、その可能性を探っていくということでございまして、実際泰野においても、そしてまた、伊崎田においても、また尾野見においても、土地自体を確保するところで、極めて困難な状況があったところでした。それが、ようやく土地が確保できて、そして分譲地を提供できる段階までになったということでございまして、他の地区においても、そのような可能性というものは探っていきたいと。そして探っていきながら、その地域地域での活用策は、また様々な展開があると思われまますので、それらを含めて定住化政策としていきたいということでございます。

○7番（平野栄作君） ちょっとですね、総務常任委員会で八戸に研修に行かせてもらいました。

これは地域コミュニティで、私なんかは研修に行ったんですが、ちょっとこれ、うちでも応用できるんじゃないかなと思ってるんですが、八戸では行政がサポート役となると。そしてまた、市民が主体となって、そのコミュニティの創設をやっているんですよ。この移住・定住、そういう土地の問題、今後のその地域地域における定住促進の問題、そういうものについても、こういう形もやはり今後は考えないと、市が単独で土地を見つけて、そこを造成する。そういう時代には、なかなかないのかなと。

それと、当地区を見ても、先ほども言いましたように農業が中心で、農地には手が触れられない状況なんですよ。ですから、そういう所で土地を探せとなると、山を切り開くしかない、雑種地を見つけるしかない、もうそれしかないんです。ただ地域内には、前も言いましたけれども、空き地、空き家がどんどん増えております。

そして、先ほども言いましたように、空き家対策というのは、所有者がやはり率先してやらなければ、行政は立ち入ることができない分野です。その部分を両立していくには、やはりそこに居住している市民の方々が率先して、そういう定住問題、空き家対策、そしてまた、新規の移住施策、そういうものにまで踏み込んでいく、もう時期に来ているんじゃないかと思うんですよ。

ですから、そういう施策をですね、八戸の事例なんですよけれども、やはり行政が中心になるのではなくて、市民一人ひとりの意見を取り上げながら、その地区に応じたものが各地区違うと思うんですよ。そこにある、こういう形で、うちではできるんじゃないか、そういうものを一人ひとりから吸い上げ、そのものを具現化していくような、そういう施策に切り換えていく時期に

来ているのではないかなと個人的には思っているんです。

その八戸は、そういう形で地域コミュニティという形ですので、若干施策自体とは違うんですが、うちの地区におきましても、校区公民館が大きな主体となる。そして、もう1本は、ふるさとづくり委員会が公民館と一緒にあって事業をタイアップして、活性化運動をしているわけですよ、実際、全市で。そこらあたりに、やはりそういう問題を投げかけて、すぐにはこれはできませんよ。1年でできる問題ではないんですよ。ですから、なるべく早い段階に、そういうものを各地域に設置をしていただき、その中で、いろんな意見を出し合いながら、その地域に応じた施策を、その地域の方々が提案をする。そういうものも今後は私は必要になっていくと非常に思うんですよ。でないと、空き家についても、空き地についても、何も無いけれども、そこに第三者が家を建てることはできないんです。その所有者の意向を聞く、そして、もしこちらが真摯に、そこにどうしても家を建てたいんだったら、そこに言って、市にその土地を無償で譲渡してもらうとか。そういうことやれるのは、その地域に住んでいる方だと思うんですよ。

だから今後は、そういう形になって地域おこしをやっていかないといけないんじゃないかなと個人的には思っております。

そしてまた、この活性化住宅が終結を迎えるにあたりまして、私は、このことを強く言いたかった。というのが我々も来年改選になります。来年また、この場において、こういう形で提言できない可能性もありますので、できたら今回この思いは市長に組んでいただいて、ぜひ早い段階で各地区に取り組んでいただきたいというのを思って今回取り上げました。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話なされました地域コミュニティづくりということにつきましては、当方でも研究、そしてまた、推進をしようとしているところでございます。

私自身も、その地域のプラットフォームというような形で、様々な団体の方々に一つの場に寄っていただきまして、それぞれの地域づくりについて相互に意見を交換をしながら、更に発展していく地域にするには、どうしたらいいかという協議をしていただく場は必要というふうには考えてはいるところでございます。

今議題となっておりますこの住宅についても、議員の御指摘のとおり空き家については、当方としましても手を出しかねる内容でございますので、それを地域の方々が推進していただいて、それが一つの方向性として定められるような内容になるとすれば本当に有り難いなというふうに思いますので、自治会の在り方検討委員会、あるいは校区公民館の問題点、そしてまた、ふるさとづくり委員会、そういったものを総合して東ねた形での推進の体制というものについて、取り組みは始めてみたいというふうには思います。

○7番（平野栄作君） 前向きな意見だったと思いますが、やはり我々も校区公民館、そして、ふるさとづくり委員会、いろいろ活動はさせてもらっておりますが、まだ、そこまで突っ込んだ形での取り組みは、やってないところです。

そして、いつも思うんですけれども、何か協議の場に着くのは、いつも公民館長なんですよ、

前も言いましたように、公民館長に非常に負荷がかかっているのが現状です。ですから、そこあたりも、やはり分散した形にしながら、そして、そういう会に行くのはいいんですよ。ただ、その内容をやはりその地元で話し合うべきだと思うんです。ですから、いろんな課題があります。空き家対策いろんなものがあります。それを1回に全部クリアできるわけじゃないんですよ。ですから、一つずつ、この問題の中で我々の地域では、どれを率先していこうか、そういうものを自分の足元を見つめて、足元でできる自分の地盤でできるものを見つけて、そして、それをある程度の計画を作り、それを市に上げて、市の方で具現化していく。その中には、やはり地域の方々も一緒になって、その方向で取り組んでいく。そうすることで非常に解決しにくい問題が、しやすい方向に動いていくような気がしているところなんです。

ですからですね、ぜひ早い段階で、こういうことをしていってもらいたいと思います。個人資産という問題もありますので、なかなか一石一鳥にはいきませんが、だからこそ、今地域の力を集結して、それをもっていろんな課題解決、そういうものに結び付けないと、いつまでも行政がリードして、この問題を各地域課題がバラバラですので、これをクリアはできないんじゃないかなと。早い段階で我々地域の人々も、やはり自分たちの地域をどうしていくべきか、そういうものを目覚めさせる機会にもなるんじゃないかなと思っております。この問題が最後になりますけれども、最後、見解をお願いします。

**○市長（本田修一君）** 先ほども答弁いたしましたとおり、今お話しになっている内容については、推進していくというような方向に進んでいるようでございます。

明確な形で地域コミュニティづくりというような形ではないところでございますが、地域の集落、自治会の活性化という面から、かなりその自治会についての統廃合という課題等を含めてきますと、やはり校区単位での内容になっていくんじゃないかなという気がしているところでございます。

そのような形で内容を精査いたしまして、改めて推進する政策として提案は申し上げたいと思います。

**○7番（平野栄作君）** ぜひそうしてください。と言いつつも、私はまた帰れば叱られるんだなというのは痛感はしているところですが、また忙しくなるのかなとは思っておりますが、やはり地域が、そこを自分たちのものとして受け止めない限りは何も変わっていかない。これを言いたかった一つの要因が、自分たちの自治会の中にも、「自分がいなくなったら土地も何も活用できなくなるよね」と言う人がいるんですよ。身内もない、子供さんもない、そうした時に、その資産はどこにいくんだらう。確かに兄弟の方はいらっしゃいます。しかし、兄弟の方はもう離れていらっしゃいます。そうした時に、そこを継承していくのは、その地域に住んでいる人しかいないと思うんですよ。その人たちが、そこに気付いて、そういうものを継承していつてあげる。そういうことが、今後の地域づくりの末端を支えていくんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、確かに厳しいことをやっていかないといけないとは思いますが、やはりそこ

を地域の方々が一緒になって手を取り合ってやっていく、そういうことを今火を付けておかないと、なかなか火が付いていかない。そのまま10年、20年が経って行って、人は全くなくなったという時代を迎えるよりは、我々で今何かやって、火を大きくしていこうよという方向を持っていただければ有り難いなと思っております。

○議長（岩根賢二君） それでは、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○7番（平野栄作君） それでは、残りは、もうすぐだと思っておりますので、もうしばらく、お付き合いをいただきたいと思っております。

先ほど質問が終わった後、そのことについては、担当課長が「もうやっていますよ」というようなことがありましたけれども、ぜひ市民総力を挙げて、この問題に取り組んでいくような機運ができればいいかなと思っております。

続きましては、消防団の消防災害支援隊の件なのですが、これも前に質問をさせていただきました。

本市においては、八野地区において組織をされているということで、要綱等についても、平成21年6月には施行されているということでもあります。

近年の消防団員の減少及びサラリーマン化を受けて、地元の消防団OBで地域の防災力向上及び災害対応を担うという、新聞等でも、この頃公表はされておりますが、本市の方が先駆的だったのかなというふうに私自身としては感じており、大変評価できるものだと思っております。

これを市内全域に広げていっていただきたいなという思いで質問をさせていただきますが、まず1点目、これまでの出動実態がどうなっているのか、実績がどうなっているのか。その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、消防災害支援隊設置要綱に基づいた組織が、志布志町八野地区で結成されております。

消防団員が市街地での仕事に従事し、昼間の火災等に対応できる団員が少なくなる中で、消防団OBの方を中心に地域で火災発生時等の体制づくりが整えられているところでございます。

公民館や消防災害支援隊の方の話では、これまで幸いにして当該地域での火災や自然災害等が無く、消防災害支援隊として出動された実績は無いということでもございました。

活動としましては、平成27年に八野地区農業構造センターを会場にしまして、消防団員及び消防防災支援隊により、地震発生時の高齢者避難誘導及び声掛けによる避難確認などを行う防災訓

練を實際されております。

また、日頃においては、火災予防に努められているそうでございます。

過疎化の進行や、会社勤務の消防団員の増加等で、昼間の火災等の発生に迅速な対応ができる体制を整えることは必要ですので、消防団員の確保はもちろんのこと、八野地区のような消防災害支援隊が各地区で結成されるよう、消防団幹部会等で協議してまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 幸いにして、訓練はあっても出動は無かったということで、訓練までしていらっしゃるということで、いい活動だなと思っております。

それでは、もう1点なのですが、他の地区におきましても団員の確保はなかなか厳しいという状況下にありますけれども、他の地区でもこういった支援隊の組織化ということについての動きというものは、これまで無かったのか、その点について、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

八野地区以外の地区での消防災害支援隊の組織化につきましては、現在有明方面隊第3分団の地域から相談があるところでございます。消防団幹部会で、会社勤務の団員の増加や、災害現場等での人員確保の必要性から、第3分団地域で消防災害支援隊の組織化に向けた協議がなされていることについて報告をしたところです。

消防幹部会で、その他の地区に消防災害支援隊の組織化に向けた協議がなされていないか確認したところ、他の地区では組織間の協議や相談はないところでございます。

○7番（平野栄作君） 今第3分団だけということで、うちの地区なんですけれども、後援会と分団と一緒に会を持ったところでした。

なぜこういう会を持ったかということにつきましては、やはり危惧されております団員の確保が、非常に厳しくなってきたということと、よく火災等が発生するわけですが、昼間の場合に、なかなか駆け付ける団員も少なくなってきたという現状を、後援会長等も危惧をされておりまして、ぜひともこの点について改善策を地域で話し合った方がいいんじゃないかということで、後援会の方からお声掛けをしまして、分団長等を会議の中に入れていただきまして、打ち合わせをしたところです。

ただ、うちの設置要綱を見ますと、消防団のOBという形で、枠が設けられております。ただ、当地区の現状を見ますと、消防職員のOBの方もいらっしゃるし、自衛隊のOBの方も多数いらっしゃると。そして、警察署のOBの方、多数の御理解をいただけそうな人材がそろっているのかなというのが話題になったところです。

先般の話し合いの中でも、そういう方々も、ぜひ活動に参加をしてもらえるように要綱へ反映してもらえないかということで、総務課の方にお話に行った経緯があったわけですが、この点について、各地域でもこういう方々というのは多数いらっしゃると思うんです。こういう形まで広げるといってお考えはございませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の消防災害支援隊設置要綱では、「消防団員を退職した者で、支援隊への入隊を希望する者

を市長が委嘱する」となっております。

入隊できる対象者の拡充につきましては、調査・研究を行い、消防団幹部会等で協議を行い、消防職員や自衛隊OBなど、拡充する範囲について検討してまいりたいと考えております。

**○7番（平野栄作君）** この質問をすると、幹部会というのがどうしても出てきて、その幹部会の中で協議をされるということで、なかなか進展はしているんだろうとは思いますが、どうしても幹部会の意向になってしまうと。一般質問をした後の回答として、なかなか現実性というか、目に見えてこないものですから、協議をされることもなんですけれども、やはり今の現状をどう改善していくのかという視点に立った中で、民間の活力を導入しながら、そういう事例に当たっていくということも非常に大切だと思うんです。

ですから、そういう形で、やはり消防団とは、また別の組織ということになるんですけれども、何が起こるか分からないこの御時世でございますので、ぜひともそういう支援隊とかの組織というのは、あって問題になるようなことは無いんじゃないかなと、無いことの方が問題じゃないかなと、個人的には思っているところです。

市長としては、どうお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、本市においては、八野地区でのみ、そういった組織が組織化されているということで、私自身もその当時、この八野地区で設置がされたら、相次いで他の地区にも波及していくんじゃないかなというふうに期待はしていたところでした。

ところが、なかなかそういう形で進展してきていないということについては、それぞれの地域の御事情があるのかなというふうには思っております。

基本的には、それぞれの各地区で、このような組織ができれば有り難いというふうには思っています。

**○7番（平野栄作君）** 一つ自分の方から言わせてもらおうと、こういう組織が立ち上がったよというようなPR等もなかなか無いのかなと。そこあたりが、こういう組織ができたから、大々的に広報をして、各地域でも立ち上げを推進というような施策をしないと、全く分からないままにその地域にできている。それが、全くこの市内全域に伝わっていないと私自身は感じているんですが。この八野地区にできた平成21年ですか、この当初、そういう広報等、他の地域についてもそういうのがあったのか、そこあたりをちょっとお示しいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この八野地区については、支援隊を結成する際に、当然消防団の幹部会等で、どのような機能を発揮していただくかということについての協議はされて、そして、その面で要項等を設置しまして、隊が設立したということになっております。

ということで、やはり、それぞれの地域で、どんどんどんどんこのような支援隊ができればよかったということについては、まだまだPRが不足していたのかなという気はしますので、また改めて、この支援隊の活動についての紹介はしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） その頃、取り上げられなかったんだろーと思いますけれども、今年の7月15日は、曾於市の菅牟田分団で、こういう形で、これは前も総務課の方に、ちょっとお示したかなと思います。

つい先日、12月5日については、これはまた形態が若干異なるんですけども、消防本部付けの支援隊というような形での、だから結構スクープになる部分だと思うんですよ。

ですから、平成21年当初、こういうものがもう少し早めに広報をされていると、こういう形で県内全域に志布志市の事例が紹介されたのではないかなと。そしてまた、我々の地域においても、そういう情報を聞き付けて、ある程度の取り組みができたんじゃないかと思ってるんです。

ですから、できればこういうことについては、情報発信をどんどんしていってほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

多分、支援隊が発足した時には、市の広報には多分紹介はされたのではないかなと。ただ、今おっしゃるようにマスコミの方に、こういった形で紹介したということについては、ちょっと今、調べさせていますので、後ほど答弁させていただければというふうに思います。

先ほども申しましたように、八野でそういったのが立ち上がったら、うちもやろうやというような声が続々上がるのではないかなというふうに期待していたんですが、それが無かったというのは、今おっしゃるように広報不足があったのかなというふうに思いますので、改めて、このようなことについては紹介をしたいと思います。

○7番（平野栄作君） ぜひ、そうしていただきたいと思います。平成21年は、まだ我々も議会の方にもお世話になってなかったし、自分なんかの情報不足だったのかもしれませんが、今こういう形で、どんどん情報が発信されているとなるとですよ、もったいなかったのかなというのをちょっと感じたところでした。

あと、今後こういう組織が各地域に拡充されていくということを前提になんですけれども、今この二つの事例を見ましても、ほとんどボランティアということですよ。公務災害というのは別に適用されるというような形だろうと、霧島市の方については、そこまでは詳しくはなかったですが、曾於市の分については、そういう形で記載がされているようです。

そして、活動後については、ボランティアということみたいですが、もし、こういう組織を今後設置されていくとなると、今後そういう支援隊の担う任務というのは、消防団もですけども、非常に広域的な取り扱いになるのかなと。というのが、今どこで豪雨災害が発生してもおかしくない状況になってきております。

それと台風災害、これまでは少なかったのに近年多くなっている状況もあります。そうした時に、やはり役割分担を明確化していく、そういうことと、どういう形でそこに対応していくのか。そういうことについては、やはり日頃からの訓練というものが必要になってくるのではないかなと思います。

八野地区につきましては、訓練等はしているけれども、活動費等の支給は無かったんだろーな

とは思いますが、これ、すぐにとということではないんですけれども、こういう組織を充実させていく中においては、必要最低限の訓練等の出動経費、そういうものも必要になってくるのかなと。

それと、消防団とのリンク付けをどういう形で図っていくのか。そういうことも必要になると、個人的には考えているんですが、その点について、市長はどう考えていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、本市においては、消防団員は出動に応じまして手当が支給されているということでございまして、その対象となる活動は水・火災の災害対応、警戒訓練、点検整備、会議等となっております。

しかしながら、消防災害支援隊への手当は、支給はされていないところでございます。

今後においては、他の自治体の状況を調査研究してはいきたいと思っております。

○7番（平野栄作君） 他の自治体ということですが、今のここ2か所は支給してないということですので、できましたら、災害が発生してからでは遅いので、その前に十分な訓練、ある程度の連携が図れるぐらいの訓練等は、やはりやっていた方がいいのかなと。

それと、役割分担を明文化するような、そういうことも、やはり取り決めをちゃんとしておかないと、今度は現場に行った時にちぐはぐになるのかなというのは、ちょっと私も危惧するところですので、そういうところをぜひ考えて、協力隊の方々にも若干なりの活動費が、必要最低限ですね。出動については無給としても、通常の中での訓練とかいうことについて、消防団員と一緒に活動をするわけですから、そこについての活動費は必要ではないのかなというふうに思っておりますが、もし、こういう組織が出来上がってきた時に、志布志市が最初に、そういう取り組みをやっていこうというような意気込みは市長にはございませんか。そこあたりもう1回、御回答いただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階で何らかの形での手当、それから資機材の提供とか、そういったことにつきましては、要綱等を定めてございますので、その中で十分検討された上で、今の要綱になっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、時代とともに中身が変わると、要望される内容についても変わっていくということが考えられますので、その際には対応していかなければならないのかなというふうには思ったところでございますが、今申しましたように、ちょっと要綱等を見ながら検討させていただければと思います。

○7番（平野栄作君） すぐに対応ということは、なかなか難しいでしょうけれども、やはり地域の現状を見据えた中で、どういう方策がいいのか、そこらあたりは、もうちょっと危機管理監もおりますので、そこを中心にしながら、末端までそういう意識が浸透するような組織づくりをぜひやってもらいたいなと思っております。



先般、夜間の火災訓練がありました。

消防団員も数名出まして、各自は配置されて訓練に当たったわけなんですけど、そこで感じたのは、機関員は機関で水を送らないといけない。中継は中継地点におりまして、中継をやっていく。先は先で放水しないといけない。そうした時に、やはり経験の浅い団員というのは、どこかにか固まってるんですね。例えば、とび口を持って火点側に行く人もいるでしょうし、水利側に待機している人もいます。ただ思ったのが、その時に100mぐらい、100m以上かな、延長しんたんですけれども、ホースの破け、そういうものが4本ぐらいあったんです。そこを通常水が通れば、それでいいわけじゃないんですよね。それがずっと維持できなければいけないわけなんですけれども、なにせ入ったばかりの団員も多くて、自分は中継におったもんですから、ずっとホースを見て回ったんですけれども、やはり漏れとか、そういうのがあって3本くらいは、帰ってから廃棄をしたんですが、なかなか消防隊員であっても、一つの火災対応というところで、様々な気を回さないといけない。

そして、消防団の場合は特に到着する時点で自分が現場でどこに行くのかということは全く見えないわけですね。少なければ、最初は火点側に走る人もいるでしょう。機関員については、ある程度の熟練が必要ですので、機関員というのは、ある程度定まっていると思いますが、その他については、ホース延長等を繰り返し、そして、そのホースが消火が完了するまで、完全に活用できるような態勢も保持しないとイケない。そういうところまでなるには、消防団員であっても相当の年数が必要だろうと。

そして、私は今OB団員ということで、消防団以外の方々も今お勧めしてるんですけれども、多分、即戦力につながると思うんですが、やはりそういう連携等をですね。そしてまた、消防団が少ない場合、この部分を担当して欲しいとかいうことを、すぐそういう支援隊の方々に伝えられるような、そういうシステムづくりも、やはり早い段階からやっておかないと、ただこの組織をつくったからいいじゃなくて、それを有効に活用するためにはどうするのかといったところまで配慮をしておかなければいけないんじゃないかなと思っております。

その点を踏まえて、市長、もう一度お答えを聞かせてください。

**○市長（本田修一君）** 火災の現場で消防ホースが穴があいてて、水漏れがしているということについては、多分訓練の場で、それを確認しなければならぬ内容ではないかなというふうに思ったところでございます。当然それは、廃棄の対象になるということでございますので、そのような手続きをとってもらわなければいけないというふうに思ったところでございます。

支援隊においては、そのあたりまで支援するのかどうかということについては、多分要綱では、そのようなことは行わないというふうになっていると思いますので、もっとしっかりと、それぞれの任務について確認できるように、そしてまた、今の時代に合うような支援隊の在り方というものについても、更に要綱に盛り込んでもらえればというふうに思います。

**○7番（平野栄作君）** そこは消防団員の課題だったのかなというふうに私も認識しているところなんですけど、実際そういう現場に行くと、複数の所を一緒にやらないといけないとか、そうい

う部分が出てきますので、やはりそこで支援隊の方々に車両、水利の確保とか、そういうところはやってもらわないといけないんでしょうけれども、そこらあたりを明確に、やはり消防団員とも分けていかないといけない。そうなっていくと、数回の打ち合わせなり訓練、合同の訓練、そういうものも必要になってくるのかなというふうに感じているところです。

ですから、こういう形で組織することも、まず組織をしないといけないんですけども、今度はこの組織が非常に効率的に動くような、システムづくりにもつなげていかないといけない。作った時点でそこまでやはり、私としてはこういう、すぐ戦力になるような形まで短時間で仕上げていく、そういう形にするには、やはりそういう活動費も必要ではないかなと思って質問させていただきました。

市長の方は、幹部会等の協議を経て、またこの要綱を見直しながら、本市に適用した支援隊づくりを目指すということですので、それを御期待申し上げるわけです。

今回、私は2項目について、質問をさせていただきました。我々、任期も残り少なくなってまいりましたが、私も2期8年させてもらいましたけれども、地域の高齢化が非常に進んでいるなというのをつくづく感じております。

そしてまた、そこに住む我々が、何ができるのか、そういうことも今後、考えていかなければいけない時代に来ているんだなと、そして、そのことを市と一緒に前に進めていく。そういう体制づくりができないものだろうかと思って、この2点について質問をさせていただきました。

まだまだ我々も勉強不足なところがありますけれども、地域に帰れば地域の一員です。地域の皆様と一体となって、市全体の浮揚をかけて、活動を進めていきたいと思っております。

これで、質問を終わらせていただきます。

**○市長（本田修一君）** 先ほど、御質問になられました支援隊発足についての広報についてでございますが、平成21年6号「まちの話題」で発足を広報しているところでございます。

また更に、このような形でのPRは重ねてまいりたいと思います。

**○議長（岩根賢二君）** 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

**○9番（丸山 一君）** 通告に従い、質問をいたします。

我々の任期も、後わずかとなりましたが、本年の最後の質問となります。

それでは、まず松くい虫対策についてお伺いをいたします。

日南海岸国定公園内の飛砂防備保安林の市有林や隣接をいたします民有地の松が大量に枯れ始めております。このままでいきますと、多分間違いないで来年度で全滅いたします。

市有林はもとより、隣接する民地の松も多分間違いないで無くなってしまいます。

通山地区や押切地区の人たちと共に危惧をしております。白砂青松の松林とは単なるうたい文句になってしまう可能性がある。このような現実を市長や当局は、認識しておられるのか。認識しておられるのであれば、どのような対応をされるのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

本年度、議員御指摘のとおり、かなりの量の松が枯れている状況は、私も現場を見て認識しております。現在、原因を県の林業試験場の職員とも連携しながら調査を行いましたが、全ての枯れ松がマツノザイ線虫による原因であるようで、寄生原因は、マツノマダラカミキリにより樹幹内に寄生し、松の木を枯らしている状況でございます。

例年春先、5月中旬頃に実施しています松くい虫航空防除や地上散布作業は、添着剤入りの有機リン系の薬剤を使用しており、薬剤効能も1か月程度持続性があり、松に危害を及ぼすマツノマダラカミキリや、マツケムシ等には、非常に効果的な時期の散布であると認識しております。

また、今回のように線虫等の被害により枯れた松は全て伐倒駆除により伐採、くん蒸処理した後、搬出移動することと県知事命令も発令されており、今後順次処理作業を進めていく予定としております。

更に、今後枯れ被害が増大した場合には、松林の再生の問題が発生するということも危惧されますが、国や県は、海岸線の松林に関して、特に保安林指定地に関しましては、松の植栽が望ましいとの見解がありますが、作業完了後、現地調査を行い、植林計画を立て、松を含めた広葉樹などの混栽につきまして、県等とも協議を重ねながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 質問事項をある程度、筋道立ててしていたんですけども、今、市長が全部答えられてしまったから、どうやって質問すればいいのかなという気持ちがあります。

ここに写真が2枚あります。ちょっと露出不足になったというか、カメラが調子悪かったのか、ちょっと色が悪いんですけども、実際見た感じ半分以上は枯れてますね。今年の6月補正で組んだのでは、旧国立病院の敷地の中で、47本の伐倒があって、その後、済んだと思ったら、今度は松が黄色く色付き始めたわけですよ。これはやばいなど、松の木の場合は黄色く色付くと、間違いなく枯れるわけです。これは医師会立有明病院の中の、今現在医師会立ですが、あそこの松も無くなってしまふなという危惧はしてたわけですよ。実際もう、そういう現象が起きております。この写真を見てのとおり、もう半分以上は真っ赤なんです。海岸線の松林はほとんど枯れます。

この保安林に関しましては、合併前ですから、今から数えますと十五、六年前に、当時松が相当枯れてしまったと、これはカミキリムシによる影響だということで、我々有志を募りまして、西押切の方から無くなってしまった松林を少しずつでも復元しようじゃないかということで、約30人ぐらいで緑化推進活性化対策協議会というのを作りまして、その人たちに協力をいただきながら、約十五、六年前に発足をしました。

そこからずっと植えてきて、やっと一昨年一丁田の下まで植え終わると、そのことに関しましては、県からもかなり高い評価をいただきまして、我々もやった甲斐があったなど。ほっとしていたところに、今度は今年の夏以降また枯れ始めたということで、これはどうしたものだろうかというのが我々地域住民の心配する声であります。

我々が約十五、六年かけまして、約4,000本だったと思うんですが、そのぐらい植栽をいたしま

して、その植栽をしている時に、最初は普通の黒金松を植えてたんですけども、途中で抵抗性松というのがあるよというのが分かりまして、これはカミキリムシに強いんだということで、それに今度は切り換えまして、ずっと植栽をしてきて、一丁田までやっと済んだのに、今度はまた枯れ始めたよ、これは何だろうかということになりまして、それに気付いたのが10月21日です。

「緑化推進活性化対策協議会」というのは、合併前の名前でありまして、合併後は「ふるさとづくり委員会」と名前を変えまして、ふるさとづくり委員会の我々メンバーが年に2回、植え付けは2月の末から3月にするんですけども、4月以降9月ぐらいまでの間に、2回草刈りをしまして、松を保護してまいりました。一生懸命になって保護してきたから、その松が1.5mから、今は2mぐらいにはなっています。

今となって考えますと、多分、松の立ち枯れになったものが全部伐倒駆除されますと、その1.5mから2mの我々が植えた松しか残らないということになってしまう。

ということは、白砂青松の松林ではなくなってしまうという気がするわけです。

今年も10月21日に皆さんと、今年最後の草刈りをしようというので、押切の方からずっと来て、一丁田の所へ行って皆さんと合流したら、その人たちの中から、いい表現だったと思うんですけども、「丸山さん、松が紅葉してるよ」と言われたから、「松が紅葉ということがあるかよ」と、「松はみぞれやろがよ」と冗談で言っていて、ヒョッと上を見たところ、一丁田地区の所で、僕らが合流した地点が真っ赤なんですよ。本当の秋の紅葉みたいな。松が紅葉するのは、こういうことかよと、いい表現だなと。かなり学のある人ですから、その人はああいう表現をしたと思うんです。

それで気付きました、今度はずっと調査した。菱田川の町境の所や西押切、東押切、通山、一丁田で安楽川を通り越して、まだ向こうまで行ってみたら、しおかぜ公園の所まで枯れ始めているわけです。ですから、これは何とかしないことにはと、しかし、今のやり方でいいんだろうかと。どうやったら止められるんだろうということ、お伺いしますけれども、今度も820万円の補正予算を組みましたけれども、これは、どういう対応をするんですかね。これは、ただ伐開だけなんですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今回補正をお願いしている分につきましては、伐倒しまして、あとくん蒸処理をしまして、線虫を駆除するという事で計上させていただいております。

○9番（丸山 一君） 今の答弁ありましたけれども、補正予算の分は伐倒して、市長は持ち出すと言われてましたけれども、課長はくん蒸処理ですよ。中で切り倒した物を特殊なフィルターで囲ってくん蒸するという方法ですね。どっちが正しいんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません。くん蒸した後、その後の持ち出しまでということで、お願いします。

○9番（丸山 一君） 先ほど市長の答弁の中でありましたけれども、説明資料を見ますと、マツノザイ線虫とありますけれども、これは僕らが今まで認識していたイトカミキリムシでいいん

ですかね。違うんですかね、これは。初めて聞く名前なんです。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） マツノマダラカミキリムシにつきましては、これは線虫を媒介する虫でありまして、最終的に松を枯らすのは線虫ということでもあります。

○9番（丸山 一君） ということは、今色付いている、今真っ赤になってますけど、あれは間違いなく枯れるということですよね。あれが復活することはないわけですよ。マツケムシの場合は、ある程度葉っぱが食われても一部残っておれば生き残るんですよ、マツケムシの場合は。あれは葉っぱを食うわけですから、全体の葉っぱを食ってしまったときには、去年とおととの柏原海岸のああいう状況になってしまうんですね。一部でも残っておけば、間違いなく復活するけど、このマツノザイ線虫によるものであれば、もう間違いなく枯れるということで、今度の補正予算は、その処理に充てるということですね。

風が吹いたり、雨が降るたびに僕はよく松林の中の市が指定した周遊コースを走るんですけども、松の場合は、立って立ち枯れで風が吹いたり、雨が降ったりすると、今度は枝が落ちてくるわけですよ。特に周遊コースに両サイド立ってる立木が枯れてますから、よく枝が落っこってくる。僕は軽トラで走っていきますから、そこで気付いた時には、横に片付けはするんですけども、しょっちゅうそういうのが落ちてる。

ですから、できれば僕は補正を組むんであれば、できれば周遊コースの両サイド5 mか6 mぐらいの松を最初に切っただいて、脇の方に駆除をしていくと。それをしないと、落ちてきた時ですよ、よく健康増進のために、よく歩いておられる。それと軽トラで散策する人たちもおられます。そういう人たちが時に、たまたま運悪く落ちてきた時には、今度は市の管理責任を問われるわけですよね。それも実際、今まで何回も相談を受けておりますので、できれば補正予算の執行に関しては、周遊コースの道路脇の松を先に両サイド切っただいて処理をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 私も先日ずっと調査して回ったんですが、その中でも大分落ちていたというのは、気付いているところがございますので、今後、補正予算の議決後におきまして、執行する際は、事業者と現場で打ち合わせをしながら、そのような形では執行していきたいと思います。

○9番（丸山 一君） ありがとうございます。

今課長答弁いたしましたとおり、できればそちらを最優先でやっていただく。そのために我々野井倉南部保全協議会で作業班をつくってますので、今度は先行する形で、その周遊コースの道路整備をしていきますから、草が繁茂してて枝が落っこっている、それを一般の人が通りやすいように、あと1週間か10日ぐらいした時には、また作業班を5日ぐらい入れて、それをずっと草払いをしながら落ちてる枝なんかをずっと片付けていきます。整備をしますんで、その後、入って来ていただければと思います。

一昨年、菱田川から柏原海岸への植栽は、林野庁が素早く対応いたしまして、あれだけの面積を、まあよくも、やっぱり国というのは金を持っているなと思うんですよね。あれだけの面積を

素早く1年でやってしまったと。

今度、マツノザイ線虫によって、もしも伐倒した時に、その伐倒した後はどうなんですかね。くん蒸処理をして、それを持ち出した後は、その対応はどうされるんですか。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしました。今後、植栽の計画を立てなければならぬということでございます。

ということで、植林計画の中に松を含めた広葉樹なども混在していきたいというふうなところでございますが、このことについては、県とも協議をしながらしていかなくちゃならない内容かと思っております。

○9番（丸山 一君） 今市長答弁にありましたとおり、混在をしたいということですね。

実は、我々が16年前に復元作業をしようとした時の最初の1年は何をしたかということ、今ここに展開図があります。

これは、—————潮風に強い、海端の砂地でも育つ木はないかというので、ある造園屋さんに相談をしまして、ウバメガシ、クロガネモチ、マテガシ、シイノキ、トベラ、この5種類を植えようじゃないかというので、我々展開図をつくって、当時は3m離せばいいだろうというので、実際植えてきたのが、この展開図です。我々は、もう十五、六年前にそれを—————やったわけです。160本植えました。それが今5mぐらいですかね、4mぐらいの高さにはなってるんですよ。

今市長答弁にありましたとおり、飛砂防備保安林とすれば、飛んでくる砂を止めるのは松の木じゃ止まらんとするんですね、ヒヨロヒヨロ木ですから。松の場合は、両サイドから枝がきて被さった方、被さった方は下は枯れるんですよ。この枝にまた上からくると、また枯れる。だから、みんなヒヨロ松になるんですよ。あんなヒヨロ松で砂を止められるわけがない。ですから、僕は雑木を植えようじゃないかというので、やってきたわけです。

今市長が言われましたけれども、できれば、この雑木等は管理道路の横5mぐらいは、これですって、その南側は県の指導、あの人なんかはマニュアルできますから、松を植えるしかないだろうと思うんですね。ですから今、混在と言われましたけれども、できれば、こういうことを参考にさせていただいて協議されたらどうでしょうか。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後1時43分 休憩

午後1時45分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○9番（丸山 一君） 先ほどの質疑の中で、植栽について、ちょっと不適切な部分がありましたので、削除をお願いいたします。

今まで二十数年になると思うんですけども、航空防除を毎年やってきたわけですね。ところ

が、これだけ松が枯れるということは、航空防除の効果というのは無いんじゃないかと。僕らも、いつもそういうことを話をするんだけど、県の人たちは、「いや、間違いなく効果はあります」と言われたけど、これだけ枯れてしまうと、もう効果は無いような気がするんですよ。ですから、それに変わるものとして、今度は樹幹注入をしたらどうかと。ところが、樹幹注入の場合は、先ほどの市長答弁の中では、効果は1年しかないということなんですよ。

あれだけの約2kmの範囲内、2.5kmぐらいありますけれども、そこを樹幹注入をするとすると、かなりのお金がかかるということでもありますので、航空防除と樹幹注入とか、そういうことも含めて、植栽について、県と協議されたらどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も、議員ただいまの発言のとおりだと思います。

長い間、航空防除を重ねてきている割には、毎年毎年被害が発生してきていると。

そしてまた、また新しい虫が寄生して枯れてきているということについては、この取り組みは見直さなきゃならないんじゃないかなというように思っています。

そしてまた、私どもの志布志港には、新若浜港が開設されまして、その新若浜港の防風の緑地帯においては、まさしく混栽がされているところでございます。

ということで、国においても、そのような方向に変わってきているというふうには感じておりますので、今後、市有地の松林において伐採をした所につきましては、混栽というようなことを国・県に理解を求めながらしてまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） 私は、いつも気付いているんですけども、志布志の体育館の下の公園の水路際にずっと植栽がしてありますよね、あの細い遊歩道の横ですよ。あの木は何なんだろうと、あれは六、七mの高さまでいってますよね。ですから、ああいう木も参考になるのか、ただあれが海岸端に植えられる木なのかどうか分かりませんが、先ほど言いましたとおり、トベラとかウバメガシ、クロガネモチ、マテガシ、シイノキこういう木は実際効果は高いと思うんですよ。これは造園屋さんの指導ですから、こういうことをいろいろ相談されまして、やられたらどうかと思うんですけども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま確認されました、その木については、私どもも確認を重ねながら、どのような樹木が適しているのかというふうには研究をしながら、植栽していきたいというふうに思っています。

まずもって、海岸に植栽する樹木でございますので、潮に打たれても枯れないということが、まず第一かなというふうには思っております。

そして、そのようなものが長年また、それこそ松のように100年も200年も持つような樹木になれるということが望まれるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○9番（丸山 一君） 特に、西押切地区になりますけれども、市有林の裏側の周遊コースの道路際に、今度は住宅が建ってますよね。あそこの人たちが「台風が来るたびに南側のガラス窓が傷だらけになる」と言われます。それは砂が飛んでくるわけです。実際僕らが台風のさなかにも、

いろいろ偵察、見張りで行きますけれども、ヘルメットをかぶっていても、ヘルメットの中まで砂が入ってくるわけです。帰ってきた時には顔はひどく、化粧をしたような感じになる。浜砂がいっぱい飛んできます。痛いぐらい飛んできます。そういう状況だから、窓ガラスが傷むのは間違いないのかなという気はいたします。

ですから、そういう飛来する砂を止めるためにも、ぜひ混栽という形で指導いただければ思います。

それと四、五日前に気付いたわけですがけれども、市有林の中にイノシシが出始めた。あんな界わいにイノシシがいるのかと。四、五日前に僕が通った時に、ある人がかっぱを着て散策に通ってきたんですよ。そしたら、一丁田の人だった。「丸山さん、イノシシがおっど」と、「見たど」というわけです。「イノシシがおいや」というような話をしたところ、ちょっといったら周遊コースの道路脇をずっと鼻でほじくった跡がずっとあって、西押切の所まで、東押切の所もあった。これは間違いなくイノシシがいると、「見たや」と言ったら、「1組おっど」という感じだったです。

ですから、どこから来たのか、それは分かりませんが、実際市有林の所にイノシシが一家族いるみたいなんですよ。

あそこは、鳥獣保護の観点でいうと保護区域にはなってないですね、鉄砲を持ってくる人たちがおられるわけですから、どうですかね、指定されてますかね。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 通山地区につきましては、鳥獣保護区ではありませんが、銃による猟は禁止されている区域になっています。

**○9番（丸山 一君）** 鉄砲による駆除は禁止されているということなんですけれども、ところがですね、何年か前は鉄砲の音がしたんですよ。

僕が前の質問で言ったとおり、クロツラヘラサギが実際、安楽川の突堤の所に、地球上に3,000羽ぐらいしかいないクロツラヘラサギの30羽ぐらいが越冬に来るんですよ。それが一斉に飛び上がったと。

そこに調査に来ていた野鳥の会の人たちが、「丸山さん、あそこは鳥獣保護区域じゃないんでしょう」と、「それは違うよ」と言ったんだけど、実際鉄砲を使った人がおったということで、その指導の方は、ぜひ徹底してやっていただきたい。

それと、駆除についても、今は一家族ですから、それを猟友会の人たちと、ぜひ早急に取り組んでいかないことには、また来年になると、相当また増えていくと思うんですが、どうでしょうか。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** イノシシが一家族おるということですので、今、猟期に入ってますので、また猟友会長とも現場を調査しながら対応は図っていきたいと思います。

**○9番（丸山 一君）** 早急な対応をするということで、安心しましたけど、今、一家族ですので、なるべく早い対応をお願いをしたいと思います。

それと、あそこは貴重な野鳥が、いろいろ種類がいるんですよ、あの松林の中には。ですから、



そういうことも含めてですね、ちょっと慎重な対応をお願いをしたいと思います。

次の質問にいきます。

東九州自動車道の野井倉地区にハーフインターが開設されるということですが、そこへ接続をする飯山・通山1号線、一丁田・宇都鼻線の交通量増加による、安心・安全の対策について質問をいたします。

ハーフインターと言われましたけれども、何年後ぐらいにこれは完成するんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先週この東九州自動車道の鹿屋・串良・志布志間の整備について、平成32年度までに供用を開始するという発表がされたところであります。

ということで、この有明のインターについても、その時期に合わせた形で、供用されるというふうに思っております。

○9番（丸山 一君） 今、答弁にありましたとおり、平成32年といいますと、あと3年後ぐらいには、あそこがオープンになるということなんですよ。であれば、オープンになりますと、ここに地図があります。これは当局から頂いたものですが、例えば、ハーフインターから出て右側に行きますと、一丁田・宇都鼻線になるわけです。それから今度は、港へ下りていく。それと、直進しますと通山地区へ来る、後ろへ走ると本庁の飯山地区の方へ走って来るということになるわけです。かなり交通量の増加、特に大型車両が増えると思うんです。そうなりますと、安心・安全なまちづくりを目指している市長といたしましては、市民に対してどう言い訳するんだらうと、3年後に完成するのであれば、その前に未整備部分を整備すべきじゃないかと考えるんですけれども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、先ほど答弁しましたように、平成32年度中にということで、供用がされるということですが、志布志有明インターチェンジは、仮称ですこれは、飯山・通山1号線と東九州自動車道が交差する位置に追加設置されるもので、平成29年8月4日に連結許可を受けたところでございます。

このインターチェンジは、鹿屋方面に向けてのハーフインターであり、1日の利用者台数は、約3,000台程度を見込んでおり、志布志港、臨海工業団地からのアクセス強化、迅速な救急医療活動への支援、災害に強い道路ネットワークの構築、観光資源へのアクセス向上などの効果を期待しているところでございます。

道路の改良についてでございますが、有明病院前交差点につきましては、用地の同意が得られず、事業がストップしておりましたが、今回受益者の同意が得られたことから、平成29年2月に国土交通省大隅河川国道事務所長に交差点改良の要望を提出しております。

それから、市道飯山・通山1号線の有明病院前交差点から未整備区間170mについては、国道との高さ調整が必要なことから、交差点改良にあわせて行う予定でございます。

その他についても、ただいま要望中でございまして、ハーフインターの開設に間に合うように

要望を重ねてまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） この飯山・通山1号線につきましては、長年我々が熱望している所でありまして、中島坂の下った所で終わっていたわけです。もう4年ぐらい前に市の方で改良するんだと、その後どうなるんだろうと、ただ幅ぐいが打たれたりしたら、ああ間違いなく進むなと思っていただところが、それからもう4年経ってしまって、もう幅ぐい等も伐開作業などによって無くなってしまったわけですが、今の答弁によりますと、ハーフインターの完成には間に合わせると、国交省と話が付いたということで、ひとまず安心をしているところです。

実際、今年の4月から5月にかけて国交省の担当に電話をしましたところ、「通山・押切地区は済みましたよ」と、「もう工事は完了です」と担当が言ったんですよ。「そんなことはないでしょう、いっぱい改良すべき所はありますよ、220号は」と。そしたら、「市の方といろいろ協議してくださいよ、僕らは市の方にいっぱい要望を出してますよ」と言われて、それから進展したと思うんですけどね。実際3年後には完成するということでもありますので、安心しております。

実際、交差点を右折車両が先頭にいますと、後続車両は抜けられないんですよ。ですから、あれがエプロンになるということであれば、我々にとっては大歓迎でありますので、私も地区に帰りまして、「市長がこう言ったど」と、「3年後にはできるらしいよ」ということは、皆さんにいろいろな説明会において、やりたいと思います。

同じ路線上の野井倉開田の真ん中にある信号、あの信号も直角じゃないわけですよ、少し15度ぐらい曲がってるわけです。あれも、例えば、ハーフインターから降りてきて、右へ曲がって、一丁田地区へ曲がる時に曲がりづらいのではないかと。右側に曲がると宇都鼻線ですが、あちらの方は広角ですからいいと思うんですけども、あの交差点改良も僕はすべきじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○建設課長（假屋眞治君） 今の交差点の所でございますけれども、ちょうどハーフインターを降りて、鹿屋からいきますと右に曲がった所の交差点です。ここにつきましては、ハーフインターができる関係で乗り降りができます。それから、側道の今度は出入りも出てきます。その関係もありまして、そして、今度は両方とも右折レーン環境も造らないといけない関係がありまして、それと線形の関係も含めて、道路改良をするということで、今その用地の取得に向けての交渉に入っているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今課長答弁にありましたとおり、もう用地交渉に入っているということで安心をしました。実際ああいう交差点があると事故が発生しやすいんですよ。実際車が、先ほどの答弁でありましたとおり、3,000台も出入りすることになりますと、必ず事故が起きる。特に、あそこが十五、六年前に信号が付いた時は、あそこで信号が付いて、あれだけの見通しの良い所で何で事故が起きるんだろうと、何回も事故が起きたんですよ。たまたま死亡事故が起きなかっただけ。だから、僕らとすれば、ああいう交差点、飯山・通山1号線の直線道路に関しましては、もうちょっと整備すべきじゃないかということで、例えば、歩道が無い部分も、まだ未整備があるんですよ。特に、こちらから行くと左側に3号水路があります。3号水路と道路との境界の所

に、今までも何回も満水状態の3号水路に車が途中まで入っているのが何回かあるわけです。ですから、建設課に頼んで古いガードレールでも何でもいいから、とりあえずつないでくれと、言いましたけれども、まだ完全にはなっていないんですよ。ですから、あそこをですね、引揚げてきたガードレールでもいいですから、できれば立ち上げていただいて、なおかつ道路幅員も広げて歩道設置というところまでは、事業拡大はできないもんですかね。

○建設課長（假屋眞治君） 今言われます一丁田・宇都鼻線は、その先ほどの交差点から田尾橋へ向かう所の道路のことではなくて。

[丸山 一君「通山・飯山1号線」と呼ぶ]

○建設課長（假屋眞治君） そちらの方につきましては、ガードレールの話もあったということですので、そこは建設課の方で、もう一回検討してみたいと思います。

○9番（丸山 一君） 先ほど言いましたとおり、今までも何回か対応したことがあります。実際、吉村方面から通山方面に走ってきますと、道路左側が3号水路、そこに高土手でもあればいいんですけども、無い所にたまたま車が斜めに突っ込んでいって、あの水路の脇で止まってたんですよ。それで朝電話がきて、何でこんな所に車が走るんだよと、あれ水路に落ちなかったからよかったんですよ。ですから、できれば無い所はガードレールをとりあえず付設していただきたい。

それとコスモス祭りをして分かったんですけども、歩道がありませんので、かなりこう、車道ですからね、両方とも。中学校の通学路はありますけれども、道路上に歩道設置がありませんので、できれば、ハーフインターができるのにあわせて歩道設置の道路改良ということも、できれば考えていただきたい。ハーフインターから降りて、本庁へ来る人たち、通山方面へ下りる人たちもかなり出てくると思うんですよ。本庁にとりましても表玄関の道路ですから、ある退職をされた課長さんは、「丸山さん、片側二車線の道路を造りやい」ということを言われたこともあるんですけども、そこまではいなくても、できれば、歩道設置についてはどうですかね。

○建設課長（假屋眞治君） 今、飯山・通山1号線につきましても、今グリーンロードの交差点から、順次今までも整備をしてきておりまして、今年度はハーフインターの手前の真ん中の所を217m、今工事を発注しています。これにつきましては、歩道はなくて路側帯が75cmずつあるような格好の道路で、歩道については、その水路の外側にあるということで、そこは自動車と路側帯ということで、計画をして進めているということでございます。

○9番（丸山 一君） 道路と路側帯75cmか、そのぐらいですよ、あれは。歩道という名目じゃないわけですよ、あれは路側帯。実際、今までも何回か質問をしましたがけれども、3号水路整備が進みますと、歩道は十分取れるんですけどね、なかなか今までの質問の中でも3号水路については、なかなか補助制度が無いということで進みませんので、このことは申し上げませんが、できれば企画政策課の方でも、いろいろ補助事業を探しまして、3号水路に関しましては、何とか事業を見つけていただきたい。

ハーフインターができることによりまして、例えば、吉村方面、通山方面、一丁田方面、宇都

鼻方面という所に交通量が増えてきますので、やっぱり安心・安全な対策のためには、ぜひとも、特に3年後には完成するということがありますので、ある程度めどを立ててやっていただきたい。

次に、一丁田・宇都鼻線、下りて行って右、左、宇都鼻方面と一丁田方面です。一丁田は下りていきますと、今度は新設する香月線につながる。そこから行きますと、今度は工業団地を抜けて行きますと、港へ直結する道路、この路線沿いが、今様々な業者さんが志布志に進出をしてきたいというので、かなりアポを取って来られる。これがいろんな様々な業種の人たちが一番注目されている地域があるんですよ。

ただ、交通のことを考えますと、下りて右に行くと、信号を左折した時に、丸五商店がある、あそこまでは下から道路改良がきている。歩道があそこはあるんですよ。ところが、あそこから田尾橋方面に、今度は歩道が全然無いんですよ。だから、これも3年後に完成するんであれば、それまでに何とかなりませんかとお伺いします。

○建設課長（假屋眞治君） 今言われました一丁田・宇都鼻線の歩道のことですけれども、今言われますとおり、丸五の先の方はありまして、途中ができていません。これについては、用地について同意が得られなかったものですから、そのままになっている状況ですので、また用地については、私どもの方で交渉をしていきたいと思えます。

それから、今度は田尾橋へ向けてなんですけれども、これについては今歩道が無いんですけれども、過疎計画の中で一丁田・宇都鼻線の中で歩道設置ということで、改良ということで計画が上がっておりますので、それに基づいて、これについても進めてまいりますが、後は来年から、今もなんですけれども、香月線とか橋を架けたりとか、そういう事業が目白押しですので、財政と相談しながら計画をしていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○9番（丸山 一君） 香月線の整備等については、かなり予算を食うなという気はします。ただ、丸五の横の信号から田尾橋方面へは、大雨が降るたびに道路が川になるんですよ。今までも何回もそういうことがある。僕は写真を撮って、旧町時代も合併後も何回か写真等を提出して改良をして欲しいということは言ってきました。道路脇の排水路が、あれは狭いんですよ。特に、あの水路は野井倉改良区からの田んぼの余り水も来るわけですから、雨が降るたんびにあの道路全体が川になって流れて行く。田尾橋まで走って行くわけですよ。そしたら、今度は下から走って来る車はきれいですよ、水を吹き飛ばしていきますから。だけど、怖いんですよ、倒れたらやばいなという、何回も要望を出しているけれども、全部その後、進展していない。ですから、このハーフインターの工事を機に、ぜひそこを改良していただきたい。歩道が無い部分をできれば歩道設置をしたいという要望でありますけれども、なかなか予算的に難しいんであれば、じゃあその中で肆部合の信号から田尾橋方向の右側の所ですよ、信号から15mぐらい行った所に野井倉土地改良区の水路が通っていますよね、あれは土水路です。

合併前に地区の人たちから頼まれて、当時の役場の建設課の方に話を持っていたところが、当時の課長さんいわく、「丸山さん、片平普現堂から工事をして来ちょっとやから、五、六年すれ

ばここずい来っど」と、当時の課長に言われて、「ああそうや、五、六年で来っつやな」というので、じっと待っていたんですけども、それから12年ですよ、もう。12年経ってもまだ来ない、田尾橋までも来ないわけですから。

あれから40年じゃないですけどね、もう12年経ったんですよ。当時の反土作業をする人たちも、その当時は、まだ50代から60代だった、ところが今見てますと、もう70歳以上ですよ。後期高齢者になるような人たちが、みんな胴長を着て作業をしているわけですから。特に、反土作業の二、三日前に雨が降りますと、あの土水路の中に入って、上げているわけですよ。僕は13年前に頼まれたのに申し訳ないなという気持ちでいっぱいなんですよね。

ですから、予算的に財政課長がなかなかうんと言わないのであれば、あの区域の土水路改良だけでも、ぜひ優先してやっていただきたいと思うんですけども。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本地区の整備につきましては、平成27年度に水田のほ場事業が採択されまして、現在整備中でございます。

本事業では、地区内の水田約16haの整備を行います。本事業は、農業の維持継続、生産向上を目的とし、大規模区画の造成及び農道の拡幅を行います。

また、用排水の分離化を図り、用水をパイプライン化することで維持管理の軽減を図ることでございます。

したがいまして、御質問になりました土水路につきましては、今後の維持管理を考慮し、三面水路での改修を計画しております。幅が1.8m、高さ1.5mの水路になるということで、現在の断面は、上幅が1.26m、下幅が0.9m、高さが0.9mの台形状になっております。これにつきまして、現在の断面と比べますと、約2.8倍の断面となりますので、地域の皆様が心配されている豪雨時における水路いっ水については、道路冠水は発生しにくい環境になるというふうに考えております。

**○9番（丸山 一君）** 市長、その早口でペラペラとしゃべらないで、もうちょっとゆっくりしゃべってください。

既設の土水路の幅と、改良をした後の水路の幅をお願いします。

**○市長（本田修一君）** それでは、ゆっくりと説明申し上げます。

幅1.8m、高さ1.5mの水路に改修というふうになるところでございますが、現在の断面は上幅が1.26m、下幅が0.9m、高さが0.9mの台形状となっております。したがいまして、現在の断面と比較しまして、約2.8倍の断面となるところでございます。

**○9番（丸山 一君）** 既設の1.26mの幅が1.8mに小さくちゃいけない、これはやっぱり降水量とかいろいろな計算をされての結果でしょうね。そうなりますと、あの部分に歩道というのは難しくなるんですかね。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今の既設断面につきましては、道路横断部の既設のコンクリートの断面でありまして、たいがい土水路の区間になっておりますので、その部分が今度はコンクリートになりますということであれば、大分残地が出てきますので、その残地を利用した形

での歩道設置というのは、また現場を再調査して、測量して設計しないといけないですが、大分余裕はあると思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 実際、道路の反対側、水路の田んぼ側は畦畔がありまして、それから土水路がありまして、道路となりますよね。かなり広い部分があるわけですが、多分3m近くはあるんじゃないかと思うんですよね。そこにコンクリート二次製品の三面張り水路をしますと、3分の2ぐらいで済むんじゃないと。であれば、道路幅員を広げても、歩道設置部分はあるんじゃないかというので、13年ぐらい前に当時の課長さんをお願いをしたところなんですよね。

今、課長答弁にありましたとおり、そのぐらい出るんじゃないかということではありますが、これは予算はどこから出るわけですかね。ほ場整備の方から出るんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在計画しております排水路につきましては、肆部合地区のほ場整備の中で同時に実施はしていくところでございます。

○9番（丸山 一君） あの水路のちょうど反対側に、道路の反対側になりますけれども、あそこは有名な板碑があるんですよね。あの板碑は、また話せば長いんですけども、かなり有名な板碑でありまして、南北朝時代の戦の跡の板碑ですけど、あれはかなり日本中の歴史学者から注目されている板碑で、あれの後ろを見ますと梵字で書いてある。ですから、あれを保護するためにも、ぜひですね、何とか道路改良をしながら、あの板碑を守りながら歩道設置をして水路の三面張りもしていただきたい。ほ場整備の中であるのであれば、大体何年後ぐらいにはできるんですかね、めどは立たないんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、肆部合地区につきましては、事前換地を進めまして、大体めどがついたところでありまして、工事につきましては、今年2工区、パイプラインの工事は発注しているところでございます。

来年度におきましては、面工事と水路を含めて、一応県の方には要望しているところでございますが、予算の付き具合を見まして、また調整はしていきたいと思えます。

○9番（丸山 一君） 大体前向きな答弁がありましたので、これで終わりにしたいんですけども、できれば水路に関しましては、なるべく急いでいただきたい。実際もう70歳を超えた我々じいさんたちが一生懸命になって、反土作業をしますんで、これがだんだん3年、5年と経つにしたがって、もう作業できなくなるんですよ。あそこの地区も若い人たちはいない。ですから、そういう人たちのことを考えると、ほ場整備の方で、なるべく早い時期にやってもらえないかなという気がしますが、もう一度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

長い期間要望が重ねられた改良について、ようやく具体的に、それが改良の絵が示されたということございまして、このことにつきましては、基盤整備事業の進展とあわせて取り組んでいくということでございますので、私どもも一日も早い完成を目指し要望は重ねてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど私の方で答弁いたしました志布志・有明インターチェンジから降りる所の有

明病院前交差点の所でございますが、このことにつきまして、インターは3年後には供用されるということになります。それに合わせた形で改良がされるよう、国へ要望しているというようなことですので、必ずしも、その期間に完成ということではないということの後理解いただければというふうに思います。

[丸山 一君「終わります」]と呼ぶ

○議長（岩根賢二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

2時35分から再開いたします。

○

午後2時20分 休憩

午後2時34分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 皆さん改めまして、こんにちは。

一般質問に入る前に、昨夜ある会に参加していた際に教育委員会の方々に偶然出会いました。お連れの方が3人いらして名刺を頂きました。その名刺が、こういう名刺であります。この名は、栃木県の教育委員会事務局ということで、学校教育課の方の名刺で、栃木県の「とちまるくん」で、裏に、いちごが特産品ということで、いちごの中に名前が書いてありました。一人の方は、小山市教育委員会の学校教育課ということで、児童生徒指導係ということで、「この用紙は遊水池の葦を30%使用しています」ということで、再生紙で作ってある名刺でありました。この方は、先ほど言いました教育委員会の方ですね。

そして、もうひと方は、小山市立小山城南中学校の研究主任ということで、先生でありましたが、この方は、こういう名刺で3人の方と偶然出会いました。その中で、名刺を見まして、とても地元愛、そして栃木県ということで、すごく地元愛も強い方だなと、PRだけではないなということで、志布志市の方も、こういうことを取り組んでいらっしゃると思うんですが、参考になるのではと感じました。

そして、その中で、「そうそうたるこの3人のメンバーで、なぜ志布志に来られたんですか」とお伺いしたら、「志布志市の学校教育の取り組みが全国的に見ても、大変素晴らしいので、今回3人で研修に伺いました」ということで、すごく熱心に、それぞれ志布志市の良さをいろいろおっしゃるわけですね。受ける方は、私一人が、「はあ」って受けましたけれども、そういう中で、本当にリップサービスではなくて、本市の教育委員会に対する、本当に真の評価をされているんだなというのを会話の中で、やり取りの中で強く感じましたので、本当に昨日の同僚議員の質問等の中で、教育委員会、学校教育課とか、学校教育としては大変な問題を抱えて、そしてまた、教職員の残業とか、働き方とか、そういうものをもろもろ抱えている中でも、対外的に見ました

ら、全国的にはそういう状況にあるのかというのを様々に話の中で実感しまして、志布志人として少し、偶然でしたので感動さえ覚えました。

相田みつを氏の日めくりカレンダーの月の初め一日は、「人の出会いが」という言葉で一日が始まります。二日目はまた違って、三日目は違うということで、日めくりを毎日めくっていますが、その「人の出会いが」という言葉の中に、「人の出会いは感動を生み、難しい理屈はいらないんだなあ」というのがあります。

残り少ない任期の中、一期一会を大切にしたいと、思いを強くいたしました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

一問一答方式でまいります。

最初1点目は、公共施設の環境行政についてであります。

志布志町の志布志小学校区や香月小学校区周辺地域には、公共施設として公衆トイレや駐車場を完備し、遊具施設まである公園が、それぞれ1か所といわず何か所かあります。

しかし、安楽小学校区周辺地域には、そのような公園は1か所もありません。育ち盛りの子供たちが、安心してボール遊びのできる開放された広場が全然ありません。このことは、同じ志布志町という中であって、公共サービスを受ける側として、不公平感をいっぱい感じます。「公平って言えるのですか」という、子育て世代など、市民の方々の不満の声をたくさん聞きました。

今回、市民との話を重ねながら、他にもいろいろな課題があることに気付かされました。このような現状を踏まえ、子育て世代の方々、未来を担っている子供たちのために、また、老若男女、市民のために安楽地区公民館をはじめ、この地域の周辺環境をしっかりと精査して、公平性を保つためにも、公共施設の整備を早急に図る必要があると考えました。

そのような観点から、市民の声を代弁して、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目から5点目までは、安楽地区公民館についてであります。

志布志、香月、安楽地区公民館は、条例公民館ですが、普通、自治会など集落の公民館なども「公民館」と呼び、市民的には「どこがどう違うのか」と聞かれても、区別できていないのが大半ではないかと思えます。

そこで、条例公民館との違いが分かるように説明を求めます。

また、この条例公民館である三つの公民館には、駐車場があるのか、無いのか。駐車場の有無もあわせて現状をお伺いいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほどは、教育委員会に対するお褒めと激励をいただきまして、ありがとうございました。様々な課題はありますけれども、更に頑張ってまいりたいと思います。

先ほどの質問にお答えいたします。

条例公民館というのは、社会教育法第21条第1項の規定に基づいて、本市の条例で公民館の設置及び管理に関する事項を定めた施設となります。

条例公民館は、市民の教養の向上と健康の増進を図る社会福祉の増進に供するとともに、生涯学習の推進や校区公民館活動など、各種団体機関等の支援を行うために設置している施設であり



ます。

このため、できるだけ市民が利用しやすい環境を提供しなければならないと考えております。

現在、本市には志布志地区が安楽、志布志、香月の三つ公民館。有明地区が伊崎田、有明、川西、この三つの公民館。松山地区が新橋、泰野、尾野見など、あわせて九つの条例公民館を設置しており、それぞれの公民館に公民館主事を配置し、目的達成のための事業を実施しているというところでございます。

○議長（岩根賢二君） 駐車場の有無についてもということでしたが。

○生涯学習課長（若松利広君） お尋ねの志布志地区内の条例公民館の駐車場の設置状況ですけれども、安楽地区公民館が山宮神社の公民館を利用しているということで、二つの香月、志布志地区公民館については、駐車場は設置してあるというところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） それでは、2点目に入ります。

安楽地区公民館の年間行事と、生涯学習課が所管する講座等を含めた利活用の状況についてをお伺いします。

○生涯学習課長（若松利広君） お答えします。

安楽地区公民館の平成28年度の利用実績では、年間693回、延べ7,112人の利用者数となっているところでございます。

安楽校区公民館の主な行事としましては、総会、役員会などの各種会議をはじめ、山宮神社の祭事、正月踊りや、春祭りなどの伝統行事など、校区公民館としては年間56回程度利用されております。

生涯学習課関連では、生涯学習講座が202回で、その他、主な利用団体といたしましては、文化協会の加盟団体が174回、県や市などの行政機関が81回、子ども会やスポーツ少年団など、青少年の団体が31回の利用となっているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 今1点目で駐車場が無いということ。2点目で年間行事と生涯学習課が所管する講座等も含めた利活用の状況についてお示しいただきました。

それでは3点目、平成26年度から平成28年度の過去3年間の利用者実績数と、今後のこれからの利用見込みについての見解をお伺いいたします。

○生涯学習課長（若松利広君） お答えいたします。

安楽地区公民館の利用者は、平成26年度が8,428人、平成27年度が6,641人、平成28年度が7,112人、平成26年度から28年度までの3か年の平均は、7,394人の利用実績となっております。

公民館の利用者数につきましては、各年度で増減の違いはあるものの、安楽地区公民館をはじめ、市内の条例公民館の利用者数は全体的には若干減少傾向にあるところでございます。

このため、魅力ある生涯学習講座の開設など、生涯学習の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 過去3年間の利用者実績数ということで、年間7,394人ということでお示しいただきましたが、そのことを踏まえまして、2点目、3点目として利活用内容と利用者実

績数を示されまして、その方々のいろいろな利用をされる方々の、その利用手段ですね、徒歩で来るとか、車で来るとか、便乗してとか。その手段は、ほとんど車だとは思いますが、大体どのように把握されていますでしょうか。

○生涯学習課長（若松利広君） 公民館までの利用手段につきましては、ちょっと把握はしていないところですが、おおむね車で、生涯学習講座等につきましては、車で来場されるというふうに伺っております。

○11番（鶴迫京子さん） 今、車社会でありますし、「把握はしていないが車で来られていると思う」という答弁をいただきましたが、この利用者数、年間7,394人とか、生涯学習講座で202回行われたということでもあります。

生涯学習というと1講座当たり2時間ぐらいありまして、午前中に1講座入って、10人以上出ないと生涯学習は開設されませんので、その生涯学習講座だけをとったとしまして、車で利用者が駐車して、どのぐらいの時間公民館内に滞在しているのか、少なく見積もっても、生涯学習講座で1講座当たり2時間として、10人の場合、全員が車で来たと仮定して、10台として、そうやって計算しましたら、午前、午後で2回講座が、2講座あったとなった場合は20台の4時間、これを週5日といたしまして、100台の20時間、4週で大体1か月ぐらいで400台の80時間とか、掛ける1年で4,800台とか、そのようになりまして、時間的には960時間とかなります。

これは、ただ大ざっぱな計算であります。もちろん先ほど利用台数や駐車実績は把握されていないということでしたが、再度お聞きしますが、把握はしてないけど、大体どのように想像されていますか。駐車場の無い、安楽地区公民館を利用して、車で来られる方々が年間を通して、先ほど利用者も述べられましたが、大体どのような状況で日々車の駐車が行われているのか、シミュレーションと申しますか、どのような感想をお持ちですか。

○教育長（和田幸一郎君） 安楽地区の公民館の利用というのは、生涯学習講座だけではなくて、先ほど言いましたように、文化協会が使ったり、行政機関が使ったり、少年団が使ったり、いろんな団体がたくさん使うわけですが、生涯学習講座に限って申しますと、安楽地区の公民館で生涯学習講座に参加している学生と申しますか、参加生は171人ということでございます。そう申しますと、月1回、この方々が公民館を利用して生涯学習講座に来ると申しますと、1,700人近くの学生が公民館を利用して駐車をしていると。そういう状況に大まかにはなるのではないかなと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 1,700人近くが利用しているのではないかと申しますので、車にしても大変な数ではなかろうかと思いますが、「山宮神社の駐車場を借りて駐車している状況である」と先ほどお示しいただきました。

そこで、4点目ですが、公民館を利用される方々は、駐車場として自分たちは山宮神社の駐車場を利用しているという、そういう認識をお持ちであるのか、無いのか。市としては、その状況を把握されているのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

志布志地区は、安楽、志布志、香月地区の条例公民館がありますが、安楽地区公民館は他の公民館と違い、専用の駐車場は設けておらず、隣接する山宮神社の駐車場を利用させていただいているのが現状です。

公民館を利用される方々が山宮神社の駐車場であることを認識されているかについては、把握しておりませんが、安楽地域にお住まいの方につきましては、山宮神社の駐車場を利用しているということについては、認識されているのではないかと考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** ただいま市長が答弁しましたとおり、隣接する山宮神社の駐車場を利用している現状は、私どもも認識しているところでございます。

公民館を利用される方々が、山宮神社の駐車場であることを認識されているかについて、具体的には把握しておりませんが、今回、山宮神社の関係者や公民館長、公民館主事等に確認しましたところ、駐車場利用に対する苦情等は、特にございません。このため、利用者の皆さんも、駐車場の利用にあたっては、山宮神社と公民館が相互に利用する駐車場であることを認識しておられるのではないかなと感じております。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今市長の答弁によりまして「安楽地域にお住まいの方は認識されているのではないかな」と答弁がありました。まさしく、そのとおりで、私自身が山宮神社をいろいろ「夏越しそば」とか、いろいろ「春のダゴ祭り」とか、そういう時には参加させていただいているんですが、そして、お正月とか、他におはらいとか利用してはいますが、境内の鳥居の前、あんまり深くそういうことを考えたことがなくて、鳥居の辺り、山宮神社の駐車場というのは分かりますが、公民館の近くの周りといいますか、その辺りは、公民館の駐車場の区域なんだろうなという思いでずっときていましたので、そういうことを安楽の市民の方からお伺いした時に、本当にそういうことまで深く考えてなかった、認識してなかったということ自分を反省しながら、このことを質問しているわけでありますが、先ほど公民館主事とか把握しているということで、公民館の中には、事務室の前に、ドアの所に「お願い」ということで、主事の方が心を配って貼り紙がしてあって、「駐車場は神社の駐車場を利用してますので」ということで、この辺りに止めてくださいという貼り紙がしてあるんですが、それが公民館の中でありまして、公民館の中まで入って利用される方は、その貼り紙を見られたりするとは思いますが、そういう山宮神社の駐車場の中に、はたしてそういうことが何か提示されてあるかなと思いましたが、全然そういうのが公民館側からも無かったわけですね、神社側もそういうのはありませんでした。ですので、そういうところで、私みたいな認識の無い者が、そんなに深く考えないで、公民館の近くは公民館の駐車だという認識の下、そういう使い方をしているという人も多いのではないかと思います、もういっぺん、そこらあたりは、どのような感想でしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 安楽地区公民館につきましては、どうしても神社の中にあるということで、これまでも慣例といいますか、そういう形で共同で利用する状況というのが、ずっと続いておりまして、先ほど申し上げましたように、安楽地区の方々には共同で利用される駐車場であるんだなということは認識をしております。

ただ、講座ですので、いろんな所から来るわけで、そういう方々にとってみれば、それが神社の駐車場と安楽地区の公民館と共用しているということについての認識は、なかなかできてないんだらうと思います。

これまでずっとそういう形で、共同で利用されてまして、特にそれについて、私ども苦情とか、そういうことは今のところ聞いておりませんでしたので、慣例として、そういうような使い方になっているという状況で理解をしてもらっている、そういうところであります。

**○11番（鶴迫京子さん）** 駐車場を共に利用する上で、神社側に支障を来したり、また迷惑をかけたことは無かったのか、今、苦情は何も無いということではありますが、山宮神社と公民館との行事などが重なったりとかありますので、そのすみ分けがしっかりなされているのか、連絡・調整の方法など、どのようなものになっているのか、お伺いいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほど申し上げましたように、特に山宮神社の方から、ここを駐車場にしても困るとか、そういうことについては、総代の方々からも特に意見等ももらっていないところですけども、もし、いろんな苦情とかそういうのがあれば、また今後、公民館と、それから山宮神社の総代の方々と相談をしながら検討していく必要はあるのかなと思います。

現時点では、特に山宮神社の方から駐車場が使えなくて困るとか、そういうことは特に聞いておりません。同じ地域の中で、やっぱりお互いが理解し合って助け合ってやっていくという、そういう考え方下なんでしょうけれども、山宮神社の方も理解をしていただいて、共同での利用をというふうになっているところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 答弁がありましたように、これまでは、そのようなことで過ぎてきたのではないかと。お互いにいい意味での相手の思いを思いはかって、お互いに神社側も市の行政側も公民館側もそんなくをしてきて、今のような関係があって、そして、苦情も無いということになっておろうかなと思います。まして、神事が行われる場所でもありますので、向こう側としましては、苦情とかそういうことは、私は伊勢堀の駐車場のことも言ったことがありますが、お寺とか神社とか、そういう所はやっぱりそういう所でもありますので、なかなかそちら側からということは無いかもかもしれませんが、この駐車場が安楽地区公民館に無いということを知りまして、果たして、このことは今までそのまま放置して、またこれからも、有り難いなと思って、このままの状況で使っていていいものかという思いがありまして、こういう質問をしようと思ったわけでありまして。

それで、すみ分けはなされているということで、お互いにということではありますが、生きがい大学とか、先ほどいろんなことで生涯学習講座だけでなく使われたりしますが、大型バスとか、そういうのも利用されたりした場合、長時間止められたりすることもあるわけですね。そして、神社側は神社側で、やっぱりおはらいも、いろんなおはらいがあるのではないですかね、車の新車のとか、そしてまた、七草とか、そういうのもおはらいがありますが、いろんなことが考えられて、やっぱり駐車場というのが、公民館利用者が、当たり前と言ったらいけませんけれども、

知らない者は当たり前のようにして、公民館の駐車場というような認識で、堂々と止めたりしている人もいるのでは、中にはあるのではないかなと思います。そして、そうなった場合、モラルの欠如、そういうことを認識していなかったら、神社の駐車場を使わせていただいているなどというような、そういう配慮をした使い方ではなくて、何か違ったものになっていくのではないかな、認識不足のためによる、そういうのが今後も起きないとも限りませんので、安楽地区公民館が、駐車場が設置されていない状況の中、これまで長きにわたり山宮神社の駐車場を使用して不自由なく公民館活動ができています。そのことは、あくまでも先ほども何度も言いましたが、神社側の配慮によるものです。このことは、市民にもう少し、「安楽地区の市民は知っているよ」という答弁をいただきましたが、もっと志布志市というのは安楽だけではありませんので、教育長が答弁されましたように地区外からも講座利用したりいろいろするわけでありますので、市民に広く啓発し周知徹底することに行政側は努力しなければならないと考えます。

また、これまでも、努力してこなければならなかったのではないかなと思いますが、市長、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど教育長も答弁しましたように、この駐車場においては、山宮神社の駐車場であり、また、そのことを公民館利用者が利用することについては、慣例であるのか分かりませんが、山宮神社の駐車場を公民館利用の方々が、そのまま使用させていただいているということであります。

今後においてでございますが、今まで何らかの形で利用についての苦情等、あるいは要望等というのは特に無かったところでございますが、少しこのことについては神社側ときちんと整理して、市民の皆様方にお知らせしたいというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 神社側と協議して、また市民の方にとということでありますが、早速できることとしまして、公民館側にやっぱり看板なり、周知するための方策、そういうことをまず看板として知らすべきではないですか、協議する前に。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公民館を利用される方々についても、駐車場が山宮神社の駐車場になっているということについて、御理解されておられない方が多分おられるというふうに思いますので、今後利用にあたっては、山宮神社の駐車場でありますので、そのことについては十分配慮した形での駐車場利用をお願いしますというような形での掲載は直ちに教育委員会にお願いしたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 公民館外にですよね、掲示されるのは。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今すぐできることということで、御提案がございましたので、公民館の利用者の方々が改めてこの駐車場においては、山宮神社の駐車場であるということを示させていただいて、御利用をしていただくというような形にすればというふうに思ったところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 先ほども言いましたが、もちろん条例には駐車場を設置しなければならないというふうにはなっていないのかもしれませんが。都市公園は「設置しなければならない」

となっていますが、ですが、先ほど言いましたように、その2地区公民館には、今、車社会でありながら駐車場が設置されている。そして、利用者も実績も今述べていただきました。そういう中で、市長の率直な意見として、駐車場はこのまま、そういう掲示はしますね、掲示はしますが、安楽地区公民館に駐車場は無くてもいいというような、今こういう通告をしているわけですので、そのことに対する気持ちといいますか、どのようにお考えですか、見解は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公民館を利用される方は、多くの方々が車で来られるということについて、担当の方で答弁があったところでございます。その方々が別途市営の駐車場が必要だということについての御意見というのは無かったところございますので、改めて山宮神社側と話をさせていただき、そのことについて、今後も公民館利用者が駐車場として利用していただける環境をつくっていききたいということと、答弁したところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） それでは、神社側と協議してということで、今答弁をいただきましたが、5点目としてあげておりますが、駐車場として、市の土地といいますと、あそこのちょうど道路真向かいに、安楽分団消防詰所の跡地や、隣接する民有地、空き家とか、JAそお鹿児島安楽事業所の跡地などがありますが、そういう所の利活用などは考えられないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

安楽分団消防詰所跡地については、現在女性消防隊の臨時的な活動の場として利用されているということでございます。

また、JAそお鹿児島安楽事業所跡地につきましても、現在、JAそおの荷物置場ということで活用されているということであるようでございます。このため公民館駐車場として、この土地については取得できる状況にはないというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、安楽地区公民館建設当初から山宮神社の駐車場を利用させていただいておりますが、先ほどから答弁していますように、これまで公民館長さんや駐車場利用者をはじめ、山宮神社の関係者等から、特に苦情とか要望というのは伺っておりません。このようなことから、これまでどおり山宮神社の駐車場を利用させていただきたいというふうに考えております。

ただし、地域の方々が、どうしても駐車場を他の所という要望等があれば、また考えなければいけないんですが、今の時点では特に校区の方々も新しい所に駐車場をという要望等も聞いておりませんので、現状のままで、今のところ利用を続けさせていただければと、そういうふうに考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 現状のところ、地域から、そういう要望も出ていないので、山宮神社の駐車場を利用するというところであります。

まだ、今お話し合いもされていませんので、るる今から、お話し合いをされていくのだとは思

いますが、これまでの経緯で、やはり市独自の、これからも、今の答弁によりますと、そういう要望も無いので、そして、神社からも無いのでということではありますが、未来永劫にわたって公民館に駐車場は造れないというようなニュアンスに取ったのですが、そうした場合、神社と協議して、神社の方が、それでは神社専用に使いますとなった場合は、考えられるわけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

神社側と協議をするということで、神社の方でそのような形で神社の利用者専用の駐車場とさせていただけますということになったら、多分別途公民館の駐車場を確保するということが必要になるというふうには思うところがございます。

○11番（鶴迫京子さん） その協議というのは、これからでありますので、どのような方向になっていくのかは分かりませんが、その中にありまして、もちろん、これまで市のトップとして山宮神社側の方に、そういう駐車場として長年使わせていただいたということで、謝意は表されたことはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

正直なところ、私もうかつでして、改めて、この駐車場は神社側の駐車場だったんだということにつきましては、今回の御質問を受けて認識したところであります。

ただ、いつもいつも神社には行っておりますので、その際に公民館の方々も不自由が無い形での利用をされてきているということがございますので、その所有者が誰かということについては、別段考えてもいなかったということがございます。

○11番（鶴迫京子さん） ただいま市長の方も、そういう認識が無かったということでもあります。市のトップである市長が認識が無いということでもありますので、今まで、夏越しそばとか、手べしの踊りとか、ああいうのを見に行っても、そして、あそこで、そばの振るまいがありますね、そういう時にも、本当に何か市の認識不足で、今までの自分の姿を反省しまして、振り返って見た場合、やっぱりちょっと違ったのかなという思いがありました。

市長も認識していなかったということではありますが、再度市長の逆の立場となったときに、果たして、いろんな苦情が言えますか。市長が神社の関係者で、その場合、相手の立場に立った配慮というか、絶対とっていいほど何も言えないのではないですかね、どんなものですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当時、公民館建設をする際に、そういったところの内容の話があったのかもしれませんが、記録として残ってないということございまして、その後、例えば、今お話にありましたように、あそこの神社の駐車場でイベントをする時には、その時には神社側と協議して、おことわりして開催をさせていただいている。そしてまた、神社側としても来られた方々が鳥居をくぐって参拝をされるということで喜んでおられるという面もあるということがございます。

○11番（鶴迫京子さん） 認識が無い者にとっては、ごく当たり前のことも、反対に認識してからは、すごくいろんなことが目に留まるんですね、課題として。

昨日も、ちょっと寄ってみましたら、神社の境内で子供たちが学校帰りに一生懸命社務所の前

で勉強をしていました。とてもいい光景だなど、普通は思います。だけど、本当にそうですよね、自分たちも境内でいろいろ遊んだりした記憶があります。学校の庭とか、神社とか、お寺とか、ですが今の社会情勢の中で、そういうことを違う視点で捉えた場合どうでしょうか。風紀上とか、防犯上とか、いろんなことを考え合わせ持てば大変危険な場所にもなるわけですね。なぜそこで勉強をしていたかという、なぜだと思いませんか。

○市長（本田修一君） 正直言って、ちょっと想像がつかないところでございますが、多分学校帰りに友達と話をし合いながら、ちょっとここを教えてよとか、ここをやってみようとかいうことで、たまたま、そこにそういった場所があったからやっていたということもあるのかなというふうには思ったところでございます。正直そのことについては分かりません。

○11番（鶴迫京子さん） 子育てが終わった世代は、そのように考えるかもしれませんが、今子育て中の保護者にとっては、学校では送迎は駄目ですよということにはなっていますが、現状として塾通いとか、いろんなことがありまして、そして、その時間設定に遅れないように、神社の境内で待ち合わせが行われております。保護者の方も学校の終わる時間に、あそこで駐車して待っていて、子供が早かった場合は、多分私も親だった時がありますので、その間は来るまで勉強してなさいね、とか言われるんじゃないかなと思うんですが、一生懸命勉強しています。だから、すごくほほえましい一方では、どうかな防犯上というか、今いろんな危険な状況でありますので、そういうことも思ったりします。そのようなことをお聞きして、どうでしょうか。

○議長（岩根賢二君） 教育長でいいですか。

○11番（鶴迫京子さん） はい。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの子供が神社境内で勉強していたという光景ですけれども、議員言われましたように、あそこで送り迎えをしている保護者というのが結構いらっしゃるということで、多分その日は公民館が閉まっていたんじゃないかなと思います。ふだんは公民館の中で子供たちは保護者が迎えに来るのを待つ間に勉強していると。見られたのは外での光景ですかね。

〔鶴迫京子君「外です」と呼ぶ〕

○教育長（和田幸一郎君） それは、多分公民館が閉まってて、それで外で勉強していた光景ではないでしょうかね。

あそこが保護者の送り迎えの場所になっているということは、今後やっぱり学校の方にもきちんと促していく必要があるのかなというふうに思います。朝、それから帰りの迎えが公民館で行われているということで、私ども教育委員会の方としては、できるだけ歩いて登下校という方向でやっているんですが、いろんな事情があって、どうしても送り迎えがあるという場合には、あの公民館が利用されているという現状はありますので、できるだけ歩いて登下校というのは全部の学校にお願いしているところですので、そういう方向というのは、これからまた進めていく必要があるんだろうなど、そういうふうに思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 子供の送迎ということで、そこでもやはり公平かなと思うようなこと



がありますよね。

ある小学校ですが、ある学校では、危ないので交通量が多いので、学校の正面とか正門前とか横とか、そういう所では車の送り迎えとか、乗せたり降りたりはしないようにということで、志布志小学校と香月小学校は、学校の隣に隣接して駐車場ができてますね、香月は給食センターの跡地が駐車場になっています。志布志小学校は県の事業でできていますよね、だから、そういう所を保護者の方は利用されて、全然危なくななくて駐車できますが、先ほど言われました安楽地区の子供さん方は、先ほど公民館にも駐車場が無いんですよ。そうなったら神社のそこしかないですよ。学校の前は交通量が多いので、そういう所には止められない。校庭にももちろん入れません。今教育委員会でおっしゃったように、教育長がおっしゃったような実状ですので、だけど、やはり保護者は困ってくるんですね。そういうような所に、どのように配慮していったらいいのですかね、市長どのようにお考えですか。

○議長（岩根賢二君） 鶴迫議員、質問の趣旨を絞って質問をしていただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしては、今までの経緯で何も問題も無く、そして、異議もなくされてきている状況ということですので、今のままで使わせて欲しいという形での協議にもっていければというふうに私自身は思っているところでございます。

だけど、その際、神社側で御都合があって、それはできませんというような御返答をいただきましたら、それにはまた対応はしなければならないというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 一応、神社側と協議とおっしゃいますが、この質問の趣旨は、安楽地区の市民の学校に通う保護者の方とか、住民の方からいっぱい声を聞きましたので、今質問しているわけです。

冒頭で言いました。子供はボール遊びをする広場も無いということで、ですので、先ほど1点、2点、3点でJAのお跡地のことも無理だということでもありますので、最後の6点目に入らせていただきますが、公共施設の設置の在り方として、志布志地区や香月地区と同じように公平性を保つためにも、そういう公衆トイレ等、駐車場を完備した公園の設置が望ましいと考えます。

そういう大きな公園とまでいくのかどうか分かりませんが、ボール遊びのできる広場でもいいとは思いますが、そういう公民館の駐車場の問題と、子育て世代が遊び、ふれあい交流する広場が欲しいと願ってもかなっていない問題が一举に解決できるのではないかと思います。

そこで、そういう意味を込めまして、市長の考え方を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

安楽地区には都市公園として整備する場合、公園の条件にもよりますが、地区公園となりますので、4haの敷地が標準となるところであります。

志布志市都市公園条例第4条において、都市計画区域内住民で、1人当たりの敷地面積の標準は10㎡となっておりまして、区域内の都市公園としての整備は充足されていることから現在のところの整備は考えていないということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 一応都市公園としては考えてないという答弁でありました。

それでは、すぐにでも子供たちが遊べるような広場として、ふれあい広場みたいなことではできないでしょうか。保護者の方は、維持管理費がかかるような大きな公園ではなくてもいいので、即、明日から子供たちが気兼ねなく外で遊べるような、そういうふれあい広場みたいなボール遊びができるような広場を作って欲しいというのを子育て中のお母さん方から何人も聞きましたので、そのことに関しましてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど答弁しましたように膨大な敷地面積が必要ということでございますので、そのような条例に沿った形では無理ですが、今お話がありましたように、広場的なものというものについては、開設は可能かなというふうには思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 広場的な意味では設置できるかなと今答弁いただきましたが、そこにはトイレは設置されるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公園広場の面積次第になるかと思いますが、それを考慮しながら、当然使いやすい、利用度が上がるような形での整備はしてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 公民館の駐車場は、山宮神社といろいろ協議しながら、神社側からの今までの利活用でお願いしたいというような答弁であったろうかと思いますが、やはりお互いに相手の立場に立って、そういう苦情が無かったからよかったではなくて、課題なりそういうのが出やすいような協議の場にしていただいて、少しでも前進して、利用者側からは、駐車場があった方がいいと思いますし、先ほどの子供たちのこともありますので、いろんな意味も込めまして、ぜひそれは継続して、また協議していただきたいなと思います。

そして、先ほどの子供広場については、消極的ではなくて、積極的な答弁ではなかったろうかなと思いますので、ぜひそのことはいい形で夢の描けるようなボール遊びができて、トイレがあったらいいですが、そういう素敵ないろいろ完備されたトイレとまでは言いませんので、そういうような所を、広場をどこか安楽地区周辺に小学校地域にぜひ造っていただきたいなと思います。保護者の方が、学校では「外で遊びなさい、遊びなさい」と言われるけど、家に帰ってきたら遊ぶ場所が無いと、道路で遊べば近所の方から「危ない」とか「家の中に入りなさい」とか、いろんなことで、「子供はどこで遊んだらいいの」というのを何件も聞きました。

そして、子育て支援が行き届いているせいか、今は子供が3人は普通で4人とか、すごく多いんですね。そして、南海トラフが今すごく言われていますので、安楽地区に高台移転ということで、移転されてきて、住宅がいっぱい増えていまして、若い世代の方といっぱいお会いすることができました。

ところで、安楽小学校のこれからの新1年生というか、多分これからの予想としましては、5年後、10年後ですが、志布志地区とか香月地区よりも安楽小付近の新1年生というのが多くなるのではないかと思います。どのような予測が立てられていますか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 安楽小学校におきます新1年生の見込みでございますが、今後、転出入等で若干数字等の推移はあると思いますが、来年の4月入学予定者が33人、31年度が42人、32年度38人というような見込みでございます。

○11番（鶴迫京子さん） そういうわけでありますので、市長、積極的な姿勢で子供広場の実現に向けて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、交通行政についてであります。

志布志小学校周辺地域のゾーン30実施について、平成28年6月に一般質問しました。ここに議会だよりがありますが、市長は、この地区全体が既に30kmに規制されているので、関係機関と十分に協議・相談したいということで、力を合わせて実現していきたいというような旨の話がありました。それからもう1年半経ったのでありますが、進捗状況をお伺ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

進捗状況でございますが、建設課でゾーン30の設定が可能か検討するため、志布志小学校付近の周辺の現地調査を行い、この区域での交通規制などの情報を記載したマップを作成しております。

また、同年8月に志布志市通学路交通安全プログラム推進会議において、国、県、警察の関係機関に情報提供を行っており、小学校付近における速度抑制のための取り締まり強化などを行っていくことを確認したところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

志布志小学校においては、通学路の安全確保を目的としたスクールゾーン委員会を毎年1回開催しており、関係機関と連携して危険箇所の確認や修繕要請等を行っております。なお、今年度から年2回の開催を計画しております。また、管理職はもちろん、教職員、PTA、地域住民等が中心となって、通学路の点検や交通量の多い登校時の立しよ指導を行っております。

今後とも市内全ての学校において、子供たちの大事な命を守るために、学校やPTA、地域が一体となり、見守りの強化や青パト隊等の協力を得て、子供の安全確保に努めてまいります。

通学路におけるゾーン30の導入については、学校、地域の要望等に応じて担当課及び警察、道路管理者など、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） ゾーン30ということで、市長から議員も頑張つて欲しいというようなこともありましたので、会議録などを地区公民館の東区と志布志区に、こういうようなこととていうことで落としてあります。その中でも、やはり自治会長さん方に一応そういうのを目を通していただいたり、そういうことをやられていると、まだ今、継続中であるということで答弁もいただきましたが、本当にそのようなことであろうかと思ひますが、やはりこの志布志小学校ということで、ゾーン30を言ひました。いろいろな意見を聞くにあたり、この志布志小学校だけでなく、安楽小学校の保護者の方からも、「うち安楽小学校もどうかできないか」というような要望をいただきました。そして、その方は東京から引越して六、七年になるとかおっしやつていましたが、その方は、東京はやっぱり人口が多いので、市街地ですので、もう小学校区周辺は全部ゾ

ーン30は当たり前だということでありました。「どうして志布志市はなっていないの」と思ったということでありまして、志布志小学校区だけのことではないなど、やっぱり通学路の危険というのは、登下校中に子供の列に車が飛び込んでくるという事故が多発していますので、危険を回避する措置としては、やはり大変難しい問題がいろいろありますが、やっぱりこのゾーン30という問題は、終わりにするべきではないなという思いをいたしましたので、今度は、志布志小学校だけに限らず安楽、香月、そういう所ともPTAの方、そして地区の方、いろいろな方々との連携をとって、また、これは継続してしていただきたいなと思っています。

そして、道路管理者として、今の時点ですることということ、そこから実施するというところで、ちょうど宝満寺の辺りは黄色い看板で「速度を落とせ」と漢字で書いてあって、黄色い大きな看板が立ててあったりしますが、ああいう看板なり、そして、道路面にカラー舗装化とか、そういうような道路管理者ができるというようなことはないのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道につきましては、車で通行される方が車道部と歩道部がよりよく目立つように、歩行者の安全対策の一環として、外側線の外側に青色のラインを引いたり、カラー舗装、「スピード落とせ」などの路面標示の検討は行ってまいります。

○11番（鶴迫京子さん） 今ちょっと聞き取れなかったんですが、行ってまいりますっておっしゃった、行っていただけますか。もう一遍お聞きします。

○市長（本田修一君） 行ってまいりますということです。

○11番（鶴迫京子さん） ぜひ道路管理者である市ができることを、できるところから実施していただきたいなと思います。「実施してまいります」と、市長の積極的な答弁をいただきましたので、ゾーン30にはまだまだ難局がありますが、それもまだ全市的などうか、そういうような感じで時間をかけて、やはりこのことは言い続けたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

現在志布志市は、志布志高校に通う市内の生徒に限り、バス代の半分の金額を補助しています。「定期代の負担の大きさが近隣市町からの通学のネックになっている」という声が保護者や周りから届いています。

9月議会でも二人の同僚議員も質問されました。その時、市長の答弁では、「学校側の要望を聞きながら対応をします。また、市外の生徒確保のために、交通費を補助すれば他市他校と競争になると思う。私としては志布志高校の魅力を最大限に上げていくための事業については、内容を協議しながら検討していきます」と述べられております。まだ3か月しか経過していませんが、学校評価委員会でも保護者の中にも「志布志高校に通わせたいが、交通費がかかるので」といった声も多い。「地域活性化とともに大隅半島の教育振興を図るという大きな視点で市は支援していただけないのか」、「市議会はOB議員による議員団をつくって対応していただけないのか」という強い意見が出ました。生徒確保策として、市外生徒にもバス代の補助は考えられないか。再度また見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年度から市内高校への支援として、志布志高校に市内在住バス通学生徒へのバス代と広報活動費を、そして、尚志館高校に対しましては、広報活動費の支援を行っております。

平成29年度からは英語検定、漢字検定等の合格者へ、その受験に要する費用を各種検定受検支援として拡充しております。市外生徒へのバス代の補助についての御質問でございますが、生徒確保のために交通費を補助することも一つの手段と考え、これまでもバス通学生徒への補助は実施しております。

これを市外生徒へも拡大するとすると、予算面、私立学校との関係等、様々な課題があると考えています。やはり生徒確保の重要な対策としましては、志布志高校の進学校としての実績を高めていただき、そのことをもっと積極的にアピールすることで、生徒数の拡大を促進することが、継続性のある生徒確保へつながっていくのではないかとこのように考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成28年度から市内高等学校支援事業補助金を開始しまして、初年度はバス通学支援補助金を100万円、実績として9人、37万円。広報等支援補助金100万円、合計200万円の予算を計上いたしました。

平成29年度からは、広報等支援補助金の25万円の増額と、英語検定、漢字検定等の合格者へ、その受験に要する費用としまして、90万円を予算計上しております。

平成28年度のバス通学支援補助金申請者は9人でありましたが、平成29年度は2年生までの対象となったこともあり、7月末時点で19人の申請を受けております。

生徒確保として、市外生徒へのバス代の補助についての御質問でございますが、9月議会でも二人の議員から、バス代の補助について質問をいただきました。市長からありましたように、やはり志布志高校の魅力をどのように発信していくかということと、市内中学生の学力をきちんと付けて、高校への進学を目指す生徒を増やすことが非常に大切であると考えています。

本市教育委員会としましても、高校の適正規模が確保されるよう、学校の意見や要望を聞きながら協議を進め、関係機関とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） はい、よく理解いたしますが、志布志高校の方でも魅力ある授業とか、そういういろんなことに手立てして頑張っていて欲しいという、市長の思いがありました。そして、そうなるということが志布志高校を志望校として選ぶ生徒が増える、学力も向上するということであろうかと思えます。

今、元志布志高校の卒業生の方が校長先生になられていまして、もちろん地元の高校を出た方が校長でありますので、地元愛というか、志布志愛というのが、すごく全面的に出ておられまして、そして、そのことがまたPTAの保護者の方々、会長なり、そういう方々にも、みんな伝わりますので、今、一丸となった感じで積極的に高校が変わろうと努力されています。その姿がよく分かりますので、そういう姿も見ながら、また、この高校に対する支援というのを、また市としても、そういう姿が見えてきたなりに、他の尚志館高校もありますので、その両方のことを考え

ていきたいということでもありますので、それはそれで継続しながら見守っていきたいなと思っています。3か月しか経っていませんので、一応、現状として、そういうことをまた再度お願いされましたので質問をいたしました。これは継続して質問したいと思っております。

それでは、最後になりますが、次に移ります。

香月地区公民館の駐車場内において、公民館の利用者による事故が発生していますが、もちろん車の破損ではありますが、これまでには、そういった事故はなかったのかも含めまして、このことを把握されているのか伺います。

また、事故発生後の防止策としては、何かとられているのか、現状と、これからの対策をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

香月地区公民館の利用者が駐車場内で接触事故があったことについては、報告を受けたところでございます。

基本的には、駐車場内で発生した事故については、自己責任であると考えております。

事故の防止対策として、区画線の整備や注意喚起等の案内板を設置することにつきましては、公民館長さんや、公民館利用者の意見を伺いながら、その効果等を含めて、検証してまいりたいと考えます。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

香月地区公民館の利用者である生け花の生涯学習講座生の方が、本年の6月と8月に駐車場内で接触事故に遭われたことについては、報告を受けております。

現在のところ看板等の設置を含めた防止策については、実施しておりませんが、駐車場敷地内での事故等については、もらい事故等もあつたりしますが、基本的には自己責任であると考えています。

また、保育所跡地も含めると、駐車スペースは十分確保されていると考えており、安全面でも特に問題は無いものと感じております。

議員お尋ねの香月地区公民館の駐車場の舗装、区画線整備につきましては、公民館の利用者や公民館長さんなどから、これまで整備等の要望も特に無いことから、現状では駐車場の整備を行う計画も無いところですが、今回2件の接触事故等が発生しましたので、安全対策等につきまして、公民館長さんと対応を協議してまいりたいと考えております。

**○11番（鶴迫京子さん）** 要望が無いということで、今後公民館長さんと対策を協議していきたいということですが、自己責任ということでももちろんありますが、やはりそこには、いろんな原因で、そういうことになったかと思いますが、まず公民館の駐車場の整備ということで、年次的にやられているという計画は無いのでありますか。そういう公共施設の駐車場の整備とかいう計画は無いんでしょうか。舗装的なものですが、道路側の。

**○教育長（和田幸一郎君）** 教育委員会の施設というのは、公民館だけではございませんので、非常にたくさんの施設を要しているわけですがけれども、いろんな整備をするにあたっては、まず

利便性とか安全性とか、あるいは緊急性とか、そういうことを総合的に判断しながら整備を進めていかなきゃいけないんだろうと思います。優先順、そういうことを考えたときに、避難所としての公民館という、そういうもし位置付けであるとするならば、緊急に整備をしていかなきゃいけないんだろうと思いますが、今のところ香月地区公民館の駐車場につきましては、計画の中で舗装する、そういう計画というのは、特に上がっていないところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 舗装する計画は上がっていないということではありますが、最低限の区画線も引く、線なんか縄みたいなので引くのか分かりませんが、方法は。そういう最低限の対策というのはとられませんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） もし利用される方、あるいは公民館長さん等が、ぜひ区画線のある程度引いた方が使う方が使いやすいというような要望等が、もしあったとしたならば、それはそういう方向で、またいかなきゃいけないんだろうと思いますが、現時点で、ぜひあそこの区画線を引いて欲しいとか、そういう要望等が特に上がっていないところで、今後、公民館長さんとも、また十分協議をしてまいりたいなと、そういうふうに思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 公民館長さんまで声が届いてないかも分かりませんので、ぜひ公民館利用者の方々にも声を聞いたりしていただきたいなと思います。なかなか、そこまで声を届けるというのも難しい方もいらっしゃるのではないかと思いますので、現に、そういうことがありますので、自己責任とは言いますが、やはりそういう区画線を引くぐらいはしていただきたいなと思いますが、再度、再度質問しても一緒ですね、公民館長さんと話をすることで落ち着きますね。それはそれで、また良い方向に協議がなされたらと思います。

私も市民の一人でありますので、公民館長さんの方にも、ぜひ声を届けたいと思っております。

今回は、任期を残すところ、あと2か月となりました。最後まで精一杯努力して、しっかり頑張り任期を全うしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問と追加議案の上程です。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時49分 散会

## 平成29年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成29年12月7日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

日程第3 議案第72号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第73号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第74号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第75号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）



出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長補佐 黒 川 晃	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

この任期中最後の一般質問をする機会となりました。これまで、住民の皆さんの思いをしっかりと行政に届けると、その立場で、この4年間、もう少し残ってますけど、頑張ってまいりました。

今回も引き続き、その思いで市長以下、当局の皆さんと、まちづくりについての議論等々をさせていただきたいと思えます。

さて、総選挙が終わって、やっぱりかという思いがまたあります。選挙前は、とても低姿勢ですが、選挙が終わると、介護保険をはじめとして大幅な社会保障の改悪、そういったものが、どんどん今議論をされております。毎日、新聞等にも載るわけですが、とても悲しいことだなという思いが少しあります。それとあわせて、丁寧に質問に対しては説明をすると、安倍総理大臣が選挙前に国民に向けては、「謙虚に、愚直に」という言葉を使ってされてましたが、いざ国会が開かれて、委員会の審議が始まりますと、とても、その言葉とは真逆の以前と変わらない答弁、全く国民に対して、どう責任を取っておられるんだろうなという思いがしております。

それに引き換え、本市の議会は、ここ3日間ありまして、今日4日目ですけど、市長をはじめとして、本当に真摯に、しかも丁寧に説明をされて、非常に感心をしています。国会の有り様とは全く違う、この議会。これが本来の在り方だろうというふうに思うわけですね。そういった意味で、国が国民に対して大変なことを求めてくる時には、しっかりと防波堤になって自治体が頑張る、それが地方自治の在り方ではないかというふうに思います。

そういった立場で、今日5項目ですかね、お願いをしていますけど、順次質問をさせていただきます。

まず、政治姿勢についてということで、庁舎等在り方研究委員会の議論と結果について問うということをお願いをしました。12月には、研究委員会からの提言を受けるということでありました。先の議会からちょっと時間が経ってしまっていて、提言がされたのかどうかというのは、まだ分かってないんですが、この間、最後の提言に向けてのそういったものが、どう議論されて、提言

を受け取られたのかどうかをまずお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

庁舎在り方研究委員会につきましては、先の9月議会以降、11月16日に第11回目の研究委員会が開催されたとのことでございます。

この研究委員会におきましては、7月28日から8月16日にかけて、全課長、事務局長から聴取した意見及び8月21日に開催されました第10回目の研究委員会での意見を基に協議が進められ、今後これまでの研究委員会の協議結果を提言書にまとめていく作業に入るといふことの確認がされたといふことで、これから、まとめについて、提言については提出されるといふことになるかと思っております。

○18番（小園義行君） まだ提言は届いていないといふことでございます。それであれば、先の議会でも、その提言を受けて、次へ向けて参酌した答弁としては、9月議会で平成30年度に検討委員会を立ち上げるという市長の答弁でありました。それが無い中では、少し議論もできませんが、本来6月議会で、市長の方から次の選挙に向かつては、しっかりとした意志を持って臨みますよといふことがありました。そして、9月議会で、平成30年度に検討委員会を設置すると、これは現職の市長だから当然問われたら答弁しなきゃいけないわけで、そういう答弁があったわけですね。この選挙が1月21日から始まるといふことで、現在まだ現職の市長です。そういった立場で、その選挙に立候補を表明されているわけで、この本庁舎の在り方の問題については、明確な意志を持って臨みますよといふことでしたので、それについて、お考えがあれば少し、志布志市の市長として、この志布志市の市政、これをどういう方向に持っていくのかといふ一番の発信をする行政の拠点ですので、そこについての考え方を以前と変わりなく思っておられるのか、「選挙には明確な意志を持って臨む」と言われた、そのことの意味がどういうふうにあるのかをお尋ねをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第3期目の期間に、こうして研究委員会を立ち上げて、その方向性について十分議論をさせてきたところでございます。そのまとめを12月中に提言という形でもらうといふことで、その提言を見つめながら、当然その後の方向性については、指し示していきたいといふふうに思うところでございます。基本的には期間をかけて研究を重ねましたので、次期においては検討委員会といふ流れになるのが適当ではないかなといふふうには思っております。

○18番（小園義行君） 市長と、もう長く12年ですか、このやり取りをずっとやってきましたね。お互い、人から見ると何で毎回やるのかといふようなこともあるでしょうけど、選挙の時に住民の皆さんとお約束したことを実現をさせていくといふ努力を真摯に考えると、こういうことになるといふふうに私は思って、この12年間、自治法が求めているものとか、市民の声、そういったものに基づいて真摯に議論してきて、市長も本当に、大変言葉が悪いんですけども、いい形で向き合っていていただいて議論をさせていただきました。

私が次の選挙で当選するかどうかというのは分かりませんが、この問題は、ずっと政治家本田市長として、ここにあることがいいというふうに判断をされるのか。それとも検討委員会を立ち上げるということからすると、市役所の組織の在り方として、首長がこうですよというのが無い限り、職員の皆さんは、勝手にやれないわけですね。いわゆる市長の公約の実現のための補助職員という、そういう立場がありますから、市長を飛び越えて、そのことを私が動かしますよなんて、例えば、総務課長でも企画課長でも言うものなら、市長は大御立腹ですよ、それはね。

だから、そういう立場からしたときに、この庁舎問題というのは、どうしても避けて通れない問題、組織上の問題からしてもですよ。

そして、5年後、10年後した時に耐用年数が来る、そういったこと等を踏まえた時に、いつの時点でそのことを、ここでいいということであれば、それでいいけれども、そこに向かっての方向性を出さないと職員の皆さんは動きが取れないわけですよ。そういう立場から、あなたが市長をされるかどうか分かりませんが、まだ選挙になるかどうか分からないけれども、基本的に首長が、そのことをきちんとして、職員の皆さんにお願いをすると、そういうことがないと動かないという、そういう組織的な在り方からして、私が毎回そのことをずっと言ってきたわけですね。

今、漏れ聞くところで、選挙に立候補したいという人もおられるということで、まだ新聞報道とか無いものですから、よく分からないんですが、仮に選挙戦になったときに、この問題は大きな、私はまた争点になるのかなと思います。

そういった意味で、志布志市の第2次の総合振興計画の港を中心にというものと、そして、市役所という組織の在り方として、首長が何かのアクションを起こさない限り職員は勝手にできないという、そういうものがあるから聞いてるんですよ。そういった意味で、この議会では最後です。もう1回市長にお聞きしますよ。この志布志市をどういう方向に持って行って、今の現職の首長だから聞くんですからね。どういう方向に持って行って、そのために本庁舎の在り方、それはどうあったらいいのかというのを本当に、ここに持っておられないんですか。持ってないんだったら12年間議論をしてきた者として、とても残念だし、第2次総合振興計画をあなたが作って出したんですよ。そのことに対する責任として、私は少し残念な思いがします。

もう1回お聞きします。先ほど言いました二つの点、その立場からいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、市長としまして、初代市長としまして就任いたしまして、12年になるということですが、それ以前の旧三町の町長もしておりましたので、合併について様々な協議がなされ、その協議の中で、この有明の役場が志布志市の庁舎というふうに本庁舎と決定されたところでございます。

当然そういった流れの中で、様々な形で、この庁舎が適当ということが定められた経緯がございますので、そのことは十分尊重しながらやってきたということでございます。

ただ、今後において、やはり先ほどもありましたように、それぞれの施設において耐用年数が

ございますので、そのことをまずもって考えなければいけないじゃないかなと。

それから、その後10年先、20年先の志布志市の組織というものは、どうあるべきかということも大きな検討材料の課題の一つということで捉えて、今後も、それを中心に進めていかなければならない。そしてまた、様々な事業が進んでまいりますので、その事業の進捗にあわせて、どのような位置が望ましいかということも考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。そのようなことの研究をずっとさせてきたということで、それぞれの部署において、それぞれの機能性を発揮するために、そして市民サービスを向上させるためにはどうあるべきかという観点からの議論が積み重ねられたきたのではないかなというふうに思っています。そのようなものが、今回まとめられて、次期の研究会をグレードアップしたものにつなげていける内容になっていくということでございますので、そのことをもって次期においては対応していきたいということでございます。

○18番（小園義行君） 研究委員会の座長にちょっとお伺いしますね。提言は、いつ頃出される予定ですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えをいたします。

研究委員会を、これまで平成27年度からずっと開催してきておりますけれども、実際、私の感じたところとしては、去年の半ばぐらいから、こういう取りまとめをしないといけないというふうに感じ、そして、本年度に入って、市長の任期中には提言をしないといけないだろうということで、取りまとめを今進めているところでございます。

今、会議中でございますので、来週早々には取りまとめを、今、大方の素案までは作り上げている状況だろうというふうに私は感じておりますので、あと何回かしながら、本年中には当然提言書を、今市長の答弁がございましたとおり、そういったものも含めて提言を出したいというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 「来週早々にも」ということでしたけれども、ぜひですね、この間、いろんな議論をしてきました。志布志市をどういった方向に持って行き、どういうふうなまちにしますよという、そういう先が見えるような、そういったものが私は欲しいなというのがずっとあってしてきたわけですが、あの時、決断して良かったねと、毎回言いますが、そういったものになって、また私も当選させてもらったら、この場で、本田市長になるか、新しい市長さんになるか分かりませんが、この問題については、ずっとこれからも質問をし、議論をしていきたいと思っております。

それは、志布志市が抱えている、まちの在り方ですね、都市型と準農村という、その形態を持っている町が合併したまちですのでね。本来どうあるべきかということを考えてときに、旧町の、いわゆるうちだけがよいよという、そういうことじゃなくて、全体としてどうあるべきかということを考えてときに、どうですかという視点でずっとやってきたつもりです。

そういった意味で、この件については、ここで議論しても、市長も無いので。

ただ一つは、自治法が求めている住民の利便性の確保という、そこで事務所の位置は考慮する

のが望ましいですよという、その立場からしたときに、どうなのかということを考えて、もし、本田市長が再選されて4期目ということになると、提言とかいうことでしょうけれども、あくまでも住民の立場から見たときどうかというね、そのことで考えて議論を進めて欲しいものだというふうに思います。

私は一貫して、やっぱり本庁は、志布志の支所に持って行って、そこでいろんなものを発信していくという、拠点にすべきだという立場であります。それについては、このことについては、今日は終わりますけれども、ぜひ新しく市長に仮になられたとしたら、そのことを踏まえた上で真剣に議論して検討し、結論を出してもらいたいものだというふうに思います。

この件については終わります。

次に、教育行政についてということをお願いをしました。

志布志の市報の10月号に、教育委員会に対する外部評価委員会の評価が公表されております。「生徒指導推進事業の評価と意見」というところで、「いじめや不登校問題は、全ての児童生徒に起こり、いつどこで発生するか予見することは大変難しい」と評価をされて、意見として「不登校は家庭の要因が大きいと思われる」と、ここに述べてあります。

私は、このことを読んだ時に、いろんな思いがありました。平成20年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、教育行政事務を行い、それに関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い公表することが義務付けられたということで、今回のこの外部評価の委員会が、毎年あるんですよ。

また、平成27年度から首長と教育委員会で構成される教育総合会議が設置をされて、いろんなことが議論されております。会議を通して首長、教育委員会が連携をして行政を進めていくという在り方だろうというふうに思いますね。私も66歳になろうとしています。この間、不登校の子供を抱えているお父さん、お母さんの相談に何回も乗ってきました。ここで一般質問もさせてもらいました。そういうことからすると、自分の子供が不登校で悩み、自分たちが間違っているのかねって、思い、悩み、考えながら大変御苦労されているお父様、お母様と、これまでも幾度となく接して、私なりの考えを述べさせていただいたりしてきました。そういった立場からしたとき、この外部評価の「家庭に大きな要因がある」と、こんなのを見せられたらですね、どんなに深く傷つかれたことだろうというふうに思うと、心がね、もう震えてしょうがありませんよ。

教育総合会議を主催される市長、また、教育委員長にも、このことに対する見解を、まず聞いてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市報10月号における教育委員会に対する外部評価委員会の委員の意見として、「不登校は家庭の要因が大きいと思われる」という不適切な表現が掲載されてしまいました。また、このことにより、市民の方に不快な思いをさせてしまいましたことに心からおわびを申し上げます。

市から出される文書は、全て公文書でございまして、様々な立場の方が読まれることとなります。一言一句に十分深い配慮と注意をしながら、関係課を中心に複数の者が校正を行い仕上げて

いかなければなりません。

また、いじめや不登校につきましては、その保護者は悩み、改善されることを切に願いながら、大変苦慮されていることを教育関係者は、しっかり把握をして、その立場に立って解消に向けた取り組みをしっかりとしていくことが大切だと考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

市報10月号に、外部評価委員会の意見として、「不登校は家庭の要因が大きいと思われる」と、不適切な表現を記載したこと。そして、その記事を読まれた方々に不快な思いをさせてしまいましたことにつきまして、心から深くおわびいたします。

不登校につきましては、当事者である児童生徒はもちろんのこと、その保護者の方も、どのようにしていけばいいのか、どうすれば良くなるのかなど、大変多くの悩みを持たれ、学校や教育委員会、関係機関等にも相談され、日々解決策を探られております。例えば、不登校児童生徒が10人いれば、10通りの要因があります。その一人ひとりの思い、そして、保護者の思いをより一層深く受け止め、学校、教育委員会、関係機関と協力して、児童生徒、そして、保護者の立場にしっかりと寄り添いながら解決に向けて、地道に取り組んでいくことが大切だと考えております。

また、市報10月号に掲載された文章の内容確認が不十分であったことも問題であったと捉えております。様々な角度から一言一句に十分深い配慮と注意をしながら、複数の者が高い人権感覚を持って複数回校正を行い、このようなことが二度と無いようにしてまいります。

なお、市報12月号に、おわびと訂正文を掲載させていただきます。

以上でございます。

**○18番（小園義行君）** これですね、議会にも「志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書」というのが出ているんですね。教育委員会が出されてるんですよ。これは外部評価委員の先生方がどうだということではなくて、ここに出てくる一言一句は公の文書であって、教育委員会も当然、外部評価委員の先生方だけでなく、教育委員会は、これを読み解くと教育委員会や首長もそういう思いを持っているのではないかと、深いところであって、家庭に要因があったら、原因があったら、そんなことを思ってね、設置される首長、そして、教育委員会をつかさどっておられる方々がですね、ひょっとして、そういうことじゃないかなと。僕がなぜそれを思ったかという、この外部評価の報告書が出るまでの過程があるんですよ。ここにですね、点検結果を教育委員及び教育委員会事務局による自己評価をしますね。次に、外部評価委員による評価がされます。報告書が作成されます。そして、教育委員会で報告書の決定をするんですね。そして、そこで決定を経た後、議会への提出及び市民への公表というふうに、これはなるんですよ。そうした時に、ここでは外部評価委員会としての公表ですけども、あくまでも教育委員会が決定をした上で出ているんですね。評価が出されて報告書が作成される。先ほど教育長の方から、大変これについては言葉がありましたけれども、外部評価委員の先生方も全てが完全無欠だというふうに、そういうふうには私も思ってなくて、ここに書かれている教育外部評価委員の先生方の評価も、この市報のこれと全く同じであります。そうした時、どこに寄り添うのと。私た

ち、私も公務員ですけれども、地方公務員法で縛られている特別職です。気持ちは、あくまでもいろんな事業をする際、どこに寄り添って仕事をしてるのですかというのをいつも私は自分に問いかけながらしてますけれども、役所の人たちも、本当に住民の皆さんの、そこに寄り添ってね、仕事をしてもらいたいという思いがあるんです。

これ、市長いいですか。点検評価の手順、ここに出てますけれども、外部評価委員の方々が教育委員会がやったことに対して自己評価をして、それに対して評価を加えられてこういうことです。報告書の作成があって、教育委員会で、この報告書決定して出るとした時、これはね、本当ひょっとしてって、私がこんなことを思わないでいいような行政の在り方でないといけないと思うんですよ。やっぱり深いところで市民の心に寄り添った行政、それが私は大事だと思うんですよ。

先ほど市長、教育長からありましたけれども、再度ね、今後こういったことが起きないように。そうしないと不登校の子供さんを抱えているお父さんお母さんは、本当に立ち上がれないですよ。私たちの味方はどこにいるのって、役所は何のためにあるのって、そういうことになってしまうんですよね。

私も自分の息子が40歳になりますが、今日巡回相談で専門の先生の更新の時期で今日行ってます。どういう評価になるのかなと思って、知的障がいがありますよ、私もたくさんの言葉を障がいを抱えているいろんな人から聞きました。だけど、理解をしてもらうための努力を一生懸命当人たちはしてきて今日ですよ。本当に、どこに行政は寄り添っているんですかね。その立場からしたとき、再度こんなことが起きないように。教育再生会議、来年から新しい教育委員長のいない教育行政になってきますよ。その最高責任者に首長になるんです。首長と教育長に再度ね、私はそういう思いで、今回の市報を見たところです。ぜひですね、もう1回、今後こういったことを二度と起こさないよという、そういう思いがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の件につきましては、改めて深くおわびしたいと思います。

そして、ただいまありましたように、不登校の要因については、本当に私どもは不登校とされているお子さん、そしてまた、そのお子さんを抱えている家庭の立場に立って物事を考えなければならないということについて、改めて深く感じたところでございます。そのような観点から一緒になって寄り添いながら、そのことについて解決を図っていくというのが、行政、そしてまた、教育委員会の仕事だというふうに深く感じるところでございます。

今後において、このようなことが再び無いような形での行政執行を目指してまいります。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の件につきましては、教育長として本当に弁解のしようがない、そういう思いでございます。

かねがね教職員には、教育というのは、教師と子供、それから教師と保護者、教師と地域の方々、教師と住民の方々との信頼関係の中でしか成り得ないということを常々言っていたわけですけれども、今回このような信頼を失うような事態になってしまったことに対して、本当に心から教育



長としておわびを申し上げたいなど、そういうふうに思っています。

かねがね職員にも学校にも言葉遣いと、言葉のことについては、繰り返し、繰り返しお願いをしていることがあります。それは言葉というのは、ある場合は人にとって非常に温かい言葉になるかもしれないけれども、しかし、ある言葉によって人が大きく傷つくことだってある。だから、言葉というのは「言の葉（ことのは）」と書くけれども、「言葉の刃物」という、そういう意味もあるので、言葉については十分気を付けて、いろんな公文、それからかねての発言、気を付けるようにという指導をしている立場の私どもが、このような事態に今回なったことに対して、本当に申し訳なく思っています。

改めて、私が今感じているのは、一人ひとりの人権、一人ひとりの思いというのを受け止める教育を再度構築していかなければいけないということと、公文書、市報を多くの方々が目に通してくださっていることの有り難さと同時に、それほどたくさんの方々が市報に対して目を通してくださって、このような意見をくださったことに対しまして、公文書というのは、多くの方々が見てくださっているだけに、私ども発出する立場としては、きちんと丁寧に、もう1回見て、今後このようなことが二度とないように、不快な思いをさせる住民の方々がいないように、再度指導の方も徹底していきたいなど、そういうふうに思っております。本当に申し訳なく思っているところでございます。

**○18番（小園義行君）** ぜひ来年から新しい地方教育行政法の下での本市の教育委員会の体制、そういったものも変わって、市長が教育会議の中ですね、責任者としていろんなことを運営されていきます。

昨日も鶴迫議員の方から、本市の教育行政、私も大変頑張っておられると思いますよ。そういう評価も外から来られた人から聞いて、大変うれしく感じたところです。教育長も答弁されてましたけど。ぜひですね、今教育長の方からもありました、市長からもありました。ぜひ一体となって本市の教育行政に本当に心を砕いていただきたいものだというふうに思います。

このことについては、今の答弁を受けて終わりたいと思います。

次に、職員の勤務の在り方についてということで、本市のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に対する認識と現状を問うということで、今、本市全ての実情というのが、どれだけ認識されているのかなと思って、よくテレビでもですよ、熊本市の市議会議員の方の映像とか、あれが出てびっくりしますね。つい、私たちもあんなことをやってるんじゃないか、ひょっとして、気付かないうちにですよ。やっている本人は、あまり気付かないでやっていることが多いからですね。そういった意味で、パワハラやセクシュアルハラスメントというのは、本人は気付かないうちにやっているというようなことがあったりすると、まずいわけですけども、そういうことが本市の中で、パワハラやセクハラについて、どんな認識をお持ちなんだろうということで、現状とあわせて少し答弁を求めたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に

傷付け、その勤務意欲を減退させる要因となるとともに、職場秩序を乱し、公務能率の低下を招くなど、職場全体に大きな影響を与えるものでございます。

職場において、そのような事態を起こさせないためには、所属長はもとより、職員一人ひとりがパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントについて基本的な認識を持ち、快適な働きやすい環境、職場環境づくりを進めていくことが重要と考えております。

本市では、平成20年度からセクシュアルハラスメントについて、平成24年度からセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントについて、その防止及び排除のための、その他の起因となる問題に適切に対応するため、相談員を配置しております。職員からの相談を男女共同参画推進室や相談員が受けた場合に、基本的には総務課につなぎ、関係課で解決に向けて連携を取っているところでございます。

また、各ハラスメントを認識し、理解を深めるために、平成29年11月22日に講師を招いて、「職場のハラスメント防止について」という内容で男女共同参画職員研修を開催し、57名の職員が受講をしております。

今後もパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントを防止・排除するために職場全体で各ハラスメントになり得る言動を認識し、日ごろからもコミュニケーションを大切にし、ハラスメントが生じないように全員で取り組んでまいります。

○18番（小園義行君） 今市長の方から、それぞれありました。市全体としても、いろいろそういう法律に基づいて、いろんなことをされるわけですが、市役所の中での現状というのは、現実には今市長がおっしゃった形で、ここに「志布志市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」ということで作ってあるんですが、ここ志布志市役所、本庁、支所、全て外郭団体含めて、現状で今の状況の中で、それは大丈夫だというふうに認識されているんですか。それとも、そういったことで、パワハラやセクシュアルハラスメントで仕事を休んでおられると、そういった職員はいないというふうに理解しているんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） ただいまの件について、お答えをいたします。

規定に基づいて、これまで、なかなかこの規程を準用してする案件というのが無かったところでございますが、今回、今御指摘ありました正規の職員については、病休というのはいないと。嘱託職員の方については、今1名、病休の方がいらっしゃるということでございます。

○18番（小園義行君） 今嘱託職員の方で、そういう休んでおられる人がいるということですが、ここに「志布志市セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」の中で、第2条ですよ、「この規程について各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」ということで「職員」というところで、正規職員の方、非常勤嘱託職員、嘱託職員及び臨時職員、もう第何項は言いませんよ。こういうことで、いわゆる嘱託職員や臨時職員の方も該当しますよということですよ。そういうことで、お一人おられるということですが、その方に対しての当局の対応というのは、どういうことだったんですか。ここでは第1条から第5条まで、きちん

と対応しないといけないよということで、第6条以降、相談員とかいろいろあるんですが、その対応はどういうふうになったんですかね。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

今回、ただいま休んでおられます嘱託職員の方から所属をする職員の方へ、セクハラに対する相談があったところでございます。それを受けまして、総務課の方が人事の方の担当ということもございましたので、その担当課、それから企画政策課の男女共同参画推進室の室長を含め、双方の聞き取りを行ったところございました。その聞き取りについての事実関係の調査を行い、その事実調査の結果に基づいて、懲罰の委員会等も開いたところございますが、その人事管理上の措置は実施をしたということの経緯でございます。

○18番（小園義行君） 今、課長の方からありましたが、実はですね、「女性に対する暴力をなくす運動について」ということで、国が挙げてですね、11月12日から25日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」、2週間しかないんですけれども、ここを決定してまして、いろんな行事がされます。そのことに基づいて、先ほど市長が答弁された研修会が開かれたんですね、本市もね。これ、実は、つい2週間ほど前、宮崎を走ってまして、そしたら大きく書いてあるんですよ、「女性に対する暴力をなくす運動について」と宮崎市はやっているんですね、ああ感心だなと思いました。それぐらいね、きちんと位置付けられているということですよ。

そういうことで本市が、この防止に関する規程というのをつくられているんですよ、ここに志布志市もですね。

さっき、課長の方からありました。この志布志市が求めている、この規程からしたとき、対応が適切だったかどうか。各課のそこから始まって、男女共同参画推進室のそこをお願いし、最終的に総務課にきているということですね。

本市の規程では、全てこういうふうに規定していますよ「必要な措置を迅速かつ適切に講じる」こと。または「当該職員が不利益を受けることがないようにしなければならない」というふうに規定をされています。全てですよ。管理者、課長さんですね、そして職員に対してもそうですね。そして、任命権者に対しても、きちんとそのことが守られなければならない。この規程からしたときに、うちの志布志市の規程からしたときに、これ「不利益を受けることがないようにしなければならない」というふうに規定をされているんですが、その立場からしたときどうですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

ただいま防止等に関する規程の中で、第4条の第2項の中に「迅速かつ」御指摘がありましたとおり、「適切に対処しなければならない」ということを定めてございます。

今回こういった事案については、なかなかこれまで、当然あってはならないこととございますので、私どもも双方の聞き取りをするのに、非常に慎重に対処したことが、結果的には時間を費やしたということになるんじゃないかということで、その点につきましては、時間がかかったことについては、迅速・適切に対処がなかなかできなかったということになるのではないかとということで、その点については、若干改善をしなければならないというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 今課長の方から「大変時間がかかった」ということですのでけれども、その端緒、いちばん最初いつ頃から始まって現在に至っているというふうになっているんですか。その間、その当該職員の方は、それぞれ仕事を休んでおられるわけで、客観的に見ると不利益を被ってますよね。そして、その方が出て来れない理由というところで、いろんな病院、医療機関も受診と、そういうこともあるんですが、そういうことも当然されてのことだというふうに思うんですけれども、そういうことですか。期間はどれぐらいから始まって今になっているんですかね。

○総務課長（武石裕二君） 双方、担当主務課の方、それから男女共同参画推進室、企画政策課も含めてなんですけれども、総務課、三つの課の中で、ずっとこれまで双方の聞き取りをしてまいりました。

それを受けますと、私どもの総務課の方に話が来ましたのが6月28日でございます。それから、双方への聞き取りを何回も重ねてまいりました。時間がかかった経緯といたしましては、双方意見が食い違ったと、食い違ったという表現は適切ではないかもしれませんが、なかなか違う意見が出てまいりましたので、そこについて再度また聞き取り等を繰り返していったところでございます。その間で、私どもとしては、弁護士の先生の方にも2回ほど経緯について、相談を申し上げたところでございます。そういう状況で最終的に聞き取りを終えたのが、8月29日でございます。それから取りまとめをいたしまして、再度また弁護士の先生に確認をし、9月14日に懲戒の審査委員会を開催をして、先ほど申しましたとおり、人事管理上の措置をしたというところでございます。

先ほども言いましたとおり、こういうケースというのは、あってはならないことでございますので、なかなか私どもも慎重にならざるを得ない状況があったということはあったんですけれども、やはり迅速に、もう少し早くですね、聞き取り等も含めて終わればよかったなというふうに感じたところでした。

それから、嘱託職員の方については、先ほども御指摘がありましたとおり、病気入院ということで、その手続きは、私ども病休取り扱いというふうにしてございますので。

それから、当然フォローをしなければならないということもございましたので、相談、こういったところにも相談があるとか、それから私どもが委託をしております委託業者の方にも相談業務があるということで、お知らせをいたしております。

それから、病気休暇の間につきましては、無給ということになりますので、その対応といたしまして、疾病手当でございますけれども、その手続きも、あわせて今やっているという状況にあるところでございます。

○18番（小園義行君） 今の総務課長の答弁を聞いていますと、6月にはじめて話があった、ということは、それ以前からそういうことがあったということの事実を把握されているわけですがけれども、実は、厚生労働省が、いわゆるそういったパワハラ、セクハラ、そういったものに対して「心理的負荷による精神障害の認定基準」というのを出しているんですね。これが心理的負荷による精神障害の認定基準、いわゆる医療機関もそうだとしたことでしたけれども、この「認定

要件」というところに、こういうふうに書かれていますけれども、「第3、認定要件に関する基本的な考え方」、ここですね、「対象疾病の発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス－脆弱性理論」に依拠している」というふうに言っているわけですね。

その中で、非常に難しい言葉だから、これは先ほど言いましたね、「女性に対する暴力をなくす運動週間」これで、いろんな運動が全国展開されて、具体的に出してくれというふうに要求がいて、ここに厚生労働省が出しました。セクシュアルハラスメントを受けた、またパワハラであれですけど、今そういうことで、セクシュアルハラスメントの内容・程度、その関係で「弱・中・強」というふうに3段階に心理的負荷の強度を判断する具体例として出しているんですね。今、ここの中の今課長の答弁だと、どういう状況かというのは、よく分からないわけですが、基本的に一番弱の問題でいくと、「なにになにちゃん」などのセクシュアルハラスメントにあたる発言をされた場合とか、職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された場合、これは「弱」。そのことが原因で当該人がストレス、いわゆる精神科、心療内科のそれを受けたという時です。中程度とはどういうことかと、セクシュアルハラスメントを受けた「中」である例ですよ、「胸や腰などへの身体接触を含むセクシュアルハラスメントであっても、行為が継続しておらず、会社が適切かつ迅速に対応し、発病前に解決した場合」、これは「中」ですよ。

今回、本市で起きているその例は、ここに当たるんだなというふうに私は思うんです。「腰や胸などへの身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、継続して行われた場合」、これは「強」ですね。

「胸や腰などへの身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、行為は継続していないが、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった又は会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した場合」というような、こういうことでいくと、本市の本事案というのは、いわゆる身体接触、そういうのがあったというふうに当局は認識されているんですか。

**○総務課長（武石裕二君）** ちょっと先ほど私が答弁いたしましたことで、若干間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。先ほど「入院」ということ発言したかと思いますが、申し訳ございません、自宅療養、今通院治療ということで診断はいただいております。

それから、この「弱・中・強」ということでございますが、会社が適切に対応をしなかったかということではありますが、私どもとしては誠意を持って対応はしたというふうには感じておりますが、ただ身体的な接触があったことは事実でございますので、そういった点からいけば、この「強」というところにならざるを得ないのかなというふうには感じております。

ただ、経緯はいろいろとございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

**○18番（小園義行君）** 今、課長の方からありました。そういう今の答弁と、この厚生労働省が出している具体的な例ですよ。これでいくと、私は職場に復帰できてない状況があるとしたとき

に、やっぱり強い、いわゆる「弱・中・強」としたら、「強」の部分に当たって、これは言葉が悪いんですけども、本人がお休みになると、傷病手当とか、いろんなことが発生して最終的に退職となった時に、そのことがずっとあって労災の認定とか、いろんなことも関係してくるんですね。だから、厚生労働省がこれを出したわけですけども、今のそのことでいくと、本市の規程ですね、この第17条で、こういうふうに述べています。任命権者は対応措置としてですよ、いろんなことを経て経過があって、事実がそうですよとって何かあった場合ですね。「任命権者は、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じ、セクシュアル・ハラスメントの行為者及び監督者に対し、懲戒処分等を含めた人事管理上の措置を講ずるものとする」というふうに言ってるんですが、市長、何かのそういう形懲戒処分等々されたんですか、今回の件について。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、平成29年9月19日に文書の訓告をしております。

○18番（小園義行君） 文書注意をされたんですね。文書注意、いわゆる懲戒処分ということであつたわけですけども、それはされたんですね。今回のさっきの答弁全て、質問に対しての答弁をあわせて考えると、今回のこの事案で第1条から全て17条、18条まであるわけですけども、これで、そういったいわゆるセクシュアルハラスメントを受けた被害者という立場で考えたときに、この規程が本当に十分な対応が、これでは難しいのではないかというふうに私は思うんですよ。1条からずっと定義、そして、任命権者の責務、職員の責務、研修とありますね。

次に、第6条に「相談員」ってあるんですよ、相談員は、「苦情相談を受ける職員を置く」というふうになっているんですけども、「相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するように努めるものとする。」となっているんですね。第7条ですよ。8条で、その相談員を「副市長が指名する職員3人」、「職員団体が推薦する者3人以内」と、苦情相談員は複数の相談員で対応するものとし、事実関係の調査確認をし、事後に必要な処理を行うものとするというふうになっているんですね、相談員ですよ。相談員がどこにおられるか、はっきりしない。誰に相談していいんだらうと、職場の上司、なかなか言いにくいですよ、見えませんよ、これ、相談員で。具体的に、この相談員が置いてあるというふうに市長も先ほどありました。これ、だから置いてあるんですよ。

仮に、私が受けた場合、どこに相談したらいいのかって、見えないじゃないですか。

あわせて第10条で「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」というのを置かないといけないというふう書いてあるんですけど、この委員会は、こうですよ。「委員長は、副市長をもって充てる」、委員ですよ、「総務課長、企画政策課長、副市長が指名する職員2人、職員団体が推薦する1人」、ここでまた新しい委員が出るんですね、対策委員会。この相談員と対策委員会の委員というのが、また別々にいるんですよ。この連携というのが全く取れてないと僕は思っているんですけど、今回の事案でも誰に相談していいか分からないから、たまたま上司かなんかにした、それが回って総務課に行ってる。せっかく作っているこの規程が、ほとんど機能していないという

ふうにするんですが、この相談員の存在と、セクシュアル・ハラスメント対策委員会のここについて、この委員、副市長が委員長ですから、これ何回開かれたんですか、これが。

その相談員が、どこにいて、どう相談できるのかという。そして、対策委員会ですよ、それを副市長が、それぞれ総務課長、企画政策課長。どういう職員を充てて、どう開かれたのかと。そして全く見えないわけですから、そこについて、仮に、私がセクハラを受けた時、どこに、どの相談員に、どう相談したらいいんですか。そういうことを含めて、何も機能していないんだったら機能してないでいいですよ。

**○総務課長（武石裕二君）** お答えいたします。

この規程の中で、相談員を設置するというので、これは平成20年度から、それぞれの相談員を置いてございます。

これは2年間の任期ということで、年度初めに課長会を通じまして、文書の方で流してございます。その中で相談員、本庁、各支所6名、先ほど議員申されましたとおり3名、3名の6名で構成をいたしております。

この周知につきましては、職員が異動等で変わった場合については、その都度また課長会を通じて周知をするところでございますが、この相談については、まずこの6名の方、それから企画政策課の方に男女共同参画推進室の担当があるということ。それから総務課の方も人事の担当ということで、そういったところで相談をしていただくように、これについては課長会を通じて定期的というか、そういった形では、お知らせをしているところでございます。

それから、この規定の中の10条になりますが、対策委員会については、設置組織はございますけれども、ここの職員は、この規程に基づいては今回はしていなかったところでございます。改めてこれについては、相談員の在り方、それから、この委員会の在り方については、今後若干見直しをしていかないといけないのかなというふうには反省をいたしております。

ただ、今回については副市長、それから私、それから企画政策課長、それから担当の職員等、それから男女共同参画推進室の2名の女性の職員の方を含めて対応に当たりましたので、この委員会に準ずる形で進めていったということになったろうというふうに思いますが、御指摘がありましたとおり、今若干この規定どおりには、なかなか進まなかったということは、今後内容を再度精査をして検討をしてまいりたいというふうには考えております。

**○18番（小園義行君）** 私はですね、へビが大変怖いんですよ、へビが怖いんですよ。例えば、この議場に入ったきた時、大きなへビがいるからとても入れませんと、局長どうにかしてくださいよと、局長が改善しましたと言ったら、小さなへビがいるんですね。いや局長、大きなへビが駄目、小さなへビが、どちらも僕はへビが怖いですよと、へビが怖いから入れませんよって、だから適切に対応してくださいということを局長に申し入れて、今日は入れてるんですよ、へビがないからですね。

だから精神的な、そういう負荷というのは、どこから掛かるかと、大きいから小さいからということじゃなくて、そのことに起因して怖いといたら、そこに行けないわけですよ。

今回、このセクシュアル・ハラスメントのこれに関して、実情がそういうことだということで、嘱託職員の人だから、臨時職員の人だから、こんなことになってるということじゃないでしょうね、まさかね。私は、ここの規程は正規職員、嘱託職員、非常勤職員、全て、臨時職員まで該当しますよということであって、「迅速・的確に対応する」というのが、この規程ですよ。我がまの一番の憲法ですがね、条例・要綱・規則というのは、そういう意味で。これが、きちんとされないと、「不利益を与えてはいけない」というふうになっているけれども、不利益を与えていますよ。仕事に来たいけど、来れないわけでしょう、それに対しては、きちんとした対応をせんといかんじゃないですか。しかも保険料は払わんといかんわけですよ、半分自己負担ですからね。無収入の中から、それをしなきゃいけないと。仕事に行きたいけど行けないと、でも他の職場に変わればいいんじゃないかって、そういう問題じゃないからですね。

だから今回、このことを受けて、私は、きちんと見直しをした方がいいよというふうに思うんですよ。だから、まず、そういうパワハラやセクシュアルハラスメントが起きたときには、第三者の既存の団体か委員会か、そういう所に相談窓口をここですよといって、気軽にといいと変ですけど、心は重いけど、相談を身軽にできるという、そういうものにするか。この相談をする所を明確に、あそこに行ったら大丈夫なんだねというのを。自分の直属の上司だったりすると言いくいでしょう。そういったものを考えられないかというのが一つです。

そして、二つ目に、この対策委員会、これもね、非常にこれは今機能してないということで、本来はここで今回の事案もきちんとセクシュアル・ハラスメント対策委員会というのが開かれて、きちんとした処分がいく、17条にいくということですよ、そこが欠けていたわけですよ。

だから、ここの対策委員会というのも、本当にさっき教育委員会とのやり取りの中でも言いました。誰の心に寄り添うんですかと、これだったら被害者の側に寄り添わんといかんでしょ。その時ですね、僕が提案をしたいというのは、事情聴取、そういったものがされる時には、やっぱりきちんとした委員会があつて、被害者の側が望めば弁護士の先生も同席をさせるとか、そして調査結果を被害者に、こういうことでしたって遅滞なく適切に説明をすると。調査結果、その結果で文書注意ですよって、今回なつたんですけれども、その調査結果とか処分について、いろんな不服があれば、きちんと対応をして、当局や議会は司法の場でも警察権力でもないわけで、そこに対しては、きちんと責任を持っておつなぎをして被害者の心に寄り添うという、そこをね、やるべきだと思うんですよ。そういうふうに見直しをやっぱりしていくべきじゃないですかね。そうしないとですよ、気が小さかったり、言えない人なんかは、ほとんど言えないままに終わってしまうという、そういうことが起きたらいかんでしょ。ぜひ、今私が数点言いましたけれども、そこについての考え方、受け止めはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の件につきましては、本当に聞き取りを重ねながら、私の方で文書の訓告という形での処置をしたところでございます。

そのことに対して、被害を受けられた方が、また更に心理的に、また実質的に、その処置で解



決がされないということについては、またきちっとそれについての聞き取り等を重ねながら、その後の処置について相談を受けていくべきということの内容ではないかなと思っています。

ただ、私どもの方としましては、職員に対する処分については、それぞれの段階に応じての処分というものがされておりますので、今回はその段階に応じた形での処分をしたというふうに認識しております。そのことで、被害を受けられた方が、まだまだ不服ということがあるならば、そのことの事情については、十分に聞き取りを重ねて、そしてまた、その回復のために別途の道を探っていくということも必要かと思います。そのような形での規程ということにはなっておりませんので、また規程については、改めてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 今、私が相談員やいろんな規程ですね、この見直しについては、やるという、そういうふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） ただいまお答えしましたように、この規程については見直しをしながら、新たな規程を定めてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） そういう立場ならいいでしょう。ただね、今回のこの件については、とても仕事に行きたいけど行けない、その家庭にとっては収入減というふうになるわけですよ。そういったものを考えたときに、5月ぐらいから始まっているんでしょう、さっきの課長の答弁だと、知ったのは6月ということですけども、それ以前に、いろんなことがあって職場に来れなくなる。6、7、8、9、10、11、12、もう約7か月ですよ。そんなのをね、迅速というんですか。日本語では「迅速かつ適切に」というのは、それについては1か月、2か月は、いろいろなことがあるでしょう。でも、それを受けた時に、この規程が求めているものについては、この「迅速かつ適切に」という、ここはね、確かに言葉は並んでるけれども、そういった状況に無かったという点で反省すべきですよ。

そして、被害を受けているその人に対する、より重い、深い、寄り添っているという姿勢が見えないからね、問題ですよ。やっぱりね、自分の家族がそうなったら大変なことになりますよ。これ、旦那さんをはじめとして、子供さんたちも大変苦労されていると思うんですよ。子供が、例えば小さかったら、保育園、幼稚園、学校、送ったり迎えたり、それができなくなるんですからね。私と一緒に、うちの美代子さんが、こういうことになったと、仮にですよ、若い時になったら、行けなくなったら大変なことですよ、一つの例ですけど。そういうことを抱えている御家庭があるという、そのことに対して、どこに心を寄せているのよと、そういう思いが僕は強いもんだから、ぜひね、こういう形で文書注意しましたって、はい終わりですとってね。そこに至るまで結構長い時間がかかっているじゃないですか、さっきの課長のね、それでいくと。

ぜひね、どこに寄り添うのかという、その気持ちを持っていただきたい。この事案に対しては、いろんなことで、最終的には被害届が提出されると警察権力が動くということになるわけですけども、それについては、私たち議会とか当局の問題じゃなく、そちらのことになるんです。行政としてできることのこの規程とか、これについては、もっとそういう立場に遭われた方の立場に立って見直しをする。それを先ほど市長がやるというふうにおっしゃいましたのでね、ぜひ

ね、この相談員のこと。そして、これを外部にするのか、どこにするのか、それも検討するということでした。弁護士の先生は、聴取するときは同席させるとか、当人が望めばですよ、そういうこともきちんとして、あくまでも被害に遭われている人の立場に立って物事が進められていくということでないといかんと思います。ぜひ、これが嘱託職員だから長くかかっている。正規職員だからって、そういうことじゃないというふうに僕は思うけれども、そこについて今後の対応というのは、当局としては、この件に関しては、もう文書注意したら、はい終わりですよという立場ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の件につきまして、文書の訓告をしたということでございます。そのことにより、当事者は十分反省をし、今後そのようなことを再び起こさないという自戒の念を持っているというふうに思っております。

被害を受けられた方の心象につきましては、今議員のお話のとおりでございますので、そのことについての対応というものが規程の中に無いということでございますので、それらのものを十分精査しながら、新たに規程を定めてまいりたいというふうにも思うところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、こういうことの無いことを望むわけですがけれども、そういうことが起きちゃう場合があるわけですね。

ぜひ被害を受けた側の思いに、どう答えていくのかということが大事ですよ。私はヘビが怖いから、ここに大きなヘビが、小さなヘビだから大丈夫ですと、そんなことじゃない、ヘビが怖いから来れないんですよ。そういうことを考えた時に、被害を受けられている側の思いに立って対応をするということを、こういう規程を作る際には、ぜひそういう立場でやっていただきたい。

それは、先ほど市長がやるということでしたので、ぜひこのことについては、今後こういう事案が起きないように、事前に研修とか、いろいろ書かれていますね、その立場で取り組んでやっていただきたいものだというふうに思います。

今現在お休みになっているその人が心が癒されて、きちんと仕事に行けるような状況を早く作り出してあげないと、旦那さんにしても、子供さんにしても、僕は本当に大変な思いをされての、この半年間だったろうと思うんですよ。まだこれからも続くわけですがけれども、その御家庭だけじゃなくて、基本的には、そのお友達だとか、おじいちゃんおばあちゃんを含めて、本当に大変な御苦勞をされているというふうに僕は正直思います。

そういった意味で、私たちがかねて何のためにここの議員として議場にて、いろんなやり取りをするか、あくまでも住民の皆さんの思いに応じて伝え、そして、より良い行政にしていく、良いまちにするために、いろんなことを言い、時には当局にとっては耳の痛いこともあるでしょう。でも基本的には、それは地方自治というのは誰のためにあるのかということ考えた時に、心はどこに寄り添って行政があるんですかということを知りたいからですよ。ぜひ、そういう立場で一刻も早く心が癒されて、職場に復帰できるという状況へ改善されるように、これはぜひ当局には大いなる努力をしてもらいたいというふうに思います。

そういうことも含めて、この規程の見直し等々やるということでした。

ただ本市は、パワーハラスメントについては規程も何もないんですよ。妊婦さん、そういうものに対しては作ってますよ。このパワハラというのは、やっている本人は案外と気付かないものなので、ぜひそういった規程、そういったものをパワハラに関しても、今市長が答弁をされたものと同じような立場での規程や、規則を作るという考えはありませんか。

**○市長（本田修一君）** パワハラにつきましては、平成23年6月27日付け、志布志市総務課の第138号、総務課長通知ということで、「職場におけるパワーハラスメントの防止及び対応について」のみでございますので、今後においては、職員の問題意識の向上や防止のために、嘱託、臨時職員も対象とした規程等を、他市の制定状況を踏まえながら制定をしてみたいと考えます。

**○18番（小園義行君）** 今後対応するということですね、はい分かりました。

ぜひですね、本当に、もう古い話で大変申し訳ないですけども、議員になって役所に初めて行きました。何か、課長さんと言った方がいいんですか、課長と会うとなんとなく、私なんかは引いてしまうような、そういうこと。そして、職場の中を回ると職員の人が、ずっと下を向いて仕事をしているという、どうしたんだろうと思って、「何で頭を上げんとですか」と言ったら、黙っておられるからですよ、何でかなと思って、ちょっと昼休みの所に行って「どうしたんですか」と言ったら、実はこうこうだと、「でも本人は、そんなことを思っていないんじゃないの」と言っていたことがあります。でも、知らないうちに、そういうことになっている場合もあるわけで、ぜひパワハラという、これも、あつてはいけないわけですけど。熊本市議会で議員の方が当局を呼びつけてね、何だかんだと言って、何とか議員対策費まであるような、とんでもないことだと思いますよ。私たち議員も本当に謙虚でないといけないなと思います、そういった意味で。

逆に議員が、そんなことをしたらとんでもないわけで、私たちお互い公務員として、地方公務員法でくくられてますのでね、ぜひ、そのことについても今後の対応をしていただきたい。

私は、66歳ですけども、今入ってこられる人たちは22歳とか、そういう若い方々、時代も変わってしまっていて、いろいろあると思います。ぜひ、そういったことも含めて、このパワーハラスメントについても規程なり、やっていくということですので、このことについては終わります。

次に、農業政策ということで、私も米を作ってますけど、来年に安倍内閣が食用の米の生産数量の自治体の配分を来年から廃止しますよということで、生産調整達成者への交付金が10a当たり7,500円あったわけですが、それをやめるというふうにしていますね。このことで、本市への影響は、どれぐらいのものになるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

米の直接支払交付金につきましては、平成22年度から導入され、米生産者に当初は10a当たり1万5,000円を交付しておりました。

平成26年産から単価を10a当たり7,500円に減額したうえで、平成29年産まで4年間で経過措置を講じ、交付することとなっているところです。

したがって、平成30年産から米の直接支払交付金については、廃止されることとなります。

廃止に伴います影響になりますが、平成28年産実績では、対象面積309ha、対象者1,109人に対し、約2,300万円を交付しておりましたので、その分が作付面積に応じて、直接それぞれの米生産農家の収入減となります。

**○18番（小園義行君）** 実は、これを通告した次の日ですかね、新聞に県がこういうふうを考えてみたいなのが、ちょっと出たんですけど、現在進めておられる事業へも、いろんな影響がありますね、山間部、構造改善とかいう形でしてやっています。こういうことになっていくと、勢い、米はもう作らんよというようなこと等も出てくるわけですし、それに対して県のあれを見て対応されるのかなということもあるんですが、新聞では若干いろいろ書いてありましたけれども、本市としては、今後このことを受けて、どういうふうな対応を、そこにはしていこうというふうを考えておられるんですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

**○農政畜産課長（重山 浩君）** お答え申し上げます。

米の直接支払交付金の廃止につきましては、収入の減少や耕作放棄地の懸念もあるところでございます。今般の廃止につきましては、多面的直接支払交付金、中間管理事業、収入保険制度など、当時検討が続いておりまして、総合的な農業政策の改革かなと思っております。そのような中から市としましては、新しい制度を活用しつつ、米の生産安定に向けた対策を検討してまいりました。

今後2月以降、説明会もやっていきますが、1点目としましては、基本的には高収益の上がる作物を推進したいところですが、当然水はけの悪い水田もございますので、そういった方については、飼料稲への転換を提案したいと思っております。

この取り組みの試算をしますと、最大12万7,000円の収入も上がりますので、コシヒカリと比較すると約1.5倍ぐらいにはなるのかなというところで考えてございます。

また、多収性の米の品種も出つつあります。「なつほのか」とか、「あきほなみ」という品種も玄米ベースで500kg、600kgという品種もございますので、そういう品種の推奨もおととしから実施をしまして、30年産から「なつほのか」については推奨してまいりたいと思います。これによりまして、130kgぐらいの増収になるということで、収入ベースで2万6,000円の増となるところでございます。

また、米の価格も少しずつではありますけれども、上昇基調にありますので、値段を決める、一等米比率、これを上げていくことが重要かと思っております。防除の徹底、栽培技術の徹底ということを農家さんにも事あるごとにお伝えしておきたいと思っております。

**○18番（小園義行君）** 今課長の方から答弁がありましたけれども、そういう主食の米を作っている、これはできる時、できない時、また乱高下が激しいですよ。

実際、国がTPP、そういったものの先取りで、いろんなことをやるわけだけど、代々僕たちが、この志布志市は、東北とか向こうと違って、米一作じゃないですからね。今は、そういうことも可能な部分はあるけれども、飼料稲とか変わっても、畜産がどんどん少なくなっていくとい

うと非常に難しい、課長が言う立場はよく分かりますよ。でも基本、本当にね、代々引き継いできた土地を簡単に手放すということもしないじゃないですか。だから残って、あとは誰が引き継ぐのかという、そういった問題で、こんな政策をやってきたら集落が無くなっていくというふうに心配をするんですよね。あくまでも個別保障制度なんか、ちゃんと昔のようにやってくれと、作ってやっていくよということになるけれども、もうお金が来ないんだったら、やめますよという、そういうこともあるから、非常に心配しますけど、農政畜産課長としては、大変な仕事だと思いますけれども、ぜひ今おっしゃったようなことを少し頑張ってもらいたいです。

あわせて、僕は国にもっと声を挙げないといかんと思うんですよ。農協を解体していくって、そんなことをどんどんやっていくんですよ、もうやってきてますよね。JAが、この地域で果たしている役割というのは非常に大事で、ガソリンスタンドが無くなったばかりに大変住民の人は困るわけです。そういうのを頑張ってやってきたんですよ、JAはね。それを無くしていこうという、今の国の政策は僕はおかしいと思う。そういうことに対しても、ひとつJAさんとも協力してやってくださいよ。大きく声を挙げてください、国に対してもね。こんな改革やめろと言うのは、僕は必要だと思うんですよ。声を挙げると言えますか、声を挙げないといかんですよ、これ。市長だね、これ。

**○市長（本田修一君）** 今お話がありましたように、本当に声を大きくして、このことについては、何らかの対策を求めていきたいというふうに思っております。

それとは別になんですが、私自身は、この米の直接支払交付金制度が設立された時代を考えると、余剰米がありまして、その余剰米をどうするかということが、まずもって、こういった流れになってきているというふうに今は思っているところでございます。その時の対応で、この余剰米については、例えば、極端な例でいえば、ODAで外国にどんどんどんどん食糧危機の所に持っていけば、そのような余剰米というのは、すぐはけるはずなのになという気持ちもあったりしましたが、国の政策として、そのようなことがとられなく、米の生産量を減らしていくという方向にきているところでございます。

しかしながら、やはり米というのは、日本人の主食でございます。そしてまた、日本人の日本人たるゆえんが、多分稲作をしているから日本人たるゆえんの大きなものになっているんではないかなということもございます。

そのようなことから、こうして米作がだんだんだんだん減少してきて、周辺に米作が無くて、米の代わりに飼料用稲というものが作られて、そしてまた、そのことで、非常に問題が発生しているということについても大きな懸念材料ということに思っております。

そのようなことがございますので、市としまして何らか独自の対策が、方策がとられないかなというふうには、本当に考えているところでございます。

今ここでいうと、ちょっとまずいですので、それは言えませんが、そういった気持ちがあるということを十分御理解いただければというふうに思います。そしてまた、国に対しては、本当に何らかの措置を講じるような声は挙げ続けてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 一言だけ、余剰米という、これ実際はミニマムアクセス米、そんなのを入れるからね、こんなことになってるわけで、実際そんなの入れないでいいんですよ。このことは別の機会に議論します。

最後です。店舗リフォーム助成制度をこの3年間やってきて、その実績と、当然いい形になってると思うんですけども、来年度以降も3年終わりますので、これ継続して、やっぱり私はやるべきだと思うんですが、あわせて時間がもうありませんけれども、そこまで市長の考えとして来年度以降、これ継続してやるという考えをお持ちなのかどうか含めて、私はやるべきだと思うんですけども、それも含めて答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全国的には「景気は緩やかな回復基調にある」と言われておりますが、地方における中小規模事業者を取り巻く環境は、原材料の上昇や人手不足による人件費の高騰が続くなど、景気回復の実感が得られてない状況でございます。商工業者、特に小規模事業者への支援が更に求められているというふうに考えます。

そのような中、本市におきましては、これまで小規模事業経営改善普及事業や販路拡大支援事業等、様々な事業を展開しているところでございます。その一つに、議員御質問の店舗リフォーム助成事業も行っているところでございますが、この事業も平成27年度に事業を開始して以来、本年度で3年目を迎え、事業の継続を含め見直す時期を迎えております。

しかし、地方における景気の回復、小規模事業者への継続した支援、商工業振興対策及び後継者の育成を図ることからも、より利用者のニーズに沿った事業として継続できればと考えております。

○18番（小園義行君） 引き続き継続してやるというお考えのようですので、そういうふうに理解していいですね。これで終わりですか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁しましたように、継続できればと考えております。

○18番（小園義行君） できるというふうに理解をして、ぜひそういう立場を堅持してもらいたいものだと思います。

この4年間いろんなことをしてきました。私たち議員は、執行権を持って無いですね。当局の人しか執行権は無いわけで、お願いをし、提案をし、それを実現をしていくという、そういうことしか無いわけですが、ぜひ、いいまちにするために、いろんなことを提案をし、提言もしながらやってきたところです。

あくまでも住民の皆さんが主人公という、そういう立場でやってきましたけれども、ぜひこれからも引き続き、来年この場に立てるのであれば、当局の皆さんと大いに議論をして、いいまちづくりのために力を発揮したいものだというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



### 日程第3 議案第72号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第72号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第72号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

本案は、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長、教育長の期末手当の額の改定を行う必要があることから提案をするものでございます。

今回の人事院勧告の内容につきましては、平成29年4月時点での民間給与が、国家公務員を上回る結果になったことを受け、月例給、期末勤勉手当等の引き上げが行われたものでございます。

勧告の主な内容としましては、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、一般職の月例給を平均0.2%引き上げ、期末勤勉手当を現行の「4.3月分」から「4.4月分」とし、年間0.1月分を引き上げるものとなっております。

これを受けまして、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも勧告どおりの内容で提案をされております。

以上が、人事院の勧告の主な内容でございました。

それでは、付議案件説明資料の1ページをお開きください。

特別職につきましても、先ほど申し上げましたとおりの流れで、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、期末手当を現行「3.25月分」から「3.30月分」とし、年間0.05月分を引き上げることが提案をされたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえ、今回議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を提案するものでございます。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

議案書、それから付議案件説明資料は2ページをお開きください。

平成29年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ、「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

なお、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は、

平成29年12月1日から適用することを定めております。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議方、いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第4 議案第73号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第73号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第73号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

本案は、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

それでは、付議案件説明資料の4ページをお開きください。

先ほども御説明をいたしました、人事院勧告どおり、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも同様の内容で提案をされており、これを受け、本市におきましても、今回給料表、勤勉手当の額の改定等を提案するものでございます。

まず、月例給の改定についてでございますが、民間給与の水準を踏まえ、平均0.2%引き上げ改めるものでございます。若年層を1,000円程度引き上げ、その他については、400円の引き上げとなっております。

次に、期末勤勉手当についてでございますが、現行の「4.30月分」から「4.40月分」として、



年間0.1月分引き上げるものとなっております。

それでは議案書、それから付議案件説明資料に基づいて説明を申し上げます。

付議案件説明資料は、5ページをお開きください。

まず、第26条で、平成29年12月支給の勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げ、「100分の85」を「100分の95」に改めるものでございます。

なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の85」でございますが、今回の改正では、6月分の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加をしてございます。

また、同項の規定に基づく「規則で定める職にある職員」とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、「100分の105」から「100分の115」に引き上げるものでございます。

次に、再任用職員につきましては、0.05月分引き上げることから、「100分の40」から「100分の45」に改めるものでございます。

6ページから9ページにかけましては、行政職給料表の新旧対照表となっておりますので、確認をいただきたいと思っております。

それから、議案書でございますが、附則第8項では、附則第5項で、職務給が6級以上の職員で、55歳を超える職員の給与月額、期末勤勉手当等を平成30年3月31日まで1.5%減額することと規定をしておりますので、その減額を適用する間の勤勉手当について補完して規定をしているものでございます。

今回、勤勉手当が改定されたため、附則第8項の規定も改正をするものでございます。

附則第1条第2項では、平成29年4月1日から遡及適用することを定めております。

附則第2条では、12月分の勤勉手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の勤勉手当について、今回、改正後の勤勉手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

附則第3条では、規則への委任となっております。

以上で、説明を終わります。

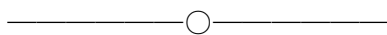
よろしく御審議方くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第5 議案第74号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に伴う、職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,735万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ261億2,006万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1,735万6,000円増額するものであります。

7ページから27ページまでの歳出の各費目に人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に伴う、職員等の人件費等に要する経費をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては、給与費明細書で説明を申し上げます。

28ページをお開きください。

特別職の期末手当は、市長及び副市長分を12万6,000円、議員分を33万3,000円、それぞれ増額するものであります。

29ページをお開きください。

一般職の給料を183万9,000円、職員手当を1,131万9,000円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第74号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。



日程第6 議案第75号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第75号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,402万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を8万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を8万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日から19日までは、休会とします。

20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時54分 散会

## 平成29年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成29年12月20日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第55号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第58号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第60号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第61号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第62号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第63号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第64号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第65号 財産の取得について
- 日程第14 議案第66号 学林地の立木の処分について
- 日程第15 議案第67号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第68号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第69号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第70号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第71号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 陳情第7号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
- 日程第21 議案第72号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第73号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第74号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第75号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 発議第5号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

日程第26 閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長)

日程第27 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長補佐 黒 川 晃	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局次長 桑 迫 悟	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長補佐 岩 下 祥 二

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第2、報告を申し上げます。

志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員長、志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員長及び産業建設常任委員長から、それぞれ報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第3 議案第55号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第55号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第55号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正で緩和措置の適用となる対象者の要件と本市の対象者数についてただしたところ、対象者については認知症の場合は医師の診断書がある方で、そのほか療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方が対象となる。また手帳を持っていないなど、これらに準ずると思われる方については、医療機関等の意見書に基づき対象者とみなすこととなる。既存入居者のうち、今回の緩和措置が適用となる方は6名であるとの答弁でありました。

障がいの等級で対象とならない場合があるのかとただしたところ、手帳を持っていれば障がいの等級に関係なく対象となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第55号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

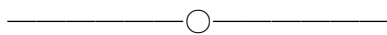
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第56号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第56号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第56号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正で運動施設の敷地面積に関する基準を新たに設けているが、これまで条例での規定は無かったということかとただしたところ、これまでは都市公園法施行令第8条で「当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない」と規定されていたが、「100分の50を参酌して地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」という規定に改正されたことを受け、今回、条例の改正を行うものであるとの答弁でありました。

条文では「割合を100分の50とする」という表現だが、上限を表す表現かとただしたところ、上位法である施行令が「条例で定める割合を超えてはならない」という上限を示す規定であるため、これに連動した形で条例では「100分の50とする」という表現となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第56号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべ



きものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

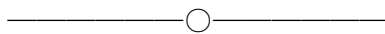
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第5 議案第57号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第57号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から松山支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、温室部分については、やっちくふるさと村の構成施設の一部であったが、これまで指定管理の対象施設としては含めていなかったということかとただしたところ、開設当初は株式会社やっちくふるさと村が施設全体の管理運営を行っていたが、温室部分については採算が取れず、運営が厳しい状況であったため、指定管理施設と切り離し、行政財産としてこれまで貸し付けを行っていたとの答弁でありました。

貸し付け先はどこかとただしたところ、平成26年度までは個人、平成27年度は法人へ貸し付けを行っていたが、平成28年度からは貸し付けを行っていないとの答弁でありました。

今後の活用について、どのように考えているのかとただしたところ、市としても一体的な管理

が望ましいと考えているが、現在の指定管理者に確認したところ、農業部門である温室部分の運営管理は困難であるとの回答であった。設置後20年近くが経過して劣化もあるが、現状のままでの有償貸し付けとし、農業関係で有効に活用できるよう広く周知していきたいと考えているとの答弁でありました。

市道から施設への入り口付近に市の所有地があるが、管理については、どのようになっているのかとただしたところ、この土地の地目は雑種地で具体的な施設名称が付けられないこともあり、条例に明記されていないが、他の施設と一体的に管理する形で検討していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第57号、志布志市やちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

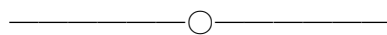
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第6 議案第58号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第58号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第58号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求

め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人工芝サッカー場使用料について、市内の他施設及び県内類似施設の使用料との整合性は、図られているのかとただしたところ、市内屋外施設で使用料を徴収している施設は、松山地区のテニスコートのみであり、人工芝サッカー場の使用料設定については、県内の類似施設の使用料を調査し、設定した。南さつま市、鹿児島市、宮崎県の生目の杜等の使用料を確認したところ、1時間当たりおおむね1,000円を超える使用料となっている。今回の使用料設定については、本市の地理的背景等も考慮し、1,000円が妥当と判断したところであるとの答弁でありました。

人工芝サッカー場使用料について、減免規定はあるのかとただしたところ、使用料の減免については、これまでと同様にスポーツ少年団での使用など内規で定めているとの答弁でありました。

フェンス設置等の工事も進んでおり、整備後は現在のような自由な出入りができなくなると思うが、使用の手続きについては、鍵の貸し出しにより管理するのかとただしたところ、使用する団体等が借り受けた鍵で開けて使用していただくことになるとの答弁でありました。

鍵の受け渡しは、体育館で行うことになるのかとただしたところ、体育館で行ってもらうことになるとの答弁でありました。

人工芝サッカー場の年間の維持管理料と指定管理料についてただしたところ、指定管理者による維持管理を予定しているが、当初の3年間においては、維持管理費はほとんど発生しないと想定している。その後必要となる、芝目を立てるブラッシング作業については、年間約54万円程度を見込んでいます。現在、特定非営利活動法人志布志スポーツクラブを指定管理者としているが、人工芝サッカー場に係る新たな指定管理料の増額は無く、維持管理費が必要となった3年経過後から指定管理料に年間の維持管理費として見込んで54万円程度を上乗せすることになるとの答弁でありました。

3年経過後の維持管理業務の頻度をどの程度想定しているのかとただしたところ、人工芝の芝目を立たせるためのブラッシング作業については、年間1回から2回程度を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第58号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第7 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から港湾商工課長補佐ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明として、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の管理について、株式会社グリーンハウスを指定管理者の候補者とし、管理期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、候補者の事業計画の中に、施設の維持管理をビルメンテナンスの専門会社に委託するとされているが、その業務の範囲についてただしたところ、施設の清掃、修繕等の維持管理全般を委託する計画であるとの答弁でありました。

43名の職員で運営する計画だが、本社からの社員は、どの部署に何名配属される予定なのかとただしたところ、本社からは支配人が、ビルメンテナンスの業者から施設維持管理責任者が派遣される。また、年度の途中で変わると思うが、当初は料理長も本社から派遣される計画であるとの答弁でありました。

施設維持管理責任者は本社から派遣されるということだが、清掃業務担当者は、市内で採用されるのかとただしたところ、施設・設備の維持管理に係るその他の職員は、パート・アルバイト等で、基本的に地元採用と伺っているとの答弁でありました。

施設の維持・修繕に係る費用で、60万円以上のものは行政側が負担するという説明だったが、これまでの基準額は100万円以上ではなかったかとただしたところ、今年度、総務課において指定管理者制度の指針を見直す中で、修繕費の基準が変更され、国民宿舎ボルベリアダグリについて

は、60万円以上の修繕は基本的に市が負担することとされたとの答弁でありました。

現在の指定管理者である宮交ショップ&レストランは、2,000万円の指定管理料に加え、利益の20%を追加納付するという事業計画だったが、今回の候補者の追加納付の取り扱いについてただしたところ、現在の指定管理者からは、今まで追加納付は無いところである。候補者の株式会社グリーンハウスと相談はしたが、現在の宿泊者数から見て追加納付できる状況にないとのことで、5年後の指定管理期間の際に、追加納付の検討をしたいとのことだったとの答弁でありました。

候補者と議決後の協議が大切だと思うが、今後の流れについてただしたところ、平成30年1月に指定通知を行い、その後、1月から2月中に基本協定の締結、3月に業務引き継ぎ、4月に年度協定の締結、新指定管理者による管理を開始する予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

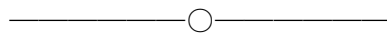
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第59号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第60号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

日程第9 議案第61号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第62号 志布志市老人憩いの家の指定管理者の指定について

日程第11 議案第63号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第60号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてから、日程第11、議案第63号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてまで、以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君）　ただいま議題となりました議案第60号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてから、議案第63号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてまで、以上4件の文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について一括して報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志市市民センターの現地調査を実施した後、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

はじめに、議案第60号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について、報告いたします。

主な質疑といたしまして、従来5年であった指定の期間を2年にする事については、社会福祉協議会からの申し出なのかとただしたところ、社会福祉協議会からの申し出によるものであるとの答弁でありました。

2年の申し出となった背景等を示す具体的なものが提示されたのかとただしたところ、社会福祉協議会の指定管理に関する申請書を10月23日付けで受理している。それまでにも、社会福祉協議会の運営や財源確保、組織再編等に関する案が提示されており、何度となく協議を重ねてきた結果を踏まえての申請となっているとの答弁でありました。

これまでの協議で市民サービスへの影響等が懸念されることはないのかとただしたところ、今後2年間については、現在の正規職員1名、臨時職員2名の職員体制で、それぞれの支所が事業を運営していくことになっている。現時点での考え方として2年経過後は、職員を志布志地区の健康ふれあいプラザへ集約し、臨時職員2名を出張所的な役割を担う現在の支所に配置することを想定している。窓口業務、ふれあいサロン等の通常業務については、臨時職員が主体となり実施することになるが、それぞれの地域で行われてきた民生委員の定例会や地区社協等の対外的な活動については、健康ふれあいプラザから職員が出向き、それぞれの地区で行うこととしていると聞いているとの答弁でありました。

総合評価の総括の中で、指定管理者、所管課が安全性に懸念があるとしている中で、指定管理をさせること自体、行政の在り方としてどうなのかと思う。また、そのような施設について非公募により指定管理者となることについて、社会福祉協議会はどのように考えているのかとただしたところ、市からは、代替施設を提案したところであるが、社会福祉協議会としては、訪問介護事業の利用者のうち、7割が有明地区であること、ヘルパー20名のうち12名が有明地区であることへの配慮等もあり、市民センターを拠点とした訪問介護事業の展開を望まれているところである。このことについては、社会福祉協議会の理事会、評議員会でも提案し、出席した理事からも意見が出されたが、最終的には、今後2年間で方向性を見出していくことで承認されたところである。市としても、現状を見る限りにおいては、安全性が高いとは言えない状況であることは認識している。2年間の指定期間とはしているが、早い段階で社会福祉協議会と協議し、対応していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、議案第61号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委

員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

主な質疑といたしまして、老人福祉センターの雨漏り対策は完了したのかとただしたところ、29年度の補修工事で完了しているとの答弁でありました。

次に、議案第62号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

主な質疑といたしまして、老人憩の家については、地域の方々に限定した利用になると思うが、社会福祉協議会の組織再編後、臨時職員2名体制になることでの不利益が利用者に及ぶことはないのかとただしたところ、この施設についても、今後2年間については指定管理制度により運営していくことになる。その後については、直営、他の指定管理者を含め、今後検討していく必要があると認識しており、随時検討を重ね、これまでと同様の活用ができるよう運営していきたいとの答弁でありました。

最後に、議案第63号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

主な質疑といたしまして、社会福祉協議会の組織再編については、人員削減なのか、本庁への職員集約なのかとただしたところ、基本的には、健康ふれあいプラザへの職員集約である。日頃から職員間の連携を図り、効率的な業務の推進に資するためのものであるが、組織全体として、しっかりとした方向性等は出されていない。一番の問題は、財政的な部分であるため、組織の在り方も関係してくると思われる。理事会、評議員会でスケジュールどおり報告し、運営方針を決定していくことになるが、詳細については今後の協議となるとの答弁でありました。

健康ふれあいプラザの指定管理料は、平成27年度から平成29年度は同額だが、修繕料を含んだ金額となっている。普通財産の修繕料については、市が負担すべきであり、指定管理料と修繕料は分けるべきではないかとただしたところ、健康ふれあいプラザにおける1件当たり20万円以内の修繕については、指定管理者が行うことを協定書で確認しているが、今回の指定管理者制度検討委員会において、各施設修繕料が異なることから、毎年度末の精算を前提に原則60万円を修繕料とすることが確認されたところである。

また、軽微な修繕等について、指定管理者が管理できる予算に含まれていることでスピーディーな対応が可能となることを協定書で確認しており、大きな修繕等については、市が管理する修繕料、工事請負費等の予算で対応していくことになるとの答弁でありました。

議案第60号から63号までの審査を終え、概略、以上のような質疑、答弁となった。

今回、提案されている施設の中で、安全性が懸念される施設があり、指定管理の在り方について疑義が生じている。また、指定管理期間の短縮など、今後の社会福祉協議会の基本的な運営方針や組織再編が、地域の福祉事業へ与える影響の有無などを確認する必要があることから、市長への総括質疑を行うとの結論に至りました。

総括質疑の主な質疑といたしまして、社会福祉協議会からの申し出を踏まえた提案であると認識できるが、社会福祉法人としての社会福祉協議会の自主性をどのように認識し、支所を含めた

組織再編の方向性を当局としてどのように捉えているのかとただしたところ、社会福祉協議会の自主性については、当方からも職員が理事として参画し、その協議の中で市の立場を明確にしながら、社会福祉協議会の福祉事業に関する業務を担っていただいている。様々な委託事業と自主事業があり、その遂行については自主性を持ち、取り組んでいると認識しているとの答弁でありました。

議案第60号で指定管理対象施設となっている市民センターについては、付議案件説明資料の総合評価の総括において、利用者や指定管理者、所管課のそれぞれが施設に対する懸念を抱いている施設であり、所管課においても、施設の老朽化や安全性が懸念されている。現地調査においても、床に置いたビー玉が南側へ転がるほど傾斜していることも確認したところである。このような状況にある施設の指定管理の在り方についてただしたところ、今回の指定管理に係る市民センターが、傾斜がある施設であることは、社会福祉協議会としても認識されており、代替施設が確保でき次第、早急に移転したい意向であるため、当方としても市民センターに替わる施設の検討を重ねてきたところであるが、今回の提案までに解決できなかった。社会福祉協議会としても速やかに現状を脱して、安心・安全な施設で業務が担える環境を確保したいとの意向もあるが、移転先が確保できていない現状においては、指定管理の期間を2年間でお願いしたいとの申し出であったことから、そのような状況を踏まえ、選定したところである。このような状況を懸念し、委員会において、疑義が出されたということについては、改めて重く受け止めたところである。今回の提案にかかる指定管理の期間については、社会福祉協議会の理事会、評議員会を経て承認された事項であることを御理解賜り、認めていただきたく、当方としては社会福祉協議会との協議を深め、なるべく早い時期に現状を脱すべく、他の施設への移転が図られるよう協議していきたいとの答弁でありました。

市民センターの現状に対する市長の認識についてただしたところ、市民センターについては、何回か訪れており、傾斜があることについては認識しているとの答弁でありました。

議案第60号については、社会福祉協議会の理事会、評議員会の承認を得た上での提案であるので、認めていただきたいとの答弁であった。社会福祉協議会としては、2年後においては市民センターではなく、代替施設で業務を担っていききたいとの意向を持っているとのことであるが、代替施設については社会福祉協議会が主体的に確保していくと理解しているのかとただしたところ、代替施設等については、社会福祉協議会と当方で協議を重ねながら、選定していききたいと考えている。当然、社会福祉協議会の理事会、評議員会の承認が必要となるため、新たな方向性が見出せれば、理事会、評議員会に諮っていただき、その承認の下で安心・安全な環境に移転していただく形をとっていききたいとの答弁でありました。

社会福祉協議会の組織等の見直しにより、指定管理施設である市民センターや老人福祉センター、老人憩の家については、臨時職員のみ配置となり、正規職員については健康ふれあいプラザに集約されるのかとただしたところ、社会福祉協議会としては、様々な事業の見直しを行いながら、総合的に健康ふれあいプラザに業務を集中させ、展開したいと考えているようであるとの



答弁でありました。

社会福祉協議会の理事会、評議員会の承認を経ていることから社会福祉協議会による責任ある管理が前提となる。申し出を受けての提案であるため、2年の指定期間を認めて欲しいとの答弁であったが、現状では、公募での指定管理は無理なのではないかと思う。施設管理者として管理をお願いすることについて、どのように考えているのかとただしたところ、先ほども答弁したとおり、委員会審査において、そのことについての疑義が出され、市長の見解を問うということになっていることについて、重く受け止めている。この問題については、社会福祉協議会との協議を重ねながら、環境改善につながる新たな施設への移転を検討していきたいと思っているとの答弁でありました。

市長の答弁を聞いていると、今後2年間の指定管理となるこの議案は議決いただき、その後、1年以内であったとしても移転可能な代替施設が見つければ、移転していただくという理解でよいのかとただしたところ、このことについては、とにかく早い段階で環境が改善されるような取り組みをしていきたいということであるとの答弁でありました。

事務所の移転後も、利用者に対してサービスの低下を招かない配慮等が必要ではないかとただしたところ、新しい施設等への移転については、機能やサービスの低下に影響がないよう確認しながら進めていくとの答弁でありました。

代替施設が見つければ、すぐにでも移転するとの答弁であるが、ある程度めどが立っているのかとただしたところ、現段階においてめどは立っていない。候補地となりそうな所については、検討してきたが、前向きに解決できる結果にはなっていない。本委員会の指摘を受け、当方としては直ちに対応していきたい。また、これまでに検討してきた施設についても、改めて検討を加え、社会福祉協議会からの提案等も考慮しながら、取り組みを進め、早い段階で解決していきたいとの答弁でありました。

開発農協跡地は、検討されなかったのか。また、移転先とならなかった理由は何かとただしたところ、開発農協跡地利用について、どのような改修等が必要か検討したところであったが、訪問介護事業に従事する20名のヘルパーが入るには、狭いと判断し、断念したとの答弁でありました。

社会福祉協議会の理事会としても、全会一致での決定と理解していいのかとただしたところ、そのとおりであるとの答弁でありました。

提案された議案が議決されても、委員会審査、総括質疑で出された意見等を踏まえ、社会福祉協議会との協議については2年後ではなく、直ちに開始し、改善していく。あわせて、理事会、評議員会の承認に基づく社会福祉協議会の責任ある今回の提案であることを議会としては受け止め、採決に臨むことになる旨を市長に伝え、総括質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第60号から議案第63号の以上4件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから議案第60号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから議案第60号について採決します。  
議案第60号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第61号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから議案第61号について採決します。  
議案第61号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第62号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから議案第62号について採決します。  
議案第62号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第63号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから議案第63号について採決します。  
議案第63号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり

り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第64号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第64号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第64号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業公社の職員は15名体制であるとのことだが、全員正規の職員かとただしたところ、局長と課長がそれぞれ1名、係長が3名、職員が2名の合計7名が正規の職員で、そのほか再任用職員3名と臨時職員と同様の取り扱いである準職員が5名であるとの答弁でありました。

過去5年間の指定管理業務の総合評価がなされているが、評価はどこが行っているのかとただしたところ、所管課である農政畜産課で全般的な評価を行っているが、指定管理検討委員会のコメントを付した形での総合評価としているとの答弁でありました。

内部の評価だけでなく外部評価も取り入れるよう検討はできないかとただしたところ、外部評価の件については、担当課と協議し改善する方向で検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第64号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

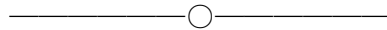
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第64号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第65号 財産の取得について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第65号、財産の取得についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第65号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から港湾商工課長補佐ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回取得する臨海工業団地3工区の土地について、土地開発公社が取得を完了した時期についてただしたところ、本年7月で全ての土地を取得完了しているとの答弁でありました。

土地取得後の整備計画についてただしたところ、議決後、市が土地開発公社から土地を買い取る。3工区の業者の選定委員会を12月14日に開催して分譲先が決定され、市との仮契約を締結する。仮契約後、土地売買の議案を上程する。その後、土地の取得者が県に開発行為の申請を上げ、許可が出次第、造成に入っていく。分譲の条件として土地取得後3年以内に操業することとしており、造成から建物の完成まで3年間で整備する流れとなっているとの答弁でありました。

市が造成まで行って売却した1・2工区とは異なり、3工区は、分譲後、土地の購入者による造成を含めて3年以内に操業となると、建物が出来上がるまでの期間をどのように想定しているのかとただしたところ、造成用の土砂の入手状況にもよると思うが、周辺地域の道路建設のスピードが速くなっており、そこから出る公共残土を受け入れることを前提に企業側も造成するとしており、造成工事にはある程度の見込みが立っている。操業まで3年を見込んでいるが、土砂の入り方次第では造成に約1年、建物の建設に約1年で、1年短縮できると想定しているとの答弁でありました。

3工区に分譲価格についてただしたところ、3工区の土地は、公社から1㎡当たり2,500円で購入するが、設計や分筆にかかった費用を上乗せし、1㎡当たり3,300円で分譲する。1・2工区は1㎡当たり9,000円で分譲したが、その差は造成にかかった費用であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第65号、財産の取得については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

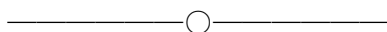
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第65号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第14 議案第66号 学林地の立木の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第66号、学林地の立木の処分についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第66号、学林地の立木の処分について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、伊崎田小、中学校のPTAが管理されてきた学林地の立木処分について、スギ、ヒノキを中心に約5,800本が処分されるとのことだが、収入金はどれくらいが見込まれているのかとただしたところ、伊崎田小、中学校PTAが曾於地区森林組合から提示された見積調書によると、立木の売払い金から、伐採等に要する経費を差し引いて320万円と報告されており、この金額が立木処分にかかる収入金となる見込みであるとの答弁でありました。

収入金の具体的な用途は決まっているのかとただしたところ、収入金の用途については、志布志市学林地条例第7条により、「学校及びPTA以外の経費に充てることはできない」と規定されている。現在、児童生徒数の減少に伴うPTA戸数の減少により、PTAの収入源も限られており、運営費の確保も困難な状況と聞いている。来年度から両校は小中一貫型小・中学校としてスタートすることにもなるが、収入金の用途については、今後PTAの方で協議、検討されること

になると認識しているとの答弁でありました。

学林地の立木伐採後の管理はどうなるのかとただしたところ、立木の伐採については、平成30年1月から平成31年3月までを予定している。伐採後については、市へ返還したいというPTAの意向があるため、立木伐採後の管理については、市有林として耕地林務水産課が管理することになる。伐採の期限を平成31年3月31日までとしているため、伐採後の植栽に要する費用の予算については、31年度の当初予算、もしくは、補正予算でお願いすることになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第66号、学林地の立木の処分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

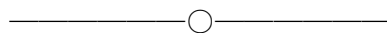
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第66号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第15 議案第67号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明として、一般会計補正予算（第4号）は、人事異動に伴い、総務課で一括管理している職員人件費の補正が主なものとなっており、人事異動に伴う分を費目間で調整している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、台風18号に伴う災害対応による時間外勤務手当の増額ということで、災害対策本部設置や避難所への配置が行われたということだが、どのような配置となったのかとただしたところ、これまでは、災害警戒本部を設置していたが、今回は非常に強い台風ということで、市長の判断・指示により災害対策本部を設置した。まず、総務課、建設課、水道課、福祉課等の警戒に当たる担当課を本部に位置付けて配置し、全課長も本部に配備した。各避難所には福祉課の職員を中心に、各消防団員も時間を決めて交代で、終日対応に当たった。その対応に当たった職員のうち、補正予算として計上した分の合計人数が43名であるとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明として、不動産売払収入の内訳は、普通財産払い下げに伴う売払収入284万1,000円であり、土地の所在は、志布志町安楽字小瀬4648番3、地目は雑種地、地積は1,530.73㎡である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、以前、食品関連団地として株式会社萬來が工場敷地を購入した時の単価と、今回の払い下げ単価の差についてただしたところ、工場敷地の購入時は1㎡当たり3,200円、今回払い下げる単価は1㎡当たり1,690円となっているとの答弁でありました。

今回の払い下げ単価が、隣接する安楽大迫工業団地の今後の価格の基準となっていくのかとただしたところ、工業団地は今回不動産鑑定を行って単価を見直し、1㎡当たり1,863円として売り出しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、民間賃貸住宅家賃助成事業の600万円の減額補正については、何が原因だと分析しているのかとただしたところ、定住を目的としている制度で、立地企業に新規雇用される方が本市に転入して住む場合に家賃を助成する事業である。立地企業の新規雇用者数は増えているものの、そのうち市外に住む方が見込みより多かったことが原因である。企業からの意見では、「市内での雇用促進を目指している」ということや、「市外からの方には助成があるが、せっかく市内の若者が地元企業に就職し、定住したのに助成は無いのか」ということも聞いているので、そういったことを合わせて整理する必要があるとの答弁でありました。

対象となる企業の新規採用者を把握しているのかとただしたところ、対象事業所が4社で50名の新規雇用である。その内、市内雇用が28名、残り22名が市外雇用で、転入となるのは予定を含め3～5名であるとの答弁でありました。

目指せ日本一チャレンジ応援事業は、日本一を目指し、いろいろなことに取り組んで、BTVなどで報道もされているが、市民の意見は賛否両論がある。効果を検証し、しっかり市民に示せないと事業の継続は難しいのではないかとただしたところ、事業の効果を検証し、1件当たり50万円の助成は大きいと考え、30万円に見直す方向で検討しているとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長補佐より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、商工業資金利子補給金交付事業の200万円が増額補正されているが、融資の総額はどれくらいになるのか。また、なぜ今増額しなければならないのかとただしたところ、融資総額は、17億6,658万円である。例年800万円から1,000万円を利子補給している。毎年9月ぐらいにならないと申請件数が判明しないため、当初予算で800万円を予算計上し、今回153件と判明したため200万円の増額をお願いするものであるとの答弁でありました。

申請件数の推移についてただしたところ、この事業は平成21年度から緊急商工業利子補給金交付事業として始めており、平成27年度は147件、平成28年度は124件、平成29年度は153件となっているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） ここでしばらく休憩いたします。

11時20分から再開いたします。



午前11時07分 休憩

午前11時18分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。



主な質疑といたしまして、就学援助事業において、新小学1年生に対する入学準備金の入学前支給が実施されることとなり、新小学1年生のうち70人を見込んだ入学準備金に要する予算が今回計上されているが、どのように案内していくのかとただしたところ、例年実施している新小学1年生に対する就学通知書送付にあわせ、入学準備金の案内散らし、及び申請書を同封し、新入学予定児童全員の保護者に周知する予定としている。申請期間は1月4日から1月31日までとし、該当者には3月下旬の支給を予定しているとの答弁でありました。

転入者への対応についてただしたところ、申請期限後の転入者については、7月に新入学児童生徒学用品費等として支給することとしているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、うなぎの駅に関連した騒音測定手数料が計上されているが、これまでの経緯についてただしたところ、7月のうなぎの駅オープン後、近隣住民から冷凍庫等の音がうるさいとの連絡が港湾商工課にあったため、山田水産では、8月に騒音調査を実施されたところであったが、基準値を超過している結果であった。9月13日には、港湾商工課が窓口となった住民説明会を開催し、山田水産が実施した調査結果等も報告されたが、事業者による調査結果自体を信用できない旨の意見や行政による調査を求める意見等があった。夏場の調査であったことから虫の声など冷凍庫以外に起因する音が影響していることも懸念されたため、10月19日から20日にかけて港湾商工課で虫の声などを除去した再調査を実施したが、同じような状況が確認された。そのため、山田水産においては、11月9日から12月27日にかけて、防音パネルや消音機の設置等の対応がとられているところであるため、それらの作業が終了後、虫の声などの影響等が無い寒冷期の2月に市民環境課において再調査を実施することとなったところであるとの答弁でありました。

企業立地協定締結の際に対応等は協議されていないのかとただしたところ、協定締結については、港湾商工課で所管しているが、騒音、振動、悪臭等の公害防止について、必要な措置を講ずることが規定されているとの答弁でありました。

大隅地域紙おむつ再資源化研究会の構成員数についてただしたところ、大隅地域紙おむつ再資源化研究会の構成については、岡野副市長を会長に、ユニチャーム、そおりサイクルセンター、東京都市大学教授のほか、県、4市5町の担当課長、収集運搬事業者、病院関係、金融機関、衛生自治会長等の30名で構成しているとの答弁でありました。

住民基本台帳システム改修については、女性活躍推進等に対応するため現在の氏と旧氏を住民票に併記できるようにするということが、そのような要望があるのかとただしたところ、現在のところ、本市においてそのような要望はないとの答弁でありました。

マイナンバーカードの交付状況についてただしたところ、10月31日現在、2,001枚の交付となっているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保健衛生総務費の負担金、補助及び交付金のうち、曾於地域医療確保対策協議会の負担金が11万4,000円減額された要因についてただしたところ、曾於地域医療確保対策協議会への負担金については、腎臓内科医の人件費及び協議会の運営費を2市1町が負担している。平成26年度から月1回のペースで腎臓内科医が鹿児島大学病院から来て、重篤化の予防を図っている。受診者の増加により診療報酬等が増額したため、市による赤字補填が不要となったことから今回、11万4,000円を減額するものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所運営事業について、保育士の技能・経験に応じた処遇改善に伴う加算給付に係る扶助費が増額されているが、交付対象者は何名かとただしたところ、今回計上した扶助費の積算については、保育所等の職員数に指数を乗じる計算方式としており、副主任保育士等、職務分野別リーダー等をあわせた予算の積算根拠対象者は99名であるが、市内の支給対象者は147名となるとの答弁でありました。

保育所運営事業における扶助費の増額補正については、キャリアアップの仕組みの構築を支援することを目的にしているが、手を挙げた保育所が対象となるのかとただしたところ、29年度の事業であるが、条件としては、新たに副主任保育士などの役職を整備したところが制度の対象となるため、全ての保育園・認定こども園に本事業を紹介し、要望を聞いたところである。その中で、18園中13園が手を挙げられたところである。今年度においては必須ではないが、様々な研修事業の実施が条件となっているため、それらの実施を想定されている保育園等が手を挙げられたと認識しているとの答弁でありました。

今回計上された予算は、13園分か、18園分かとただしたところ、今回計上した補正予算は、13園分であるとの答弁でありました。

介護保険組合の障害支援区分認定審査会に係る負担金が増額された要因についてただしたところ、障害者支援区分認定審査会については、国の補助金と構成市町の負担金を財源とし運営していたが、国の補助対象から外れたため、それぞれの市町で負担することとなったことを受け、構成市町に対し増額の要請があったことから補正するものであるとの答弁でありました。

生活保護扶助費給付事業について、医療扶助が5,728万2,000円不足した要因についてただしたところ、医療扶助については、平成27年度の実績が、約3億6,800万円、平成28年度の実績が、約4億1,000万円となっており、28年度については27年度と比較して、4,000万円程度の増額となっている。29年度の当初予算では、27年度を若干上回るペースで予算計上していたが、平成28年度の下半期から、C型肝炎の治療について従来のインターフェロンに代わる、1錠が6万円から8万円程度する高額な新薬の服薬治療や1人当たり400万円程度を要する最先端の放射線治療である重粒子線がん治療が保険の適用を受けることとなり、その10割を負担したことが要因であろうと考えているとの答弁でありました。

高額医療が要因となっているとの説明であったが、今後も増加傾向にあるのかとただしたところ、生活保護受給者に占める高齢者の割合が高くなっている現状を踏まえると、高額医療かどうかは別として、医療扶助については伸びていくことが予想されるとの答弁でありました。

生活保護受給者の推移についてただしたところ、各年度の平均値になるが、27年度が364世帯、28年度が378世帯、29年度が380世帯となっており、若干ではあるが各年度の平均値で見ると増加している。29年度においては、10月現在で365世帯461名となっており、人数的には若干減少しているとの答弁でありました。

障害児保育事業について、対象者が増えた保育園はどこかとただしたところ、途中入所があった保育園は、あゆみ保育園とみどり保育園、たちばな保育園であるとの答弁でありました。

最後に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保健体育総務費の負担金、補助及び交付金で各種スポーツ大会全国大会出場補助が10万3,000円増額されているが、競技種目についてただしたところ、これまでの全国大会出場の実績については、剣道が東京の日本武道館、大阪市、仙台市の3回、柔道が札幌市の1回、空手道が大阪市の1回の計5回となっているが、本市においては剣道が強くなっており、今後、関東、関西各1回の計2回程度の全国大会出場が見込まれているため、それぞれ2名を派遣する旅費を補正するところであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨時職員賃金について、最低賃金の改正による増額分と臨時職員の退職による不在期間の減額分を差し引いて計上されているが、不在期間中の業務に支障はなかったのかとただしたところ、退職に伴い、後任を募集したが応募が無く、2か月後に採用が決定した。その間の業務については、残された人員でやりくりしながら行ってきたとの答弁でありまし

た。

最低賃金の改正により嘱託職員は月額5,600円の増額となったが、臨時職員はどれぐらいの増額となったのかとただしたところ、臨時職員については、日額5,040円から5,320円の280円の増額となり、月額で4,200円の増額となったとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、産地パワーアップ事業について、事業主体である志布志オニオンクラブの組織構成及び計画面積の概要と、本市の玉ねぎ生産についてはどのような状況かとただしたところ、志布志オニオンクラブは1法人と個人農家2戸で組織されており、面積は田之浦地区と志布志地区で10haの作付けを計画している。本市における加工用玉ねぎの生産実績はまだないが、近年、カット野菜の需要が高まっていることや、県の畑かんセンターでも実証が行われたことを受け、この事業主体も今年から作付けを開始したとの答弁でありました。

実績が無いが、新規参入事業への補助として該当するのかとただしたところ、補助事業については実績が無いと実現性などが懸念されるが、今回の事業については、玉ねぎの将来性も考慮しながら検討を重ね、栽培計画や農家経営の試算などを踏まえた県との協議結果に基づき事業を行うものであるとの答弁でありました。

畜産共進会等謝礼事業について、全国和牛能力共進会の本選出場に伴う予算240万円のうち190万円が執行残となった理由についてただしたところ、前回の全共では4頭の出品実績があったため、4頭分の予算を計上していたが、今回は1頭の出品実績となったことによる減額である。当初は1頭当たり60万円を見込んでいたが、近隣市との調整で1頭当たり50万円の支出となったとの答弁でありました。

平成34年度に鹿児島県で開催される全共対策として県が指定する優良種畜の導入に1頭当たり5万円を助成する予算が計上されているが、県が指定する対象牛は何かとただしたところ、対象牛については気高系が11頭、栄光系が3頭、但馬系が5頭などとなっているが、そのほか適正交配牛としての指定もあり、県内牛のほとんどが対象となっているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、嘱託職員報酬の補正で道路維持費と公園費の1人当たりの増額分に開きがある理由についてただしたところ、公園費の嘱託職員報酬については、公園管理作業員6名のうち機械を使用しない作業員が2名含まれており、報酬単価が安いいため、道路維持費との増額分に開きが生じているものであるとの答弁でありました。

嘱託職員報酬と臨時職員賃金の上げ幅が違うが、賃金体系はどうなっているのかとただしたところ、嘱託職員は月額報酬となっており土木業務の場合は月額11万600円である。臨時職員については時間給に基づく支給となっているとの答弁でありました。

最後に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、漁港管理費のその他業務委託料25万6,000円の内容についてただしたところ、夏井漁港の港内に溜まった砂を搬出する作業を業務委託するものであるとの答弁でありました。

農業用施設災害復旧事業の今回の事業規模についてただしたところ、今回は農地と施設の災害復旧工事であるが、農地については被災延長が16mで高さが10m、盛土量は210㎡である。施設については水路災害であるが、被災延長が21mで高さが15m、水路の布設が16mで盛土量は1,720㎡を予定しているとの答弁でありました。

松くい虫伐倒駆除事業について、松を枯らす直接の原因であるマツノザイ線虫の駆除対策については、伐倒駆除のほかに方法はないのかとただしたところ、予防的な対策としては毎年の航空防除や地上防除、薬剤の樹幹注入などを行っているが、枯れてしまった場合の駆除については伐倒・くん蒸処理しているとの答弁でありました。

今回の補正でどれぐらいの本数の処理を行う予定かとただしたところ、今回の補正では1,100本程度を見込んでおり、当初予算とあわせて500㎡の1,250本程度を予定しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第67号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

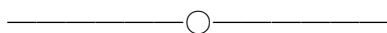
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第67号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第68号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第68号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第68号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、一般被保険者高額介護合算療養費38万7,000円の内容についてただしたところ、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が、著しく高額になった場合に、世帯の負担を軽減する仕組みが平成20年4月から開始されている。平成29年度の支出見込額が概算で94万5,273円となるため、不足分を増額補正するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第68号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第68号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第69号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第69号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第69号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、地域自立生活支援事業による配食数が増加した要因についてただしたところ、配食を担う三つの事業がある中で、主となる「食の自立支援事業」、「配食事業」について、新規申請を受け付ける際の対象区分の見直しを今回実施したところである。見直し後の対象区分として、介護認定を受けていない方については、食の自立支援事業による配食、90歳以上及び介護認定を受けた方については、介護保険特別会計で実施している配食事業対象者としたところであり、そのために増加した配食事業対象者分の経費を増額するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第69号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第70号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第70号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第70号、平成29年度志布

志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、嘱託職員の報酬は何名分かただしたところ、1名分であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第70号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

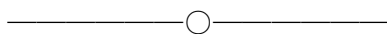
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第71号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第71号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第71号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から港湾商工課長補佐ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。



主な質疑といたしまして、当初予算でも臨海工業団地整備費用が計上されており、今回5工区の測量設計業務として1,000万円増額しているが、金額の妥当性についてただしたところ、設計測量業務委託料の積算については建設課に依頼しており、公共単価を用いて算定している。面積が10.9haと広い設計測量であり、この金額になっているとの答弁でありました。

5工区は、1工区から4工区までを足した面積とほぼ同じだが、1工区から4工区までの設計測量業務委託料の合計との比較はしているのかとただしたところ、1・2工区の設計測量業務委託料と比較しながら進めており、同じ公共単価を用いており、大きく変わることはなく、労務単価等の修正で少し増えている程度であるとの答弁でありました。

4・5工区についての企業からの問い合わせ状況をただしたところ、3工区に分譲申し込みに合わせて、市内物流企業4社から問い合わせが来たが、実際申し込みがあったのは、その内1社だけであった。残りの3社については4工区を検討されている。また、県に分譲地にはバイオマス・製造業など4社程度が用地の全てを使って事業を行いたいとの相談が来ており、県に分譲地に入れなかった企業のため、5工区を同規模に設定して整備しようとするものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第71号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第71号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 陳情第7号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（岩根賢二君） 日程第20、陳情第7号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（小園義行君）** ただいま議題となりました「陳情第7号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、学校教育課長、教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取り組み状況等について説明を受けました。

執行部から、障害者計画に基づいた、啓発、交流の促進については、BTVケーブルテレビ等を活用した市民への周知のほか、文化活動発表会、スポーツ大会等の開催により、相互交流の促進に努めている。また、ヘルプカードの県下全域での統一利用について、県への要望を行ったほか、障がい者の円滑な意思疎通を支援する手話奉仕員の養成講座を開設した。専門機関の機能や療育従事者の質の向上に資する研修等については、引き続き開催している。保育士等の処遇改善については、今回の補正予算でも関係予算を計上していることから、更なる充実が見込まれるとともに、幼保小連携協議会、教育委員会を通じた巡回支援専門員整備事業の周知により29年度は、保育園、幼稚園6か所、小学校6か所での巡回、職員への支援を実施した。

保育所入所の際の「就労の条件」については、国の基準に準じてはいるが、可能な限り柔軟な対応に努めている。

母子保健事業については、事業ごとの専任体制は執っていないが、現在、保健師16名、管理栄養士1名体制で保健事業を展開しており、障がいをもつ子供については、母子業務担当と地区担当保健師に加え、必要に応じ、管理栄養士も支援できる体制としており、昨年度から母子手帳交付後、電話による対象者との関わりを持つよう努めている。更に、子育て世代包括支援センター設置により切れ目ない支援に努めていく。

合理的配慮の下での豊かな学校生活の確保については、管理職研修会をはじめ、各学校での校内研修、保護者への情報提供に努めている。29年度の特別支援学級設置状況は、昨年度より小・中学校とも2校増え、小学校13校に17学級、中学校5校に8学級のほか、香月小学校に「ことばの指導通級教室」を設置している。更に、市内全小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、その教育の充実に努めるとともに、本年9月から取り組んでいる特別支援学級へのタブレット端末導入により一人ひとりの学びの状況に応じた学習活動に努めている。29年度2名を増員し、21名となった特別支援教育支援員については、小学校11校、中学校3校に、医療的ケア支援員1名を小学校1校に配置し、児童生徒のニーズに応じた支援を行っている。

以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情書に添付されていたアンケート結果についての感想についてただしたところ、保健課長から、市の健診時において、不信感を抱かれるような対応が指摘されていることを受け、子育て等に悩みを持たれている保護者に対しては、より一層懇切丁寧な対応を

心がけることが大事であると再認識したところである。乳幼児健診等に際しては、保健師としての役割を再認識し、親身な対応に努めていきたいとの答弁でありました。

学校教育課長から、特別支援学級の対応に満足されている意見がある一方で、地域の学校に対しての批判的な意見もあり、重く受け止めたところである。管理職や担任が替わることにより指導が変わることに対する不信感、中学校での担任との連携不足、小学校、中学校間の連携不足、教師、保護者間の認識不足等を感じている保護者がいることに気付かされた。指摘されたようなことがあってはならないため、管理職研修会や担当者会においてアンケート結果を共有し、担当者等の変更に左右されない充実した指導の確保、当事者に適した指導の継続、幼・保・小・中間の連携確保等について、実践的な研究を重ねながら、研修を深め、教育を受ける者、保護者が不信感を抱かれることがないよう、寄り添うことを大事にしていきたい。更に、教師と保護者の交流の場の機会創出を工夫していくことも必要であると感じたとの答弁でありました。

学童保育を実施されている愛泉福祉会が来年度以降撤退されるとの声を多くの方から聞いているが、どのような状況なのかとただしたところ、福祉課長から、11月29日に関係者が来庁され、放課後デイサービスについては、人員体制を確保できないため平成29年度末で休止する意向であるとの話は聞いたところであるが、最終的な決定とは認識していないとの答弁でありました。

放課後デイサービスが休止になることの影響は大きく、その背景には、人材確保の課題があると思う。法人の努力だけで必要な人員を確保していくことは厳しいのではないかと感じるが、市として、どのように対応していくことになるのかとただしたところ、福祉課長から、今後の状況を注視しながら、必要に応じ、法人側との話し合いに臨んでいく。市においては、11月1日から子育て支援に関する人材バンクを立ち上げたところであり、広報、ホームページ等で周知を図っている。保育園、幼稚園に限らず、児童発達支援管理責任者等についても、市の人材バンクへの登録を呼び掛け、また、法人に対しても求人情報を登録していただくようお願いし、人材バンクの充実に努めている。既に、法人からの登録もあり、今後は人材バンクの活用に努めていきたいとの答弁でありました。

市内において、特別支援学級が無い学校は何校かとただしたところ、学校教育課長から、小学校3校で、中学校には全てあるとの答弁でありました。

子育て世代包括支援センターの設置は、平成30年度なのかとただしたところ、保健課長から、子育て世代包括支援センターについては、平成32年度までに設置することとされている。研修先においては、妊娠届けの際に地区担当保健師による情報収集や説明にあわせ、家族、パートナーの状況や心身の健康状態、心理状態などを総合的に判断し、支援プランを作成し、個別に支援しているようであった。また、連携した地区の民生委員、児童委員が、家庭を訪問し情報提供がされている状況であったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、昨年に引き続き出された陳情であるが、今回、新たに保護者等を対象に実施されたアンケート調査の結果も添付されている。集約された結果を十分に精査した上で、関係者に寄

り添いながら、課題への適切な対応に努めていただくとともに、現状をしっかりと受け止めるためにも、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、「陳情第7号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

陳情第7号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時06分 休憩

午後1時09分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

—————○—————

#### 日程第21 議案第72号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第72号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第72号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経

過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人事院勧告から、県の対応、そして本市の議案上程に至るまでの経過についてただしたところ、8月8日に国の人事院勧告が出され、10月5日の県人事委員会勧告を受け、市内民間企業の状況を確認した。ハローワークでの調査では、29年の求人倍率が一般職で1.36倍、パートタイムについても1.12倍という状況だった。また、税務課へ納税者の所得状況を確認し、毎年度市民の所得額が上がってきていることを調査した。それを受け、都市部の上向きの景気が末端まで行き届いているとは言えないが、県の最低賃金についても737円に引き上げられており、それらのことを踏まえ、今回特別職・一般職の議案上程となったところであるとの答弁でありました。

県内19市の中で、昨年は18市が特別職の期末手当について、引き上げの提案を行っていたが、本年の状況についてただしたところ、特別職については17市、議員については16市が期末手当の支給率の引き上げ提案を行っているとの答弁でありました。

国・県の勧告に基づく各自治体の対応は、地域の企業や各種団体も注視している。早い所は、県の勧告が出された時に対応する企業もあり、地域への影響があるのではないかとただしたところ、県の最低賃金が上がった時に、本市の対応についての問い合わせもあった。また、港湾には本社が都市部にある企業もあり、これまで本市の給与を基準にしているという問い合わせもあった。本市の賃金・給与の改定について、参考にされている企業や事業所が多いということを確認している。そういったことから、国及び県の勧告に準じた対応も必要であると感じているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第72号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第72号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告の

とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第73号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第73号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第73号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、景気動向を踏まえた提案であることは、議案第72号の審査で十分理解したが、今回、臨時・嘱託職員への対応はどのような検討を行ったのかとただしたところ、県の最低賃金が10月1日に715円から737円に引き上げられた。その時点で、本市は一般事務の臨時職員の時間給を720円としていたため17円ほど下回っており、市長とも上げ幅について協議を重ねてきた。市内の動向や県内自治体の動向、来年の上げ幅等を勘案すべきという市長からの指示を受け調査を行ってきたが、最終的に40円アップの760円とし、10月1日から適用することを決定した。それにあわせ、嘱託職員の日額・月額報酬についても同様に40円アップで調整をしたとの答弁でありました。

今回の特別職の期末手当の引き上げについては、県内全市では対応していないが、一般職の引き上げについては19市とも対応しているのかとただしたところ、一般職については19市全てが、月例給、期末勤勉手当を改正する予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第73号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第73号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第23 議案第74号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明として、一般会計補正予算（第5号）については、人事院勧告及び改正法案に準じた給与改定分の補正予算であり、総務課で一括管理している職員人件費を費目別に算定して計上したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在の職員の平均年齢と、今回の人事院勧告による改正後の平均給与月額についてただしたところ、平均年齢は42.8歳、平均給与月額は31万8,234円になるとの答弁でありました。

最後に、議会事務局分について報告いたします。

事務局より、予算書による補足説明として、一般会計補正予算（第5号）については、人事院勧告に準じた期末手当支給率の引き上げに伴う議員19名分の補正予算である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で全ての課及び局を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、事務局費の給料7万9,000円の内訳についてただしたところ、教育総務課分が9名分で6万3,000円、学校教育課分が3名分で1万5,600円であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰出金8万9,000円の内容についてただしたところ、下水道管理特別会計で支出している職員2名分の人勧、改正法案に基づく人件費の増額分であるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、増額された給料は何人分かとただしたところ、社会福祉総務費が8人分、保健衛生総務費が支所を合わせて24人分であるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子育て支援センターの職員分は、社会福祉総務費の27名分に含まれているのかとただしたところ、含まれているとの答弁でありました。

最後に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、図書館にいる方は、再任用職員かとただしたところ、図書館の職員については、嘱託職員を配置している。再任用職員については、生涯学習課の文化財管理室に2名在籍しており、市史編さんを担当しているとの答弁でありました。



以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農業委員会分の人事院勧告及び改正法案に準じた給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正予算について、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回増額する期末手当と勤勉手当の対象者の人数が違う理由はとただしたところ、今回の給与改定により、期末手当において対象とならなかった職員がいたためであるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課、建設課、耕地林務水産課分の当該人件費にかかる補正予算について、予算書による補足説明を受け、質疑に入りましたが、いずれの課においても質疑はありませんでした。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第74号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第74号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第75号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第24、議案第75号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第75号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑は無く、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第75号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第75号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第25、発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会への付託を省

略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 日程第25 発議第5号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

○議長（岩根賢二君） 日程第25、発議第5号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました発議第5号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書については、必要な道路事業の予算を安定的、かつ十分確保するため、別紙案のとおり意見書を提出しようとするもので、賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、小園義行議員、同じく、産業建設常任委員長、長岡耕二議員であります。

提出の理由としましては、移動手段を自動車交通に大きく依存している本市において、道路は経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であるが、国や県において、整備が進められているものの、いまだに未整備区間が存在している。少子高齢化、人口減少が加速する中、国において、国民の安心・安全を確保するために、必要な道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保するとともに、経済の好循環を地方に拡大し、地方創生の早期実現を図るため、大型補正予算の措置を強く要望する必要がある。

また、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置は、平成29年度までの時限措置となっており、低減あるいは廃止となれば、市の財政負担も増え、自主財源に乏しい本市にとって、致命的な問題となるため、平成30年度以降も補助率等のかさ上げ措置を継続し、あわせて地域の財政状況等を考慮した措置をとられるよう要望することから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、国土交通大臣 石井啓一、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま議決されました発議第5号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

#### 日程第26 閉会中の継続審査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第26、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第27 閉会中の継続調査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第27、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成29年第4回志布志市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後1時37分 閉会